

平成30年第1回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 山本武朝

副委員長 工藤健

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	3
○欠席委員	3
○説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局出席職員の職氏名	4

1 日目 平成 30 年 3 月 9 日(金)

開会	5
開議・審査方法	5
○小豆畑緑委員（自民清風会）	6
1 消防団について	6
答弁 蝦名幸悦総務部理事	6
再質疑	7
答弁 蝦名総務部理事	7
意見・再質疑	7
答弁 蝦名総務部理事	8
再質疑	8
答弁 蝦名総務部理事	8
要望・再質疑	9
答弁 鈴木裕司総務部長	9
要望	10
2 健康づくりについて	10
答弁 浦田浩美保健部長	10
再質疑	11
答弁 保健部長	11
意見・再質疑	11
答弁 保健部長	12
要望	12
3 ねぶたの家ワ・ラッセについて	12
答弁 坪真紀子経済部理事	13
再質疑	13
答弁 経済部理事	13
再質疑	13
答弁 経済部理事	14

要望	14
○中村節雄委員（新政無所属の会）	14
1 浅虫温泉活性化事業について	14
答弁 坪真紀子経済部理事	15
要望	16
2 浅虫温泉駅のバリアフリー化について	16
答弁 大櫛寛之都市整備部長	16
要望	17
3 期日前投票について	18
答弁 三上正俊選挙管理委員会事務局長	18
要望・再質疑	18
答弁 選挙管理委員会事務局長	20
再質疑	21
答弁 鈴木裕司総務部長	21
要望	21
○葛西育弘委員（日本共産党）	21
1 冬期間の空家の管理について	21
答弁 鈴木裕司総務部長	22
再質疑	22
答弁 総務部長	23
要望	24
○木下靖委員（市民クラブ）	24
1 新規バス路線の実験運行について	24
答弁 赤坂寛交通部理事	24
再質疑	25
答弁 交通部理事	25
意見	26
2 地域活動環境改善事業について	26
答弁 横内修市民政策部理事	26
3 健康寿命延伸戦略事業について	27
答弁 浦田浩美保健部長	27
再質疑	28
答弁 保健部長	29
要望	29
4 市民病院の経営改善について	29
答弁 木村文人市民病院事務局長	30
要望	30

5	バスまち空間向上事業について	31
	答弁 多田弘仁交通部長	31
	再質疑	32
	答弁 交通部長	32
	要望	32
6	放課後児童会整備運営事業について	32
	答弁 能代谷潤治福祉部長	32
	再質疑	33
	答弁 福祉部長	33
	再質疑	33
	答弁 福祉部長	34
	再質疑	34
	答弁 福祉部長	34
	休憩	34
	再開	34
	○赤木長義委員（公明党）	34
	要望	35
1	市の内部統制について	35
	答弁 鈴木裕司総務部長	35
	要望・再質疑	36
	答弁 総務部長	37
	要望	37
2	持続可能な開発目標について	37
	答弁 福井正樹市民政策部長	37
	要望	37
3	健康づくりについて	38
	答弁 浦田浩美保健部長	38
	要望	39
4	急病センターについて	40
	答弁 浦田浩美保健部長	40
	要望	40
5	消防団について	41
	答弁 蝦名幸悦総務部理事	41
	意見・再質疑	41
	答弁 小川徳久財務部長	42
	意見・再質疑	42
	答弁 蝦名総務部理事	43

要望	43
6 青森市アリーナプロジェクト推進事業について	43
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	44
要望・再質疑	44
答弁 大櫛寛之都市整備部長	45
再質疑	45
答弁 教育委員会事務局教育部長	45
再質疑	45
答弁 都市整備部長	46
要望	46
7 浅虫温泉駅のバリアフリー化について	46
答弁 大櫛寛之都市整備部長	46
要望	47
8 教育のICT化について	47
答弁 工藤裕司教育委員会事務局理事	47
要望	48
9 スポーツコミッションについて	48
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	48
再質疑	49
答弁 教育委員会事務局教育部長	49
要望	49
10 小学生の肥満対策について	50
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	50
再質疑	50
答弁 教育委員会事務局教育部長	51
要望	51
11 認知症ケアパスについて	51
答弁 舘山新福祉部理事	51
要望	52
12 認知症カフェについて	52
答弁 舘山新福祉部理事	53
13 ヘルプカードについて	53
答弁 能代谷潤治福祉部長	53
要望・再質疑	54
答弁 福祉部長	54
要望・再質疑	55
答弁 福祉部長	55

要望	55
14 食品ロスについて	56
答弁 小松文雄環境部長	56
要望・再質疑	57
答弁 環境部長	57
要望	58
休憩	58
再開	59
○斎藤憲雄委員（社民党）	59
1 子どもの居場所について	59
答弁 能代谷潤治福祉部長	59
再質疑	59
答弁 加藤文男総務部理事	60
要望・再質疑	61
答弁 福祉部長	61
要望	62
2 地域包括ケア強化法について	62
答弁 舘山新福祉部理事	63
再質疑	64
答弁 福祉部理事	65
再質疑	65
答弁 福祉部理事	65
再質疑	65
答弁 福祉部理事	66
意見・再質疑	66
答弁 福祉部理事	66
要望	67
○長谷川章悦委員（自由民主党）	67
1 新規就農総合支援事業について	67
答弁 金澤保農林水産部長	67
要望	68
2 流雪溝整備事業について	69
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	69
要望	69
3 浪岡地区の史跡を中心とした保存・活用事業について	69
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	69
要望・再質疑	70

答弁 教育委員会事務局教育部長	71
要望	71
4 スポーツコミッション青森推進事業について	71
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	71
要望	72
5 社会体育振興育成事業、体育団体助成事業及び 青森市スポーツ活動振興基金運用事業について	72
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	72
要望	73
6 教育環境整備について	73
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	73
要望	74
散会	74
2日目 平成30年3月12日(月)	
開議	75
○橋本尚美委員(無所属)	75
1 青森市アリーナプロジェクト推進事業について	75
答弁 大櫛寛之都市整備部長	75
再質疑	75
答弁 都市整備部長	75
再質疑	76
答弁 都市整備部長	76
要望・再質疑	76
答弁 都市整備部長	76
再質疑	77
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	77
再質疑	77
答弁 都市整備部長	78
再質疑	78
答弁 教育委員会事務局教育部長	78
再質疑	79
答弁 教育委員会事務局教育部長	79
要望	79
2 財産区について	80
答弁 鈴木裕司総務部長	80
再質疑	80
答弁 総務部長	80

3	新市庁舎について	81
	答弁 井上享市民生活部長	81
	要望	81
○	丸野達夫委員（新政無所属の会）	82
1	区画整理事業について	82
	答弁 八戸認都市整備部理事	82
	要望	82
2	除雪について	83
	答弁 八戸認都市整備部理事	83
○	天内慎也委員（日本共産党）	84
1	消防団について	84
	答弁 蝦名幸悦総務部理事	85
	意見・再質疑	85
	答弁 蝦名総務部理事	86
	要望	86
2	空家・空地対策について	86
	答弁 鈴木裕司総務部長	86
	意見・再質疑	87
	答弁 総務部長	87
	要望・再質疑	87
	答弁 総務部長	87
	要望	88
3	農業問題について	88
	答弁 金澤保農林水産部長	88
	再質疑	88
	答弁 農林水産部長	89
	要望	89
4	農業委員について	89
	答弁 梅田喜次農業委員会事務局長	89
	意見・再質疑	90
	答弁 農業委員会事務局長	91
	意見・要望	92
5	浪岡病院について	92
	答弁 木村文人市民病院事務局長	92
	要望	93
○	工藤健委員（市民クラブ）	94
1	新規バス路線実験事業について	94

答弁 赤坂寛交通部理事	94
再質疑	94
答弁 交通部理事	94
再質疑	94
答弁 交通部理事	94
要望・再質疑	95
答弁 交通部理事	95
要望・再質疑	95
答弁 交通部理事	96
要望・再質疑	96
答弁 交通部理事	96
再質疑	96
答弁 交通部理事	97
再質疑	97
答弁 交通部理事	97
要望	98
2 小・中学校副読本について	98
答弁 工藤裕司教育委員会事務局理事	98
要望	98
3 浅虫温泉駅のバリアフリー化について	99
答弁 大櫛寛之都市整備部長	99
再質疑	99
答弁 都市整備部長	100
意見	100
4 浅虫温泉活性化事業について	101
答弁 坪真紀子経済部理事	101
要望	101
休憩	102
再開	102
○仲谷良子委員（社民党）	102
1 東日本大震災の応援職員について	102
答弁 鈴木裕司総務部長	102
再質疑	103
答弁 総務部長	103
再質疑	103
答弁 総務部長	103
再質疑	103

答弁 総務部長	103
要望	104
2 筒井小学校校舎等の改築工事について	104
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	104
要望・再質疑	104
答弁 教育委員会事務局教育部長	104
再質疑	105
答弁 教育委員会事務局教育部長	105
3 部活動の指導員について	105
答弁 工藤裕司教育委員会事務局理事	106
再質疑	106
答弁 教育委員会事務局理事	106
再質疑	106
答弁 教育委員会事務局理事	107
意見・再質疑	107
答弁 教育委員会事務局理事	107
再質疑	107
答弁 教育委員会事務局理事	107
再質疑	108
答弁 教育委員会事務局理事	108
要望	109
4 まちまちプラザについて	109
答弁 堀内隆博経済部長	109
再質疑	110
答弁 経済部長	110
再質疑	110
答弁 経済部長	110
再質疑	110
答弁 経済部長	110
要望	111
鈴木裕司総務部長からの発言の申し出について	111
○大矢保委員（自由民主党）	111
1 浅虫ダム道路整備事業について	111
答弁 八戸認都市整備部理事	111
再質疑	112
答弁 都市整備部理事	112
要望	112

2 危険空家について	112
答弁 鈴木裕司総務部長	112
要望	113
3 浪岡病院について	113
答弁 木村文人市民病院事務局長	113
再質疑	113
答弁 市民病院事務局長	114
再質疑	114
答弁 市民病院事務局長	114
要望	114
4 社会人枠の技術職の年齢制限緩和について	114
答弁 鈴木裕司総務部長	114
要望	115
○館山善也委員（自民清風会）	115
1 戦没者慰霊祭の開催について	115
答弁 鈴木裕司総務部長	116
要望・再質疑	116
答弁 総務部長	116
要望	117
2 応急手当の普及啓発について	117
答弁 蝦名幸悦総務部理事	117
再質疑	118
答弁 多田弘仁交通部長	118
再質疑	118
答弁 交通部長	119
要望	119
3 中学校への防災資機材の配備について	119
答弁 鈴木裕司総務部長	119
意見・再質疑	120
答弁 総務部長	120
要望	121
○館田瑠美子委員（日本共産党）	121
1 岡田橋について	121
答弁 八戸認都市整備部理事	121
要望・再質疑	122
答弁 都市整備部理事	122
要望	122

2 水道料金の口座振替日について	122
答弁 相馬政人水道部長	122
再質疑	123
答弁 水道部長	123
再質疑	123
答弁 水道部長	123
再質疑	124
答弁 水道部長	124
意見・再質疑	124
答弁 水道部長	124
要望	125
3 母子父子寡婦福祉資金について	125
答弁 能代谷潤治福祉部長	125
意見・再質疑	126
答弁 福祉部長	127
要望	127
4 農業について	127
答弁 金澤保農林水産部長	128
再質疑	128
答弁 農林水産部長	128
再質疑	128
答弁 農林水産部長	128
要望・再質疑	128
答弁 農林水産部長	129
再質疑	129
答弁 農林水産部長	129
再質疑	130
答弁 農林水産部長	130
要望	130
休憩	130
再開	131
○竹山美虎委員（市民クラブ）	131
要望	131
1 青森港地方創生拠点整備事業について	131
答弁 坪真紀子経済部理事	132
要望	132
2 橋梁長寿命化修繕事業について	133

答弁 八戸認都市整備部理事	133
再質疑	133
答弁 都市整備部理事	133
再質疑	134
答弁 都市整備部理事	134
要望	134
3 新市庁舎の整備に伴う防災情報システムの整備について	135
答弁 鈴木裕司総務部長	135
再質疑	135
答弁 総務部長	135
要望	136
散会	136

3日目 平成30年3月14日(水)

開議	137
○中村美津緒委員（新政無所属の会）	137
1 人工芝利用料について	137
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	137
再質疑	138
答弁 教育委員会事務局教育部長	138
再質疑	138
答弁 教育委員会事務局教育部長	139
再質疑	139
答弁 教育委員会事務局教育部長	139
再質疑	139
答弁 教育委員会事務局教育部長	139
再質疑	139
答弁 教育委員会事務局教育部長	140
再質疑	140
答弁 教育委員会事務局教育部長	140
再質疑	140
答弁 教育委員会事務局教育部長	140
再質疑	141
答弁 教育委員会事務局教育部長	141
再質疑	141
答弁 教育委員会事務局教育部長	141
要望・再質疑	142
答弁 教育委員会事務局教育部長	142

再質疑	142
答弁 教育委員会事務局教育部長	142
要望	142
2 アリーナ建設について	143
答弁 大櫛寛之都市整備部長	143
再質疑	143
答弁 都市整備部長	143
3 アウガについて	143
答弁 堀内隆博経済部長	144
再質疑	144
答弁 経済部長	144
再質疑	144
答弁 経済部長	144
要望・再質疑	145
答弁 経済部長	145
再質疑	145
答弁 経済部長	145
再質疑	146
答弁 経済部長	146
再質疑	146
答弁 経済部長	146
再質疑	146
答弁 経済部長	146
再質疑	146
答弁 鈴木裕司総務部長	147
要望	147
○秋村光男委員（市民クラブ）	147
1 民泊について	147
答弁 浦田浩美保健部長	147
再質疑	148
答弁 保健部長	148
再質疑	148
答弁 保健部長	149
要望	149
2 市民病院への繰出金について	150
答弁 木村文人市民病院事務局長	150
再質疑	151

答弁 市民病院事務局長	151
意見・再質疑	152
答弁 市民病院事務局長	152
要望	152
3 流・融雪溝整備事業について	152
答弁 八戸認都市整備部理事	153
再質疑	153
答弁 都市整備部理事	153
再質疑	154
答弁 都市整備部理事	154
要望	154
○小倉尚裕委員（新政無所属の会）	154
1 浪岡地区の教育環境について	154
答弁 成田一二三教育長	154
再質疑	155
答弁 教育長	155
意見・要望・再質疑	155
答弁 教育長	156
要望・再質疑	157
答弁 教育長	158
要望・意見・再質疑	159
答弁 教育長	160
2 浪岡病院について	161
答弁 木村文人市民病院事務局長	161
再質疑	162
答弁 市民病院事務局長	162
再質疑	162
答弁 鈴木裕司総務部長	162
再質疑	163
答弁 総務部長	163
再質疑	163
答弁 総務部長	163
再質疑	164
答弁 総務部長	164
再質疑	164
答弁 総務部長	164
意見・再質疑	164

答弁 市民病院事務局長	165
再質疑	165
答弁 市民病院事務局長	166
要望・再質疑	166
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	166
再質疑	166
答弁 市民病院事務局長	167
再質疑	167
答弁 市民病院事務局長	167
再質疑	167
答弁 市民病院事務局長	168
再質疑	168
答弁 市民病院事務局長	168
再質疑	168
答弁 市民病院事務局長	168
再質疑	168
答弁 市民病院事務局長	169
再質疑	169
答弁 市民病院事務局長	169
再質疑	169
答弁 市民病院事務局長	170
再質疑	170
答弁 市民病院事務局長	170
再質疑	171
答弁 市民病院事務局長	171
要望・再質疑	171
答弁 市民病院事務局長	171
要望・再質疑	171
答弁 市民病院事務局長	172
要望	172
休憩	172
再開	172
○藤原浩平委員（日本共産党）	172
1 情報公開請求について	172
答弁 鈴木裕司総務部長	173
再質疑	173
答弁 総務部長	173
再質疑	174
答弁 総務部長	174

意見・再質疑	174
答弁 総務部長	174
再質疑	174
答弁 総務部長	175
再質疑	175
答弁 総務部長	175
再質疑	175
答弁 総務部長	176
再質疑	176
答弁 総務部長	176
意見・再質疑	176
答弁 総務部長	177
要望	177
2 20億円の寄付について	177
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	177
再質疑	177
答弁 教育委員会事務局教育部長	177
再質疑	178
答弁 教育委員会事務局教育部長	178
藤原浩平委員からの議事進行上の発言	178
委員長の発言	178
休憩	179
再開	179
要望・意見・再質疑	179
答弁 前多正博副市長	179
意見・再質疑	179
答弁 副市長	180
再質疑	180
答弁 副市長	180
要望・再質疑	180
答弁 横内修市民政策部理事	181
意見	181
3 除雪について	181
答弁 八戸認都市整備部理事	182
再質疑	182
答弁 都市整備部理事	182
再質疑	183

答弁 都市整備部理事	183
再質疑	183
答弁 都市整備部理事	183
意見・再質疑	183
答弁 都市整備部理事	183
再質疑	183
答弁 都市整備部理事	183
再質疑	184
答弁 都市整備部理事	184
再質疑	184
答弁 都市整備部理事	185
再質疑	185
答弁 都市整備部理事	185
要望・再質疑	185
答弁 都市整備部理事	186
再質疑	186
答弁 都市整備部理事	186
再質疑	186
答弁 都市整備部理事	186
要望・再質疑	186
答弁 都市整備部理事	186
再質疑	187
答弁 都市整備部理事	187
採決	187
閉会	190

- 1 開催日** 平成 30 年 3 月 9 日（金曜日）
平成 30 年 3 月 12 日（月曜日）
平成 30 年 3 月 14 日（水曜日）

- 2 開催場所** 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 審査案件

- 議案第 1 号 平成 30 年度青森市一般会計予算
議案第 2 号 平成 30 年度青森市競輪事業特別会計予算
議案第 3 号 平成 30 年度青森市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 4 号 平成 30 年度青森市宅地造成事業特別会計予算
議案第 5 号 平成 30 年度青森市下水道事業特別会計予算
議案第 6 号 平成 30 年度青森市卸売市場事業特別会計予算
議案第 7 号 平成 30 年度青森市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 8 号 平成 30 年度青森市介護保険事業特別会計予算
議案第 9 号 平成 30 年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
議案第 10 号 平成 30 年度青森市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 11 号 平成 30 年度青森市駐車場事業特別会計予算
議案第 12 号 平成 30 年度青森市病院事業会計予算
議案第 13 号 平成 30 年度青森市水道事業会計予算
議案第 14 号 平成 30 年度青森市自動車運送事業会計予算
議案第 15 号 平成 30 年度青森市深沢第一財産区特別会計予算
議案第 16 号 平成 30 年度青森市八重菊第一財産区特別会計予算
議案第 17 号 平成 30 年度青森市八重菊第二財産区特別会計予算
議案第 18 号 平成 30 年度青森市新城財産区特別会計予算
議案第 19 号 平成 30 年度青森市野内財産区特別会計予算
議案第 20 号 平成 30 年度青森市土橋財産区特別会計予算
議案第 21 号 平成 30 年度青森市大平財産区特別会計予算
議案第 22 号 平成 30 年度青森市孫内財産区特別会計予算
議案第 23 号 平成 30 年度青森市大字高田財産区特別会計予算
議案第 24 号 平成 30 年度青森市大字石江財産区特別会計予算
議案第 25 号 平成 30 年度青森市安田財産区特別会計予算
議案第 26 号 平成 30 年度青森市大別内財産区特別会計予算
議案第 27 号 平成 30 年度青森市七ヶ大字財産区特別会計予算
議案第 28 号 平成 30 年度青森市大字野沢財産区特別会計予算
議案第 29 号 平成 30 年度青森市金浜財産区特別会計予算
議案第 30 号 平成 30 年度青森市深沢第二財産区特別会計予算

- 議案第 31 号 平成 30 年度青森市大字荒川財産区特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 30 年度青森市八ツ役財産区特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 30 年度青森市上野財産区特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 30 年度青森市野木財産区特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 30 年度青森市岩渡財産区特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 30 年度青森市前田財産区特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 30 年度青森市幸畑財産区特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 30 年度青森市小館財産区特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 30 年度青森市二ヶ大字（後潟・四戸橋）財産区
特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 30 年度青森市二ヶ大字（築木館・諏訪沢）財産区
特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 30 年度青森市清水財産区特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 30 年度青森市桐沢財産区特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 30 年度青森市大字六枚橋財産区特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 30 年度青森市大字岡町財産区特別会計予算
- 議案第 45 号 平成 30 年度青森市横内財産区特別会計予算
- 議案第 46 号 平成 30 年度青森市大字滝沢財産区特別会計予算
- 議案第 47 号 平成 30 年度青森市浪岡財産区特別会計予算
- 議案第 48 号 平成 30 年度青森市細野財産区特別会計予算
- 議案第 49 号 平成 30 年度青森市女鹿沢財産区特別会計予算
- 議案第 50 号 平成 30 年度青森市本郷財産区特別会計予算
- 議案第 51 号 平成 30 年度青森市大字野尻財産区特別会計予算
- 議案第 52 号 平成 30 年度青森市郷山前財産区特別会計予算
- 議案第 53 号 平成 29 年度青森市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 54 号 平成 29 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 55 号 平成 29 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 4 号）
- 議案第 56 号 平成 29 年度青森市宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 57 号 平成 29 年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 58 号 平成 29 年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 59 号 平成 29 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 4 号）
- 議案第 60 号 平成 29 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 61 号 平成 29 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 62 号 平成 29 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 63 号 平成 29 年度青森市病院事業会計補正予算（第 3 号）

- 議案第 64 号 平成 29 年度青森市水道事業会計補正予算（第 3 号）
 議案第 65 号 平成 29 年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第 3 号）
 議案第 66 号 平成 29 年度青森市八重菊第一財産区特別会計補正予算
 （第 2 号）
 議案第 87 号 平成 30 年度青森市下水道事業特別会計に収入として
 繰り入れることについて
 議案第 88 号 平成 30 年度青森市農業集落排水事業特別会計に収入として
 繰り入れることについて
 議案第 89 号 平成 30 年度青森市駐車場事業特別会計に収入として
 繰り入れることについて
 議案第 90 号 平成 29 年度青森市駐車場事業特別会計に収入として
 繰り入れる額の変更について

○出席委員

委員 長	山 本 武 朝	委 員	長谷川 章 悦
副委員 長	工 藤 健	委 員	渡 部 伸 広
委 員	竹 山 美 虎	委 員	小豆畑 緑
委 員	橋 本 尚 美	委 員	丸 野 達 夫
委 員	館 山 善 也	委 員	小 倉 尚 裕
委 員	中 村 美津緒	委 員	藤 原 浩 平
委 員	葛 西 育 弘	委 員	仲 谷 良 子
委 員	天 内 慎 也	委 員	秋 村 光 男
委 員	木 戸 喜美男	委 員	大 矢 保
委 員	中 村 節 雄	委 員	赤 木 長 義
委 員	館 田 瑠美子	委 員	渋 谷 勲
委 員	斎 藤 憲 雄	委 員	花 田 明 仁
委 員	木 下 靖		

○欠席委員

平成30年 3 月 9 日（金曜日）	藤 原 浩 平 委 員
平成30年 3 月 12 日（月曜日）	花 田 明 仁 委 員
平成30年 3 月 14 日（水曜日）	花 田 明 仁 委 員

○説明のため出席した者の職氏名

副市長	前多正博	保健部長	浦田浩美
浪岡区長	棟方牧人	経済部長	堀内隆博
教育長	成田一二三	経済部理事	坪真紀子
企業局長	中川 寛	農林水産部長	金澤 保
代表監査委員	杉田 浩	都市整備部長	大櫛 寛之
市民政策部長	福井正樹	都市整備部理事	八戸 認
市民政策部理事	横内 修	浪岡事務所副所長	相馬 紳一郎
市民政策部理事	舘田一弥	市民病院事務局長	木村 文人
総務部長	鈴木裕司	会計管理者	小鹿 継仁
総務部理事	加藤文男	教育委員会事務局教育部長	横山 克広
総務部理事	蝦名幸悦	教育委員会事務局理事	工藤 裕司
財務部長	小川徳久	選挙管理委員会事務局長	三上 正俊
市民生活部長	井上 享	農業委員会事務局長	梅田 喜次
環境部長	小松文雄	水道部長	相馬 政人
福祉部長	能代谷潤治	交通部長	多田 弘仁
福祉部理事	舘山 新	交通部理事	赤坂 寛

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長	八木澤 透	議事調査課主査	柴田 聡
議事調査課長	齋藤 賢剛	議事調査課主査	花田 昌
議事調査課主査	石澤 貴志	議事調査課主事	高木 涉
議事調査課主査	山内 克昌		

1 日目 平成 30 年 3 月 9 日（金曜日）午前 9 時 59 分開会

○山本武朝委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、私から御報告いたします。

藤原浩平委員が体調不良のため、本日の本委員会を欠席すると連絡を受けております。また、中村節雄委員の質疑に対する答弁のため、三上正俊選挙管理委員会事務局長が出席いたしますので、お知らせいたします。なお、答弁が終了し次第、退席いたしますことを御了承願います。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案第 1 号「平成 30 年度青森市一般会計予算」から議案第 66 号「平成 29 年度青森市八重菊第一財産区特別会計補正予算」まで、議案第 87 号「平成 30 年度青森市下水道事業特別会計に収入として繰り入れることについて」から議案第 90 号「平成 29 年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」までの計 70 件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第 1 号「平成 30 年度青森市一般会計予算」から議案第 66 号「平成 29 年度青森市八重菊第一財産区特別会計補正予算」まで、議案第 87 号「平成 30 年度青森市下水道事業特別会計に収入として繰り入れることについて」から議案第 90 号「平成 29 年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」までの計 70 件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、3 月 7 日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は 20 人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第1号「平成30年度青森市一般会計予算」から議案第66号「平成29年度青森市八重菊第一財産区特別会計補正予算」まで、議案第87号「平成30年度青森市下水道事業特別会計に収入として繰り入れることについて」から議案第90号「平成29年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」までの計70件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）先日の一般質問で消防団員の維持や増加策について質問させていただきました。一般質問では時間が足りなくて再質問できませんでしたので、その続きでお尋ねいたします。

今回消防団について質疑するに当たって、私も消防団員の方の人数や年齢層について少しさかのぼって調べてみました。一般質問のときの市の答弁にもありましたけれども、これまで市では消防団員数の維持増加に向けて、入団条件の緩和や定年年齢の引き上げ、若年層の掘り起こしなど、いろいろと努力をされてきて、その結果として平成15年当時と比較しても、旧青森市地区の青森消防団でいえば、30人程度ではあるんですけども団員の数はふえています。ただ年齢別に見ると、55歳以上の方の人数が大分ふえていて、若い年齢層の方が減っています。そういうことからすると、やっぱり今後は、総数自体も減っていくのかなと思われま

す。そこで最初にお尋ねしますが、消防団も退団するときには、定年を迎えて退団する方と自己都合等の定年以外の理由で退団される方がいると思いますが、近年の年度別・理由別の退団者数の実績と1年当たりの退団者の平均人数など、近年の消防団員退団者の状況についてお尋ねいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）小豆畑委員の消防団についての近年の年度別・理由別の退団者数の実績と1年当たりの退団者の平均人数についての御質疑にお答えいたします。

平成24年度から平成28年度までの過去5年間の理由別退団者数の実績についてお答えさせていただきますと、平成24年度は定年による退団2名、希望等による退団62名で合計64名。平成25年度は、定年による退団2名、希望等による退団51名で合計53名。平成26年度は、定年による退団13名、希望等による退団54名で合計67名。平成27年度は、定年による退団11名、希望等による退団50名で合計61名。平成28年度は、定年による退団31名、希望等による退団80名で合計111名となっており、青森市消防団全体で、過去5年間ですと356名の方が退団しております。また、1年間の平均的な退団者数といたしましては、約71名となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 定年もそうですけれども、希望による退団の方が随分多いんですね。

そうすれば次に、毎年、新規入団の方はどの程度いらっしゃるのかについてお聞きしたいので、近年の年度別の新規入団者数の実績や1年当たりの平均など、近年の新規入団者の状況についてお尋ねいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 小豆畑委員の再度の御質疑にお答えいたします。

お尋ねの近年の年度別の新規入団者数の実績と1年当たりの平均的な新規入団者数についてですけれども、こちらにつきましても、平成24年度から平成28年度までの過去5年間の新規入団者数についてお答えさせていただきますと、平成24年度は59名、平成25年度は48名、平成26年度は61名、平成27年度は67名、平成28年度は87名となっており、青森市消防団全体で過去5年間ですと322名の方が入団しております。また1年間の平均的な入団者数は約64名となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 5年で322名の方が入団して、356名の方が退団していると。そうすると今の答弁にあったように、最近の状況としては、退団者と新規入団者のバランスを考えると、その年度によってやめる人が多かったり入る人が多い年もありましたけれども、全体的にはやめる人が多い年のほうが多いし、直近の平成28年度から平成29年度の実績では、退団される方のほうが24人も上回っています。そういうことを考えると、やはりこれからも、入団者を退団者が上回っていくような年が続いていくのではないかということも考えていかなければならないことだと思います。

総務省消防庁の消防審議会から平成27年12月に示された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」というものがありますけれども、その中では国全体として消防団員数の減少が続いていることもあって、消防団員の定年制を導入している市町村における定年年齢の引き上げを進めたり、制度の撤廃などが見解が示されています。実際に本市で消防団員として活動していて、定年を迎えた団員の方とお話をしてみても、まだ消防団員として活動する自信があるし、活動していきたいという気持ちもあるとの積極的な御意見をお聞きすることがあります。

そこで、1つ提案をさせていただきます。今後こういった前向きな気持ちをお持ちの元気な高齢者の方に御活躍いただく機会を提供し、消防団員数を維持・増加させていくために、再度の定年年齢の引き上げを検討してはどうかと考えますが、市の見解をお示しくください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 小豆畑委員の再度の御質疑にお答えいたします。

お尋ねの消防団員の定年年齢の引き上げの検討についてですけれども、本市の消防団員の定年年齢の引き上げにつきましては、消防団員確保の取り組みの一つとして、平成 21 年 4 月にそれまで階級ごとに規定されていた定年年齢を、その当時の最高年齢の 67 歳を全団員一律の定年年齢として引き上げたところであり、今後、さらに定年年齢を引き上げることににつきましては、消防団の活動は各種災害時における即戦力であり、強靱な体力を必要とするほか危険を伴う活動であるため、年齢を重ねるごとにその危険度も増していくものと考えられるところであり、

また、本市消防団員の平均年齢が全国の消防団員の平均年齢 40.8 歳に對しまして、46.2 歳と 5.4 歳高い状況となっており、さらに定年年齢を引き上げることににつきましては、一層高齢化が進むおそれがあることから、消防団活動への支障や団員自身の安全面の確保を鑑みれば、定年年齢の引き上げについては考えていないところ、

以上でございます。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 私がお話を聞いた消防団のOBの方は、やはり長年その地域の仲間の皆さんと一緒に活動してきていて、これからも地域にかかわっていききたい、言ってみれば地域のコミュニティー活動の一環のような面からも、もっと消防団を続けていきたいというようなことを言っておられました。

市の答弁では、本市の消防団の平均年齢が高いことや、消防団の活動内容を考えれば定年年齢の引き上げは適切ではないという考えでしたけれども、消防団の中核としてあらゆる災害等に幅広く対応する、いわゆる基本団員としての定年年齢の引き上げが適切でないとするならば、それとは別に機能別団員制度を新設してはどうかと、

考えます。消防団の制度の中には、消防団活動の中の特定の活動や役割に、御本人の体力や時間の都合に合わせて参加することのできる機能別団員制度というものがありまして、平成 30 年 1 月に総務省消防庁から公表された消防団員の確保方策等に関する検討会報告書でも、特に大規模災害活動などにおける消防団退職者等を中心とした機能別団員制度の導入の必要性が報告されています。県内では八戸市が平成 18 年度からもう設置していて、平成 29 年 10 月現在で、既に 91 名の団員の方がいらっしゃいます。

本市においても機能別団員制度の導入を進めてみてはどうかと考えますが、市の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 小豆畑委員の再度の御質疑にお答えいたします。

お尋ねの機能別消防団員制度の導入を進めてみてはどうかについてですけれども、

機能別団員につきましては、国からの通知や、委員御紹介の八戸市や他都市での事例も含めまして、その制度及び取り組みなど特定の活動や役割を担う消防団制度と認識しております。その中で自己都合による希望退団者や定年により退団された方など、いわゆる消防団OBの活用につきましては、それまで培った消防防災に関する技術・能力について、退団後においても地域防災に生かす環境づくりを進めていくことは重要と考えておりますが、団員の高齢化が進んでいる中で、本市といたしましては、消防団の中核として、あらゆる災害等に幅広く対応できる新たな基本団員の入団促進に向けて積極的に取り組んでいくこととしているため、消防団OBを活用した機能別消防団員の新設については考えていないところであります。

しかしながら、学生や事業所等の特性を生かした機能別消防団員制度につきましては、今後において、消防団の組織情勢からより多くの団員の確保や消防団活動の対応力の向上などに対応する施策の一つでありますので、消防団の意向を踏まえた上で地域の実情に即した運用を目指し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 新たな基本団員の入団が見込まれるのであればいいんですけども、今は、基本団員の確保そのものが難しくなることが想定されているんですね。消防庁からは、引退した基本団員が機能別団員へ移行する制度の導入等について、条例改正その他必要な措置を検討するようという通達が出ているんです。定年年齢の引き上げや機能別団員制度についてはこれ以上しゃべりませんが、考えてくださるようお願いいたします。

続いて、退職消防団の方と地域防災のかかわりについて質疑します。

例えば自主防災組織が開催する講習会や、防火訓練などに退職消防団員の方が、それまでの経験や知識に基づいて助言や指導をしたり、退職消防団員の方自身が自主防災組織の中心メンバーとして活動するというかかわり方も考えられると思いますが、青森市として、地域の自主防災組織と退職消防団員との連携や結びつきについて取り組んでいることがあれば、お示しいただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）小豆畑委員の自主防災組織と退職消防団員との連携等についてのお尋ねにお答えいたします。

市では、災害発生時において被害を最小限に抑えるためには、自助、共助の果たす役割が大きいと考えており、自主防災組織の結成と支援に積極的に取り組んでいるところです。結成されました自主防災組織においては、災害時における役割分担を明確にするため、情報班や避難誘導班などの班を編成しており、その中には消火班、水防班といった消防団OBの経験や知識を最大限に活用できる班もありまして、

事実、自主防災組織の一員として、現在も消防団OBが活躍されている例もあると聞き及んでおります。

また市では、自主防災組織結成町会・町内会を対象にいたしまして、防災士の育成に取り組んでおり、この防災士と消防団OBが地域の防災リーダーとしてともに活躍、活動していくことは、大変頼もしいものと考えておりますことから、市といたしましても、地域の防災活動における消防団OBの積極的な活用を自主防災組織へ働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

ぜひ、高齢であったとしても元気で意欲のある退職消防団員の方もいらっしゃいますので、そういった方に御活躍いただけるようにさまざまな面から検討をお願いして、次の質疑に移ります。ありがとうございます。

次は、健康づくりについてです。

長寿社会を元気で楽しく生きていくためには、自立して長寿を享受できる社会で、健康寿命延伸に向けた取り組みが重要であると思います。私の周りでは健康維持のためにもっと体を動かしたい、もっと気軽に参加できる運動の場が欲しいという声をよく耳にします。さらに1人では心細く、体を動かしながら交流できる場を求めている人たちもいます。健康寿命延伸に向けて身近な地域の中で、このような取り組みが広がっていくことが大事だと思います。

そこで、市が育成している健康づくりリーダー等の人材を活用して、地域の住民が交流しながら運動を楽しんだり、それを継続して習慣化できるような場を考えてほしいと思いますが、市の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）小豆畑委員の健康づくりについての御質疑にお答えいたします。

市では、市民から市民へ健康づくりを伝え、地域の健康づくりを牽引していく人材として、平成26年度から健康づくりリーダーを育成しております。この健康づくりリーダーは、健康づくりの概論を初め、がんや糖尿病等の病態生理や、生活習慣病予防に関する基礎知識、体力測定や健康づくりのための運動等、実技を含め全8回延べ21時間の専門の健康教養プログラムを修了しており、育成人数は、現在までで136名となっております。

これら健康づくりリーダーは、健康づくりの普及を行う健康づくりサポーター等と連携し、地域の健康づくりのための活動をしているところです。現在、健康づくりリーダーは、三内、新城、沖館、中央、緑、筒井、岡造道、小柳、戸山、浪岡の10地域で活動しており、委員お尋ねの地域で交流しながら運動を楽しんだり、習慣化していくことができるような場づくりということでは、具体的には、多くの地域

の方が足を運ぶ地域の文化展や市民センター祭りなどで、イベントと併催して健康チェックや体力測定会を行ったり、参加者同士が交流しながら地域の資源を巡りウォーキングを楽しむ健康ウォーキングの開催、また、ストレッチ体操や筋力トレーニングなどを行う運動講座の開催など、頻度はさまざまですが、地域ごとに工夫しながら活動しているところでもあります。

委員御提案のとおり、参加市民からは、交流しながら運動できる場がもっとあればいいという声もあることから、健康づくりリーダー等が地域の健康づくりを進めるグループや団体とも連携を図りながら、地域の中に運動できる場をさらにふやしていったり、また継続していけるよう支援してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

西部市民センターでも、この健康づくりリーダーの方が何人かいらっしやって、市民センター祭りとかあるときには活動しているのを見かけることがあります。

それもそうなんですけれども、西部市民センターには利用していない部屋もあるんですね。このような部屋を有効に活用して、健康づくりリーダー等による運動教室などができればいいのではないかなど。本当にもったいないんですよ、あそこ。1年のうち何日かしか使っていないんです。そういうことができないかどうかお尋ねします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

西部地区における健康づくりリーダーの活動としては、これまで健康ウォーキングや今御紹介もありました多くの住民が訪れる西部市民センターでの文化展の場を活用して、体力測定会や野菜や塩分モデル等の食の情報展示のほか、紙芝居によるたばこの害に関する普及啓発などを実施しているところです。御提案の西部市民センターの利用していない部屋を有効活用しての運動教室の開催についてということですが、部屋の利用ということにつきましては、関係部局とも相談させていただきながら、また、運動教室ということにつきましては、地域には既に健康づくり活動を実施しているグループや団体もおりますので、これらのグループや団体とも健康づくりリーダーが連携しながら、運動の場づくりを今よりも進めていくことができるよう支援してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 地域には、身近な場で交流しながら健康づくりに参加したいという思いを持っている方々もおりますし、また地域の健康づくりのために活動している——さっき保健部長のほうからお話がありましたけれども、そういうグループや団体もあります。健康づくりリーダーの人たちが、地域のほかのグループや団体とともに連携しながら、交流しながら健康づくりを楽しむ場をともにつくっていくことができればいいのではないかなと思います。市としては、住民と地域のグルー

プ団体と健康づくりリーダーとをつないでいく、そういう役割を担ってもらいたいと思うんですが、市の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。市がつないでいく役割を担っていくべきではないかとの御質疑でした。

ただいま小豆畑委員から御紹介がありましたとおり、地域には既に健康づくりを続けてきているグループや団体があります。また、新たに活動し始めてきている健康づくりリーダーも存在しております。そして地域の中には気軽に健康づくりに参加したい、またもっと楽しく運動したい、交流したいなど、さまざまな思いを持って健康づくりを求めておられる市民もいらっしゃいます。地域の健康づくり活動は、どこか1つのグループや団体、また特定の人材のみで行っていきけるものではなく、地域の健康のためにもつながり合いながら、健康づくりの場をつくっていくことは必要なことであると考えます。参加したい、楽しみたい、交流したい、こういった思いを持つ地域住民と健康づくり活動をこれまでしてきているグループや団体、そして健康づくりリーダー等を、行政——地域保健活動をする保健師が接着剤となってつないでいきながら、地域とともに健康づくりに取り組めるよう支援してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑縁委員 保健師さんを派遣されているわけですので、その保健師さんにつながる役になってもらって、そういう団体と横の連携をとっていただくことをよろしく願いして、この項を終わります。

次に、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」についてです。前回の予算特別委員会でもお話しさせていただいたんですけれども、ちょっと消化不良のところもありましたし、またねぶた好きの人からは、ぜひもう1回しゃべってくれと言われましたので、もう1回質疑させていただきます。

私も青森に生まれ育って青森のねぶたをずっと見てきたんですけれども、結婚で夫とともにいろんなところを転勤して歩いて、いろんな土地のお祭りを見させていただいて、その中で改めて青森のねぶたってすごいんだなと、青森のねぶたを見直したんですね。そして帰ってきて間もなくのころ、青森市で全国PTAの大会があって、全国からいらした会長さん方を横内にありましたねぶたの里にお連れしました。そこでまたびっくりしたんですけれども、中が暗くて、その中に人形ねぶたが浮かび上がって、そして流れている音が町の雑踏、笛や太鼓のねぶた囃子、まるで今ねぶた祭に参加しているような、そういう臨場感のあるねぶたの里だったんですね。私のイメージとしてはそういうのがあったものですから、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」に行ってみたときにちょっとがっかりしました。静かで、展示されているねぶたも動かないし、音もちょっと違っていたので、がっかりしていたんですけれども、たまたま私と同じ思いを持っている方がいらして、ぜひ「ねぶたの家 ワ・ラッセ」

のねぶたを動くように、ねぶたの里のときのようなイメージにして、8月のねぶた祭のときに自分もねぶたに参加しているような、気持ちがじゃわめいていくような、そういう雰囲気にならざるを得ないという市民の方がおられましたので、今回また質疑させていただくことにしましたので、よろしくお願いします。

「ねぶたの家 ワ・ラッセ」の入場者数というのは、どのくらいいるのかなど。それとねぶたの展示方法と特別な演出があったらお知らせいただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）小豆畑委員の「ねぶたの家 ワ・ラッセ」ねぶたミュージアムの入場者数、演出方法等についてのお尋ねにお答えいたします。

開館7年目を迎えた「ねぶたの家 ワ・ラッセ」の入場者数は、インバウンド効果等から年々増加しており、昨年度の有料ゾーンのねぶたミュージアムの入場者数は約23万4500人と、前年度に比べ約1万2000人増加し、今年度においても前年度を上回る見込みです。

ねぶたミュージアムでは、青森ねぶた祭で最優秀制作者賞及び優秀制作者賞を受賞した大型ねぶた3台と、制作者の系譜を考慮した系譜伝承枠1台の合わせて4台のねぶたを、祭り終了後、毎年入れかえ作業を行い展示しております。また、1日3回20分間にわたり、はやし演奏やハネト体験を毎日行っており、利用者アンケートや旅行会社からは、祭りに参加した気分になれたなど、おおむね良好の評価をいただいているところです。さらに、来館されたお客様からの意見をもとに、ねぶたの引き手に扮した様子を撮影できる中型ねぶたの展示や、ねぶた制作を体験できる紙張り体験などのメニューを実施しております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 23万4500人ってすごい人数だと思いますよね。最近インバウンドという言葉がよく使われますけれども、これはきっとインバウンド効果もあるのかなと思います。昨年は23万4500人であったでしょうけれども、その前というのは、過去3年ぐらいはどのくらいだったんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 お答えいたします。

過去3カ年の具体的な入場者数ですが、平成26年度は前年比3万6969人増の20万1944人、平成27年度は前年比2万328人増の22万2272人、平成28年度は前年比1万2201人増の23万4473人、また平成25年度と平成28年度を比較いたしますと6万9498人増、約42%増加している状況です。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 やっぱりインバウンド効果が高いんですよね。毎年順調に増加しているということは本当に喜ばしいことですね。さっきもお話ししましたがけれども、市民の方から、ねぶたの里に展示していたねぶたのように、動くねぶた、そしてね

ぶた運行時のはやしや太鼓、雑踏が流れ、まるで今ねぶた祭に実際に参加しているような臨場感あふれる展示にできないかどうか、お尋ねします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 お答えいたします。

小豆畑委員御提案の展示しているねぶたを動かす演出に当たりましては、1つには、安全性が確保できるスペースが必要なこと。また、ねぶたを人力で動かす演出の場合は、新たな人員の配置が必要なこと。また、機械設備で動かす演出とした場合は、改修経費の算定と財源の確保が必要なことなどの課題があるものと思われま

す。

このため、今後ねぶたミュージアムの展示方法や演出方法などについて、指定管理者である青森観光コンベンション協会と協議するとともに、ねぶた祭関係団体からの意見聴取、さらには県内の祭り展示施設の状況などを調査してまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 安全性が確保できるスペースが必要なことというのは、今、何台も展示していますよね、あれを例えば台数を少なくするとか。それからねぶたを人力で動かすというのは難しいことだと思います。ねぶたの里も機械で動かしていたみたいですから。それには予算が必要だということですがけれども、前回お話ししたように、自治体によってはふるさと納税で目的を定めて——前もお話ししましたけれども、デコイチの展示をしているところが経年劣化で復旧しなきゃいけなくなったので、ふるさと納税で目的を決めて、このためにお願いしますということで集めたところ、予想以上のお金が集まったということが書かれていました。青森のこのねぶたも動くようになって、そして臨場感のあふれるようなねぶたになったら、きっと県内出身者の方からもたくさんの御寄附がいただけるんじゃないかと私は思います。いろいろ予算がかかることですから十分協議をしていただいて、何とかこれができるようになったらうれしいことです。お願いして終わります。

○山本武朝委員長 次に、中村節雄委員。

○中村節雄委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新政無所属の会の中村節雄です。

「平成30年度 青森市当初予算（案）主な取組」の11ページに載っております浅虫温泉への誘客促進としての2つの質疑と、選挙管理委員会に期日前投票についての質疑をさせていただきたいと思っております。

まず浅虫温泉のことですけれども、私自身も浅虫温泉出身でありますので、浅虫の衰退を目の当たりにして見てきている中では、浅虫温泉の活性化というのが早急に取り組んでいかなければいけないものと認識しております。

昨年4月に地元の宿泊施設事業者の若手4名によって、活性化に向けたプロジェクトが立ち上がったところであります。そしてまた、今、浅虫温泉のさまざまな取

り組みがありまして、そういう中では新たな組織が立ち上がったとか、そういう部分もあります。その若者がつくったプロジェクトが1年目ということもあり、大々的な取り組みはできませんでしたが、地区内宿泊施設と連携のもと、浅虫温泉無料朝風呂軽トラ市、それから女性や家族連れの集客を目的とした浅虫海づり公園で開催したナイトフィッシング、それから今回、市の協力により、これまで以上にPRを実施したほたる観賞会など、一定の集客効果を持ったものも開催がされております。今後、浅虫温泉の活性化のために地域で知恵を出し合いながら、住んでいる皆様はもちろんのこと、観光で訪れた皆様にも楽しんでいただけるような地域づくりが何よりも大切なことだと考えております。

かつて浅虫温泉の宿泊客数は、新聞記事を見ますと1991年の29万4809人がピーク、近年は15万人から16万人台で推移しているという記事が掲載されておりました。私の記憶によると、昔聞いたときには、最高40万人とも50万人とも宿泊者数がいたというふうに伺っておりました。私が小さいころ、浅虫温泉は人口4千人人おりました。もちろん小学校、中学校もありました。現在では、浅虫小学校も中学校も廃校になって、子どもたちも少なくなって、やっぱり衰退が目目の当たりに感じられるところでもあります。そういう中では、そのにぎやかさを取り戻すというのは、なかなか宿泊施設も少なくなってきた中ではそうなんですが、地域の高齢化も進んでいる中では、その地域の高齢者の安全・安心、見守り、そういう部分も含めながら、やはり浅虫温泉に訪れた人たちとの交流や地元との交流が非常に大切なのではないかと考えております。

そこで質疑をしたいと思いますけれども、来年度取り組むこととしている浅虫温泉活性化事業の内容についてお示ししていただきたいと思っております。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 浅虫温泉活性化事業についての御質疑にお答えいたします。

本市の貴重な観光資源である浅虫温泉は、ただいま中村節雄委員から御紹介がありましたとおり、宿泊者数はピーク時の約半分程度の15万人台から16万人台、宿泊施設数もピーク時の半数以下の10軒となっております。

このような状況を踏まえまして、本市では、冬季の八甲田地区におけるインバウンド効果を浅虫温泉等においても享受するため、平内町の保有する観光コンテンツとも連携した浅虫温泉活性化事業として、国の東北観光復興対策交付金の採択が得られるよう、現在作業を進めているところです。その事業内容といたしましては、1つには、2次交通対策の実証実験として、八甲田へのインバウンドスキー客及び雪に親しむことを目的とした観光客をターゲットといたしまして、浅虫温泉、青森駅前地区、八甲田地区をつなぐルートバスを運行する小型バス運行実証実験事業。2つには、本市のスノーアクティビティを活用いたしましたインバウンド誘客に取り組むための外国人旅行客によるモニターツアー事業であります。いずれの事業も

利用者の旅行指向や満足度などを把握し、今後の取り組みに反映するために、アンケート調査も実施することとしております。

今後も、浅虫温泉の皆様と連携しながら、当該地区の活性化に向け、受け入れ体制の構築と浅虫ブランドの確立に努めてまいります。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 御答弁ありがとうございました。

平内町とも連携を組みながらということがありました。浅虫中学校——前に私、話ししたことがあるかと思うんですが、私が中学校に通っていたときには、隣の久栗坂小学校、それから浅虫小学校、平内町の土屋小学校、この3校が一緒になって浅虫中学校というのが形成されておりました。そういう中では、昔から連携を組んでいる平内町とも、隣にほたて広場があるということ、そういう部分も含めながらしていただきたいなど。

それから、行ったことがなければわかりませんが、旧浅虫小学校の奥のほうのほたる湖に行くちょっと手前に、浅虫スキー場というのがあります。これは、実は雲谷スキー場よりも歴史が古くて、県内で大鱈スキー場の次に古いというふうに伺っております。浅虫スキー場においては、冬季オリンピックのアルペンで初のメダリストであります猪谷千春が浅虫スキー場で練習していたという事実もあります。そういう部分では、リフトもないし、ロープトウもない小さな山なんですけど、インバウンドのお客さんにとっては雪を体験するという部分においては、例えばそりであったりとかもできますし、そういう利用促進も図っていただければなとも思っております。

それ以上に、やはりねぶた発祥の地浅虫温泉と言われるぐらい、実は旅館とかそういうところには、第3代ねぶた名人の下絵等もあったり、椿館には第3代ねぶた名人がつくったねぶたのものもありますし、あと棟方志功ゆかりの部分もありますし、さまざまな連携をとっていける部分がかなりあるものと思っております。そういう部分では、これをインバウンド効果とかで浅虫地区にも波及させるために、実証実験を小型バスを使って、来年1月に実施予定だとお話を伺っておりますけれども、何よりも国の交付金が活用する予定にはなっておりますけれども、これが決定を受けなければこの部分がうまく進まないかと思っておりますので、そちらのほう一生懸命頑張ってくださいことを要望いたしまして、この項は終わりたいと思っております。ありがとうございました。

次に、浅虫温泉駅のバリアフリー化についてお伺いしたいと思います。

浅虫温泉駅バリアフリー設備設置可能性調査事業の概要をお示ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村節雄委員からの浅虫温泉駅バリアフリー設備設置可能性調査事業について

での御質疑にお答えいたします。

浅虫温泉駅のバリアフリー化につきましては、浅虫温泉地域活性化協議会から当該駅へのエレベーター等の設置に関する請願2件が提出され、平成27年第2回定例会において採択されたところです。

市といたしましては、浅虫温泉駅のエレベーター等の整備を含めたバリアフリー化の推進につきまして、駅施設を所有している青森県に重点事業として要望してきたところですが、昨年7月の重点事業説明会では直接市長から知事に対して、浅虫温泉地域における地域活性化の機運の高まりを伝えるとともに、浅虫温泉駅のバリアフリー化を強く要望したところです。これらの要望の結果、今年度、青森県と市で浅虫温泉駅バリアフリー整備勉強会を実施し、既存施設の課題を抽出したほか、浅虫温泉地域への観光客等の誘致に向けた市及び地域の取り組みなどについて共有してきたところでありまして、来年度、青森県とともに、浅虫温泉駅バリアフリー設備設置可能性調査事業を実施することとなったところであります。

御質疑の調査事業の概要につきましては、現在の跨線橋へのエレベーターの設置可能性や、跨線橋をかけかえる場合も含めた実際の施工に支障がある課題の有無などについて調査を行うものです。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁でいくと、昨年7月の重点事業説明会で直接市長から知事に対してお話をされたということ、それによってこういう形になったかと思えます。

県が事業主体になるかと思うんですけれども、平成27年第2回定例会において採択されて、地域からはそういう要望がたくさんありました。それで、お客としては大してないんでしょうけれども、インバウンドのお客さんとかによると、かなり大きいスーツケース、キャリーバッグ等を持ってくるそうなんです。やはり、跨線橋とかを渡ったり何だりするのにも大変、非常に厳しいと。そういう御意見もいただいていた。

それから浅虫温泉地域の皆さんは今、65歳以上の高齢化率50%を超えていますので、そういう部分、やはり駅を利用してということに関しては、利用しづらいというのがあります。ですから、そういう部分で、このような予算をつけていただいて、その後、県とともに調査に入るかと思えますけれども、地域としては、エレベーター設置が今現在、現青森駅の東西の自由通路、それから駅改修を進めていくという部分においては、それと同時期ぐらいに設置がされているというのが望ましいところであります。

それから、これが県のほうに重点事業として、またさらに要望していく中では、青森県が青い森鉄道の部分もありますけれども、実は新青森駅からの乗りかえというのは奥羽本線、それから現青森駅で青い森鉄道に乗りかえと。何便かでも、JR東日本との協議の部分になるんですが、そこの新青森駅に青い森鉄道線の何便かの

乗り入れ、それも合わせて要望をしていただきたいなという思いがあります。何年前かに、JR東日本に実は当時の津島雄二代議員と陳情、要望に行きました。その段階で乗りかえなし、最悪でも現青森駅で青い森鉄道線に乗りかえるときには、ホームで対面での乗りかえというのを要望しておりましたが、なかなかJR東日本側の考え方とかさまざまな部分があって、エレベーターとかいろんなものを設置するけれども、移動距離が長くなるとやはり面倒くさくなるんです。ですから、そういう部分も含めた考え方を持って、そういう可能性調査というものを県とともに進めていただきたいなと思っておりますので、そちらのほうもよろしく願いいたします。これでこちらの項は、終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、期日前投票について質疑したいと思います。ショッピングセンターへの期日前投票所の増設について、市の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○三上正俊選挙管理委員会事務局長 中村節雄委員のショッピングセンターへの期日前投票所の増設についての御質疑にお答えいたします。

期日前投票所は、これまで市役所第3庁舎、アウガ5階、浪岡庁舎において、選挙の公・告示日から選挙期日の前日まで毎日開設し、さらには、市内4年制の4大学でそれぞれ1日ではありますが、4日間開設しております。

期日前投票所の増設に当たりまして、1つに、投票の秘密が保たれること。2つに、恒常的に施設が確保できること。3つに、二重投票防止のためのオンライン処理ができること。4つに、駐車場が確保できること。5つに、市民の認知度が高いことを基本条件としながら、候補者及び有権者の公平性確保の観点から、ショッピングセンターを軸に検討を進めてまいりました。しかしながら、人員確保や経費の課題もあり、増設に至っていないのが現状であります。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございました。

ショッピングセンターでの増設について、今、課題の部分が挙げられておりました。以前から、そういう部分に関してはもちろん課題があるかと思えます。ただ、ほかの青森県内の地域もショッピングセンターに開設しているところがふえてきているという実情を見れば、その部分を実現できるように頑張りたいなと。

まず青森市で、資料をもらった中では平成27年6月7日青森県知事選挙から——このときは青森中央学院大学のみ設置なんです、一日開設したということがあります。平成28年7月10日参議院議員通常選挙から青森市内にある4大学、こちらのほうで1日ずつ開設しているという資料をいただきました。このもらった資料の中では、平成27年6月7日青森県知事選挙、平成28年7月10日参議院議員通常選挙、平成28年11月27日青森市長選挙、平成29年10月22日衆議院議員総選挙ということで、大学においては4度実施されているところであります。この期日前の投票者数を見ますと、1大学だけであった青森中央学院大学だけのときに

は、1日だけの開設ですが328名、それから平成28年7月10日からの4大学においては、青森中央学院大学が240名、青森県立保健大学が211名、青森大学が129名、青森公立大学が127名。そして、平成28年の11月27日の青森市長選挙においては、青森中央学院大学が220名、青森県立保健大学が143名、青森大学が126名、青森公立大学が63名と。平成29年10月22日の衆議院議員総選挙においては、青森中央学院大学が118名、青森県立保健大学が157名、青森大学が130名、青森公立大学が100名と。これを見ていきますと、青森中央学院大学が一番最初1校だけであった328名から、直近の選挙である衆議院議員総選挙のときには118名ということで、かなりの数が減っているということ。それから青森県立保健大学に関しても、最初に開設した211名から157名まで減っている。青森大学はほとんど変わっていない。青森公立大学も波があるんですが、これも減ってきている。

これらの当初の目的というのは、18歳以上の選挙権が与えられて、やはり若者の投票率の向上であるとか、そういう部分で大学に開設ということに至ったかと思っております。県内主要な3市、八戸市、弘前市、青森市を比べても、青森市は4大学があるということでそういう経緯になったかと思えます。弘前市のほうでもヒロロが期日前投票所ですし、八戸市は以前からラピアで開設していたものが今、白山台のほうにも何か開設したということがあります。それから、県内ではそのほかにも柏のイオンにもある。それから、エルムにも期日前投票所が開設されていると。駐車場の確保とか、人が結構出入りをするという部分においては、ショッピングセンターのメリットというの、やはり投票率の向上であるとかさまざまなものがあります。ただ、青森市の課題としては、やはり青森市は東西に広くて、幅が広いということです。あと浪岡は浪岡で、独自で期日前投票所を開設しているのでいいんですが、そういう部分においては、なかなか厳しいところもあるのかなという思いはありますけれども、そのことに関しては、ぜひ頑張っていたいただきたいという部分があります。

今の選挙管理委員会の人員だけで対応するのは無理な話でありまして、この選挙の事務に対して精通している人間の確保とか、さまざまなものの課題があると思えますので、その辺はやはり人事課であったり、そういう部分の力もおかりしなければいけないものと考えております。そういう中では、選挙管理委員会事務局長は新しくなって、なかなか実情をわからなかったかと思うんですが、そういう部分も頭に入れていただければと思います。

そういう中で、実は私、この4大学の中の青森大学で何カ月か前に、あすなろ学という講座がありまして、そこの講師を務めました。1時間半の講義だったんですが、実は始まる前に——そこは1年生、2年生対象だったかな。そこの教室に150名ほどの学生が来て、その中で私が一番最初に聞いたときに、青森市出身の人と手を挙げさせたんです。そうしたら、実はそんなに——150人のうちの3割いるかなというくらいでした。ですから、そういう中では、ほかの大学も青森市出身のと限

定していくと、学生の数の割にそんなに多くないのかもしれませんが。それから、18歳、19歳、二十の投票率向上においては、異動届とかを出さないで、そのまま住所をこっちに置いている人たちも多いという話を聞いております。特に学生なんかであれば、卒業した後、すぐ青森市に戻ってくるという考えの方も結構いるらしくて、やはり親元とか高校時代の友人とか、古くからのそういういろんな部分があって、大学4年間だけだから住所を移さないでという方もいると伺っております。そういう中において、やはりこの18歳、19歳、二十の投票率の向上というのも、かなり難しいところもあるのかなという部分もあります。

そこで、今いろいろと課題とかもありましたけれども、これを実現するためには予算つけたりしなければ実現できないことでもありますので、選挙管理委員会事務局長にちょっとお伺いしたいのですが、何年か前に一度、選挙管理委員会で中央地区で調査はしているんです。イトーヨーカ堂とかイオンとかサンロード青森とか、そういう部分でできないかということで調査しております。そういう中では、可能性調査をしたときに、イトーヨーカ堂は場所を確保するのが難しい、サンロード青森は面積的にどうなるかわからないけれども確保できる場所はあると。ただ、1週間であるとか、そういう部分ではひょっとしたら無理かもしれないという課題もあります。

実はこれは、早急に進めていただきたいという要望も含んでいるんですが、今、目の前に見えているように、現在青森市役所の新庁舎建設が始まりました。この期日前投票のやつを見ると、市役所の第3庁舎というのはものすごい多いわけですよ。何万人という——直近でいくと、市役所第3庁舎では2万976名の期日前投票があったと。アウガの5階に開設しておったのが1万2860名、これと比べても、やはりこの場所を利用してというのは、市役所で用を足した後に第3庁舎で期日前投票したりとか、駐車場も確保されていますし、そういう部分では多いのかなと思っています。ただ現在、駐車場の確保が厳しい中、庁舎建設をされていて、実は来年は予定されている選挙だけで、県議会議員選挙、県知事選挙、それから参議院議員選挙というのが予定で3つ完全に控えています。今年度、秋には私たちの市議会選挙もあるわけですが、そういう部分では早めな検討をしていかなければいけないのかなという思いがありますけれども、その辺についての事務局長としての見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○三上正俊選挙管理委員会事務局長 中村節雄委員御指摘のとおり、新庁舎の建てかえで駐車場が十数台ということで危機感は持っております。そこで代替の期日前投票については検討しなければいけないということで、それは重々認識しております。それらの中でショッピングセンターも含めてとなりますと、経費的にはこれまで第3庁舎にかかっていた経費でもって他の場所を運営できるわけですので、そういう点ではショッピングセンターも視野に入れて検討しております。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 第3庁舎でかかっていた経費をと言うんですけれども、ショッピングセンターで開設するときにはそれだけでは間に合わない可能性もあります。それから人間的な部分——何よりも一番重要なのは選挙事務の人間的なものだと思うんですよ。それに精通した部分でのということになれば、総務部人事課のほうからやはり連携をとって、人員派遣だとか何だとかというものを考えていただかなければいけないと思いますので、選挙管理委員会事務局長はいいとして、総務部長にお伺いしたいのですが、人事課のほうで、例えば選挙管理委員会からそういう話があったときに、御協力をいただけるかお話を伺いたいのですが、よろしくお願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 選挙事務に係る選挙管理委員会事務局の人員についてのお尋ねです。

人事部門、人事課といたしまして、これまでも選挙事務に従事する職員の確保に当たりましては、選挙管理委員会事務局職員のみならず、庁内にいわゆる散在しております選挙管理委員会事務局の経験者とかの力をお借りしなければ回っていかないという現状もありますので、従来からそれぞれの職員の所属長に対する協力依頼というのは人事課のほうからもしています。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村委員。

○中村節雄委員 そのような形でよろしくお伺いしたいと思います。何よりもそういう部分でいくとアウガに開設する期日前投票所は、今、市役所の駅前庁舎ということで、市民が利用する市役所の主な機能が駅前庁舎のほうに移りました。例えば、選挙の期日前投票所が開設されたときに、やはり混雑が予想されるということがありますので、そうするとあそこら辺の渋滞であるとか、例えば市役所を利用した人たちの時間をとらせたりとか何だりとかという苦情の原因にもなりかねないところもありますので、その辺は選挙管理委員会と総務部と連携を組み合わせながら、このショッピングセンターの開設を早急に検討していただくことを要望いたしまして、私の質疑を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、葛西育弘委員。

○葛西育弘委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）日本共産党の葛西育弘です。空き家の雪対策について質疑します。

今期定例会一般質問において、我が会派の天内議員が、空き家・空き地バンク事業の件で質問をいたしました。市は、答弁の中で空き家の現状を示しました。空き家のうち一戸建ては6200件で、そのうち2650件は腐ったり破損した部分があったと答弁しています。私は、この空き家について、冬期間の雪対策はどのようになっているのかをお聞きします。

昨冬も今冬も、私のところに寄せられた相談があります。今冬の相談を紹介します。市が豪雪対策本部を設置した翌日、2月2日のことです。その日は、青森市でも記録的な最低気温——氷点下10.7度ですか、かなり冷え込み、その後、気温が上がってきました。空き家の屋根はいわゆる片屋根で、今回の相談者の敷地内に、これまで屋根に積もった雪が一気に大量に落ちてきたそうです。居住していたときは、御迷惑をかけたと、すぐ雪片づけをしていたとのことでした。しかし、今回の場合は誰も住んでいなく、空き家の現在の所有者もわからず、毎年冬が来るたびにこんな状況が起こることを考えたら、自宅の雪処理だけでもうんざりしている中で、何とかならないものかと切実な訴えでした。私は、こういう事例はどこでも起こり得ることだと思います。

そこで、空き家の屋根雪に関する相談を受けた場合、市ではどのような対応を行っているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 空き家の屋根雪に関する相談を受けた場合の市の対応についての御質疑にお答えいたします。

市では、そのまま放置しますと倒壊などのおそれがある空き家の情報提供等があった場合には、その空き家の状態を確認するとともに、所有者等を調査し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて、当該所有者等に対し情報の提供や助言その他必要な措置を行っているところです。

冬期間において空き家の屋根雪について相談があった場合におきましても、当該空き家の屋根雪の状態を確認するとともに、所有者を調査し、緊急安全措置の必要がないと判断した場合には、当該所有者等にその状況をお知らせし、助言等を行っているほか、緊急安全措置が必要であると判断した場合には、消防本部等と連携しながら危険排除を行い、その内容を所有者等にお知らせし、指導を行っているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 しっかり対策はとっているようなのですが、今回の質疑に当たり、私、湯沢市から取り寄せた——これは、きのう私の自宅に届いたんですけども、広報が手元にあります。この問題で、秋田県湯沢市の取り組みですが、市のホームページに冬期間の空き家管理について出ています。市内では、雪による建物被害が多発していること。特に空き家の場合、所有者や管理者の目が届きにくいため、雪庇の塊が落下して隣の建物を壊したり道路を塞いだりするなど、重大な事故につながるケースが見受けられることがあること。そこでまず、管理の責任は所有者にあることを示しています。そして、冬期間の空き家の管理として、留意点を幾つか述べています。

例えば、「空き家の状態がどうなっているのかを定期的に確認してください」、「所

有者などが自分で建物を確認できない場合は、親類や近所の人などに依頼し、空き家の状態を把握するよう、努めてください」、「屋根の雪が大量になるまで放置せず、適切な時期に雪下ろしをしてください」、「雪下ろし業者に依頼する場合、降雪が続くと業者に雪下ろしの依頼が殺到するため、発注してもすぐに対応してもらえない場合がありますので、早めの依頼を心がけてください」などです。また、「管理不十分な空き家があったら…」という見出しで、「適切に管理されていない状況で、所有者などが分からない空き家については、くらしの相談課にご連絡ください」と述べています。

私は、こういう仕組みをつくったきっかけについても聞きました。それは、平成23年の豪雪のときに、空き家の屋根雪が危険であるといった相談が多数寄せられたことがきっかけだと言っていました。今年度、市のホームページに平成29年12月1日に掲載し、同時に、今回私がいただいた12月1日発行の広報を全戸配布したそうです。そして、私が今冬の相談状況を尋ねたところ、3月6日現在で58件の相談が寄せられ、内容としては、隣の空き家の屋根雪が落ちてきそうで心配だといった心配事が43件、実際に屋根雪が落ちてきてガラスが壊れたなど、被害を受けた件数が15件だそうです。そこで大事だと思うのは、安心できる窓口があることで、心理的な負担が軽減されるということです。湯沢市の担当者も言っていましたけれども、実際に解決できたことも、また、解決できなかったこともあるそうです。確かに本市でも、今年度の12月1日発行の「広報あおもり」に、青森市の雪対策についての掲載は行っています。中身を見ると、通学路の安全確保だとか高齢者のこと、市民雪寄せ場のこと、あとは屋根の雪おろしの注意事項など、その辺はしっかり掲載はしているんですけども、残念ながらといたしますか、空き家の適正な管理の部分にはちょっと触れていなかったもので、そこでちょっと質疑します。

隣家への雪に関するトラブル防止のため、ホームページや「広報あおもり」などさまざまな媒体を通じて、冬期間の空き家の適正管理を呼びかけてはどうかと考えますけれども、市の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 葛西委員の再度の御質疑にお答えいたします。

市では、今年度から、過去に市民等から情報提供のあった空き家を対象に、降雪期前にパトロールを実施し、これらの空き家の状態を把握し、空き家の状態が悪化している場合にはその内容を所有者等にお知らせし、助言や指導を行っているところです。市としては、このような空き家については、あくまでも空き家の所有者や相続人等がみずからその空き家の状態を把握し、適切に管理するものと考えております。

委員御紹介のホームページなどの広報媒体を活用した空き家の適切な管理の周知については、今後、他都市の実施状況やその効果などを参考にしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○山本武朝委員長 葛西委員。

○葛西育弘委員 参考にしていくということですが、確かに、広い敷地を持った空き家の所有者であれば、屋根雪が敷地内に落下しても近隣には何も迷惑をかけないけれども、例えば隣との境界がスノーダンプ1台ぐらいの幅しかない場合などで、お隣の雪庇がせり上がってそれが放置されたままなら、いつ落ちてくるのかというところで心配だらけだと思います。

先ほども述べましたけれども、居住しているときは、お隣同士で、雪のことなのでお互いさまだと協力し合って乗り越えてきたと思います。まあ、どこのうちでもそうですけれども、どのタイミングで空き家になるかはさまざまなケースが考えられますが、仮に空き家になったとしても、所有者が近隣の方に御迷惑をおかけすることがないように、冬期間の空き家の管理には責任と自覚を今まで以上に持っていただくこと、そして、空き家の隣にいる方は少しでも不安が軽減されるよう、また、管理不十分な空き家があった場合は相談できるよう、体制をつくる必要があると思います。そのためにも、新年度からは体制を前進させていくよう強く要望し、私の質疑を終わります。

○山本武朝委員長 次に、木下靖委員。

○木下靖委員 市民クラブの木下靖です。早速質疑に入ります。

まず、新規バス路線の実験運行に今回186万6000円が計上されています。この実験運行を実施するに当たり、5つの路線を選定したその根拠、またその採算性をどのように見込んでいるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 木下委員の新規バス路線の実験運行に関する御質疑にお答えいたします。

市では、バス事業を運営する上での課題や今後の環境変化を踏まえ、将来にわたり安定した公共交通サービスを提供できるよう必要な対策を講じていくため、本年2月に「青森市交通事業経営改善計画～チャレンジプラン2017～」を策定したところです。

この計画の中で、今後の人口減少等を背景に、利用者の減少がさらに進むことが懸念されておりますことから、利用者の維持・拡大に向けて、ニーズに沿った路線再編を進めるとともに、社会実験の有効活用により、潜在需要の掘り起こしや効率的な運行を模索することとしております。

この社会実験の具体的な内容につきましては、平成30年10月ごろから、郊外の住宅地と青森駅などを結ぶ5つの路線で行いたいと考えており、それぞれの路線につきましては、まず新興住宅街などでのバス利用の新たな需要の掘り起こしに向けて、区画整理事業の進捗により新たに住宅が張りついたものの、街区内にバスが乗り入れしていない石江地区や大野地区と、事業所や商業施設が多い青森駅周辺地区

等を結ぶこととなる新石江・西バイパス線及び大野循環線の2路線、また郊外の住宅団地と都市拠点地区や生活拠点地区との交通需要を模索するため、戸山団地や幸畑団地と、事業所や商業施設の多い青森駅周辺地区や浜田周辺地区を結ぶ戸山・幸畑・中央線、同じく学生が多く住む地区での交通需要を模索するため、青森公立大学周辺エリアと、事業所や商業施設の多い青森駅周辺地区や浜田周辺地区とを結ぶ公立大学・中央線、さらには将来の効率的な運行に向け、乗り継ぎ便に関する課題等を探るため、合浦公園前を乗り継ぎポイントとして乗り継ぎ便を新設する明の星通り線の5つの路線を予定しているところです。

また、御質疑の採算性につきましては、明の星通り線においては、乗りかえへの抵抗感や有効性を検証し、効率的な運行による採算性を見きわめることとしているとともに、残る4路線につきましては、いずれも、郊外の比較的規模の大きい住宅団地と青森駅や浜田周辺地区などの都市拠点とを結ぶ実験ルートとしておりますことから、通勤通学、買い物などで一定の利用者を見込めるものと考えているところであり、今後実験結果を検証し、採算性や有効性などの把握に努め、今後の路線再編などに反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。

それぞれに根拠及び採算性ということで、答弁いただきました。交通部理事からもお話ありました「青森市交通事業経営改善計画～チャレンジプラン2017～」の基本方針の一つに、「持続可能な体制構築への挑戦」というのがうたわれています。

1つ確認ですけれども、この実験運行の結果、赤字が見込まれるという結果になれば、新たな路線等は設けないという選択肢も当然にしてあり得ると考えてよろしいでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 ただいまの実験の結果、どうも採算性が見込めないといったような場合はどうなるのかということでした。

実験した場合には、当然にしてそういう場合も想定されます。ただ赤字だったとしても、他のルートとの調整などによりさらに検証を加えていくということが必要だということを判断した場合には、また形を変えた継続ですとか、さまざまなことの検討が必要かと思えます。ただ、やってみたもののなかなかこれは採算性が低いといったような場合は、運行の継続というのはなかなか難しくなるのではないかと考えております。

しかしながら、今回の社会実験の大きな目的というのは、先ほども申しましたように今後の再編に向けたさまざまなことを検証するということですので、そこでデータをきちんととって、そのデータどりの段階において、またちょっとやってみなきゃいけないよねというところがあった場合には、形を変えていろいろ検証し

てまいりたいと考えているところです。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 今、私ども議会で年2回、議員とカダる会という議会報告会を開催しております。昨年の11月でしたか、大学生を対象に議員とカダる会というのを開催したんですけれども、その際大学生から出た声で圧倒的に多かったのが、例えば青森中央学院大学ですとか、青森公立大学、青森大学は、郊外部にあります。県外とか市外から来ている大学生は、当然大学の周辺にアパートなりを借りて住んでいると。アルバイトもしながらみんな学んでいるわけですけれども、そのアルバイトの口についてはやはり青森駅周辺、新町だとかの中心商店街あたりが非常に時給もいいということでアルバイトしているらしいんですが、問題はそのアルバイトが終わった後、アパートに帰るのにバスがないとか——そうだと思います。夜9時、10時ぐらいになるとバスがないので、そういったバスの便をよくしてほしいなという声が大変多かったんです。このチャレンジプラン2017の基本方針には、「利用満足度向上への挑戦」、「新たな利用層拡大への挑戦」というものもうたわれています。コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するに当たっては、市民の足としての市営バス、これが不可欠な存在であると考えております。今回の実験運行はもちろん、新たな可能性を求めて積極的に挑戦する現在の取り組みは大いに評価したいと思っておりますので、それを申し上げてこの項は終わります。

次に、地域活動環境改善事業についてお尋ねします。

1施設当たり年間25万円で平成32年度までの4カ年、地域市民館等の利用環境改善のために使えるという制度ですけれども、初年度である平成29年度における実施状況をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 地域活動環境改善事業の利用状況についての御質疑にお答えいたします。

地域活動環境改善事業は、地域活動の拠点である地域市民館などのコミュニティー施設の老朽化が進み、活動の支障となっていることから、その修繕等を支援することで、地域の皆様が安心して地域活動に取り組める環境をつくるもので、本年度創設したものです。

本事業の対象施設につきましては、町会所有の地域市民館、公民館分館のほか、市が所有する公民館分館、福祉館、農村センター、児童館等197施設としており、対象経費は施設の修繕費、備品購入費としております。1施設当たりの限度額は、年度ごとに25万円を上限としており、平成32年度までの間で次年度以降に繰り越しての利用も可能としております。

2月末時点での、対象施設の分類ごとの利用状況ですが、町会所有の地域市民館は、111施設のうち37施設が利用。町会所有の公民館分館は、18施設のうち4施設。市所有の公民館分館等は、19施設のうち9施設。福祉館等は、18施設のうち4

施設。農村センター等は、13 施設のうち 3 施設。児童館は、16 施設のうち 1 施設が利用しております。また、その他施設の 2 施設は利用なしとなっており、全体では 197 施設のうち 58 施設での利用となっております。また、予算ベースでは、予算額 5000 万円に対し、活用額——これにつきましては完了前のものもありますので見込額ということになりますが、1080 万 8000 円となっております。なお、残額につきましては、次年度以降の利用に繰り越しすることとなります。

主な利用内容といたしましては、修繕関係では屋根、外壁の修繕、建具の交換、照明の LED 化など、備品購入の関係では、机・椅子、冷暖房機器、除雪機、草刈り機、物置のほか、冷蔵庫、パソコンなどの電化製品となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 全体として 197 施設のうち 58 施設で今年度実績があったということで、意外と多くないなという感じではあるんですが、この制度自体が今、横内修市民政策部理事もおっしゃっていたとおり、繰り越しができるということで、恐らくはこの制度が始まった最初の年度ということで、各連合町会等で、じゃあ何に使おうかというところで意見集約ができていないとか、まだとりたててこれに使おうというものがないとかいう場合で、次年度に繰り越しというケースも多いのではないかなと思います。

いずれにしても、最近特に各町会とも高齢化が進んで、以前は、町会総会だとかいろんな催し物があったとき、大概低いテーブルといいますか、低い長テーブルを出して座布団を敷いてそこにみんな集まっていたんですけども、だんだん膝とか腰がみんな思うように動かさなくなって、最近多くなってきたのはやはり椅子とテーブルという状況があちこちで見えます。そういったときに、椅子・テーブルを買うと、人数分 80 人とか 100 人分買うと結構お金がかかるということで、どこかで余っていないかと相談されたこともありました。今回のこの制度等を使えばそういった備品等も購入できるということで、恐らくはいろんな地域活動の場にとっては、ありがたい制度であると思います。

次年度以降、もっと具体的な用途とかが明確になってくるものと思いますので、了解しました。この項はこれで終了いたします。

続きまして、健康寿命延伸戦略事業、今回 735 万 2000 円が計上されています。市民のさらなる健康寿命延伸に向けて、がん対策やたばこ対策等 4 つの事業を拡充するとしていますが、その拡充内容を具体的にお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 木下委員の健康寿命延伸戦略事業についての御質疑にお答えいたします。

本市では、市民のさらなる健康寿命の延伸に向け重点化して取り組んでいる、がん予防対策、肥満・糖尿病対策、たばこ対策について、健康データ等の分析をさら

に進め、より戦略的な予防対策を図るため、来年度には、健康寿命延伸戦略事業として、拡充した取り組みを行っていくこととしております。

具体的に、1つには、健康データ等の分析や見える化による生活習慣病予防戦略の検討であり、昨年協会けんぽと健康づくりの推進に向けた包括的な連携に関する協定を締結したことにより、職域の健康データの共有が可能となったことを生かし、がん検診や喫煙、糖尿病の傾向など、年代別、男女別、地域別、職種別などさまざまな角度から分析を進め、その分析結果をもとに、青森市健康寿命延伸会議のコアメンバーや専門職とともに課題を明らかにし、市民へわかりやすく見える化を図りながら、生活習慣病予防の体系的な戦略を検討していくこととしております。

2つには、糖尿病重症化予防のための連携体制の整備と保健指導の強化であり、健康診査の結果等から糖尿病が重症化するリスクの高い方を、早期に適切に医療につなげていくため、市医師会、かかりつけ医、糖尿病専門医等と青森市版糖尿病重症化予防プログラムを検討し、重症化予防のための連携や指導体制について構築していくこととしております。

また今年度、先進地の尼崎市から学んだ、個人の健診結果から血管の変化が起きている段階や危険度を、数字とカラーの度合いでわかりやすく示す健診結果構造図を活用し、本人が健康のリスクをしっかりと理解できるよう保健指導を強化してまいります。

3つには、喫煙率の高い業種への出張禁煙相談の実施であり、協会けんぽとの共同分析では、40代において喫煙習慣が高いことや喫煙率の高い業種なども明らかとなったことから、職域と連携してターゲットを絞り、保健師が直接事業所等へ出向く出張禁煙相談を行っていくこととしております。

4つには、協会けんぽとの連携によるがん検診受診勧奨の拡大と要精検者への受診勧奨の徹底であり、本市では、働き盛りの年齢にターゲットを絞り受診勧奨を行っておりますが、職場で受診する機会のない、協会けんぽの被扶養者の方へのダイレクトながん検診案内により、さらにきめ細かに受診勧奨の拡大を図っていくこととしております。

また、がん検診はあくまでスクリーニングであり、精密検査となった場合、確実に受診することで、がんの早期発見につながることから、精密検査の必要性を個別に丁寧に伝えながら、受診勧奨の徹底を図っていくこととしております。

これらの取り組みの拡充を図りながら、健康寿命延伸に向け、市民総ぐるみの健康づくり運動をさらに推進してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。

今、保健部長のほうから御説明いただいたものの中で1つ。健康寿命延伸の際に必ずといっていいほど——お医者さんなんかは講演した際に必ず言われるのが禁煙です。今のお話で、出張禁煙相談で喫煙率の高い職域というのもあるというお話で

した。

まず1つには、これは参考までにお聞きします。喫煙率の高い職域というのはどういったところなのか、それが1つ。それと、がん検診の勧奨ということだったんですが、それはわかるんですが、なかなか今までがん検診を受けてない人、通常の勧奨対策をとったとしても、なかなか医療機関に足はそう向かないと思うんですよね。なので、例えば具体的にこういった勧奨方法を考えているとかというものがあれば、お伺いしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。喫煙率の高い業種についてということの御質疑がまず1つありました。

協会けんぽとデータを共同分析してみた結果によりますと、喫煙率の高い職種ということでは、運輸業、それから建設業などが約50%となっておりますので、その業種におきましては2人に1人が喫煙者であるというデータを把握しております。

そしてもう1つの御質疑ですが、がん検診の勧奨について、なかなか受診に結びつくということが難しいのではないかと、何か考えていることがあればとのことでした。

市におきましては、働き盛りの年代ということにターゲットを絞って、特定の年代に対してこれまでもがん検診の無料券——無料受診者証を交付してきております。また、受診勧奨ということでは、50歳、60歳、この年代に男女ともに各種がん検診の受診勧奨の案内ということなどをしてきておりまして、これは今後も続けていくこととしておりますが、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、協会けんぽとの連携によりまして、市のがん検診を受けることができるけれども、なかなか市のがん検診の案内が届きにくいという協会けんぽの被扶養者に対しまして、協会けんぽとの連携によりまして、約1万3000人になりますけれども、その方々に市のがん検診の御案内ということをわかりやすくダイレクトにお伝えすることで、さらになんかがん検診へのアクセスといいますか、情報提供を行いながら、その層からも受診勧奨を図っていければと考えているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 健康寿命延伸のための取り組みということで、簡単にこれをやれば健康寿命が伸びますというものがないので、市としてもいろんな方面からアプローチして取り組んでいかなきゃいけないということであると思います。すぐに結果が出るというものでもないで、地道な取り組みを今後も継続していかれることを要望して、この項は終わります。

次に、市民病院の経営改善について、院内環境改善事業に3710万5000円が計上されています。休床している5階西病棟を有効活用して、医師、研修医、看護師等の快適な職場環境の形成に向けた整備、そして医療安全管理室の執務室の改善を行

うとしていますが、逆に言えば現在これらの環境には何らかの課題があるということになると思います。

この事業は、現在のどのような課題の解決のために行うのかお示してください。

そして次に、がん診療支援室を設置するとありますが、ここではどのような取り組みを行うのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 木下委員の2点の御質疑にお答えいたします。

まず、執務環境等の課題解決についての御質疑にお答えいたします。

青森市民病院では、これまで医師、看護師、医療技術者等の医療従事者における休憩室や会議室、カンファレンスルーム等の確保が課題となっており、その場所の確保等に苦慮していたところです。

また、医療安全管理室につきましては、現在、感染管理室、褥瘡対策室と同室でありますことから、患者様や院内職員との面談スペースが確保できていない状況にあり、その執務スペースの拡大が課題となっていたところです。

加速化プランにおきましては、現在、休床している5階西病棟の病床を返還することとし、稼働病床の適正化を図ることとしたところであり、この5階西病棟を活用することにより、医療安全管理室の執務環境の改善と医師、研修医、看護師等の快適な職場環境の形成を図ろうとするものです。

次に、がん診療支援室についてお答えいたします。

青森市民病院は平成25年12月に青森県からがん診療連携推進病院として指定され、これまで外来化学療法、緩和ケア等、がん診療に取り組んできたところです。しかしながら、青森県では依然としてがん患者の増、がん死亡率の高さが問題になっており、がん患者及び家族に対するより一層の支援が求められているところです。

このため青森市民病院におきましてもさらなる機能強化を図るべく、これまで医療相談窓口担当者が、がん相談の窓口を兼ねているなど各部門において対応していたがん診療支援及び相談業務を集約し、病院全体のがんに関する業務を統括するため、新たにがん診療支援室を設置することとしたものです。

がん診療支援室の主な業務といたしましては、これまでの取り組みに加え、がん相談ルームでのプライバシーに配慮した相談、がん患者会、患者さん及びその御家族の交流の場であるがんサロンの開催、院内がん登録データの国及び県への提出などを想定しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。

5階西病棟を活用してということでは、カンファレンスルームとか面談スペースということへの活用を考えているということ、またがん診療支援室では市民病院におけるがん全体の相談等を統括して行うということ、相談ルームとか患者さんのプ

ライバシーに配慮した対応、またがんサロンと言うんですか、そういったものにも対応できるようにするというので、わかりました。

市民病院の経営改善については、赤字の解消というものも大切だというのはわかりますけれども、医師、研修医、看護師、技師、薬剤師等、このスタッフの職場環境の改善というのはもっと大切なのではないかと私は考えます。現場の声に耳を傾けて、医療スタッフが働きやすい環境、これを整備していかないと肝心の医療スタッフが足りなくなるという状況にもなりかねない——といいますが、もうなりかかっているのかもしれませんが——そういった状況は何としても回避しなければいけないので、こういった取り組みは大いにやっていただきたいと思います。この項はこれで終わります。

それでは次に、バスまち空間向上事業についてお尋ねします。

今定例会の一般質問に対する交通部の答弁で、バス待合所の整備に当たり、比較的乗車人数が多いバス停のうち、条件の整ったところから行うとの説明がありました。乗車人数が多いということなんですが、これがどの程度の乗車人数を基準として整備を考えているのか、また整備を行う上での条件とはどのようなものなのか、その内容についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 木下委員の待合所整備に当たっての基準、あるいは条件についての御質疑にお答えいたします。

本市では、バスまち空間向上事業といたしまして、今年度から平成 32 年度までの 4 年間に、利用者を雨風や雪から守る快適なバス待合所を毎年 30 カ所程度整備することとしておりまして、老朽化した既存待合所の改築や修繕のほか、比較的乗車人数が多いにもかかわらず待合所がないバス停への待合所の新設を、順次進めていくこととしております。

このうち、老朽化した既存待合所の改築や修繕に当たりましては、設置後最低 10 年以上の経過を目安といたしまして、実際の建物の傷みぐあいを確認した上で、老朽化が著しい待合所については改築することとしております。それ以外のものにつきましては、さび落としや塗装などの修繕によって快適化を図ることとしております。

また、現在、待合所がないバス停への待合所の新設に当たっては、今年度につきましては、1 日当たりの平均乗車人数が 40 人以上のバス停ということでおおむねの基準としておりますとともに、近隣の町会からの要望をも踏まえつつ、そして道路管理者や地権者の方など待合所敷地を所有あるいは管理する方の同意や、地域の方々の維持管理に関する協力が得られるかなどを条件といたしまして、これらの環境が整ったところから整備を行っております。

本市では、このように順次、待合所の整備を進めることとしておりまして、バス待ち空間の向上により、高齢者に優しいまちづくりを進めているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 バスマチ空間向上事業ということで、今年度は 23 カ所整備されたということで、聞き取りの際に今年度整備した場所の資料を頂戴しました。基本的には、郊外部を中心にバス待合所を既に持っていて、なおかつ老朽化が見られるところを優先的にやってきたということでした。この事業が年間大体 30 カ所で4年間、120 カ所程度を考えているということだったんですが、となると、先ほども交通部長がおっしゃった条件ですね。例えば1日当たりの乗車人数であるとか、その他の条件もありましたけれども、そういったものを満たすところが 30 掛ける4年で120カ所程度におさまるという解釈でよろしいでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

条件を満たす場所については、例えば新築であれば、現在待合所がないバス停にあっては、例えば40人以上ということであれば62カ所あります。これを全て実施するということは、予算の制約もありますので難しいものと考えております。

また、こういう基準はあくまでも内部の内規ということでありまして、現実問題として道路管理者の方の、あるいは地権者の同意とか、そういうことがなかなか制約になる部分が多い状況でして、そちらのほうがむしろ課題になるということ認識しております。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 その道路管理者、国道であるとか県道であるとか市道——市道の場合は、そう問題はないのかなとも思いますけれども、場合によっては、国とか県の了解が得られない場合もあるということなんですよね。それは当然にしてあり得ると思います。

先ほど近隣町会等の要望も聞きながら進めているということでした。今後も郊外部のバス停というのが優先度は高いのだと思いますけれども、青森市内のバス停はそれなりの乗車人数もあって風雨にさらされているところが数多くありますので、今はその計画に沿って、当面4年間で120カ所程度の整備ということで進めていただいて、先の話になりますけれども、まだまだほかにもあると思いますので、そういったところにも積極的に整備を進めていかれるように申し上げて、この点については終わります。

それでは最後に、放課後児童会整備運営事業についてお尋ねします。

当事業、平成30年度、5億7440万円が計上されておまして、放課後児童会施設としては、小学校と合築の小柳地区、そして浜田地区というのが提案されています。このうち浜田地区の整備スケジュールをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 放課後児童会整備運営事業について、旧中央部学校給食調

理場跡地に整備予定の放課後児童会施設の整備スケジュールについての御質疑にお答えいたします。

旧中央部学校給食調理場の跡地に整備予定の浜田放課後児童会施設については、平成30年6月までに旧中央部学校給食調理場の解体・撤去作業を完了させた後、平成30年度中に地質調査及び施設の基本設計を実施し、その後、関係部局との協議を経た上で、平成31年度には整備工事を実施したいと考えており、このうち、平成30年度に実施する地質調査及び施設の基本設計に係る予算案について本定例会に提出しているところであります。

浜田小学校区の放課後児童会につきましては、現在4カ所に分かれて開設されておりますが、新たな放課後児童会施設の整備によって1カ所に統合され、子どもたちの安全性及び利便性が高まりますとともに、学校や地域との連携もこれまで以上に図りやすくなりますことから、早期の供用開始に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。

浜田地区の旧中央部学校給食調理場跡地、今、見ますとほぼ建物は跡形もなくなっております。まだ撤去作業というのが残っているのだと思います。平成30年度は、6月までに撤去を終了して、その後地質調査と基本設計というお話でした。

2点伺います。まず、この地質調査と基本設計というのは同時並行で行われるものなのかという点が1つ。

もう1つ、基本設計というものはその整備施設の具体でどの辺までを決めるものなのか、その2点についてお尋ねします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 再度の御質疑にお答えさせていただきます。

まず地質調査と基本設計、同時進行なのかということですが、同時進行ではありません。まず、やっぱり地質調査をしっかりとした上で、どのような——地質調査をした上での設計に入るという方法になります。

次に、基本設計というのはどのぐらいまでのものかということです。

文字どおり基本設計でして、建物の基本的な構造とか間取り等々の設計という形になります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 よく庁舎整備とかでも出てきました、基本設計と実施設計とあるんですが、例えば一般住宅を建てる時にはそういった言葉は出てこなくて、私のイメージとして、ひょっとして基本設計というのは、住宅を建てる場合のいわゆる間取り図、ここが玄関で、居間があって、風呂がここでみたいなものなのかなど。実施設計というのが、これがそのほかの設計図面ありますよね。立面図だとか、いわ

ゆる断面図、矩計とか、こういった構造部材を使って、こういった構造でつくるのかというイメージなんです、そういったイメージでよろしいでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 再度の御質疑にお答えさせていただきます。

イメージとしては大体そうなのかなと。やっぱり基本設計というと、間取りですとか、どういうところでこういうものをと、その際に部材等も当然入ってくるんですけども、実際に詳しく、その基本設計を見た上で、使い勝手とかそういう部分でこれはこっちのほうがいいよねとか、そういうふうなところが出てくるのが詳細設計というふうな意味合いでいいと思います。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 そうすると、少なくとも基本設計の段階で整備する施設にこういった機能、もっと言えばどういう部屋を設けるかというのはまず決まっていなきゃいけないと。その後で使い勝手をどうするかということで、実施設計ということになるんでしょうけれども、その施設にこういったものを盛り込むかということは、基本設計の段階で盛り込まなきゃいけないということで、なおかつ地質調査が終わった後でやるということでした。

それでは最後お尋ねします。ことしの6月までに撤去して、その後地質調査に入ると。この地質調査には、どれぐらいの期間を要する予定ですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

地質調査には大体2カ月ほど要する予定です。

以上でございます。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。

これで私の質疑を終わります。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分からといたします。

午後0時7分休憩

午後1時10分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、赤木長義委員。

○赤木長義委員 お昼休み、眠いところでありますが、どうかよろしくお願いま

す。

平成 30 年度青森市一般会計・特別会計予算、補正予算及び企業会計についてお伺いいたします。

まず初めに、発言をさせていただきたいと思います。きのう、きょうと雨が降りましたけれども、ことしの雪は非常に大変でした。都市整備部の職員を初め、除雪業者の皆様のおかげで大きな問題もなく除雪作業が済んだと思います。本当にありがとうございます。また、この市役所本庁舎の周り、仮囲いが回され、建設がいよいよ始まるなどという雰囲気になりました。本庁舎の周り、今冬の雪の影響で非常に渋滞が多かったかなと思います。そういうことを踏まえたときに、やはりここに 10 階建ての庁舎を建てなくてよかったなど改めて思っています。

また、1 月 4 日にアウガが駅前庁舎としてリニューアルオープンいたしました。職員の皆さんに駐車場を借りていただけることや、昼食を近隣の店で食べていただけるので、中心市街地の活性化につながっていますよという話を、ある市民からいただきました。市役所機能はアウガに移転すべきと主張した者として、とてもうれしく思います。これからの繁忙期は、市民課を初め職員の皆様は大変だと思います。ぜひ混乱なく乗り切っていただきますようお願いいたします。

1 点要望させていただきたいと思います。皆様御存じのとおり、毎年 11 月 22 日は、いい夫婦の日と言われています。東京都品川区では、昨年 11 月 22 日から、品川区が独自に作成した記念の結婚届、持ち帰り用の配布を始めました。アウガが駅前庁舎としてリニューアルしていますので、本市におきましても、市民に喜ばれる結婚の記念になる持ち帰れる婚姻届の配布をぜひ実施していただきたいと思っております。

それでは質疑に入ります。

1 点目、市の内部統制について。総務費です。

青森市における今後に向けた内部統制の強化について考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 市の内部統制についての御質疑にお答えいたします。

地方自治体における内部統制とは、事務執行上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保することを目標とするものであり、本市では、不適正または不適切な事務処理を発生させない、また、発生させた事象を再発させないための取り組みといたしまして、毎年度の財務会計マニュアルの改訂を初め、包括外部監査の指摘事項を全庁に水平展開するなど、これまでさまざまな取り組みを実践しているところです。

地方自治体は法令の遵守はもとより、公平性・中立性、正確性、迅速性が求められ、市が組織として不適正または不適切な事務処理を行うことは市民との信頼関係を損なうものであると認識しております。

国におきましては、平成 29 年 6 月に地方自治法を改正し、平成 32 年度から都道

府県と指定都市に内部統制に関する方針を策定すること等を義務づけましたが、本市を含むその他の市町村については、内部統制に関する方針の策定等は努力義務とされているところであります。このような中、現在、国におきましては内部統制及び監査に関しまして、地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会を設置し、詳細な検討を行っているところであります。

本市としては、引き続き、適正・適切な事務執行に努めていくとともに、今後、国の検討状況や他都市の状況などについて情報収集しながら、実効性に意を用いた本市の内部統制の取り組みについて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 御答弁ありがとうございました。

この内部統制は、前から取り組んでいましたけれども、私は、前政権の悪かった点というのは、決められない政治ということによく言われますけれども、それだけではなくて、やはりイベントに職員が登用されるなど、そういった部分もあって、真面目に一生懸命やる人たちが——真面目にやろうとしない職員がふえてしまったのではないかということに非常に危惧しています。ですから、この内部統制というものを使って、人材育成というものが非常にできるのではないかと、そのように私は考えています。ですから、市の中できちっとやると同時に、これを使ってぜひ人材育成という観点を考えていただきたいと思います。

関西大学の石原教授のレポートなんですけれども、「実践力を身に付けた自治体職員が増加」というレポートが今年の5月に出されています。そこで、若干そこを御紹介したいんですけれども、自治体職員の実践力の向上で重要なのが、「新地方公会計、内部統制、リスク・アプローチ監査などの、新しい会計や監査手法の導入である。たとえば、新地方公会計はフローだけではなくストックの情報に注目する意義を自治体関係者に普及した。間もなく自治法改正を控える内部統制概念の自治体への導入は、リスクを対象にしたマネジメント・システムの構築こそが、自治体経営の最も重要な一般原則であることを強調している」。こういうことを言われているわけなんですけれども、こういったことを踏まえたときに、やっぱりそういうことができる職員を育てていく必要があると思います。そして、石原先生が育てようとしているのが、イギリスの英国勅許公共財務会計協会というのがあるらしいんですけれども、その日本版ということで石原先生が立ち上げているものがあります。そこで、地方監査会計技能士という資格を石原先生がつけられて、内部統制の強化、さらには職員の育成という観点からつけられています。

そういったことを踏まえて再質疑させていただきたいんですが、内部統制の強化に向け、地方監査会計技能士を職員の皆様にとらせるべきと思うが、考えをお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 地方監査会計技能士の資格取得についてのお尋ねにお答えいたします。

赤木委員御紹介の地方監査会計技能士は、一般社団法人英国勅許公共財務会計協会日本支部が、一定の条件を満たす資格取得希望者に対して、認定により授与している資格であると承知しております。お尋ねの本市職員に当該資格を取得させるということにつきましては、貴重な御意見として参考とさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 内部統制の強化には非常に大事な資格だと思いますので、この件は強く要望して終わります。ありがとうございました。

続いて、同じく総務費。持続可能な開発目標について質疑します。

青森市においても、持続可能な開発目標——SDGsの目的、考え方を新たな総合計画に反映すべきと思いますが、考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 持続可能な開発目標についての御質疑にお答えいたします。

持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成された2030年までの国際開発目標であります。国においては、平成28年5月に持続可能な開発目標推進本部を設置し、平成28年12月には「あらゆる人々の活躍の推進」「健康・長寿の達成」など8つの優先課題を盛り込んだ実施指針を決定し、地方自治体を含むあらゆる関係機関と協力してSDGsに取り組むこととしております。

この実施指針におきましては、「推進に向けた体制」の中の「ステークホルダーとの連携」として、地方自治体については、「SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs達成に向けた取組を促進する」とされております。

総合計画につきましては、来年度、青森市総合計画審議会を設置し、これに諮問して改定を進めていくこととなりますが、改定に当たりましては、SDGsなど国等の施策の状況を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 大きな話になってしまうので、総合計画という形で絞らせていただきましたけれども、この基本的な理念、大きな17の目標があります。現状の総合計画の中でも当てはまるような部分はいっぱいあると思います。そういった点も考

えながら、ぜひこの部分については、その理念なり考え方、全ては市民の安全と安心という市民の安全保障——国では人間の安全保障という言い方をしていますけれども、やっぱり市民の安全保障という考え方に立っていただいて、ぜひそういった理念、考え方を踏まえた総合計画をつくっていただきたいと要望して、この件は終わります。どうもありがとうございました。

続きまして、衛生費。健康づくりについて。

青森市が全国平均より高い糖尿病罹患率の予防を進める上で、有酸素運動、筋肉トレーニング及びストレッチに加え、筋膜リリースを取り入れた運動、健康づくりを進めるべきと思うが、考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 赤木委員の健康づくりについての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成 27 年青森県保健統計年報によると、糖尿病による死亡率が、男性は全国水準の約 1.5 倍に及んでいることや、平成 27 年度特定健康診査のデータ分析によると、血糖値が正常値より高い方の割合が、男性は全国水準の約 1.4 倍、女性は約 1.3 倍という状況にあり、糖尿病予防は市の重点取り組みの一つとしているところであります。

糖尿病の予防には、バランスのとれた食生活や、日ごろから小まめに体を動かしたり運動することが重要であります。同じく、特定健康診査データの分析によると、運動習慣のない方の割合が約 6 割を占めており、市民の糖尿病予防のためには、運動習慣の定着が大きな課題であると捉えております。

厚生労働省の健康づくりのための身体活動基準 2013 では、日ごろから、小まめに体を動かすことや、習慣的にウォーキングなどの有酸素運動を行うことは、エネルギー消費量が増加し、脂肪がエネルギー源として利用されることから、肥満が改善し、血糖値を低下させることが示されております。また、肥満の有無にかかわらず、筋肉量が減少することは、糖尿病のリスクを高めることから、筋肉量を増加させる筋肉トレーニングは、このリスクを減らす可能性があるとしてされております。このことから、肥満・糖尿病予防には、有酸素運動、筋肉トレーニングの両方の運動を継続することが必要です。

筋膜リリースは、筋肉などを包む膜、いわゆる筋膜が、日常の体の使い方によってねじれてしまった状態にあると、正しい動作が制限され、柔軟性の低下や日常生活活動の低下などを引き起こすため、この筋膜のねじれを正常に戻し、筋肉が正しく動けるようにするというもので、この筋膜リリースを運動の前後に行うことは、体が動きやすくなり、運動の効果を高めると言われており、さまざまな運動の分野で取り入れられてきております。

本市では、糖尿病予備群のメタボリックシンドロームの方を対象におなかスッキリ講座を開催しており、この講座では、健康運動指導士やインストラクター等運動

指導の専門家により、有酸素運動、筋肉トレーニング、ストレッチに加え、筋膜リリース等を取り入れた運動を実施しているところです。また、健康増進として、広く一般市民の方に、トレーニングマシン等を利用した運動を行っていただく健康度測定総合指導事業においては、健康運動指導士が、個人の状況に応じて有酸素運動、筋肉トレーニング、ストレッチのほか、必要に応じて筋膜リリースも取り入れたメニューを作成し、それぞれ実施いただいているところです。

このほか、地域では、健康づくりを推進するために育成した健康づくりリーダー等が、育成ゼミで学んだ運動に関する理論と実技を生かして、地域単位での健康ウォーキングの実施や、昨年11月からは、元気プラザで週1回、冬場の健康づくり講座を企画・開催しており、筋肉トレーニング、ストレッチの運動を市民に伝えているところです。

有酸素運動や筋肉トレーニング、ストレッチ等の運動や筋膜リリースは、その行い方や効果を正しく知るとともに、自分に合った形で実践できるような指導、伝達の間などが必要であることから、今後も引き続き運動指導の専門家による効果的な運動指導を継続していくとともに、健康づくりリーダー等も簡易な運動を普及していけるようその活動をサポートし、市民の運動の習慣化が促進されるよう、地域の健康づくりを推進してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 御答弁ありがとうございました。

筋膜リリースという、知っている人は知っていますけれども知らない人は知らない話が出てきたんですが、筋膜リリースをやる最大限のいいものというのは、高齢者の運動づくりというのが、今よく言われているんですけれども、先ほど保健部長がおっしゃったとおり、体のねじれとか、準備運動をやったとしても、そのまま運動するとけがのもとになるということが、運動する業界では言われています。運動しやすい体にしてから運動するという概念が、筋膜リリースだそうです。ですから、ぜひこの部分、本当に簡単にやれる——ラクロスボールを使って、肩甲骨とか腰骨とかお尻とかに当てて、その膜をほぐすことによって、柔軟性が実際に高まるという話もありますし、私もやってみたんですけれども、確かに動きやすくなるというのは事実だと思います。そういうことを踏まえたときに、やはりこれから高齢者の方に長生き、元気でいていただくためには運動していただく。ただ、運動していただくにしても、運動することによってけがをしましては元も子もないので、まず、準備運動もそうなんですけれども、この筋膜リリースという、体の本質が持っているところをほぐすことによって、運動できる体をつくるということを普及していただいて、そして青森市の健康づくりに寄与していただける項目だと思いますので、ぜひ保健部として取り組んでいただきたい。これについては、保健部の問題ではなくて——教育長、頼みますね。教育委員会もしっかりと、このことについては他山の石にしないで、申しわけないんですけれども、子どもたちの体のことも考え

たときに、この筋膜リリースというやり方はいいと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。これは強く要望して、この件も終わります。

続いて、急病センターについて。

急病センターの移転に伴い、改修はどのような内容になるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 赤木委員の急病センターについての御質疑にお答えいたします。

急病センターは、平成 22 年度の耐震診断において建てかえが必要との結果を受けていたことから、市役所本庁舎第 1、第 2 庁舎の建てかえにあわせて撤去することとし、現在の第 3 庁舎を有効活用して改修、整備を行い、平成 32 年 1 月の新市庁舎開業と同時に移転、供用開始することを目指しております。

急病センターの環境につきましては、手狭な待合室や診療室の改善のほか、感染予防への対策を図ることなど、設備・機能等について多くの課題があったことから、改修内容につきましては、青森市医師会、青森市薬剤師会、急病センター運営審議会の方々から専門的な意見を伺うとともに、業務に従事している看護師や事務員からも意見を聞いたところであります。

これらを踏まえ、主な改修内容といたしましては、待合室については、面積を 39.3 平米から 63.0 平米と約 1.6 倍に拡大すること。診療室については、小児科、内科、外科それぞれの専用診療に対応するため 2 室から 3 室に増室すること。トイレについては、多目的トイレ 1 室のみであったものを男子用、女子用、職員用を加え増室すること。加えて、これまでなかった授乳室を設置すること。さらには、感染予防対策として、感染症患者専用の待合室と嘔吐等に備えた汚物室を設置すること。救急車等と患者の接触を避け事故防止につなげるため、救急車等搬入口を設けること。従事者の動線を確保するため、現在兼用している事務室と薬局を分割することなどを考えており、これら改修に係る設計委託料について、平成 30 年度当初予算案として本定例会に提案しているところです。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 この急病センターの改修については、公明党としてはかねてからずっと主張させていただきました。今回、新年度予算でこの予算がついて、平成 32 年 1 月の新庁舎と同時にできるということは、非常にうれしく思っています。

内容的にも保健部長がおっしゃったとおり、本当に現状、ことしのインフルエンザが多い中でも、インフルエンザの方とインフルエンザじゃない方が一緒にいなければいけないというような現状もあり、また、渋滞もあったということは御存じかと思います。そういったことも踏まえたときに、本当にこの急病センターの設置なり改修というのは、もう待たれるものだと思っています。

トイレの改修も踏まえ、さまざまな形で非常によりよいものができると思うんですけども、私としてあえてもう 1 点言わせていただければ、嘔吐等に備

えた汚物室を設置しますけれども、そのときに全て子どもさんの場合は、全体に汚物がかかってしまうようなことがある。そういうことも踏まえたときに、やっぱりシャワーなり、そういうところをしっかりとやれる仕組みをぜひ考えていただけないかなと思います。やっぱり、子どもは未来の宝ですし、特に子どもさんなり高齢者が来たときもきちっとした急病の対応ができるということは、本市にとっても非常にいいことですので、ぜひ立派なものをつくっていただきたいと念願して、この辺については終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、消防費に移ります。消防団機械器具置き場について——屯所の話です。

老朽化している消防団機械器具置き場の建てかえについて考え方をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 赤木委員の消防団機械器具置き場の建てかえについての御質疑にお答えいたします。

消防団は、地域防災のかなめとして、中核的な役割を果たしている重要な消防機関であり、その中で消防団機械器具置き場——以下、置き場と言わせていただきます——は、火災・風水害などあらゆる災害に備えて、消防団車両や各種資機材を配備しておく地域の防災活動拠点となる重要な施設であります。

現在、本市消防団の置き場につきましては、青森消防団及び浪岡消防団合わせて108棟を有しており、毎年4月ごろから職員により消防団員立会いのもと、置き場の構造及び設備等について点検し、経年による劣化や破損などにより修繕等が必要になった場合においては速やかに修繕するなど、設備及び機能等の維持保全に努めてきたところであります。

消防団の置き場の建てかえにつきましては、必要な防災体制を維持しながら、青森市消防団施設全体で調整し、整備していくものと考えており、現段階では、新たな置き場建設の予定や計画はないものであります。しかしながら、既存の置き場が経年等により一部老朽化していることは認識しており、今後におきましても、適切に維持保全に努めるとともに、置き場の建てかえが必要となった場合におきましては、管轄する分団及び町会のほか、市の関係部局と協議し、適切に対応してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 答弁ありがとうございました。

まず、直接関係ない話ですけれども、きのう夜、実は私の知り合いが救急車で運ばれまして、消防の皆さんのスピーディーかつ丁寧な対応をやっていただきました。本当にありがとうございました。この場をおかりして御礼を申し上げたいと、ありがとうございました。

今、お話を伺って、つくる計画がないという形なんですけれども、これから人口

減少社会が始まっていく中で、やはり老朽化してきている消防団機械器具置き場——屯所の整備というのが大事になってくるかと思います。これも計画はきちっとつくっていかなければならないのかなと思います。

ちょっと一例を出したいんですけども、平成 27 年度青森市の財務諸表というものがあります。このことなんですけれども——まだことしはできてないんで、平成 29 年 3 月です。この 13 ページに、資産老朽化比率というものがあります。ここには行政目的として、生活インフラ・国土保全、教育、福祉、環境衛生、産業振興、消防、総務、合計で 7 つの分類に大きく分かれています。この分類は平成 30 年度からまた変わってくるかもしれませんが、昨年度までではこういうふうに分かれています。そういう中で、資産老朽化比率というのが、生活インフラ・国土保全が 47.5%、教育が 44.6%、福祉が 64.4%、環境衛生が 61.1%、産業振興が 71.4%——けっこう高くなってきました。総務が 53.6%、消防 93.7%。こういう状況であります。こういったことを考えると、やはり老朽化が多分進んでいるのではないかというのが危惧されます。ここはちょっと極端ですよ。ほかのが 60%、多くても 70%なのに、ここだけ突出して 90%ですから、非常に心配な面があります。

そういったことを踏まえたときに、再質疑しますけれども、平成 27 年の資産老朽化比率を確認したときに、消防に関しては 93.7%と極端に高いです。このことは、消防団機械器具置き場も含めて老朽化が進んでいるとの認識をしていますが、その認識でよろしいでしょうか。財務部長、お答えください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。財務部長。

○小川徳久財務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

赤木委員がお示しになられました資産老朽化比率につきましては、資産耐用年数に対して取得からどの程度経過しているかをあらわす指標として、この比率が高いほど資産の取得からの年数の経過が進んでいると言えるものです。

御指摘のありました消防に関する資産の老朽化比率 93.7%は、実際の老朽化度合いを示しているものではないものの、資産の耐用年数に近づいているものと考えられるところであります。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 当然、今、言ったように、耐用年数等の比率が高いということは、多分老朽化が進んでいると。当然、こういう状況である限りは、やはり実態の調査というのは行わなきゃいけないと思うんです。だって、もう突出しているわけですから、93.7%と。であれば、なぜなんだというのはきちっと確認をして、行っていかなきゃいけない。そしてその上で、この消防団機械器具置き場についての更新の考え方というのは、改めてつくっていかなきゃいけないと思うんです。ただ、青森市にはファシリティーマネジメントの方針があります。ですから、そのことを踏まえながらやらなければいけないと思うわけです。

そこをちょっと確認したいんですが、今後、消防団機械器具置き場を建てかえる

際は、青森市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ計画を策定すべきと考えますが、考え方をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

今後、消防団機械器具置き場を建てかえる際、青森市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ計画を策定するべきとのことですが、置き場につきましては青森市の公共施設でありますことから、今後におきまして建てかえ計画を策定する際は、周辺の既存公共施設との複合化や、隣接の置き場同士との統合も視野に入れ、必要な防災体制を維持しつつ施設の総量の抑制を図るなど、赤木委員御指摘の青森市公共施設等総合管理計画の基本的な方針を踏まえて、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

ざっくばらんにしゃべります。ことしの2月7日の初午祭で、初午の会場に私も小柳に住んでいますから、浜館分団内3カ所に行かせていただきました。その中で、3カ所とも、浜館第1班松森の消防団機械器具置き場が撤去されたという話題になりました。その撤去されたものは第5班——私の地元の小柳とあわせて経営をしてほしいという話でした。実際第1班と第5班に行ったんで、当然その話が出るんですけども、違う班に行ったときもその話題が出ていまして、これから消防団も、先ほど小豆畑委員が言いましたけれども、消防団の方も少なくなっていくことが、人口減少社会の中で、高齢化の中で予想されてくる。そういったことも踏まえたときに、やはりこの置き場というものをきちっとつくっていただきたいと、そういうお話がありました。

ただ、当然青森市の財政的な影響、ファシリティーマネジメントのことも考えたときに、先ほど蝦名総務部理事がおっしゃったとおり、複合化というやり方は非常に大事なやり方ではないかと思えます。ぜひ、統合したことを考えたときに、どこに建てるかは別ですけども、市のある土地の中で、浜館の分団の第1班、第5班の機械器具置き場については、新たなものをきちっとつくっていただきたいなと思います。特にあの辺は、老朽化したものがいっぱいあります。例えば、ほろがけ福祉館。これも老朽化しています。そういうものとあわせてつくるとか。また、中央市民センターの小柳分館、そこも老朽化しています。そういうものとあわせてつくるとか、いろいろなやり方でファシリティーマネジメントの趣旨を取り入れてつくってやっていただきたい。全て1を1でつくるのではなく、1足す1は2のものを1つにあわせてつくるということが、これからの少子・高齢社会に適応していくものですので、ぜひそういったものをしっかりとつくっていただきたいということを強く要望して、この項は終わります。ありがとうございます。

続きまして、教育費。青森市アリーナプロジェクト推進事業について行います。

本市の予算で、青森市アリーナプロジェクト推進事業として、約 2700 万円が計上されていますが、その内容についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 赤木委員の青森市アリーナプロジェクト推進事業についての予算の内訳について御説明申し上げます。

青森市アリーナプロジェクト推進事業には、市民の健康づくりやスポーツ振興、さらには経済効果を図るため、青森操車場跡地に、スポーツのみならず多様な催事ができる交流拠点——アリーナを整備するための検討に要する経費を計上しております。

その内訳は、アリーナの機能や整備内容について、学識経験者や公募市民等から意見を伺うための有識者会議に関する経費として約 200 万円。また、アリーナ整備において、制度の活用を検討することとしている公募設置管理制度——P a r k—P F I といった民間活力の導入可能性調査の実施に関する経費として約 2500 万円、合わせて約 2700 万円を計上しているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 2700 万円の内訳が、まず約 200 万円がアリーナ機能の整備内容や学識経験者、または公募市民の会議のための費用としての 200 万円と。あとは、P a r k—P F I について 2500 万円ということがわかりました。

まず、200 万円のほうなんですけれども、有識者と学識経験者というのをしっかり選んでいただくことは当たり前なんですけれども、アリーナに詳しい人をしっかり選んでいただきたいと思います。要は、どういうアリーナをつくるかというのは、いろんな思いが皆さんあると思います。例えば、ちょっと調査したところによると、これは現地に行ったわけじゃないんで、インターネット上でしかわからないんですけども、例えば、東京のほうのあるアリーナではバレーボール、バスケットボールは当然ですけども、板を張りかえるなどのことによってフットサルもできるようなものになっているとか、さらに、一般質問でもいろんな議員が言っていましたけれども、岩に登るようなものを設置しているとか、さまざまなそういったものをつけている。そういうようなアリーナがあります。ですから、そういうアリーナの専門家という人からも選ぶべきだと思うんです。ただ単純に簡単なフィルターであるのではなくて、そういう専門家を、ぜひしっかりといい人を探してきて選んで、すばらしいアリーナができるような人選をしていただきたいと思います。これは強く要望したいと思います。

もう 1 点の 2500 万円のほうの公募設置管理制度——P a r k—P F I なんですけれども、この P a r k—P F I というのは、私もまだ勉強不足でわかりません。

そういうことも踏まえて、再質疑では、この公募設置管理制度——P a r k—P F I 等の民間活力の導入可能性調査を来年度行う予定としていますけれども、その

内容について都市整備部長、お答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 公募設置管理制度——P a r k—P F I等の民間活力導入可能性調査についての御質疑にお答えいたします。

公募設置管理制度、いわゆるP a r k—P F Iは、官民連携による都市公園の整備や管理を推進するために、平成29年の都市公園法の改正により、新たに創設された制度であります。

本制度は、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることができる制度であることから、市では、青森市アリーナプロジェクトにおける本制度の活用について検討することとしており、来年度は導入可能性調査を実施する予定であります。

調査の詳細につきましては現在検討中ですが、本調査では学識経験者や公募市民等による有識者会議からの御意見などを踏まえ、施設や周辺の整備方針について概略検討するとともに、民間事業者に対し民間の創意工夫を発揮できる事業条件を設定することを目的に行うマーケットサウンディングを実施し、P a r k—P F I等の事業手法について検討することとしております。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

これではっきりわかったことは、P a r k—P F Iでの学識経験者、公募とかそういう人たちの集まりがまず1つあって、さらには、アリーナのほうの検討委員会の集まりもあると。そういう中で、どっちがどっちなのかわからないですけども——P a r k—P F Iのほうの意見をまとめたような考え方をアリーナのほうに提言するのかな、逆なのかな——その辺がちょっと理解できてないんですけども、その辺の形をわかりやすくお答えいただければありがたいんですけども、いいでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

まずは有識者会議のほうで、アリーナの規模ですとか整備内容、機能みたいなものを意見をいただいて、それをもとにある程度市のほうで検討して、そこではまず数回のキャッチボールが必要だと思っておりますけれども、それである程度の形ができたものをもって、その内容をP a r k—P F Iの導入可能性調査のほうにお伝えして反映させていくと、そういう形でのやりとりをしながら進んでいくようなイメージであります。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ということは、まずはアリーナのあり方の考え方が固まった上で、それをきちっとした提言をもってP a r k—P F Iを有識者会議のほうにお伝えを

して、そこでまた揉んでいただくということによろしいんですか。その確認ですけれども、いいですか。ちょっと都市整備部長、お答えしていただければ。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど私から、本調査において、学識経験者や公募市民等による有識者会議からの御意見等を踏まえと申し上げましたが、これは先ほど教育委員会事務局教育部長からもお話がありましたアリーナの有識者会議ということですので、改めて2つ委員会をつくって、有識者会議を設けるということではないということ、まず申し上げたいと思います。

その上でありますが、最終的には有識者会議の御意見をいただきながら、本調査で検討するというにはなりますけれども、その前段として現況の調査ですとか課題の整理ですとか、そういったところは必要になりますので、そういった部分につきましては並行しながら検討してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 よくわかりました。ここが、いろいろ説明を受けたんですがよく理解できなかったんで、ありがとうございます。まず、横山教育委員会事務局教育部長がおっしゃっている会議と、大櫛都市整備部長が言っている会議は同じものだということがよくわかりましたので、その中でしっかりとした検討をしていただければと思いますので、そこはわかりました。理解できました。よろしく願います。ありがとうございます。

次に、土木費。

先ほども出ましたけれども、浅虫温泉駅バリアフリー設備設置可能性事業の概要についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 赤木委員からの浅虫温泉駅バリアフリー設備設置可能性調査事業についての御質疑にお答えいたします。

浅虫温泉駅のバリアフリー化につきましては、浅虫温泉地域活性化協議会から当該駅へのエレベーター等の設置に関する請願2件が提出され、平成27年第2回定例会において採択されたところであります。

市といたしましては、浅虫温泉駅のエレベーター等の整備を含めたバリアフリー化の推進につきまして、駅施設を所有している青森県に重点事業として要望してきたところでありまして、昨年7月の重点事業説明会では直接市長から知事に対して、浅虫温泉地域における地域活性化の機運の高まりを伝えるとともに、浅虫温泉駅のバリアフリー化を強く要望したところであります。

これらの要望の結果、今年度、青森県と市で、浅虫温泉駅バリアフリー整備勉強会を実施し、既存施設の課題を抽出したほか、浅虫温泉地域への観光客等の誘致に向けた市及び地域の取り組みなどについて共有してきたところであり、来年度、青

森県とともに、浅虫温泉駅バリアフリー設備設置可能性調査事業を実施することとなったところであります。

調査事業の概要につきましては、現在の跨線橋へのエレベーターの設置可能性や、跨線橋をかけかえる場合も含めた実際の施工に支障する課題の有無などについて調査を行うものであります。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 バリアフリーの設備の設置ですけれども、見るからに駅本体も相当ぼろいので、どういうものになるかはわからないと思います。例えば、全面建てかえたほうがいいんじゃないかというような意見も出るかもしれませんし、どのような形になるかわかりませんが、これは、国、県、市と連携をとって、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。やはり浅虫という地域を考えたときに、当然来られる方は若い方よりも高齢者の方が多い。そういった高齢者が、キャリーバッグを階段を引きずって歩くという姿を見えています。それはやはり、できればそういう高齢者のためにも、何とかなくしてあげたいなという思いがありますので、その辺も踏まえながら、ぜひしっかりと進めていただければと思います。

青い森鉄道については、アリーナもできていろんな部分で、駅の話とかいろんな思いが出てくるかと思えます。本当に課題が多くて、県との調整が大変かと思えます。そこは前多副市長、ひとつよろしくお願いして、連携をとっていただけることをお願いして、この項は終わりたいと思います。ありがとうございました。

次は、教育費。ICT化について。

ICT環境の整備について、今後の教育委員会の考え方をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 赤木委員の教育のICT化についての御質疑にお答えします。

学校のICT環境の整備につきましては、昨年12月末に、平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備指針が通知され、教職員の校務や児童・生徒の学習活動におけるICT環境整備等について示されたところであります。

本市におきましては、教職員の校務のICT環境の整備について、「平成30年度青森市当初予算（案）主な取組」の中に位置づけられました、統合型校務支援システムを導入することで、学校事務の効率化及び平準化など業務改善が図られ、教職員が児童・生徒と向き合う時間の確保が期待されております。また、児童・生徒の学習活動のICT環境の整備につきましては、平成29年3月に告示されました新学習指導要領にも、各教科等でタブレット端末等によるICTを活用することは、児童・生徒の学習への興味・関心を高め、わかりやすい授業や主体的・対話的で深い学びを実現する上で効果的であると示されております。

教育委員会といたしましては、発達障害などを抱えた児童・生徒を含む全ての児童・生徒の能力、適性等に応じて学習に対する関心・意欲を高め、学ぶ喜びを味わ

わせることにより、自己肯定感を高められるよう、児童・生徒や教師がICT機器を日常的に活用できるような工夫をすることが大切であると考えております。また、学校のICT環境の整備につきましては、これまで全小・中学校に児童・生徒用パソコン及び大型モニターを整備するとともに、各校の実態に応じて、電子黒板、実物投影機、プロジェクター、タブレット型コンピュータ等を配置してきたところですが、今後、新学習指導要領の完全実施に向け、国の動向や他自治体の整備状況、本市の小・中学校の実態等を調査しながら、学校のICT環境の一層の充実を図るよう努めてまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 工藤教育委員会事務局理事は御存じだと思いますけれども、合理的配慮という言葉があります。後でまた違う項で話をしますが、この合理的配慮という判断からいくと、一人一人の子どもたちに沿った教育方法を考えていかなきゃいけないということであって、その手法としてこのICTの環境の整備というのが非常に大事だと思います。今年度、山本議員が一般質問でも言われた統合型校務支援システムのほうは、来年度やっていたらいいんですけども、しかし、発達障害の子どもさんというのは、実情的な数字はまだきちっとはつかんでいませんけれども、現場の先生方の話によれば、間違いなく10年前とは、発達障害と思われる子どもさんが数段ふえてきていると。そういった子どもたちが授業についていけないということを考えたときに、やはりこのICTを使った、タブレットを使った形での授業というのは、これから絶対に必要になってくる。しかもこれが、少子化とはいえ子ども2人が同じような発達障害になると2台買わなきゃいけないとか、そういう家庭の不安、負担も非常に多くなるので、そういったところでハード面として、教育の平等性の観点から、ある程度きちっと準備をしなければいけないと思います。ですから、これについては来年度は我慢しますが、ぜひ来年度中に検討していただいて、再来年度には全ての子どもたちに合理的配慮ができるような、そういった対応ができるように、このことについては強く強く要望して終わります。どうかここは本当に子どもたちのためですので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

同じく教育費について質疑します。スポーツコミッションについて。

スポーツコミッションを設立するメリットについてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 スポーツコミッションを設立するメリットについての御質疑にお答えいたします。

スポーツコミッションは、スポーツ団体、観光産業やスポーツ産業等の民間企業、地方自治体が官民一体となり、スポーツを通じた地域活性化の役割を担う組織であります。

スポーツコミッション設立のメリットにつきましては、スポーツ団体、民間企業、地方自治体が、スポーツを通じた地域活性化の取り組みに協働で取り組むことにより、スポーツ団体が有するネットワークや民間が有するノウハウ、機動性などを一体的に活用することで、魅力あるスポーツ資源を観光と融合するスポーツツーリズムの推進や国内外のチームを対象としたスポーツ合宿及び大会の誘致、プロスポーツクラブや地域のスポーツ活動への組織的な支援体制の確立などの取り組みを、より効果的に進めていくことができるものと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 わかったようなわからないような話なんですけれども、その中で青森市の役割は何になるんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

まずは、青森市の役割といいますと、組織を進めていくに当たって、リーダーシップをとりながら軌道に乗るように、事務局的な役割を果たしながら、民間企業とそういうふうな団体に声をかけて、その必要性を理解していただいて、最終的には、スポーツコミッションの組織を立ち上げて、みんなで町を活性化していこうと、スポーツと観光を進めていきたいという意味での立場になると思っています。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ということは、事務局の役割は非常に大きい、青森市の役割は非常に大きいということだと思います。短命市返上ということで、食育という観点、さらにはスポーツ振興という観点、そういった形の中でこのことも関連して出てきたんだと思いますけれども、当然、スポーツ振興という話が大きくメインになってくるかと思っています。そういう中で、まとめ役なりリーダーシップ、また事務局的な役割ということをやっている中で、青森市が夢を潰すようなことはやめていただきたい。要は、すぐに財政的な根拠がないからできませんというようなことを——教育委員会がスポーツコミッションの事務局になるのか、今度は経済部が事務局になるのかわかりませんが、そういうことを言うのだけはやめていただきたい。やはり汗をかいて、そういうさまざまな団体の意見をきちっと聞いて、その上でやれることやれないことを練っていけるような仕組みのコミッションにしていきたいと思います。一番よくないのは、すぐお金がないからできませんという、すばっと切り捨てるような、そんなコミッションだったらつくる必要は一切ないので、そこだけは厳しくお話をさせていただきたいと思います。ここに関しては僕も期待しています。青森市には本当に有名な——一生懸命頑張る子どもたちもいるし、さらには、青森ワッツやラインメール青森FCなど、プロ関係のチームもあることから、素材はいっぱいあるので、すばらしいコミッションができることを念願して、

これについては終わりたいと思います。ありがとうございます。

もう1点、教育費について。小学生の肥満対策についてお伺いします。

肥満は各種の合併症を伴うことがわかっており、特に生活習慣病と呼ばれる2型糖尿病や脂質異常症、高血圧などの原因になることや、これらは動脈硬化を促進し、将来的に心筋梗塞や脳卒中を起こすリスクを高めるとともに、子どものころから動脈硬化が進行することがわかっているため、本市の健康寿命延伸のためにも幼少期から肥満を予防することが重要だと思えます。

そこで質疑いたしますが、本市の小学生の肥満が増加傾向になっていることですが、市の対策についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 小学生の肥満対策についてのお尋ねにお答えいたします。

近年、本市において、肥満傾向の新入学児童の割合が増加し、また、学年が上がるにつれても増加していることから、学童期からの生活習慣の改善は喫緊の課題となっております。

その課題解決のため、教育委員会では、栄養教諭等と共同して今後作成する食育に係る実践プログラムに基づき、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携協力のもと、授業や学校給食、家庭等において、子どもたちが食に関する知識を身につけ、食を選択する力をみずから養い、望ましい食習慣を形成できるよう、健康的な食習慣づくりや適度な運動を推進するための小学生のための食育チャレンジ・プログラムを、来年度、まずは小学校2校のモデル校で実施いたします。

教育委員会では、この取り組みにおいて、食習慣の改善とともに運動習慣の改善も非常に重要であると認識しており、これまで小学校で取り組んできた運動指導に加え、各小学校が、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、児童が楽しみながら、みんなで参加できる運動と食の指導を組み合わせる生活習慣の改善を図ることとしております。

教育委員会といたしましては、平成31年度以降、モデル校の実践から得られた成果を踏まえ、5カ年で全ての小学校に普及させることとしており、本市の子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健康を維持し、健康寿命の延伸につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 実態がわからないので、実態の確認をしたいと思えます。一覧表をお持ちだと思うので公表していただきたいのですが、小学校1年生の肥満傾向児の出現率を、平成19年度から平成28年度までで結構です。青森市、青森県、全国、これをわかるように示していただければと思えます。大丈夫でしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

青森市のということですのでよろしいですか。小学校1年生の出現率ですが、平成19年度は7.85%、平成20年度が6.96%……

〔赤木長義委員「青森市、青森県、全国と比較して」と呼ぶ〕

○横山克広教育委員会事務局教育部長 そうすれば、青森市、青森県、全国という形で毎年度お話ししていきます。

平成19年度、青森市が7.85%、青森県が9.20%、全国が4.75%です。平成20年度、青森市が6.96%、青森県が9.87%、全国が4.55%です。平成21年度、青森市が7.05%、青森県が8.33%、全国が4.36%です。平成22年度、青森市が6.87%、青森県が6.16%、全国が4.05%です。平成23年度、青森市が6.02%、青森県が5.96%、全国が3.84%です。平成24年度、青森市が6.43%、青森県が8.09%、全国が4.22%です。平成25年度、青森市が6.39%、青森県が6.16%、全国が4.05%です。平成26年度、青森市が6.10%、青森県が7.66%、全国が4.25%です。平成27年度、青森市が6.63%、青森県が5.09%、全国が3.84%です。平成28年度、青森市が7.15%、青森県が8.48%、全国が4.30%です。平成29年度は、青森市が7.85%で、県と全国のほうはまだ未公表です。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 今の教育委員会事務局教育部長の説明からわかるように、10年前から青森市の肥満傾向児の出現率というのは、全国でもワーストに入っているような状況がよくわかったかと思えます。だから、やっぱり今回、来年度に向けて食育を含めた、さらにはスポーツを含めたということが強化されるのは当然だと思えます。特に、食育もそうですけれども、スポーツで体を鍛えるというところには、ぜひ重点的にきちっとやっていただいて、先ほどの筋膜リリースも含めて運動しやすい体をつくりながらということも含めて、ぜひ進めていただければと思っています。実態がこういう実態ですので、これを変えて、青森市のみならず青森県がよくなるように、子どもたちの健康を我々大人も自分たちの食生活も考えながら、運動も考えながら一緒に考えていければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。教育委員会事務局教育部長、どうもありがとうございました。

続きまして、民生費に入ります。認知症ケアパスについて。

認知症ケアパスに関連して、認知症の早期発見を図るため、市のホームページ上の「認知症の注意が必要な変化について」を3月5日に更新しています。その取り組みについてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部理事。

○館山新福祉部理事 赤木委員の認知症ケアパスについての御質疑にお答えいたします。

市では、認知症の早期発見・早期対応のため、認知症への不安をできる限り少な

くし、誰もが安心して自分らしく暮らし続けていくことができるよう、認知症サポーターの養成、認知症ケアパスの普及、市ホームページでの周知、認知症初期集中支援チームの設置、認知症カフェによる認知症の方や家族への支援などにより、認知症について正しく理解し、適切に対応できる体制づくりを進めてきたところであります。

認知症の早期発見のためのホームページの内容につきましては、認知症総合支援推進会議などを通じて、気軽に認知症チェックができる市のホームページのあり方について、市医師会や関係機関、関係者と協議してきたところであり、1つには、客観的に確認できる認知症の注意が必要な変化として、認知症ケアパスの「家族が気づく4つの初期症状」、「注意が必要な10の変化」の項目を掲載し、これらの症状や変化に気づいた場合は、本市の相談機関である地域包括支援センターやかかりつけの医療機関へ迷わず相談し、ためらわずに受診することを勧めること。2つには、早期発見につながる客観的なチェックシートである改訂版長谷川式認知症スケール等での簡易検査や相談を、市の窓口や各地域包括支援センター等がいつでも受け付けていることを周知することについて加えることとし、このたびホームページの内容を更新したところであります。

認知症かもしれないと不安に感じている方や認知症を心配している御家族等が、気軽に確認できる仕組みは重要なことと考えていることから、今後も、認知症の早期発見・早期対応について、市のホームページや認知症ケアパスのパンフレットの活用などによりPRしてまいります。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

私としては、認知症が今後ふえていくことに当たって、簡易な認知症チェックをホームページでやってほしいというお願いをしていました。なかなか医師会との関係もあって、そういうものをホームページに載せるのは難しいという結論に達した関係で、こういうものに改めて更新をしていただいて、非常にわかりやすいものだと思います。ただ、先ほど館山福祉部理事がお話をいただいた長谷川式認知症スケールの部分ですが、その部分について、このホームページで、もうちょっと詳しくちゃんと相談を受けますよ、より詳しいこともできますよというアプローチ、ぜひその辺も書き加えていただければありがたいなと感じています。この部分をつくられた高齢者支援課の課長以下、本当に頑張られたと思いますので、そこには敬意を表したいと思います。認知症は誰もが抱える問題ですので、そして、本人は自覚がなくても、家族が気づいたら家族がすぐに手を打てるような体制ということで、このホームページ上にきちっとつくられることは大事なことです。この辺についても、今後進行管理をしながら対応していただくことを強く要望して、この件については終わりたいと思います。

今、館山福祉部理事のほうから認知症カフェのお話も出ました。ですので、あわ

せて認知症カフェの本市における取り組みについて、どういうことをやっているのかをお示ししていただければと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部理事。

○館山新福祉部理事 認知症カフェについての御質疑にお答えいたします。

認知症カフェは、認知症の方やその家族、専門職、地域の方が誰でも気軽に集いながら、相互に情報交換ができ、認知症の方の家族の介護負担軽減を図る場であります。

本市におきましては、認知症カフェは、市内 11 カ所全ての地域包括支援センターにおきまして、地域の実情に合わせて定期的に開催しているところであり、各地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に企画し、近隣の介護事業所の職員や民生委員、ボランティア等の地域の方々の協力を得ながら運営しているところであります。認知症カフェでは、参加者同士の交流や専門職による講話、脳トレなどの活動、認知症の相談などを実施しており、認知症の方やその家族、地域の方々など 10 人から 30 人ほどが参加しております。

市では、認知症カフェについて、市ホームページや高齢者支援課情報掲示板への掲示により、開催案内の情報を発信しております。また、各地域包括支援センターにおきましては、開催案内のチラシを作成し、町会、町内会の回覧板を活用するとともに、医療機関や薬局、コンビニ等への配置や、老人クラブやこころの縁側づくり事業等の地域の集会等において配布し周知しているところであります。

今後におきましても、「広報あおもり」や市ホームページはもとより、地域包括支援センターや関係機関と連携を図り、さまざまな機会を利用し、周知に努めてまいります。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 よく理解できました。ありがとうございます。

この項に関しては結構です。

それではもう 1 点、民生費について。ヘルプカードについてお伺いしたいと思います。

今後のヘルプカードの普及についての考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 ヘルプカードについての御質疑にお答えいたします。

ヘルプカードは、障害などがあり、自分から困った、助けてほしいとなかなか伝えられない方が、あらかじめ配慮してほしいことなどを記入し、日常生活において、また、緊急時や災害時など周囲の人に手助けを求めたいときに提示することで手助けを求めやすくする、手助けがほしい人と手助けできる人をつなぐコミュニケーションのツールであり、本市では、平成 28 年 7 月から配布しております。

周知方法といたしましては、「広報あおもり」や市ホームページへの掲載、福祉ガイドブックや福祉読本への掲載、障害者団体など関係機関への P R 用チラシの配布

のほか、身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付の場において、また、青森地域広域事務組合で実施いたします救命講習会の場、相談支援事業所連絡会議や青森市障がい者自立支援協議会など関係機関等の会議の場において、さらには、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会など地域の団体等の会議の場など、さまざまな機会を捉えて、ヘルプカードの趣旨や使い方などについて、職員が説明しているところであります。さらに今年度からは、「知ることからはじめる障がいへの理解～ともに暮らしていくためのハンドブック～」への掲載、そして配布。また、市民センターなど市民が集まるような公的機関や障害者週間における特設会場へのPR用チラシやポスターの設置も行い、ヘルプカードの周知に努めているところであります。

本市といたしましては、ヘルプカードを普及させ、効果的に利用していただくためには、障害のある方や御家族など、手助けがほしい人へ周知するだけでなく、手助けできる人となる市民の皆様への周知が重要であると考えておりますことから、今後とも関係機関と連携を図りながら、継続的にヘルプカードの周知に努めてまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 当初、平成28年度につくったときは、普及活動に全力で頑張られたと思いますけれども、今年度、平成29年度は若干予算的なものもなくて、難しい部分もあったかと思えます。ただ、新しいポスターをつくられたりとか、非常に努力をされていることは十分認識しています。ですから、平成30年度から平成31年度、平成32年度と、オリンピックの年じゃないですか。そういうオリンピック・パラリンピックの年に向けて、やはりこの部分についてはきちっとした啓発活動というのが、僕は必要ではないかなと思っています。ですから、これを地道でも構わないんですけれども、丁寧にきっちり伝えていっていただきたいなと思えます。

そういう中で、今、福祉部長の答弁の中では、今年度から「知ることからはじめる障がいへの理解～ともに暮らしていくためのハンドブック～」、これはホームページにも出ていますけれども、そこにも確かに載っています。ヘルプカードとしてはこれはいいんですけれども、私としては、せっかくこういうすばらしいものをつくられたと思うんですけれども、これをどう活用していくのか、どう説明しているのかという単純なことではなくて、どう運用してどう使っていくのかということについて、福祉部としてどのようにお考えになっているのか、考えをお示しいただければと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。今年度作成いたしましたハンドブックについて御紹介いただきました。

このハンドブックにつきましては、ヘルプカードのみならず本市の条例、あるいは障害者への理解という大きな部分で、今後共生社会をしていく上での理解を広く

進めていきたいと思いますという目的でつくったものでありまして、先ほど申し上げましたように、会議の場での活用ですとか、一般市民の皆様へも窓口で配布させていただいておりますし、また、関係機関等へも既に配布させていただいております。

今後におきましては、お子さんとか、そういう方へもわかりやすい形での改訂とかもしながら、より広い形でこのハンドブックを活用しながらPR——ヘルプカードも含め、あるいはいろんなツール、合理的配慮、そういったことも含めながらこのハンドブックを利用して普及活動といいますか、障害への理解促進に努めていければと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ここで、障害者差別解消法という法律が出てくるわけですがけれども、その障害者差別解消法に基づいて、そのこともあったものですから、青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例というものがつくられました。この条例をつくるに当たっては、我が公明党も全力で応援したということで、非常にすばらしい条例だと思っています。ただ、この条例の趣旨というものの、また、障害者差別解消法の趣旨というものがなかなかわかっていないところもあると思います。これは福祉部の問題ではないと思っています。これは全庁的な問題として、まず捉えていただきたい。これは成田教育長にお願いですけれども、こういったものを使って、「ともに生きる」という、障害者の方たちをわかる本はあるんですけども、こういうものを小学生、中学生のうちから、ちゃんときっちりと教え込む仕組みを教育委員会の中で福祉部と連携をとってつくっていただかなければ、将来の大人がこういったことをよく理解できなくなってくる。そこは連携として必要な部分ではないのかなと思っています。これが次の世代のためにも必要な条例だと思うので、そのためにしっかりわかるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

あえてもう1点、福祉部長に確認します。障害者差別解消法に基づいて、こういうものもつくりましたけれども、これに基づいて職員の対応要領マニュアルみたいなものは当然今つくってると思うんですけども、その辺の状況は、どういう状況になってるかお示ししていただければ。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 再度の御質疑にお答えさせていただきます。

障害者差別解消法の理解を図るとともに、障害のある方に対する応対・接遇等を記載することとなっております職員のための対応要領につきましては、まさに現在策定中でして、年度内とは言い切れませんが、近々全職員に配付する予定としております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 職員の皆さんの窓口の対応とか、そういったことも含めて大事な

んですけれども——またこれも成田教育長、工藤教育委員会事務局理事に対してちょっと嫌みになるかもしれませんが、お許し願いたいんですが——先ほど来、障害者差別解消法の中で合理的配慮という言葉を理解していただいていると思うんですけれども、今回の聞き取りの中で合理的配慮がわかるかということを経済委員会のある方に聞いたら、わからないということをはっきり言った方がいました。というか、もう法律が施行されてから大分たちます。この部分は、合理的配慮がわからないということは、子どもたちの一人一人に対してきちっとやれるのかという問題になってしまうわけなんです。だから、ここについて、教育委員会だけは治外法権ではなく、全て庁内一緒なんだという意識の中でマニュアルも含めて、もう1回、障害者差別解消法の趣旨というものをぜひ考えていただいて、大人だけの世界ではなく皆さん方が児童・生徒に接するので、その部分に対してもどう啓発していくのか、どう教えていくのか、そういったところも改めて考えていただきたいと思えます。

そして職員の皆様には、これはくだらない話かもしれませんが、電話の対応1つだっただけだと思えます。例えば、いろんな部署がありますけれども、思いやりというか丁寧さというか、例えば、「総務部総務課です」とか言う人もいれば、「都市整備部都市政策課〇〇です」と言う人もいます。でも、普通の電話のあり方はきちっと名前まで言うとかそういう基本的なこと。だから障害者差別解消法の要領というのは、そういう基本的なことがきちっとできれば、私は問題ないと思っています。ですから、そういう自分たちの事務の見直しの中でも一つ一つ丁寧に見直しをしながら、この職員の対応マニュアルというのを丁寧な対応になるように、しっかりと浸透していただけるようにと思えます。ただつくれば良いというものではなくて、それに基づいてどう研修して、どう対応していくか。それが今後、大事になる話だと思えますので、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。この項はこれで終わります。

最後の質疑です。衛生費。食品ロスについて。

今後の食品ロスに対する取り組みについてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 食品ロスに対する取り組みについての御質疑にお答えいたします。

まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物、いわゆる食品ロスは、可燃ごみの排出量にも直結しますことから、市では、市民及び事業者の皆様に対して、生ごみの発生抑制のため、食品ロスの削減方法について周知し、御協力をお願いしているところであります。

食品ロスに対する主な取り組みではありますが、まずは、家庭に向けた取り組みにつきましても、これまで、「食材は使いきる」、「料理は食べきる」、「生ごみは水気をきる」という「3つのきる運動」に加え、清掃業者の御協力のもと、ごみ収集車に

この「3つのきる運動」をPRするためのラッピングを施し、走る広告塔として運行しているほか、食材を無駄なく活用したレシピを考案・実演するイベントであります「あおり食材まるごとエコごはん」や、そのレシピを実際に調理体験する「エコごはん料理教室」を開催しております。これらの取り組みに加え、平成30年度においては、冷蔵庫にある食材の使い忘れや食べ忘れをなくするため、週に1回は冷蔵庫を片づけ、食材を使いきる冷蔵庫一掃デー運動について各家庭で実践していただくよう、出前講座や町会向け講習会等で周知してまいります。

また、市内小学4年生を対象として毎年配布していますジュニア版ごみハンドブックの中で「給食の食べきり」について掲載し、児童・生徒の食品ロス削減に対する意識を醸成してまいります。

次に、事業者に向けた主な取り組みにつきましては、これまで、宴会などにおいて、乾杯後の30分間とお開き10分前からは、自分の席で食事を楽しむことにより、食べ残しによる食品ロスを削減しようとする3010運動について周知しております。

この取り組みに加え、平成30年度においては、飲食店における食べ残しを削減するため、小盛りなど量が調整できるメニューの設定や、食べ残し削減に向けた啓発活動等を実践する事業者を「食べきり推進店」として登録する青森県の新規取り組みと連携して、市内飲食店等への普及啓発に努めることとしております。

市といたしましては、食品ロス削減に力を入れている青森県と連携し、各種運動の展開に取り組むとともに、他都市の取り組みについても情報収集に努めてまいります。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 食品ロスがもったいないという発想と、しっかり食べるものは食べるという食育の観点もあるし、そういう部分でこれは大事な部分だと思っています。この点については、教育委員会にも保健部に対しても、食品ロスの考え方もしっかりと今回の食育プロジェクトの中には入れてほしいと、そういう願いをさせていただきました。それはなぜかという、このことがもったいないという、無駄を省くという大事な視点と、あとは、青森市としてはごみの減量化にきっちりつながっていきます。ですから、本当にこの部分について、食育のプロジェクトではきちっと入れていただけるように強くお願いをしたいと思います。それは外向けの話として、でも実際に食品ロスの取り組みというものを本当に市の職員はちゃんと理解しているのかどうか、ちょっとそこは私もわからないので、小松環境部長に確認をしたいと思います。

食品ロスの取り組みについて、市の職員はきちんと認識をしているのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 再質疑にお答えする前に、先ほどの答弁で「あおり素材まるごとエコごはん」と言うべきところを、「あおり食材まるごとエコごはん」と言ってしまいましたので、謹んでおわびし訂正させていただきます。

再質疑の市の職員の認識についてですが、本市ではごみの減量化及び資源化対策を強力に推進するため、市長を本部長とし、副市長及び各部局長で組織する青森市ごみ減量化対策本部を設置しております。去る2月15日、この対策本部の会議を開催し、平成30年度におけるごみ減量化の取り組み内容について説明するとともに、職員のごみに対する分別意識のさらなる向上を図るため、庁内におけるごみ減量化策の着実な実践について職員へ指導するよう各本部員に依頼したところであります。

また、これから年度末には歓送迎会等の宴会が多くなりますことから、庁内ネットワークを通じまして、宴会における食べ切りを推進する、先ほど申し上げました3010運動等の食品ロス削減の取り組みについて、職員一人一人の意識改善を図られるよう周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 食品ロスは一人一人ができるごみの減量化の運動だと思います。これはしっかりと努めていっていただきたいんですが、何で市の職員がちゃんと認識しているのかという疑問をした理由は、この食品ロスについては、私、12月定例会でも質疑させていただきました。これは大事だと思っていました。それはなぜかという、さっきも言ったごみの減量化につながるからです。12月27日だったかと思うんですけども、理事者の皆さんと議員と報道機関とで、最後の情報交換会をやったわけですけども、そのときに3010運動の話は一切ないですよ。そういう状況下にあるわけでした。ということは、本当に本気になって取り組むのかなと感じました。ですから、あえてここで述べさせていただいたんですけども、今、小松環境部長がおっしゃったように、年度末の歓送迎会、さらには4月になれば改組した常任委員会での懇親会もあります。そういったときも、ぜひこの3010運動をきちっと話をさせていただいて、3010運動は当たり前なんだと。やっているということをぜひ徹底してもらいたいと思います。

ことしの1月の青森市のPTA連合会の会合に教育委員会、教育長ほか関係者が行かれたと思いますけれども、そのときは3010運動をちゃんとやっていたんですよ。ですから、伝わっている部署は伝わっている部署としてある。ところが、市の職員のほうでそういう部分があるのでは、ちょっと違うのかなと思いますから、ここについては、ぜひ前多副市長を中心に3010運動の庁内の徹底をぜひお願いしたいと思います。私の質疑は以上で終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時15分からといたします。

午後2時41分休憩

午後3時15分再開

○**山本武朝委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、斎藤憲雄委員。

○**斎藤憲雄委員** 社民党の斎藤です。

私からは民生費2点について質疑させていただきます。

まず、1点目については、子どもの居場所づくりについてであります。

本市においては、18歳未満の子どもたちを対象とした児童館、そして小学校1年生から6年生までの放課後児童会、そして学校を活用している放課後子ども教室、3つそれぞれ施設があり、それぞれ性格が違いますけれども、まず、使用頻度というか、需要が多くなっている放課後児童会に関してです。ちょっと聞くところによりますと、支援員の方が不足しているというふうな、そういったことも聞こえていますので、その現状についてお知らせいただければと思います。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

○**能代谷潤治福祉部長** 斎藤委員の子どもの居場所について放課後児童会の支援員の現状についての御質疑にお答えいたします。

放課後児童会の支援員につきましては、青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、保育士、社会福祉士、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭等の資格を有する者、あるいは2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者などのいずれかの要件を満たす方を、おおむね40人を1単位とする支援の単位ごとに、2名以上配置することとしております。現在、全ての放課後児童会において、配置基準を満たす放課後児童支援員が配置されているところです。

本市では、年度途中での放課後児童支援員の退職等もありますことから、これらの欠員が生じた場合にも迅速に対応できるよう、青森公共職業安定所での公募、「広報あおもり」及び市ホームページによる募集、公共施設への募集チラシの掲示、保育士人材バンクへの求人登録、保育士等養成学校等の就職支援センターへの募集依頼、東青教育事務所への募集依頼などによりまして、常時人材確保に努めているところです。

子どもたちにとりまして、放課後児童会が安全・安心で楽しく過ごせる居場所としての機能を果たしていくためには、放課後児童支援員の確保は重要であると認識しておりますので、引き続き人材確保に努めてまいりたいと考えております。

○**山本武朝委員長** 斎藤委員。

○**斎藤憲雄委員** 答弁ありがとうございます。

そこでもう1つ気になっているのは、本市がファシリティーマネジメントを今、

進めています。そこでちょっと視点を変えさせていただきますけれども、今現在、市内に児童館、そして児童室、児童センター、これらを合わせて児童館機能を持たせているところが市内で21カ所あります。この21カ所の児童館の登録人数そのものを見ますと、平成28年度実績で13万4046名、そして自由来館者数も合わせると年間21万344名、これだけ多数の子どもたちが児童館に遊びに来ているというのが今の状況です。

そこで、児童館の建物そのものを見ますと非常に老朽化して、これまでいろいろと補修費などを措置してまいりました。ただその内容を聞きますと、大体窓のサッシを交換したりとか、そういったもので建物そのものは老朽化が進む一方というのが今の現状だろうと思います。そこで本市が今進めていますファシリティーマネジメントを見ますと、統廃合も含めてそれぞれ地区の状況に応じて進めていきたいという内容になっております。もし今後、その児童館のあり方の部分も恐らくは検討されるものと思いますけれども、先ほども申し上げましたとおり、統廃合、例えばそれぞれの地区に市民センター等があれば市民センターに統合するとか、そういったやり方というのは恐らく出てくるだろうと思います。そうした場合、今でも市民センターのほうには児童館、そしてまた放課後児童会というふうに併設している箇所がありますけれども、この児童館で遊ぶというか、利用していた子どもたちが年間21万人いるということを考えれば、全部が全部放課後児童会に来るとは考えられませんけれども、その1割でも移った場合、支援員の体制がとれないのではないかとも思っています。

そういった意味も含めて、おおよその目安も一定程度必要だろうと思いますので、そこで本市の児童館も含めたファシリティーマネジメントを今後どのように進めていくのか、お示しいただきたいと思っております。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 斎藤委員の再質疑にお答えいたします。質疑は、児童館も含めた公共施設全体のファシリティーマネジメントについてどのように進めていくのか、その考え方はというような御趣旨かと思っております。

ファシリティーマネジメントの基本的な考え方の部分を申し上げたいと思っております。

市では、平成28年2月に、市の公共施設等全体の統一的なマネジメントの取り組み方針を定めた青森市ファシリティーマネジメント推進基本方針を策定しております。本基本方針では、児童館を含めた全ての公共施設等について、人口減少や少子・高齢化といった人口構成の変化により、その利用需要が質・量ともに変化することが見込まれ、既存の公共施設等を現状のまま維持し続けることは非常に厳しい状況になっていきますことから、必要な行政サービス水準を確保しつつ、公共施設等の総量抑制を図ることとしております。

このことから、既存公共施設の改修や更新の時期には、それぞれの地域の実情や社会状況の変化を踏まえながら、そのあり方を整理していくこととしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 どうもありがとうございます。

今、地域の状況も含めてということなんです、いずれにしても所管部のほうの意思も十分に反映していくんだらうと思います。いずれにしても、今後そういった老朽施設の中で、果たしてこのまま子どもたちを遊ばせていいのかどうか。安全・安心の部分から含めて、ぜひその辺はファシリティーマネジメントというか、全体もそうなんですけれども、子どもたちをどのように安全な場所で遊ばせるのかということ、もうちょっと今後も検討を進めていただければと思います。

それで、恐らくは1回目の答弁とほぼ同じだらうとは思いますが、単純に質疑のほうから先に言って、説明というか考え方を言わせていただきますけれども、私としては、支援員の人たちがもっと余裕を持って働ける環境をつくっていただきたいということなんです。というのは、児童館、そして放課後子ども教室、それぞれ性格が違います。放課後子ども教室については週二、三回で放課後2時間程度ということ、そして児童館については18歳未満までの子どもたち、そして放課後児童会については日曜日を除いて土曜日、学校休業日が午前8時から18時までですね。平日が13時からでしたか——今度は9月から、13時から18時30分までと。そういった中で支援員の皆さん方もそれぞれ生活もありますし、体調もあります。代替の方もいらっしゃると思いますけれども、やはり一定程度余裕を持たせておいて、そういった公共施設の変化が生じた場合の対応策として、まずは受け皿をつくっておくというのも1つの手ではないかと思っています。

ですから、まずは支援員の皆さんがやはり40人に2名、単純に割れば20人に1名なんですけれども、そういった面も含めて基準の部分をいろいろと操作しつつ、余裕を持たせた環境をつくる必要があるのではないかと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 斎藤委員の再度の御質疑にお答えさせていただきます。

もっと放課後児童支援員に余裕を持った環境でというふうな御質疑でした。

先ほども紹介させていただきましたけれども、やはり現状でも途中で退職される方とかの支援員の入れかえというのが出てまいります。そういう中であって、放課後児童支援員は常勤の支援員と代替の支援員という形で構成されているんですけれども、常勤の支援員が休んだり退職されたりというと、やっぱり代替の方が入っていくというような形になります。人数が少なければ、週に3日勤務とか週2日勤務でお願いしますというふうな代替の指導員の方がそれ以上に働くとか、そういう御無理をお願いするようなこともあります。そういう意味からも、やはり放課後児童支援員の確保というのは大変重要であると考えております。

そのことから、委員もよく目にしているかもしれませんが、常時人材の確

保のための募集というのは出ております。今後、先ほども申しあげましたようにいろんな方法論によりまして、これまで以上に確保というのを続けていかなければならないものと考えております。そういうことによって、言葉は悪いですけども、代替要員等の人数をふやしていくことによって、少しでも余裕のある仕事環境にできればと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 あとは、質疑というよりは要望・検討していただきたいということとちょっと言わせていただきますけれども、放課後子ども教室の方については、たしか時給が820円ですよね。放課後児童会は910円とちょっと高いんですけども、実は聞き取りのときにも、だったら時給を高くして、もうちょっと来やすいような条件をつくったらと言ったら、「いや、扶養家族の関係もあるんだよね。所得の関係が出てくるので、そこはちょっと……」という話で、大体常勤の方は5時間、仕事をすることですから、であれば、逆にワークシェアというか、3時間、2時間とか、それを分けて働いてもらうとか。そういったことで、ある一定程度確保しておくというのも1つの手だろうと思っておりますので、その辺もちょっと検討していただければと思います。いずれにしても、児童館とかも含めて老朽施設がありますから、それらもあわせて検討をお願いします。

2点目についてであります。地域包括ケア強化法についてでありますけれども、地域包括ケア強化法については、2025年をめどとして、地域包括ケアシステム構築に向けて、高齢者の自立支援、医療介護の連携、共生社会の実現の3本柱、そして、先日も条例改正ということで、経過措置6年としての介護療養型医療施設を廃止して、今後も介護医療院を新設するとなっております。ただ、正直に申し上げまして、地域包括ケアシステムについては、私、個人的には今の現状では無理があるだろうということで、反対であります。ただ制度が先行して現実が伴っていない。それぞれの地域コミュニティが本来きちんとなされて、それと地域包括支援センター、医療機関、そして地域の人たちとの連携を密にしつつ、在宅介護、在宅療養といえますか、これらをカバーしていくというのであればわかりますけれども、制度が先行してしまって、その後にこれをつくれと言ったって、そう簡単にできるわけじゃない。それに、地域コミュニティといっても、それぞれの単位が町会ですから、町会の役員が——町会長見ますと大体80歳以上の人たちが多くなっていますよね。それで、これまでもいろんな議員の方々が言っているように、町会の役員のなり手がいない。こういった中で、ではどういうふうにして地域で共生社会の実現というか、これができるのかどうかというのは、非常に疑問を持っています。

先ほど言ったように、ケアシステムそのものが多岐にわたっています。医療関係、先ほどの医療院の問題もそうです。これだって、医療関係がきちっと連携を密にしていかなければだめです。それに在宅介護、在宅医療についても、現実には在宅で

介護されている方で虫歯があって歯医者さんをお呼んだ際、その歯医者さんがどこの歯医者さんが来てくれるのかというのが正直わからない。これはケアマネジャーさんとか市のほうに聞いて初めてわかる。料金はどうなっていますかというのも、おおよそどれぐらいなのでしょうねと言えば、大体1回6000円から7000円。それで、通常保険のきくかぶせる歯で1万二、三千円かな。そういったことがほぼ毎日ということになると、非常に経済的にも苦痛になります。だから、これは在宅云々ということを含めて、この医療関係との医療の問題も含めて、非常にいろんな問題が内在しているというのが今の現状です。そういったことから、やはりそれらのケアシステムの中心になっていかざるを得ないのが地域包括支援センターだろうと思えますから、そういった単位で考えていった場合、今、11でしたか——地域包括支援センターが11カ所あります。地域包括支援センターの条件が、人口2万人から3万人。65歳以上の人が3000人から6000人の人たち。その中で介護認定を受けている人たちが何人いるかというのはちょっとわからないんですけども、おおよそ3割から4割だとして、そして、介護度3未満の人たちがその中の4割から5割だとしていったとしても、今現状の地域包括支援センターの1人当たりの部分では、ほぼ100人以上抱えている人たちが結構いる。それで、カバーしている範囲を見ますと、例えば単純に見て1番広いなと思っているのは東部なんですけど、原別のあの地区から戸山、幸畑——幸畑だったかな——戸山、幸畑、浅虫までをカバーしている。これは地域的な状況もありますけれども、そういったことを考えますと、地域包括支援センターそのものにかかなり無理がかかってくる、人的にも無理がかかっているんじゃないかと感じます。

そういったことで、地域包括支援センターの数をふやすことはできないのか。あるいは、できないとすれば、それぞれの地域包括支援センターの人員配置をもうちょっとふやすことはできないのか、この辺をお示しいただきたいと思えます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部理事。

○館山新福祉部理事 斎藤委員の地域包括ケア強化法について、地域包括支援センターの配置数及び人員についての御質疑にお答えいたします。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、いわゆる地域包括ケア強化法は、地域包括ケアシステムの強化のため、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、平成29年6月2日に公布され、一部を除き本年4月1日に施行されることとなっております。

この地域包括ケアシステムの強化の取り組みに当たりましては、中核を担う地域包括支援センターの役割がますます重要になってくるものと考えております。

各センターが担当する圏域につきましては、介護保険法等に基づき、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況のほか、地理的条件、圏域の

人口、交通事情等の社会条件、介護給付サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、効果的・効率的に業務を行えるよう3年ごとに策定する青森市高齢者福祉・介護保険事業計画で定めることとされています。

また、配置する職員につきましては、高齢者人口がおおむね6000人を目安に主任介護支援専門員、保健師または看護師、社会福祉士の専門職を1人ずつ、計3人を配置することとしており、高齢者人口が6000人を超え、おおむね2000人増加するごとに専門職1人を配置することに努めることとなっております。

本市では、平成18年度に青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第3期計画に基づき、センターが担当する圏域数を高齢者人口や中学校区、町会・町内会、地区社会福祉協議会の区域等の状況を踏まえて11圏域とし、各センターには、専門職を計3名配置することとしたところであります。

その後、平成24年度には、第5期計画に基づき、各圏域の高齢者人口の増加に伴う業務量の増加や地域における認知症高齢者への支援体制の強化のため、専門職を1人増員して4人体制としているところであります。

また、平成28年度には、第6期計画に基づき、高齢者人口の平準化、町会や民生委員・児童委員協議会区域との整合を図るため、圏域の区割りの見直しを行うとともに、地域包括支援センターの体制強化を図るため、市に青森市基幹型地域包括支援センターを設置し、各センターが地域包括ケアシステム構築に向けた業務を効率的に行えるよう、圏域ごとの課題等の把握、分析を行うほか、各センターの統括調整や研修、事例検討の実施などを通じて、センターの人材育成や後方支援等を行うことにより高齢者人口の増加への対応を図ったところであります。

平成30年度から平成32年度を計画期間とする第7期計画の策定におきましても、センターの圏域について検討を行っており、いわゆる団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年——平成37年度において、1圏域当たりの高齢者人口が最大でも9000人程度となる見込みであるものの、基幹型地域包括支援センターによる人材育成や後方支援の取り組みなどにより、センター機能が発揮できるものと考えられることなどから、これまでと同様に11圏域としたところであります。

市といたしましては、今後の日常生活圏域の設定や地域包括支援センターに配置する職員数につきましては、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画の策定に合わせ、地理的条件等の社会的要件、圏域ごとの人口や高齢者数及び介護関連施設の整備状況などを踏まえるとともに、センターの機能が十分に発揮されるよう、圏域ごとの特徴やセンターの運営状況を考慮し、検討していくこととしております。

○山本武朝委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 ちょっと確認だけ、まず1点。今の答弁の中で、基幹型地域包括支援センターが後方支援と人材育成をの部分はあるんですけども、これは介護の協議会として圏域の区割り等を検討するということになるんですか。それとも、基幹型地域包括支援センターが圏域の区割りも検討するという事なんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部理事。

○館山新福祉部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

基幹型地域包括支援センターがその区割りを決めるとかということではなくて、既に 11 圏域ある各地域包括支援センターの、いわゆるバックアップをしていくというのが基幹型地域包括支援センターになります。

○山本武朝委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 そうすれば、圏域の区割り等の検討というのはどこでやるんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部理事。

○館山新福祉部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

圏域の検討の機関ということですが、介護保険事業計画の作成の都度、圏域については検討していくこととしております。ですので、青森市高齢者福祉専門分科会等、関係の審議会等にお諮りをしながら決めていくこととしております。

○山本武朝委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 区割りもそうだし、あとは 2000 人ぐらいずつふえた段階で 1 名を支援センターに配置するというので、聞いたところだと、介護の認定についてはほぼ横ばいということでしたから、そんなに急激にはふえないでしょう。今、大体 70 歳ぐらいは元気ですから、それ以降になってくるとどうなるかわからないと。だから、そうしたときに今のケアシステムの考え方もっていくと、やはり地域にかなり負担がかかっていくと。だから、それぞれの地域包括支援センターの中で、相談員か、相談協力員というのか、そういうシステムをつくって地域の人たちに何名かずつお願いして、協力を求めているというのはわかるんですが、ただ民生委員の人たちと違って、相談協力員というのはそれぞれの家庭のところまで入り込めない。だから、ただ単に相談ということになるんだけれども、それだとしても、地域包括支援センターのほうから、「ここちょっとお願い」などと来た場合については一緒に行くとか、そういったのが出てくるんだろうと思います。ただ、そうしたときに、町会の中では非常に負担がかかっていくというのが、何となくわかるわけです。

だから、そういうことも含めていくとすれば、今後そういった地域連携——これは福祉部だとちょっときつくないですか——地域連携ということなので、地域コミュニティに関連してになってしまうんですけれども、今後そういったケアシステムをやるとすれば、私は福祉部だけじゃなく、やはり消防団も絡んでいることがあれば消防、それに地域コミュニティということになると市民政策部とか、それぞれの部署に全部関連してくるということなんで、正直な話、ぶっちゃけて言えば、それぞれの部署からそれぞれの担当者を基幹型地域包括支援センターなら支援センターに集めて、それを統括して、ここはこういうふうにしてやっていこうというのを横の連携をきちっとしてやらないと、ケアシステムというのはできないんじゃない

いかと。だから、役所内はそれもそうだし、あとはそのために役所として何をするかといえば、地域連携をどう積み上げていくかということだと思っんです。そういった部分についてどのように考えているのか、お示しいただきたいと思っます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部理事。

○館山新福祉部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

まず、地域包括ケアシステムを構築していく際に、庁内が横糸を通してというお話かと思っますけれども、現在、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画の第7期計画を策定しました。その中でも、その策定に当たりまして、例えば健康寿命の延伸という部分であれば保健部、町会・町内会も絡んできますので、そういう部分では市民政策部、あと高齢者の住まいという部分であれば都市整備部というような形で、いわゆる関係部局の皆様の御協力をいただいて現在の計画を策定したところであります。

当然、今後におきましても、地域包括ケアを進めていくに当たりましては、きちんと横糸を通して各部局が連携して進めてまいりたいと思っしております。

○山本武朝委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 当然にして計画をつくるときは全部に絡んでいくので、それぞれの部局のほうから意見等を聞きながらやっていくというのは当然なんですけれども、私が言っているのは、これから進めていくとして、少しずつつくっていくんだらうけれども、そうしたときに、やはりそれぞれの部局のほうから担当職員とかをまず1回、基幹型地域包括支援センターに集めるならどんと集めて、そしてこの地域はこうだよとか、その会議1回で終わるようなそういったものをつくったっていいんじゃないかというのが、自分の思っていたところなんです。それによって、役所のほうの環境整備ができれば、あとは地域にどう出ていくかという話に進んでいきますから、ぜひまずは——何というんだらう——問題なくうまく進めていただくとした、あとは言いようがないんですけれども。

あとはこのケアシステムの部分で細かくは言いませんけれども、もう1つ連携で大事なものは医療機関なんです。だから、介護医療院がことしの4月から療養型の廃止で医療院に移行——というか、移行するかどうかはその事業所で決める話ですから、そういった場合の医療機関との連携についてはどのようになっているのか、お示しいただきたいと思っます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部理事。

○館山新福祉部理事 再度の御質疑にお答えいたします。医療機関との連携がどうなっているのかという御質疑です。

市では、必要な医療・介護が安定的、一体的に提供される仕組みづくりを進めていくために、市医師会を初め、在宅医療・介護にかかわる関係機関等の関係者から成る青森市在宅医療・介護連携推進会議において、医療と介護連携による課題についてさまざまお話し合いをさせていただいているところであります。それで、この

会議を通じて検討されてきたことを踏まえまして、これまで例えば入退院時のルールを作成し、そのルールブックを市内病院や介護事業所に配布して入退院時のスムーズな移行に努めているほか、病院関係者や介護事業所の従業者、あと薬剤師など他職種の方々の連携のための研修会の開催などを実施して、連携体制の構築に努めているところであります。

今後におきましても、切れ目のない在宅医療と在宅介護の連携を強化して、いわゆる医療との連携をきちんと図っていきたいと考えております。

○山本武朝委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 あとは自分の持ち時間がほとんどないので要望だけで。介護医療院もそうなんですけれども、先ほど言ったように、いずれ介護度が3未満の方が在宅になりますから、例えば介護度2の人でもそれぞれ身体機能の差というのは結構大きいんですよね、認知症の方は別にしても。そういった中ではやはり介護度2の人であったとしても、何とか歩けるけれども長くは歩けないとか、こういったのもいろいろ出てまいります。そうしたときには、先ほども言ったようにお医者さんに来てもらうとか、そういったことが多々出てくると思われますので、そうしたときに、先ほど歯医者の話をしたんですけれども、まずは医療費が高くてだめです。在宅の人たちがそういった中で来てもらうにしても、経済的にいいやとなる可能性もあると私は想定するわけです。だから、そういったことを含めて、変な形で今度は経済的に負担だからもう出ていかない、あるいは医者にかからないとかというふうになってしまえば最悪なパターンになりますから、そういったことのないように、そしてまた使いやすい、そして目配りもできるようなケアシステムをまずはつくっていただきたいと思います。以上です。

どうもありがとうございます。

○山本武朝委員長 次に、長谷川章悦委員。

○長谷川章悦委員 自由民主党の長谷川です。それでは――私で終わるのかな。

（「大体その辺で」と呼ぶ者あり）ということで、できるだけ簡単にいきますので、答弁のほうも余り難しくなくて簡単にひとつお願いします。聞いたことだけを答えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

まず最初に、新規就農総合支援事業についてでありますけれども、約6600万円ほどですか、計上されております。

この平成29年度の本市における、国の農業次世代人材投資事業経営開始型の給付を受けている新規就農者数を営農形態別にお知らせいただきたいと思います。

さらにまた、この事業を進める上でのさまざまな課題もあると思います。その課題についてもお願いしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 長谷川委員の農業次世代人材投資事業についての御質疑にお答えいたします。

国では、農業従事者の減少と高齢化が進展している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、年間2万人の青年新規就農者を定着させ、世代間バランスのとれた農業就業構造にしていくことが必要であるとし、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、最長5年間、年間最大150万円の資金を交付する農業次世代人材投資事業経営開始型を平成24年度から実施しております。

本市での平成29年度の当該資金の交付見込みは、営農形態別で見ますと、市全体では水稻が2件で2名、果樹が11件で13名、野菜が10件で12名、複合経営が10件で11名のトータル33件38名となっております。そのうち浪岡地区では、水稻が1件で1名、果樹が11件で13名、野菜が1件で1名、複合経営が8件で8名のトータル21件23名となっております。

このように、当該事業が新規就農者の確保に一定の成果を上げていると考えておりますが、一方で、交付要件として、45歳未満で経営開始すること、親元就農してから5年以内に独立することなどが設定されているため、新規就農の相談に来られた方からは、要件が厳しいという声があったことから、市としても、新規就農者をふやしていくためには、要件の緩和も必要であると考え、国に要望したところでもあります。

今後、さまざまな機会を捉えて国に要望していくとともに、事業の周知を図るなど、新規就農者の増大に努めてまいります。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございます。

なかなかこの要件が厳しいということも聞いておりますし、最近、私の畑の隣でも向かいの長男が今度リンゴをやりますということで、「私がつくったジュースです、試飲してください」と。また、隣の余りわからない人なんですけれども、今度あなたの隣の畑を私がやることになりましたからと大根を2本持ってきて、「あれ、この大根何ですか」と言ったら、「私、野菜もやっていました」と。今度はリンゴをつくりますのでよろしくということで、非常に若い人が最近見えてきているんです。そういう意味では、将来的にもこの浪岡地区の農業も大丈夫かなという思いもありますけれども、今言ったように、何か聞いていますと、さっき言いましたそういう要件がなかなか厳しいと。でも、そういう意欲を持っている青年が確かに浪岡はふえているなという感じがいたします。特にリンゴ。かなり年配でここ二、三年でやめる人もありますけれども、そういう若い人もふえてきているというのが、非常に頼もしいなという思いであります。この事業もできるだけ利用して、利用しやすいように国にも要望していくということでありましたので、ぜひそのことも考えていただければありがたいなということで、特に浪岡はもう小倉委員も言っていましたけれども、全国でもリンゴでは有名なところでもありますので、それは絶対絶やしたくないなというふうに思っておりますので、ひとつこれからもよろしく御指導のほうをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

次に、流雪溝の整備についてでありますけれども、平成 30 年度でこの流雪溝の整備という、約 2 億 8000 万ですか。佃地区の工事と移設の保障、あるいは篠田地区の調査業務委託と、もう 1 つは浪岡の北中野地区、私の町内ですけれども。ことしは概略設計業務委託となっておりますけれども、この北中野地区の流雪溝整備事業についての今後の整備スケジュールについて、お示しをいただければと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 長谷川委員の、北中野地区流雪溝整備事業の今後の整備スケジュールについての御質疑にお答えいたします。

市では、市民の暮らしを守る「つよい街」の実現を目指し、「克雪体制の整備」における重要な施策であります、流・融雪溝の整備を計画的に推進することといたしております。

浪岡地区におきましては、流・融雪溝の管理組合の設立について、確約書をいただいております北中野地区の流・融雪溝整備事業に平成 30 年度から着手することとしており、整備路線や水源等の調査・検討を行う概略設計等の経費を平成 30 年度当初予算案に計上し、今定例会において御審議をいただいているところであります。

また、平成 30 年度以降のスケジュールとしては、概略設計の調査結果等を踏まえ、順次、詳細設計及び工事に着手してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 この事業について、私の地区ですので、いろいろ相談を受けたり、あるいは住民の説明会、あるいは町内会でも説明等を聞きましたけれども、紆余曲折の中でようやく実現できるような状況になったということでもあります。これは、旧浪岡町の雪道計画に基づいてのことだと思っておりますけれども、最近、ほかの町内でも、本町あたりでも、何とか流雪溝にならないかなという要望も随分あります。そういうことで、そっちのほうはどうでもいいというわけではないんですけれども、この北中野地区が順調に進んでいった場合には、次の計画もしっかりとやっただけであればありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございました。

次に、浪岡地区の史跡を中心とした保存・活用事業についてであります。

約 1477 万円ですか。浪岡城跡や中世の館等、史跡を積極的に活用し、地区の地域振興、誘客促進を図るということで、桜の木の剪定とか臨時の駐車場、あるいは浪岡城跡のストーリー化、イベントの実証実験の実施、あるいは中世の館の展示をやるとなっておりますけれども、概要についてお伺ひしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 長谷川委員の浪岡地区の史跡を中心とした保存・活用事業についての御質疑にお答えいたします。

本事業は、青森市浪岡地域振興基金を活用した青森市中世の里歴史文化的アメニ

ティ形成事業の一環として、平成30年度から3カ年の計画で実施する予定です。

その概要につきましては、1つに、浪岡城跡の桜やその他樹木の保存。2つに、浪岡城跡の臨時駐車場の整備。3つに、中世の館展示リニューアル。4つに、文化財を中心とした地域活性化の取り組みの4つの事業を計画しております。

各事業の内容についてであります。まず、1つ目の浪岡城跡の桜やその他樹木の保存につきましては、桜の本数が多い順に平成30年度は内館、平成31年度は西館、最終年度は残りの桜及び針葉樹の剪定を行い、あわせて健康状態の調査を3年かけて順次行うこととしております。

2つ目の浪岡城跡の臨時駐車場の整備につきましては、昨年4月に開催されたなみおか桜まつりで駐車場の利用状況を確認したところ、現在の浪岡城跡の案内所の駐車場だけでは駐車スペースが不足していることから、100台程度の駐車スペースを確保するものであり、今後の浪岡城跡の活用を見込んで、平成30年度に整備を行う予定です。

3つ目の中世の館展示リニューアルにつきましては、平成31年度に供用開始予定の高屋敷館遺跡等に関する展示を同年度に行い、次年度に浪岡城跡に関する展示リニューアルを行う予定としております。

4つ目の文化財を中心とした地域活性化の取り組みにつきましては、浪岡城跡や中世の館などの史跡を積極的に活用し、浪岡地区の地域振興や誘客促進を図るものです。具体的には、浪岡城の歴史を大人や子どもたちにわかりやすく理解してもらえようストーリー化し、中世の館の展示解説として活用するとともに、ホームページ等で情報発信したいと考えております。

また、平成30年度には、中世の里をほうふつとさせるイメージをデザイン化するとともに、子どもたちが浪岡城の歴史を楽しく学ぶきっかけづくりとして、スポーツ鬼ごっこ合戦「浪岡の陣」などのイベントを行う予定としております。

なお、それらの経費につきましては、本定例会に提出している平成30年度予算案に計上しているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 確かに浪岡には史跡等が結構ありますので、それを活用しない手はないと思っております。そういう形でひとつよろしくお願いたいと。

それから、何げに今回そういう浪岡城跡を初め、いろんな事業を展開したり、桜の剪定とかありますけれども、その整備も非常にいいわけですけれども、何といたってもその拠点施設である中世の館。これがまた、かなり施設の老朽化で各設備のふぐあいがあったり、屋根もそうでありますけれども、ボイラーが故障しているとかいろいろあると聞いております。さらにはまた、旧浪岡小学校の歴史展示室ですか、これはかなり傷んでると思います。今後、これらの老朽化に対する対策、やっぱり歴史文化の拠点である中世の館がそういう状況であれば、なかなか大変だと思います。

す。その対策についても早急に取り組んでいただきたいなと思うんですけれども、その考えをお聞かせいただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

中世の館、歴史展示室の老朽化に対する考え方ということですが、お話にもありましたように、中世の館は平成4年8月の開館から25年を経過しております。主に冷暖房の設備を中心に修繕箇所の対応が非常に多くなってきておりまして、必要に応じた修繕という形で対処してきているところです。また、設備の老朽化により、突発的な修繕も多く発生しているところでもありまして、修繕内容を考慮して、優先度の判断により予算の確保に努めているところであります。また、お話にもありました、旧浪岡小学校の一部を活用した歴史展示室をも含む旧浪岡歴史資料館につきましても、屋根や壁などの傷みが進んでおりまして、簡易な修繕では対応できず、大規模な改修が必要になるものと考えております。

そういう意味で、中世の館及び旧浪岡歴史資料館につきましては、これまで同様、状況に応じた修繕を継続しつつ、今後の施設の利活用のあり方について考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 どうもありがとうございます。

そういうことで、早めに検討して改修できるように、ひとつお願いしたいと思います。

次、今回スポーツコミッション青森推進事業ということで、スポーツツーリズムの推進やスポーツ大会の開催、あるいはイベント等の誘致ということですが、具体的な取り組みをお示しいただければと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 スポーツコミッション青森推進事業についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、スポーツ振興につきましては、魅力あるスポーツ資源を観光と融合するスポーツツーリズムの推進や、国内外のチームを対象としたスポーツ合宿及び大会の誘致、プロスポーツクラブや地域のスポーツ活動への組織的な支援体制の確立など、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化への取り組みが全国的な潮流となっております。

スポーツコミッションは、こうした取り組みを、スポーツ団体、観光産業やスポーツ産業等の民間企業、地方自治体が官民一体となり推進する組織であり、スポーツを通じた地域活性化の役割を担うものであります。

本市におけるスポーツコミッションの具体的な取り組みにつきましては、全国規模のスポーツ大会の開催支援やスポーツイベントの誘致、本市のスポーツ資源と観

光を融合したスポーツツーリズムなど、今後、関係団体等から御意見をいただきながら、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化へつながる取り組みを検討していくこととしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 このことについては、私も以前からにわかには——オリンピックが東京で 2020 年に開催されるということを契機に、非常にスポーツツーリズムとか、スポーツイベントの誘致とか、そういうのが非常にふえてきていました。さらには国体を契機に、そういう施設を活用しながら、スポーツ合宿等をやっている自治体も随分ふえてきています。そのことを私も随分申し上げてきましたけれども、なかなか実現できなかったということで、今回こうしてそういう事業の展開を図るということで、非常に喜ばしいところであります。そのためにも、今、アリーナが建設されますけれども、今までは、市自前のそういう誘致できるような施設がなかったということでありまして、しかし今回、アリーナを整備するということでのことなのかどうかわかりませんが、遅きに失したのかなという感じがいたします。弘前市、八戸市等はまだ既に——ことし青森市もスポーツ関係は市長部局ということですので——弘前市、八戸市は観光に結びつけながら、市長部局にもう既にあります。そういうことでいろいろ進めておりますので、これから期待できるのかなというふうに思います。

ただ、アリーナ、室内での競技だけの合宿ではなくて、先般の定例会でも申し上げましたけれども、屋外でやるスポーツ、例えばサッカーでもラグビーでもそうでもありますけれども、そういうことを考えれば、要望しておりました県営陸上競技場、50 年たっているということでもありますけれども、やっぱりこの譲り受けということもあわせて、施設の整備を図りながらそういうスポーツ合宿の誘致を図るということも必要なのかなと思いますので、あわせてその辺の検討もいただければと思います。

それから、次に移ります。先般のときは、スポーツ部門を市長部局に移管した理由を聞きましたけれども、スポーツ振興に力を入れていけるということであったと思います。そこで、平成 30 年度スポーツ振興にかかる予算、社会体育振興育成事業、あるいは体育団体助成事業、あるいは青森市スポーツ活動振興基金の運用事業とありますけれども、この平成 30 年度の予算額について、平成 29 年の予算額と比較してどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 社会体育振興育成事業、体育団体助成事業及び青森市スポーツ活動振興基金運用事業についての御質疑にお答えいたします。

スポーツ振興に係る事業について、平成 30 年度予算額と平成 29 年度予算額との比較についてですけれども、本定例会へ提案しております平成 30 年度予算におき

まして、1つに、社会体育振興育成事業につきましては、新たにプロ野球2軍戦開催事業を実施することなどから、前年度予算額より607万4000円増額の4404万6000円。2つに、体育団体助成事業につきましては、新たにスポーツコミッション青森推進事業を実施することなどから、前年度予算額より448万4000円増額の2155万1000円。3つに、青森市スポーツ活動振興基金運用事業につきましては、ほぼ同額の204万7000円となっております。スポーツ振興に係る3つの事業の平成30年度予算額につきましては、平成29年度予算額と比較して、合計1057万6000円の増額となっております。

平成30年度からは、スポーツに関する事務を市長部局へ移管し、観光・交流部門と連携しながら、地域活性化へつながる新たな事業に取り組むなど、本市のさらなるスポーツ振興を図ってまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 平成30年度予算を見ますと、さまざまな新たな事業も出てきております。そういう意味では、スポーツ振興に対する、何か力を入れているのかなという感じがいたします。何かこの20億円の寄附によって、急激にスポーツに対しての思いというのが出てきたのかなという思いはいたします。そのためにだと思えますけれども、いずれにしても市長部局にスポーツ振興を持っていった力を入れるということだと思えます。期待をしたいと思えますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

最後になります。教育環境整備事業についてであります。平成30年度から、老朽化した学校施設の改修を行って、教育環境整備として、平成30年度は浪館小学校の学校施設中規模改修事業を実施するという予定とありますけれども、その後のさまざまな施設、これまでいろいろ要望があったと思えますけれども、その見通しをお示しいただければと思えます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 教育環境整備についての御質疑にお答えいたします。

本市の教育環境の整備につきましては、学校施設の老朽化対策といたしまして、平成28年3月に策定した青森市学校施設老朽化対策計画に基づき、躯体や設備の劣化状況等の現状把握により、改築や長寿命化改修等を行う学校を適切に判断し、整備を進めてきたところであります。

今後は、改築による施設整備に加え、より多くの学校の教育環境を整備するため、新たな老朽化対策として、改築や長寿命化改修による施設の更新までの期間を考慮し、学校施設の建物本体、給排水、暖房設備等の老朽化による機能低下を復旧する広範な改修を総合的に行い、教育環境の確保・改善を図るとともに、建物の耐久性の確保を図る中規模な改修に計画的に取り組むこととしております。

今後の予定といたしましては、平成 30 年度は浪館小学校の改修の設計、平成 31 年度は改修工事を実施する予定であります。

また、平成 31 年度以降につきましても、改築事業など、学校施設整備全体の進捗状況を踏まえながら、学校施設の老朽化対策として学校施設中規模改修事業に継続して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございます。

どこの学校もまだまだたくさんあると思います。特に、浪岡地区については、私のみならず天内議員も、再三にわたって浪岡南小学校、浪岡北小学校の屋根のさびとか申し上げてまいりましたけれども、やはり将来を担う子どもたちの教育環境の整備というのは、非常に私は何よりも優先して考えるべきだと思います。ですから、そのことをひとつ十分踏まえて今後の計画に対しては、浪岡地区に対してもひとつ特段の御配慮をお願いしたいということをお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 本日の委員会はここまでで終了し、3月12日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4 時 22 分散会

2日目 平成30年3月12日（月曜日）午前10時開議

○山本武朝委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

これより本日の委員会を開きます。本日の委員会は3月9日に引き続き付託された議案の審査を行います。

初めに、私から御報告いたします。花田明仁委員が体調不良のため、本日と14日の本委員会を欠席するとの連絡を受けております。また、天内慎也委員の質疑に対する答弁のため、梅田喜次農業委員会事務局長が出席いたしますのでお知らせいたします。なお、答弁が終了し次第、退席いたしますことを御了承願います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、橋本尚美委員。

○橋本尚美委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）橋本尚美です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まずは、青森市アリーナプロジェクト推進事業について質疑いたします。

初日の赤木委員と1番目の質疑が全く同じですので、このPark—PFI等の民間活力導入可能性調査の内容の御答弁は省いていただきたいと思ひます。それで可能性調査ということで、聞き取りのときにも幾つかお話しはいただいたんですけども、2500万円と当初予算に盛られたこの金額、高いなと思つたんですけども、この金額はどのように決めたのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）橋本委員からの公募設置管理制度——Park—PFI等の民活事業の導入可能性調査費についての御質疑にお答えいたします。

本調査では、施設や周辺の整備方針についての概略検討、それからマーケットサウンディングなどを行うものとして計上してありまして、具体的には他都市の事例ですとか、業者の見積もりなどを参考に計上しているものです。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 確かにそれほどの詳細にわたって、いろいろ全国的な事例なども含めて調べていただくということですので、かかるんだなということで私も受けとめました。それで、この来年度予定している調査ですが、単年度で終了するのかわるかお答えください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

来年度予定をしております公募設置管理制度——Park—PFI等の民間活力の導入可能性調査におきましては、施設や周辺の整備方針について概略検討するとともに、マーケットサウンディングを実施することとしてありますが、これらにつ

いては年度内の完了を予定しているところですが、詳細な実施条件等の検討につきましては、平成31年度も引き続き必要になるものと考えているところです。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 今、初めて再来年度以降も調査をとということでお聞きしました。たしか以前の立地適正化計画策定のときもプロポーザルで調査をする企業を選定したかと思いますが、今御答弁にありました来年度まず1年かけて調査をしていただき、さらにその再来年度もというときには改めて公募をして調査をする者を選ぶということなのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

再来年度、平成31年度に実施をする場合、どのような形で調査の事業者を選ぶかということですが、来年度調査をしてみて、どのような形で実施をしていくかということがある程度決まってから、また、再来年度のことともどういう調査をするかということが決まってくるものと考えております。現時点で、どのような形で事業者を選定するかということまでは決まっていないところです。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ちょっと私も先走って、先の先のことまでちょっと聞かせてもらいました。事業者の委託のお金もかなり高額ですので、しっかりとした成果物といえますか、調査の結果をいただければと期待するところです。

それで実際に今回のPark-PFIの可能性調査におきましては、民間が参入する——そういった企業がいなければ、この調査が無駄になるというのではなくて、そのほか、どのような公園にするかですとか、アリーナそのものをどのような箱としてつくるかなどにも及ぶというふうに聞いていますので、ある意味その調査結果がつぶさにわかるように私たちにも結果報告いただければと思います。

それで、また同じくこのPark-PFIのことでの質疑になりますが、実際に民間企業がこのPark-PFIで選定という段階になったときに、複数の民間企業が自分も参入したいとこのアリーナプロジェクトに手を挙げた場合に、どのような形でその者を選定するのか、その方法をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。Park-PFIの事業者の選定についての御質疑です。

選定に当たりましては、まず地方公共団体が公示した実施条件等を定めた公募設置等指針に基づきまして、民間事業者が公募設置等計画を提出いたしまして、それに対して地方公共団体は、民間事業者から提出を受けたこの公募設置等計画を学識経験者等の意見等を踏まえ総合的に評価をいたしまして、公募設置等予定者すなわち事業予定者を選定することとなります。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 そうなりますと、市がどこそこ、こここの事業所を選びましたという結果報告を私たちが受けるということになるかと思えます。流れはわかりました。

それで、引き続きアリーナプロジェクトに対する質疑なのですが、今度は教育委員会のほうに質疑をさせていただきます。有識者会議に関する質疑です。聞き取りの際に、およそ1年間で5回、6回ほどの会議を開催すると伺っていましたが、何を話し合っていくのか具体的にお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）橋本委員から有識者会議で何を話し合っていくのかという御質疑でした。

青森市アリーナプロジェクトにつきましては、本定例会のほうに青森市次世代健康・スポーツ振興基金条例、そして青森市アリーナプロジェクト等の実施に要する関連予算について出しておりますけれども、これが御議決いただければ、今後、都市公園の整備に係る有識者やスポーツ関係者、地域住民代表者そして公募市民等による有識者会議を開催して、アリーナの機能ですとか、整備内容について広く意見を伺うことにしております。

そして、また青森操車場跡地ですけれども、これにつきましては平成24年4月に策定した青森操車場跡地利用計画素案をもとに、市民意見募集や市民意識調査などを通じていただいたさまざまな市民意見を踏まえながら、平成25年3月に青森操車場跡地利用計画審議会から土地利用について答申が提出されたところです。この中で、土地利用の方向性といたしまして防災機能を備えた公園としての利用、新駅設置を含む交通結節点としての利用、公共利用の観点から公共的な施設の建設用地としての利用の3点が示されたところです。今回のアリーナプロジェクトは、この答申で示された防災機能等を踏まえた公園と公共的な施設の建設に相当するものでありますけれども、この具体的な機能等につきましては、この答申の内容も踏まえ、今後、有識者や公募市民等の皆様から御意見をいただきながら検討を進めていくこととしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 まだしっくりわからないところが1点ありまして、今御答弁いただいた有識者会議からの意見が、まず随時出されてくるかと思うんですけれども、先ほどのPark-PFIの可能性調査のほうも、まずは1年かけて都市公園の整備のあり方ですとかアリーナの機能ですとか整備のことなども含めて調査をしていくわけですね。そうすると、有識者会議は有識者会議で同様の内容で検討を進めていくと。また調査のほうも可能性調査等をして進めていくと。そうしますと、その成果を市としてはどのようにまとめていくのか。全く大きな乖離があった場合な

どは、どうやってその整合性を図っていくのかなど疑問なのですが、そのところを御答弁ください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。どのように成果としてまとめていくのかということです。

まず当然、先ほども御質疑いただきました導入可能性調査につきましては委託ということを想定しておりますので、報告書という形でまとまるものではありませんが、先ほども申し上げましたこの導入可能性調査には施設の周辺も含めた検討、そういったものを行うこととしております。一方で有識者会議のほうで当然御意見をいただくわけですので、そういった御意見を踏まえて施設の検討をしていくと。ですから、有識者会議のほうでは御意見をいただきながら具体的な部分、当然技術的な部分もあろうかと思っておりますので、そういったところは導入可能性調査のほうでも実施をしながら、完全に切り分けられるものではないと思っておりますので、そこは連携をしながら実施をしていきたいと考えております。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 連携ということですので心配ないものと捉えておきます。それでタイムスケジュールなのですが、一般質問のときにもどなたかの議員に答弁されておりました。2025年の青森国体に向けてアリーナを建設するというところで、1年前のプレイベント等も考慮してとなりますと、2024年にはアリーナが完成していなければということになるかと思っておりますが、タイムスケジュールをお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

アリーナプロジェクトのタイムスケジュールですけれども、今、橋本委員もお話がありましたように、2025年の青森国体に向けてということで、前年の2024年にはリハーサル大会を開催したいということですので、それに向けた形で想定してこのプロジェクトを進めていこうと思っております。ただその詳細みたいなものについては、今の段階ではちょっとまだお示しできませんけれども、先ほど言った皆様からの意見を聞きながら、それに向けて進めていくということです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 わかりました。2年前に難産の果てに生み出されました青森市のまちづくり基本条例をちょっと思い出しまして、改めて私も目を通しました。そのまちづくり基本条例の中には、第3章に基本原則としまして、市民参画や協働、情報共有のことが掲げられてあります。それで、第3章の第7条「市長等は、まちづくりに関する重要な政策等を決定しようとするとき」、ちょっとはしよりますが、「又は変更しようとするときは、その政策等の検討過程において、適切な方法により市民の意見を収集するとともに、その市民意見を尊重し、可能な限り政策等に反

映」という文言があります。情報の共有というところにおきましては、「市民が必要とする情報を提供し、情報共有を図るものとする」。私が一般質問で質問し要望した有識者会議の公開ということや議事録の公開ということ、まさにこの情報共有を図るものとするという条例にも則しております。それでこのプロジェクトは青森市まちづくり基本条例に沿った形で進めていくことになるかと思いますが、どのような方法で進めていくのか具体的にお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

青森市まちづくり基本条例との関係をどういうふうにして進めていくかということとでありますけれども、今お話のあった青森市まちづくり基本条例ですけれども、市のまちづくりの基本理念と基本原則を定めている条例でありまして、この条例の中で「『自分たちの地域のことは自分たちで考え、決め、責任をもって行動する』まちづくりの原点に立ち、市民、議会及び市長等の持てる力を出し合い、共に力を合わせ、連携してまちづくりに取り組んでいきます」としております。

青森市アリーナプロジェクトの進め方ですけれども、1つには、市民の代表である市議会に基金設置条例及びプロジェクト実施に要する関連予算をお諮りすることで、当該プロジェクト等に関して御意見をいただくこと。2つには、本定例会において基金設置条例及びプロジェクト実施に要する関連予算について御審議の上、御議決いただいた際には、来年度開催を予定しております有識者会議において、アリーナの機能や整備の内容について、有識者や公募市民等の皆様から御意見をいただきながらアリーナ建設の検討を進めていくことにより、市民の皆様との合意形成を図っていきたいと考えております。

このことは、市民、議会及び市長等の持てる力を出し合いともに力を合わせ連携して、まちづくりに取り組んでいくとする青森市まちづくり基本条例に沿った形で、当該プロジェクトを進めていくものであると考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ぜひ市民の関心の高いこのプロジェクトでもありますので、市民の意見を最大限反映できる形で、また情報公開も透明性を持ってやっていただけるように要望して質疑は終わります。

最後に要望です。Park-PFIに関して私すごく大きな期待を寄せております。公募企業がこれからの運営に関しまして、利益の一部をカバーしてという形で進めていく内容になっていますので、ぜひそういった市民負担の縮小につながるということで成果を出してほしいと期待申し上げます。潜在ニーズをしっかりと調査した上で民間力を引き出していただければと思います。

この「平成30年度 青森市当初予算（案）主な取組」の中のプロジェクトのところにある写真が、これはバスケットボールの試合の状況かと思っております。本市には青

森ワッツというプロバスケットチームもありますので、そういった大会なども含めて利活用できればということで、今後私も注視してまいります。この件に関しましては以上です。

続きまして、時間も押していますので早口で行きます。財産区についての質疑です。

このたび私の地元の筒井中学校の方から吹奏楽の楽器を購入する際、複数の財産区に陳情してやっと購入ができましたというお礼の文書がありまして、私もこの場をおかりしまして、関係財産区の皆様には感謝を申し述べたいと思います。ありがとうございました。そこで財産区というものの認識を深めようとして、職員の皆様からいろいろ御説明もいただきました。基本的なことから教わったわけですが、質疑は財産区特別会計予算の使途についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 橋本委員の財産区についてのお尋ねで、財産区特別会計予算の使途についてのお尋ねにお答えいたします。

財産区とは、合併等により市町村の一部において財産または公の施設を有する場合に、その管理及び処分等を行うことを地方自治法で認められた特別地方公共団体であります。現在、本市には議会組織を有するものが9財産区、管理会として組織しているものが21財産区、未組織のものが66財産区、合計96財産区があります。

財産区特別会計予算の使途については、主に報酬、費用弁償等の人的経費、それと樹木の伐採等財産の適正な維持のための委託経費等に使われております。また、個々の財産区によって財政的環境は大きく異なりますものの、委員御紹介のとおり地域町会等からの要望によって、財産区の財産を原資として公共的事業へ支援する場合には、市の一般会計へ繰り出しを行った上で補助金として交付しているものです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 済みません。続けて聞くところをうっかり区切って聞いてしまいました。失礼しました。過去5年間の財産区特別会計から一般会計に繰り出した事例についてもお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 財産区の過去5年間の一般会計への繰り出し事例についてのお尋ねです。

過去5年間の財産区特別会計から市の一般会計へ繰り出しを行っている事例としては、具体的には地域の小・中学校等への教育・文化・スポーツ活動への支援、町会が行う集会所整備やクリーンボックス設置等の地域の環境整備活動への支援など、地域福祉の向上に寄与することを目的としたもので、その支援件数及び金額につきましては、平成25年度が8件、2451万2000円。平成26年度も8件、575万4000

円。平成 27 年度が 5 件、288 万 5000 円。平成 28 年度が 7 件、1551 万円。平成 29 年度が 10 件、2007 万 3000 円となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ありがとうございます。

公共の福祉の向上のために使えるということで、私も今回いろいろなことを新たに知ったというところでした。質疑は以上で終わります。ありがとうございます。

続きまして、最後の質疑は、新しく市役所庁舎にできる情報コーナーについての質疑です。

昨年の 8 月の総務企画常任委員協議会の総務部の説明の中で、「新市庁舎 1 階には、柳川情報コーナーと同様の機能を持つ情報コーナーを設置する計画としております」という説明がありました。このことを受けまして、市のホームページで一覧となっているものを私も見ました。支所機能と情報コーナーで市民へのでき得るサービスがほとんどといたしますか、全く同じですということでありますから、新しくここにできる 3 階建ての市役所庁舎でも、ホームページ上で一覧になっている市民サービスができるものと私は解釈していますけれども、それでよかったのかどうかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新庁舎に配置予定の情報コーナーの業務内容についてお答えいたします。

本市では現在 5 支所のほか、柳川情報コーナー、西部情報コーナーなど 7 情報コーナーの計 12 施設を設置しております。支所・情報コーナーでは、青森市行政組織規則及び青森市役所支所処務規則に基づき、窓口において、戸籍の謄抄本等や住民票の写し、印鑑・身分等の各種証明書の交付。税の証明書の交付。市県民税や固定資産税などの市税の収納。介護保険料や各種使用料など税外諸収入の収納。出生・死亡などの戸籍に係る届け出、転入・転出などの住民異動届、印鑑登録等の各種届け出書の受け付け。国民健康保険や国民年金の異動届等の受け付けなど 31 業務を実施しているところです。

新庁舎に設置する情報コーナーについても、現行の支所・情報コーナーと同様の窓口業務を考えております。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 安心しました。今まで質疑と御答弁がありましたけれども、こういった具体的な詳細について踏み込んだ質疑がなかったので、改めて聞かせてもらいました。

一番最初、新庁舎の設計のときにはこういった情報コーナーの設置というものがなかったものですから、近隣の方またその他多くの市民の方から要望も多かったんです。それで情報コーナーができるということで私も大歓迎ですので、ぜひぜひ実

施に向けてこれからも進めていただきたいと要望します。法人市民税や償却資産申告書や給与支払報告書に関しては、全く扱いが別ということで、これはかなわないということで私も受けとめました。

新しい庁舎のことも多くの市民の方がたくさんの期待を寄せておりますので、よろしく申し上げて私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新政無所属の会の丸野達夫でございます。

区画整理事業についてお伺いたします。石江土地区画整理事業地内の現在未売却となっている一般保留地の用途についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）丸野委員の石江土地区画整理事業地内一般保留地についての御質疑にお答えいたします。

石江地区一般保留地につきましては、本市西部地区の中核的役割を担う広域交流拠点の結節点であることを踏まえまして、新青森駅利用者の利便性や同駅周辺の居住環境の向上に資するよう、民間の資本力・企画力等を効果的に導入するため、事業提案方式による一般保留地の処分を行うこととしており、現在、全 18 区画中 13 区画が売却済みとなっているところです。

現在、一般保留地につきましては商業地域 2 区画、近隣商業地域 3 区画の合計 5 区画が未売却となっております。これらの区画に共通して建てられる用途といたしましては、飲食店、店舗などの床面積が 1 万平方メートル以下の商業施設、事務所、病院、公衆浴場、診療所、保育所、老人福祉施設、児童厚生施設、劇場、映画館、演芸場などとなっているところです。

今年度につきましては、平成 29 年 5 月に新青森駅西側の一般保留地に病院が開業したほか、東側の一般保留地 2 区画が売却されまして、自動車販売店やビジネスホテルの建設が予定されているところであります。このように、石江地区における一般保留地につきましては売却が進んできていることから、今後も引き続き市ホームページでお知らせをするほか、不動産関連団体及び商工会議所、また市の情報窓口へ PR パンフレットを掲示するなど、各種助成制度の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。

あと残り 5 区画ということで、去年も自動車販売店やビジネスホテルのほうに販売できまして、担当者は本当に御苦労されてこつこつとやっているということが認識できました。聞き取りの上でもそのことをよく聞きましたので、そこについては

敬意を払いたいと思います。もちろん今現在、その5区画についてもいろいろ交渉しているんでしょうし、相手のある話なので、その経緯というのは今話せないのは私も存じ上げていますので、早い段階で少しずつ売却が進んでいっていただくことを希望いたしております。

それと、この質疑に先立って、ちょっと性質は違うんですが、大野南地区の区画整理事業も質疑しようとしたけれども、ちょっとなかなか内容が難しいということで質疑を取り下げた経緯があります。ただ、しかしながら、準備組合がもう20年以上も継続していると。やっぱりほかの区画整理事業と比べて、余りにちょっと——準備組合が20年以上というのはちょっと異常な状態ですので、行政も尻をたたきながら、この区画整理事業の支援をしていっていただければなという要望をしておきます。

次に、今冬の除雪についてお伺いいたします。

雪に関する市民相談窓口寄せられる相談内容の傾向と市の対応状況及び今冬における除排雪の特徴をお示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 除雪についての御質疑にお答えいたします。

累計降雪量が696センチメートルと今冬と近い降雪状況であったと考えられます平成24年度と、今冬における雪に関する市民相談窓口寄せられました主な相談内容を比較いたしますと、まず、平成24年度につきましては、受け付け件数が多い順に、除雪要望、排雪要望、寄せ雪、雪盛り、実施結果不満足などとなっております。次に、今冬において、3月6日時点で、同じく除雪要望、寄せ雪、排雪要望、実施結果不満足、雪盛りなどとなっております。

両年度におきましては、除雪要望が最も多くなっております、それ以外では、多少順位に変動はあるものの、排雪要望、寄せ雪、実施結果不満足、雪盛りとなっております、これらの合計件数は、両年度においても相談受け付け件数の全体の8割を超えているところです。また、平成24年度における相談件数の合計は1万2131件でしたが、今冬における3月6日時点での相談件数の合計は6914件であり、今冬においては、降雪状況を踏まえ、窓口へ寄せられている相談件数は少なくなっており、このことにつきましては、国、県、除排雪事業者及び町会等の地域住民との連携の深化によるものと考えているところです。

次に、これらの相談に対する市の対応状況といたしまして、まず、除雪要望、排雪要望及び雪盛りにつきましては、パトロールを実施し、降雪状況の把握と道路状況の確認、危険箇所の状況確認を行うとともに、必要に応じて除排雪の出動指令を出すなど対応しているところです。次に、寄せ雪につきましては、パトロールにより、市民の方による処理の協力をお願いしている膝下程度を超える寄せ雪が認められた場合には、事業者に対しまして指導をするほか、場合によりましてはパトロール職員が人力により処理するなど、このような対応をしているところです。次に、

実施結果不満足につきましては、これも現地を確認の上、必要に応じて事業者に対して適切に除排雪作業を実施するように指導しているところです。

今冬における除排雪の特徴についてですが、1つに、国及び県の協力のもと、新たなシステムによりまして、国道、県道及び青森地区の市道である幹線、補助幹線について、除雪の完了路線をウェブサイト上で昨年12月から市民に一般公開しておりまして、市民サービスの向上を図っているところです。2つには、国、県及び市が連携し準備を進めてきた青森港本港地区緑地雪処理施設を昨年12月1日に供用開始し、3月6日現在、64日間稼働し、国、県及び市の排雪作業に係るダンプトラックが延べ約3万6500台利用されておりまして、一晩に最大で延べ1400台を超えた日におきましても混雑などの問題もなかったことから、海洋環境の保護に努めながら、効率的に除排雪作業が行われているものと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。

ことし、正月明けまして、雪がなくていいなと思っていたら、どかっと来たものですから、それについても迅速に対応していただいて、非常に市民の足を守るということについてはよくできていたのかなとは思いましたので、そのことについては、本当に夜遅くまで対応してくださった職員には、感謝申し上げたいと思います。

個人的になんですが、私、定期的に北関東のほうに行かなければいけない事情がちょっと昨年からありまして、そのときに行ったら、やっぱり今冬は全国的に寒くて、しかも雪が多いという状態で、向こうのテレビで北陸と東北と北海道の除雪状況はどうなっているのかというテレビ番組がありました。30分ぐらいの特集番組だったんですが、その中で青森市の除雪が一番いいんだと報道されたことは、非常にうれしかったです。まさに、今の除雪体制というのが、自分たちでやっぱり誇ってもいいのかなというぐらいのレベルまで達しているということを報道されていたので、そのことをお伝えして、誇りに思っただければなと思っています。私の質疑はこれで終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

私は5点質疑します。

まずは、消防団についてお聞きします。消防団については、毎回のように質疑していますが、地域の実態に基づいた団員の確保対策についてです。

消防団員の定員及び実員数についての平成29年4月1日現在の充足率では、青森消防団は1469名で率にして91.8%、浪岡消防団は336名で87.7%となっています。青森消防団はまだ91%だから大丈夫だろうと思うかもしれませんが、毎年1%くらい低下していて減少に歯どめがかかっていません。浪岡消防団も同様で、とう

とう 80%台——87%に入ってしまったということで、人口が少なくなったということもありますけれども、若い人たちの関心も低くなってきたと思います。毎回実例に出しているんですけれども、私が所属している分団は定員19名に対し15名です。年に二、三回ほど入団のお願いの訪問行動を行っています。2回、3回と断られています、あきらめずにいつか気持ちが変わるだろうというかすかな期待を持っているのが、今の苦勞している分団の現状だと思います。

質疑します。消防団員が減少している状況の中で災害時に消防団OBの出動協力を認めるべきと思うが、見解をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）天内委員の消防団についての災害時に消防団OBの出動協力を認めるべきではないかとの御質疑にお答えいたします。なお、この件に関しましては、先日の小豆畑委員への答弁と一部重複することをまず申し添えておきます。

本市の消防団員数は、少子化により入団者数が減少していることや、サラリーマン化により転勤・転職や職務多忙等の理由による中途退団者が見受けられることなどにより、わずかながらではありますが右肩下がりの傾向にあり、さらには、年々消防団員の高齢化が進んでいるのが現状となっているところです。

自己都合による希望退団者や定年により退団された方など、いわゆる消防団OBの災害時への出動協力につきましては、団員時に培った消防防災に関する技術・能力を退団後においても地域防災へ生かす環境づくりを進めていくことは、活動する団員の負担の軽減など効果的とは考えてはいるものの、本市といたしましては、団員の高齢化が進んでいる中で、まずは、消防団の中核としてあらゆる災害等に幅広く対応できる若者を含めた新たな基本団員の入団促進に向けて、積極的に取り組んでいくこととしております。そのため、災害時における活動要員の確保のための消防団OBを活用することは考えていないところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 考えていないということですが、市が今取り組んでいるプロジェクトがあります。これは、20代の若者が22名で構成されているということで、インスタ映えとか今の時代に合ったような若者を獲得するという事業をやっていますけれども、私も当然あきらめないで若い人たちを入れたいという思いでこれまで活動してきましたし、当然それは変わりありません。ただ実態として、やっぱり農村地域とか、あと私ども浪岡といった地域では、この取り組みと多少ずれがあるのかなと思います。OBの活用は、もし取り入れるとすれば、公務災害保険や手当というものもなければならぬと考えますけれども、この先の課題として考えていくべきではないかと思います。

今、この浪岡消防団、青森消防団の表によれば90%を切っているのが青森消防団

は9分団、浪岡も同じく9分団あって、これが毎年低下していくと思いますので、やっぱり今後の課題として少しずつ考えていくべきではないかと思いますが、もう一度見解を求めます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 天内委員の再度の御質疑にお答えいたします。若い団員の入団促進は理解できると。しかしながら、今後の消防団の災害活動のために消防団OBの協力を求めていくべきではないかということで、もう一度ということであります。

同じような答弁になりますけれども、本市といたしましては、これまで消防団員の確保のための取り組みとして、消防団行事等による消防団活動の周知や、先ほど委員御紹介のプロジェクトチームを立ち上げての若い団員の入団促進、あるいはまた学生消防団認証制度などの新たな制度の創設など、さまざまな施策を関係部局と連携しながら実施してきたところです。

今後におきましても、これまでの取り組みを継続して実施していくほか、どのような対策が有効か、他都市の取り組みとその効果などを参考にしながら消防団員の確保に努めてまいりますことから、災害時における活動要員の確保のための消防団OBを活用することは考えていないところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 私も質疑に至ったのは、一部ですがこういう話もあったということで提案をしているわけです。確かに若い人に入ってほしいというのはもちろん私も同じですけれども、人数が少なくなっていくと地域を守れなくなっていくので、この先を見ながら消防署としてもやっぱり考えてほしいなと思います。要望として終わります。

次に、空き家・空き地対策についてですが、一般質問で空き家・空き地については、危険空き家対策と利活用対策について、来年度から担当課を住宅まちづくり課に一元化することでありましたけれども、その対応は窓口が1つになったとしても、危機管理課や消防署等関係部局の連携が引き続き必要になると考えますけれども、どのような体制を構築すると考えているか求めます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 天内委員の空き家・空き地対策についての体制についてのお尋ねです。

これまで空き家対策につきましては、危険空き家対策と利活用対策双方の観点から、危険空き家対策については危機管理課が、利活用対策については住宅まちづくり課が窓口を担ってきたところです。実際の危険空き家対応事案については、消防本部を初め市民課、資産税課、生活衛生課、道路維持課、教育委員会など関係部局と連携し行ってきたところです。

しかしながら、効果的に空き家対策を進めるためには、総合的な対応が不可欠であるため、来年度から空き家対策全般を住宅まちづくり課で所管することとしたものですが、一元化後も、危険空き家対策における緊急安全措置や所有者等の調査、また管理されていない空き地の対応などにつきましては、庁内関係部局が連携して対応する必要がありますことから、一元化に伴う人員の確保も配慮しながらこれまでと同様の連携体制を維持してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 まず、これまで空き家対策については各部・各課にまたがってきたところを、効果的・総合的に対応が必要なので住宅まちづくり課に担当がなったということは、わかりやすくなったと思います。わかりやすくなったんですけれども、御存じのとおり、空き家が引き起こす苦情・要望は簡単なものでもなくて、時にはきれいな仕事ではないときもあります。住宅まちづくり課で対応できないものもさすがにあると思いますので、これまでの連携は必要になるということは言いたいと思います。

次に気になっていることは、先ほど総務部長も答弁でおっしゃっていましたが、一元化によって住宅まちづくり課の負担が増加していくのではないかと心配していますが、それに対しての職員の配置をちゃんと行うのかということを知りたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 天内委員から、空き家対策に係る窓口の一元化に伴う人員の確保についてのお尋ねです。

庁内関係部局が連携して対応する必要がありますことはもとより、住宅まちづくり課に一元化することに伴います人員の確保についても配慮しながら、これまでと同様の連携体制を維持してまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今の現状を見ると、ちょっと心配になってきています。今後、要望・苦情とかはやっぱりふえていくと思いますので、負担にならないように体制を整えていってほしいなと思います。

次に、この一元化に伴って浪岡はどうなるのかということです。浪岡事務所では、これまでたしか窓口が総務課だったと思いますけれども、どうなっていくのか。住宅まちづくり課なのか、答弁をお願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 天内委員の浪岡地区の危険空き家等対策の体制についてのお尋ねです。

現在、浪岡地区の危険空き家に関する事務は、委員御紹介のとおり浪岡事務所で

所管しており、浪岡地区の危険空き家について、市民等から情報提供、相談があった場合には、浪岡事務所総務課で対応しております。来年度から空き家対策全般を都市整備部住宅まちづくり課が所管し、庁内体制を一元化することとしましたことから、現在浪岡地区の担当課について調整しているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 現在調整をしているということですが、仮に今までと同じく浪岡事務所の総務課が窓口になったとしても、先ほども言っていますが各課の連携が必要だし、都市整備部の住宅まちづくり課が窓口になったとしても、結局は浪岡の皆さんは、浪岡庁舎があるわけですから浪岡に電話をするということで、各課の連携が同じく求められていく問題だと思いますので、苦情などで来た住民の皆さんが使いやすいように整えてほしいなと思います。終わります。

次に、リンゴの放任園についてです。

本市の主要な農産物であるリンゴを数量も多く上げなければだめだし、しかも良質ないいリンゴをつくっていくためには、リンゴ園地の環境も大事になってきます。リンゴ農家の高齢化や後継者不足によって、放任されたリンゴ園が黒星病など病害虫の発生源となっており、隣接するリンゴ園に被害を及ぼしています。

質疑しますが、市ではリンゴ主要病害虫防除事業の中で、離農等で放任園地となったリンゴ園地の伐採を委託する事業を実施していますが、その事業の概要と今年度の実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）天内委員のリンゴの放任樹伐採事業についての御質疑にお答えいたします。

本市では、腐乱病や黒星病等の主要病害虫の発生及び蔓延を防止するため、既に病害虫が発生し周囲の園地に影響を及ぼすことが懸念され、かつ、園地所有者が高齢で経済的にもみずから樹木を伐採できない場合に、所有者本人の同意のもと、県が実施している青森県果樹放任園発生防止等対策事業を活用し、リンゴ放任樹の伐採事業を実施しております。

今年度の実績につきましては、浪岡樽沢地区のリンゴ園地 0.9 ヘクタールにつきまして、浪岡地区りんご共同防除組合連絡協議会に委託し、リンゴ樹の伐採とその処分を行ったところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 以前、放任園ではなくて耕作放棄地の質問をしたときに資料をいただいたんですけども、市の全体の畑と樹園地のデータ——リンゴ園に特化したデータではないんですが、一番多かった年が平成 21 年の 243 ヘクタールだったんですが、平成 28 年では 146 ヘクタールと減少してきているというのをデータで見

ました。そのように本市の取り組みとして、共防連に病虫害防除対策事業を委託して、放任園の調査・巡回指導を行い解消に至った園地があるということで、平成 25 年から平成 28 年を合わせると 123 園地に対し 55 園地で解消されているというデータもあります。この仕事もなかなか大変な仕事だと思います。粘り強く当たらなければだめだということです、この今までの取り組みからすれば役割は果たしていると私は思っています。

そこでお聞きしますけれども、この先のことなんですけれども、今後さらに放任園が増加していくと私は見えています。巡回指導で注意・勧告はしているものの、病虫害の蔓延が懸念されることやリンゴ園の持ち主もいなくなったりと。あと、そういった場合、対象要件を現状を見ながら徐々に緩和して、市が行う放任樹伐採事業をもっと進めていく、放任園をなくしていくべきだと考えますが、答弁を求めます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

放任樹の伐採事業の対象要件を緩和して進めていくべきではないかという趣旨の御質疑かと思えますけれども、先ほど答弁いたしましたけれども、この放任樹伐採事業は、被害拡大防止、それからリンゴ産業の維持発展という観点から、あくまでも園地所有者が高齢で、それから経済的にも伐採ができないという状況に限りまして実施しているという状況です。それが所有者が高齢でもなくて経済的にも処理できる能力があるという方につきましては、やはりその園地の所有者として、所有者の責任のもとで放任樹の伐採はしていくべきものと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 基本的には、当然所有者です。ただこの質疑の趣旨は、県の事業も活用して放任園もだんだんなくなっていっていますけれども、これもまた空き家と似たようなものだと思うんですが、所有者が病気や経済的に困難な高齢者など、自力処理ができないと判断されるケースがふえてくると今後予想されます。園主が不明だとか後継ぎも身内もないというケースもふえてくると思いますので、今後、心づもりをして対応していただきたいということを要望して、リンゴ放任園は終わります。

次に、農業委員について質疑します。

平成 30 年 4 月 1 日から新たな選考方法と組織のあり方が変わりましたが、農業委員 19 名、農地利用最適化推進委員 19 名が選出されることになっています。

質疑しますが、農業委員の公選制を廃止し市長による任命制に変わることになるが、任命過程の公平性及び透明性はどのように確保しているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○梅田喜次農業委員会事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）天内委員の農業委員の任命過程の公平性及び透明性の確保についての

御質疑にお答えいたします。

初めに、農業委員候補者につきましては、昨年の10月2日から31日まで1カ月間、推薦・応募の受け付けをいたしましたところ、定数19名に対し38名の応募・推薦がありました。

農業委員の選任に当たっては、農業委員会等に関する法律施行規則第5条第2項によりまして、市町村長は、推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定数を超えた場合その他必要と認める場合には、関係者からの意見の聴取その他の任命過程の公平性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。ここで言う必要な措置につきましては、市町村長がみずから考案した方法でよいとされておりますが、他都市を調査いたしましたところ、選考委員会を設けている例が多く見受けられました。

これらを踏まえ、本市においても青森市農業委員会委員候補者選考委員会設置条例を制定し、多角的な視点から農業委員候補者を選考するため、学識経験者、農業関係団体、経済関係団体及び行政関係団体が推薦する者並びにその他市長が必要と認める者として消費者関係団体が推薦する者の計5名で構成する選考委員会を設置したところです。また、選考委員会による選考方法は、既に新制度へ移行している他都市の例も参考に書類選考により行うこととし、このことは募集要項にも明記したところであり、また、公平性と透明性を確保するために選考委員会で農業委員候補者選考基準を定めたところです。

その主な内容は、1つに、推薦書・応募申込書を審査して各評価項目について評価基準により採点すること。2つに、評価項目は、適任性、見識度、指導・折衝力、熱意・意欲、そして公平で建設的な発言への期待度の5項目。3つに、評価基準は、優れているが5点、要件を満たしているが3点、不足しているが1点の3段階評価などとなっており、このことにつきましては市ホームページでも公開しております。また、選考に当たっては、法で定められている認定農業者が委員の過半数を占めること、農地を所有していないなど利害関係を有しない者が含まれること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することの任命要件のほか、これまでの経緯も踏まえ青森地区、浪岡地区の地域バランスにも配慮し、必要に応じて委員間で意見交換や協議を行いながら5回の会議を開催し、その選考結果を本年1月17日に市長に答申し、農業委員候補者が決定されたものです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 応募者があって定数を超えた場合は、選考委員会を設けて審査して決めるということだと思います。

まず、農業委員会等に関する法律の第1条では、「農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため」に、農地が一定面積以上ある全ての市町村に農業委員会が設置されてきましたが、その性格の一つは、農地法に

基づく農地行政を担う行政委員会ということ。もう1つは、委員の多数が農家の直接選挙で選ばれることで、農家の意見も反映することが業務の一つとされている、農民の代表という性格がこれまでであったということで、農業委員会がありました。これまで1999年の食料・農業・農村基本法、2009年の農地法改正などに伴い、農業行政の下請け機関としての位置づけが強くなってきました。農民の代表機関としての性格は維持されてきましたけれども、しかし今回の法改正の法律の目的から農民の地位向上を削除し、委員の公選制を廃止し、意見の公表、建議を業務から削除するという、農業委員会の民主的な機関としての性格を法律から消し去るという内容は、制度の根幹を変質させるものだと思います。

このような中でも、現場の声として全国でも農家の代表制を維持してほしいという指摘があって、任命制に当たってはさまざまな要件が課せられました。1つとして、この議会の同意を得ること。2つとして、農業者から候補者の推薦、募集を1カ月間の期間行い、その情報を公表して結果を尊重する。3つ目は、候補者が定数を超えた場合は関係者から意見を聞き、任命過程の公平性及び透明性を確保する措置を講じなければならないなど、議会の同意や公平性・透明性を確保するということ。あとは、女性や青年も積極的に登用する体制があるといったことは、一部前進の部分もあると思うんですけれども、こういった条件が課せられたということは、やっぱり任命制は大丈夫なのかといったあらわれではないかと思います。

これまでの農業委員が選考されるまでの流れから質疑します。

候補者選考委員会が計5回開催されて、5人の選考委員が選んで市長に答申をした。それで、選考委員は5つの区分に分かれていて、先ほど農業委員会事務局長が答弁していましたが、学識経験者とか農業団体とか経済団体とかの推薦する者がそれですが、最後はその他市長が認める者と。ここの区分までが条例の改正で決まったということだと思います。そして、その各区分から団体を選ぶということで、その団体を選んだのが青森市農業委員会新制度組織検討委員会だと。これは、あくまでも名前のおおりに、検討する委員会が選んだ。そして、それぞれ団体の中で協議をしてこの方がいいですということで、5人の方が選ばれてきました。

質疑します。公平性・透明性という基準は当然規定されていますが、選考委員を選ぶ際の過程と選考委員が農業委員を選ぶ際の過程においては、公平性・透明性とは言っていますけれども、やはりどこかで意図的・恣意的な選考の余地が残されているのではないのかと考えますが見解を求めます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○梅田喜次農業委員会事務局長 天内委員の再度の御質疑にお答えします。

まず、ただいま委員のほうから恣意的云々というお話がありました。今回の農業委員候補者の選出に当たりましては、条例で定める選考委員について、農業委員会内に会長、農地部会、農業振興部会長を初め、団体推薦委員及び議会推薦委員を含めた新制度組織検討委員会を設置いたしました。その中で、今回の選考委員につ

きまして、まずは推薦依頼先の団体についてどうすべきか検討し、その結果を踏まえて、市として選考委員の推薦依頼団体を決定したものです。

また、推薦依頼団体から推薦された方を市として選考委員として委嘱し、選考委員会の中で具体的な選考基準を定め、法に定める任命要件、さらには地域バランス等も考慮して農業委員候補者を選出した上で市に答申いたしまして、その結果を市が踏まえて農業委員候補者が決定されたものです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今の答弁のとおり検討委員会が決めて——8人くらい、会長とか職務代理者とかいっぱいいますけれども、この方々が決めたので全部疑っているわけでもありませんし、しっかりとした審査を行った上で決まっていると思いますけれども、そもそも国の法も改正して市の条例も改正している。市の条例は区分までですけども、それをさすがにやめろとも言えませんし、今のところは議会を通すところですので、やっぱり選定においてちゃんと公正に選んだのかというところは、しっかりとチェックはしなければならないと思って質疑しています。

一部の声ですけども、この農業委員の選定に当たって納得がいかないという声も一部ではありました。あと、応募者が経歴書に志望の動機の作文のようなものを書くわけですけども、そこで、その人のやっぱり文章能力というものもあると思いますし、また、その人たちを選ぶ選考委員がそこでどう判断したのかということもあったのかもしれませんが、私から言わせれば、そうした疑問が出るという点から考えれば、やはり私は選挙が一番いいかなと。後味も悪くなくわかりやすい、票を幾らとったと言えればそれでわかるわけですから。ということで、それは私の考えですが選挙が一番いいかなと思います。こうした恣意的、意図的との疑念の声がやっぱり出ないように、しっかりと公平、公正に選んでいただきたいということと、今後、農地最適化推進委員が選ばれると思いますけれども、農家の代表として純粋に農地を守る役割を果たしていただくことを、農業委員会としてもしっかりと見ていただきたいということを要望して、これは終わります。

次に、浪岡病院についてですが、新しく建てかえをして再出発したときの医療と介護の連携の確立と、今の国のやり方は早く退院させるわけですから、退院をするときに患者さんによっては、さまざまな事情を抱えている人もいます。ですから、スムーズに退院や老人施設などに移行できるようにするために提案もしたいと思いますが、今でも仕組みはありますけれども、それだとちょっと薄いかんと思っていきます。医療と介護の連携をスムーズにするためにも、しっかりと正規雇用の社会福祉士を配置した相談窓口を置くべきだと考えますが答弁を求めます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）天内委員の浪岡病院の社会福祉士等を配置した相談窓口についてのお尋

ねにお答えいたします。

現在、浪岡病院には地域連携室を設置しており、主な業務といたしまして、1つには、退院予定の患者さんに対し在宅療養や施設入所等に対する助言や相談を行う退院支援業務。2つには、入院患者さんと御家族に対する相談や連携する福祉施設・医療機関との連絡調整業務。3つには、退院後の患者さん宅に訪問し、在宅療養上の助言や相談を行う訪問看護業務などを行っております。

今後は、これらの業務に加え、新たに訪問診療等に取り組むなど在宅医療の強化を図るところであり、地域連携室を在宅医療と地域包括ケアシステムの拠点と位置づけ、社会福祉士の配置は現時点では考えておりませんが、地域連携室につきましては引き続き設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 先ほども言いましたが、入院して大体2週間くらいで退院させますよね。それと国や県の考え方は、病院に置かないで在宅にやるという中で、基金を使って老人施設などを整備するということですが、それもまた見切り発車的なものです。ですから、今回の質疑の趣旨なんですけれども、ちゃんとした正規雇用の相談員を配置してほしいということは要望しておきます。

あと質疑はしませんけれども、何で正規雇用にこだわるかといえば、それは当然住民のためになるわけです。最初、私はこの医療と介護の連携に当たって、市内に11カ所ある地域包括支援センターを病院にくっつけるか、同じ敷地内に持っていけばいいと考えてはいたんですけれども、以前、私が質問した内容をちょっと思い出したんですけれども、浪岡の地域包括支援センターは、ただ1カ所だけいろいろな保健師とかケアマネジャーがいるんですが、正職員でない職員を配置しているということを前に質問したことがあります。そこが私は問題だと思っているんですけれども、それはいろいろと合併の経緯などもあって、急いで体制を整えなければだめだということで、社会福祉協議会の浪岡支部が担当することになったという経緯がまずある。それで、浪岡支部なので本体に常々予算などは伺いを立てなければだめな弱い立場にあるわけです。青森の10個ある地域包括支援センターは、財政力のある社会福祉法人や大きな病院が担っているということで、正規雇用で体制が組まれている。まずそこが違う。その地域包括支援センターを持つてくることはやっぱりまずいかなということも、浪岡の医療・介護関係者から聞いた話です。

もう1つは——これも地域包括支援センターを全否定するわけではありません。しっかりと役目を果たしていますが、浪岡の医療と介護の関係者からの厳しい意見としては、今の社会福祉協議会浪岡支部は、地域包括支援センターという業務を自分たちの業務の一つとしか捉えていない。浪岡地域の全部の介護を見ると捉えていないということで、これは本来であれば福祉部に言わなければだめなことなんですけれども、そういう指摘もありましたので、私の考えは変わって、浪岡病院にしっ

かりとした相談窓口を置くことが医療と介護の連携につながっていくと考えていますので、そういうふうに関今後進めていただければなということをお願いして、質疑を終わります。

○山本武朝委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。

早速質疑してまいります。時間が限られておりますので、重複した質疑はしませんのでよろしくお願いいたします。

まず、バス交通についてですけれども、公共ネットワークの充実に向けた取り組みのうち新規バス路線の実験運行についてですが、これは1日目、初日に木下委員が質疑しておりまして答弁もありましたので、事業自体の質疑はしませんが、5つの路線の実験のうち、それぞれ有効性、効率的な採算性の把握という目的があるというのにはわかりました。そのうち幾つかについて質疑いたしますが、乗り継ぎ実験についてです。確認しますが、明の星通り線を国道の合浦公園前を終点として、合浦公園前で改めて東西の便に乗り継ぐということによろしいのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 ただいまのお尋ねにお答えさせていただきます。

今現在予定しているのは、戸山団地のほうから明の星高校通りまでおりてまいりまして、合浦公園前を乗り継ぎとする方向で、今検討しているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 それは、一旦そこを終点にするということですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 そのとおりです。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 では、その明の星通り線を合浦公園前を終点にし、その実験をする。そこを選んだ理由を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 今回の乗り継ぎの運行実験ですけれども、目的とすれば乗りかえでの課題を把握するというのが大きな目的です。このため、多くの方々に御利用いただくことが、私どもとしては必要であると考えまして、いろいろ模索したところです。まずそのためには、1つには、沿線に大規模な住宅団地があるなどの、その一定の利用者が見込めるという点。それと、乗りかえの場所での乗り継ぎポイントですが、そこで乗りかえする先の便数が多く運行されているということ。それと、乗り継ぎ便を使った後に違うバスに乗りかえるわけですけれども、その際に徒歩とかへの転換がなく、実際的な乗りかえのニーズを把握が可能だという3点でもって検証しましたところ、明の星通り線におきましては戸山団地がまずある。それから、乗り継ぎポイントとなる国道4号ではたくさんの便が運行されている。

なおかつ、事業所とか商業施設が多い目的地となる青森駅周辺地区から距離がありますので、他のライン、例えば観光通りですとか、そこから比べますと徒歩への転換が少ないということで、多くの乗りかえ利用を期待できるといった理由から、こちらのほうを選定させていただいたところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 わかりました。いろんな要素があって、とりあえず実験としてはそこが最適だろうということです。当然、実験ですので、実験の対象にされる利用者の方は事前にきちんと説明をしていただいて、実験した内容については声をきちんと聞くということもしていただきたいと思います。

では、実際に乗りかえのバス待ち環境といいますか、合浦公園前の停留所、乗りかえの環境についてお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

現在の合浦公園前のバス待ちの環境ですけれども、こちらのほうに、いわゆるバス待合所的なそういったものは今現在ない状況です。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 そうですね。一旦、おりて乗りかえるという場合は、やはりタイムラグもある程度、最低限あるでしょうから、多分、雪や雨、風雪を避けるというバス待ち環境が、まず1つどうしても課題になるんだらうと思います。

あと、もう1つはラッシュ時に多くの人が一且おりると。東西に乗りかえるということですが、人がたまります。そのスペースのこともあると思うんですが、その辺は——あのスペースはなかなか厳しいかなと思うんです。もちろん実験ですから何らかの検証も含めて、やるんだらうと思いますが、ぜひ、そこは万全の態勢で進めていただきたいと思います。

多分、青森駅のほうへ向かう方がもちろん多いんだらうと思いますが、逆に東へ向かう方ももちろんいます。以前、お話ししたことありますけれども、海側のバス停、あそこは県立中央病院を利用される高齢者の方が結構いらっしゃいます。高齢者の方が——後ろのほうに住んでいる方も含めてなんでしょうね。バス停とか、あるいは歩道と車道の間ブロックに座り込んでいる高齢者の方、夏によく見かけます。バス停だけなので日を遮るものもありませんし、座る椅子もありません。以前聞いたときは、あそこは国土交通省のスペースで、なおかつ下にいろんなものが通っていて、固定するにはちょっとさまざまな問題があると聞いておりましたが、乗り継ぎということであれば、やはりもうちょっと踏み込んで考えていただきたい。これは要望いたします。

そして当然、乗り継ぎの場合、料金というのも課題になってくると思いますけれども、その精算方法はどのように検討しているのか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 料金に関する御質疑にお答えいたします。

まず料金のほうですけれども、今現在、予算を審議していただいておりますので、それが終われば具体的な検討を進めてまいります。今現在、料金自体が全く同じですと、乗り継ぎで不便をかける分、なかなか転換というのは多分図れないだろうと私も思っております。若干料金の部分で割得感と申しますか、その辺のこの配慮は必要なんだろうと考えております。

また、乗りかえ、乗り継ぎされる場合、そういったことを行いますので、以前の乗り継ぎの場合は、乗り継ぎの割引とかがあえて生じないぐらいの形でトータルコストとして、乗り継ぎを使ったほうがお安く上がるというところで、できれば進めてまいりたいと考えているところです。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

乗り継ぎの実験自体は有用だと思っておりますので、ぜひ成功させてほしいんですが、通常であれば、乗り継ぐとちょっと割高になるのが普通です。ですので、やはり割引をするようなルールが多分必要になってくると思えますし、今現在市民バスとか、この辺もそのルールをきちんと決められれば、ほかの路線にもいろいろ使えると思っておりますので、これはぜひ進めていただきたいと思っております。

次に、ほかの実験路線、戸山・幸畑・中央線と公立大学・中央線ですけれども、増便する時間帯、本数というのは今現在どのように考えていますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

今御質疑のありました2路線でありますけれども、こちらのほうは、今現在、戸山のほうは明の星高校通りを通りまして、駅のほうに進むと。それから幸畑は観光通りを経由してということで、駅のほうへ進むということで、今回新たに考えておりますのは、浜田周辺地区を経由してという路線に両方ともなるということでありまして、そちらのほうには商業施設のほか、高等学校2校——青森中央高校、青森山田高校があります。それから病院——青森協立病院、それから芙蓉会村上病院などもありますので、そういったところへのアクセスということ、かてて加えて、本来の通勤の時間帯、通勤というニーズもあるということで、基本的には通勤、通学の時間帯、通院の時間帯、そのあたりで考えているところです。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

この戸山・幸畑・中央線、公立大学・中央線には大学があります。市内の大学というのは、やはり郊外が多いので、アパートに住む学生もその周辺がもちろん多いと。そういう意味では学生が今、町で活動するのはとてもふえておりますし、大学の地域連携の一貫ということでもふえていているということですので、町の中でのい

ろんな活動をする、アルバイトする、そういうのはやっぱり町を知るという意味では、県外から来ている学生にはとても有用だと思います。市内に住んでいる学生にとっても、中心街区に触れるというのは就職も含めて、ゆかりもかかわりもない町というのは、多分学生にとって選択肢にはなくなっていくと思いますので、そういう意味では、そういう活動支援もしたいと思うんですが、現在、市内の中心部から郊外の大学方面に向かうバスのダイヤというのは、最終便は何時ごろなのでしょう

か。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 再度の御質疑にお答えします。

今、工藤委員のほうからお話のあった部分というのは、恐らく青森中央短期大学、それから青森公立大学、それから青森大学ということですので、観光通りから横内方面にかけてというお話かと思います。それでまいりますと、今、問屋町行きというのが、今のところは21時20分青森駅発です。それが最終便という状況になっております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 わかりました。21時20分青森駅発と。去年の1月に中心市街地活性化協議会が運行実験しておりまして——市内中心部からバスの運行実験をしています。夕方から夜、深夜にかけてのいろんな時間帯でバスを運行しましたがけれども、やはり午後10時前後の利用が一番多かったということなんです。やはりアルバイトであるとか、町なかで活動したり、飲食もあるでしょうけれども、そういう学生にとっては人気があった。そうした学生にとって実験の結果もありますので、遅い時間もやはりある程度バスがあってもいいと思うんですけれども、その辺は考えていらっしゃいますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

この件につきましては、初日の木下委員のほうからも御指摘ありましたけれども、実は我々、今年度経営改善計画を策定する中で、さまざまな方々にいろんな情報交換をさせていただきました。その中で、今、工藤委員のほうからありました中心市街地活性化協議会の事務局をやっている青森商工会議所さんのほうとお話もして、今の御紹介いただいた内容も把握したところです。

このたびの4月1日からのバスダイヤの改正におきまして、対応するために準備を進めているところでした。具体的には、先ほど言いました21時20分発問屋町どまりというものを延伸しまして、幸畑団地まで行くということで青森駅発を、先ほど委員のほうから御紹介のあった、午後10時に最終便ということで、今、繰り下げるべく準備を進めているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 21時20分発問屋町までのものを22時発幸畑団地までということ
で、延伸、遅い時間にもなるということですね。わかりました。これは多分歓迎だ
と思います。実験ですから、ある程度実験の意味合いもあるでしょうから、利用者
がふえれば、その間、もう少し便がふえるということもあるんだろうと思います。
加えて、要望も加えておきますが、この実験、中心市街地活性化協議会の実験自体
は学生の負担はなかったんですね。たしか無料だったと思います。そういう意味で
も、とても助かったということでもありますので、学生の懐事情を考えると、何度か
お話ししてはいますが、町なかでの活動については、負担を少し軽減していただけるよ
うなこともあわせて検討していただきたいと思います。この項目は終わります。

次に、小・中学校副読本支給事業についてですけれども、平成30年度新たに制作
する社会科副読本の概要をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 工藤委員の小・中学校副読本についての御質疑
にお答えします。

教育委員会では、社会科の副読本として「わたしたちの青森」を制作し、主に青
森市のことについて学習をする小学校第3学年用の上巻と、主に青森県のことにつ
いて学習をする小学校第4学年用の下巻を無償配付し、本市の子どもたちに地域社
会に対する理解を深め、誇りと愛情を醸成するよう努めているところです。しかし
ながら、平成29年度に実施した第1回市民意識調査の結果では、「あなたは、今後
も青森市に住みたいと思いますか」という質問に対し、「ずっと住み続けたい」、「で
きるなら住み続けたい」と回答した16歳から19歳の年齢層の割合が約50%と、各
年齢層の中で最も低い状況となっております。

教育委員会では、この結果を踏まえて、青森市を理解し、青森市を誇りに思い、
そして、青森市に暮らし続けたいと思う子どもを育成するための学習に資するよう、
小学校第6学年及び中学校用の副読本を制作することとしております。なお、詳細
な内容につきましては、今後、実際に指導に当たる教職員等で構成する編集会議に
おいて協議し、決定することとしております。

教育委員会といたしましては、青森市についての学習を小・中学校を通して深め
ていくことにより、子どもたちに郷土に対する誇りや愛情を醸成するとともに、本
市の発展を願う気持ちや進んで地域社会に参画していこうとする資質・能力の基礎
を育成したいと考えているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

青森市に対する理解、誇り、愛情、こういうものをつくっていききたいという趣旨
であります。私もそのとおりだと思います。あと、実際にはこれから教師を中心に、
編成会議を開いてつくっていくということですね。

要望が2つほどあるのですが、まず1つ、社会科ですから歴史、文化、産業、この辺がある程度中心になっていくんだらうとは思いますが、ですけれども、同時に青森市がどんなところで、どういうところが誇れるかというのとも入ると思いますが、どんな課題があって、どうしたらいいのかというのを子どもたちと一緒に考えられるような、そういう内容にもしていただきたいと思います。

それと、あともう1つは、中学生対象の社会科の資料ですので、一般の私たちにもある意味では十分に活用できるような内容になってくると思います。ですので、欲しい方には配付というか、販売でもいいと思うんですけれども、分けられるようなものにしていただければとお願いをします。ふるさとに対するいろんなプライド、よさを知るということは、やはり今、関係人口という言い方がありますがけれども、そのまま地域で仕事をするということ以外にも、離れていてもどこかからふるさとを思う、ふるさとに何かできることを考えるということにもつながりますので、これはぜひ活用していただきたい。

私、国際交流にかかわっておりますけれども、海外でいろいろ学ぶ学生からは、やはり世界の中で自分をきちんと主張するためには、自分のふるさと、日本という国のこともそうですけれども、生まれ育ったふるさとのことをきちんと相手に伝えることができなければ、なかなか個人の人格としては信用されないということもあるようです。そういう意味では、これから英語教育もありますけれども、あわせてこの青森のオリジナリティー、アイデンティティーというんでしょうか、そういうものも伝えていただければと要望いたします。

この項目、これで終わります。ありがとうございます。

次に、浅虫地区についてであります。浅虫温泉駅バリアフリー設備設置可能性調査事業、この概要については既に中村節雄委員と赤木委員への答弁がありましたので、同じであれば時間がありませんので省略していただきたいと思いますが、青森県も新年度で予算を計上しております。バリアフリー化に向けたこの調査事業の、特に今後の予定について教えていただければと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 工藤委員からの浅虫温泉駅バリアフリー設備設置可能性調査事業の概要についての御質疑であります。お答えにつきましては中村節雄委員、それから赤木委員への御回答と同じであります。また、スケジュールということですが、まさにこの来年度の調査事業を経て、具体的な内容について決まっていくというものと考えておりますので、現時点でその後のスケジュールというものは決まっていないところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 わかりました。その後の調査をしてから決まるということですね。私もいろいろお話を聞いておりますけれども、この浅虫温泉駅構内の跨線橋、これ

は古いレールを使っているんだそうです。そういう意味では、エレベーターの設置の場合はそのレールの耐性もそうですけれども、取り付け方とか具体のいろんな技術的な調査が必要だということで聞いておりました。その結果、今あるものを利用するのか、あるいは新しくかけかえるのか、現実にどういう工法が可能なのかということ調査して、さらに工事後の駅舎利用のいわゆる増加の見込みもあわせて検討するというのでよろしいのでしたっけ。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

駅施設も含めて老朽化をしているということにつきましては、県から伺っているところですが、そういった御指摘の内容も含めて駅施設のバリアフリー化の調査を進めていく中で、そういった対応についても県のほうで判断される部分もあろうかと思えます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 わかりました。浅虫温泉駅のバリアフリー化に関しては、いろいろな委員の方もお話ししていただきましたけれども、観光客の方、高齢者の方の国内で旅行されている方、あとはこれから個人旅行も限りなくふえていくという意味では、家族連れ、そして移住・定住として浅虫というのはとても有用な場所だと思いますので、そういう意味では、その判断の基準にもなってくるかと思えます。それがメリット。デメリットというのは、多分こういう方たちにとってはとても障害になるんだろうということなんだと思えます。

現実に浅虫温泉のホテル、旅館の方々からは、やはりいろんなお話を聞いていて、はっきりとしたクレームではないんですけれども、お客さんからはそういう声があると。バリアフリーじゃなくてバリアアリーだねというふうに冗談で言われたりもしたそうであります。ですので、そういう意味では残念だと思っておりますが、今回はハード的な調査がメインですけれども、もちろんその先の判断については、一定の採算性、いわゆる利用者増ということも多分見込まれなければ難しいんだろうと思えます。そういう意味では、もちろん市、県、いろんなインバウンド、観光事業、関連事業もこれから施策の中に入ってくると思えますけれども、民間も含めて多分いろんな企画、工夫が必要なんだろうと思えます。

例えば、クルーズ船が入ってきます。迎えにバスか何かで迎えに行って、昭和大仏経由で浅虫温泉にお風呂に入って、食事をしてもらって、帰りは車窓から海を楽しみながら青森鉄道を使ってもらうとか。20分ですからね、浅虫温泉駅から青森駅まで。かつて浅虫に泊まった方が、風呂上がり軽装で下駄のまま青森駅に行って、ちょっと食事をして帰ってこれるという距離なんだと。20分間ですけれども、ちょっとした鉄道の旅もできるということも言うておりましたけれども、さまざまなそういった商材も楽しめるんだろうと思えます。そういうコース、町使いもあるということも含めて、機運を盛り上げるチャンスだと思っております。ありがとうございます。

す。

続けて、浅虫温泉活性化事業についてでありますけれども、これも初日の説明で了解をいたしました。冬期間の八甲田の観光客を小型バスの運行によって、平内町の観光コンテンツも利用する。インバウンドの効果を浅虫地区にも波及させたいということです。モニターツアーも体験後にアンケート調査も実施しているということですが、事業自体は東北観光復興対策交付金制度のエントリー中なので、はっきりやるとはまだ言えないということですよね。浅虫地区のWi-Fi整備の状況を教えていただけますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 浅虫地区のWi-Fi環境整備についてお答えいたします。

浅虫地区のWi-Fi環境につきましては、道の駅ユーサ浅虫や浅虫水族館は既に整備されておりまして、浅虫温泉駅も青森県が今年度内に整備されると伺っております。また、ほとんどのホテルや旅館においても、館内で利用できる環境が整備されておりまして、なお、市では、お土産屋さんや飲食事業所などがインバウンド対策のために要する費用の一部を助成する青森市観光関連事業者インバウンド対策事業補助金におきまして、Wi-Fi環境の整備を対象とすることとし、今定例会に平成30年度当初予算案を提案しているところです。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

おおよそは整備されていると。あと足湯とか、ある意味ではエリアを含めてやればいいんでしょうけれども、これはこれから多分、徐々にということになるんだろうと思いますが、人がふえればその分、そういう環境も整備されていくんだろうと思います。

今、冬の間は難しいんですけれども、サイクルツーリズムというのが全国ではブームになっておりまして、観光資源をゆっくり自転車でめぐって楽しむ、いわゆる周遊滞在型のツーリズムですけれども、これを目的にする団体も青森市に事務所があります。いろんなコースがあって、その中に夏泊半島というのも、浅虫を出発して帰ってくるということでもあります。ホテルの中にはきちんと、そういうレンタルバイクのサービスを準備しているホテルもあるようですので、青函で骨伝導ナビを使った新しいサイクルシステムというのも検討されていると伺っております。観光施策、スポーツ施策としても、このサイクルツーリズムをぜひ検討していただければと思います。

時間がありませんので、地域おこし協力隊についてはちょっと先ほどお話をいただきまして、今現在募集は浅虫と浪岡で募集はしていますけれども、まだ今のところはなかなか進んでいないと、新年度にかけたいと思いますが、実はこの浅虫はとても人気のある場所なんです。今、まちづくり協議会が立ち上がっておりますけれ

ども、実際その中で進めようという委員の中には大学生とか、あと浅虫出身の若い方とか、いろんな世代の方が今入ってきてちょっと盛り上がっております。これからそうした、いわゆる地域の中でのいろんな盛り上がりも観光合わせて、インバウンド合わせて、地域全体を盛り上げる機運になっていくと思いますので、浅虫温泉駅は何とか進めていただきたいところですが、浅虫地区の活性化含めて市の皆さんにも、ぜひ連携と支援をしていただくことを要望いたしまして質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後0時50分からといたします。

午前11時49分休憩

午後0時50分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、仲谷良子委員。

○仲谷良子委員 社民党の仲谷良子でございます。

4点について質疑いたします。

最初の質疑は、東日本大震災の応援職員について質疑いたします。

東日本大震災は、きのうで7年を迎えました。私どものタブレットには、14時26分に黙禱をと連絡がありました。ここ数日の新聞に、被害に遭われた方たちのつらさが報道されています。原発の賠償金に対してのねたみの言葉、学校でも職場でも放射能に関してのいじめなど、家族を亡くし、これまでの暮らしの全てを失った方たちに、余りにも酷な行為だと怒りを感じざるを得ません。政府が定めた復興期間が終わるまであと3年ですが、自治体職員の人手不足から復興事業がずれ込むおそれがあると被災自治体の市長が言っています。応援職員も来年度は21%減る予定だと報道されています。青森市は震災直後から応援してきましたが、応援職員の現状を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 仲谷委員の東日本大震災の応援職員について、本市の現状についてお答えいたします。

本市はこれまで被災地の一刻も早い復旧・復興に協力するため、全国市長会や、岩手県、宮城県及び福島県合同によります派遣要請のほか、被災自治体からの直接の派遣継続の依頼などに応じまして、庁内から希望者を募り、選考を行った上で意欲のある職員の派遣を継続してきたところです。

震災直後の平成 23 年度から今年度までの実績といたしまして、岩手県野田村や宮城県気仙沼市、福島県川俣町など全部で 19 自治体に対しまして、延べ 324 名、実人員数で 231 名の職員を派遣し、そのうち今年度は宮城県名取市に 1 名を派遣していたところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 ありがとうございます。

19 自治体に実人数で 231 名、延べで 324 名が行っていたということです。現在名取市に 1 名派遣ということですが、次年度以降はどのような予定になっておりますか。お答えください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 次年度以降の予定についてのお尋ねにお答えいたします。

本市では、被災地に職員を派遣することは、同じ東北の一員として被災地の復興に貢献することができるのと同時に、多くの職員が被災自治体で災害復興等に関する業務を経験することによって、本市の防災・災害対応力の向上、ひいては災害に強いまちづくりに資する人材の育成が図られるものと考えております。このことから、来年度以降も引き続き全国市長会や被災自治体からの要請に対しまして、意欲ある職員をできる限り派遣していくこととしております。

そうした中、来年度につきましては、今年度職員を派遣していた宮城県名取市に職員 1 名を派遣する予定で調整を進めているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 ことし、今年度と同じように 1 名の職員を名取市に派遣ということですが、先ほど希望者を募ってということでしたが、これは 1 名ということは希望者が 1 名しかなかったのか、それとも初めから、ことしは 1 名をとということで決めていたのか、どうなのでしょう。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

来年度の 1 名という人数の内訳ですけれども、今年度派遣していた再任用の職員なんですけれども、12 月で退職いたしました。今の 1 月、2 月、3 月は欠員という状態だったんですけれども、来年 4 月 1 日から同じ名取市のほうへ継続して配属したいということで、庁内公募して 1 名の職員を派遣することとしたものです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 そういたしますと、希望者は 1 名だったと考えてよろしいですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

希望者についてはゼロ名でした。その上で1名を確保したいということで、担当部のほうに選考依頼しまして1名を決定しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 先ほどもちょっと述べたんですが、来年度から21%も応援の職員が減ると。もちろん地元の職員の方たちは、本当に不眠不休の仕事があるということが新聞で報道がありましたので、できるだけ青森市もそれに応えていただけるように要望して、この項は終わります。

次に、筒井小学校校舎等改築事業について質疑いたします。

筒井小学校校舎等改築工事費として、2572万7000円が基本設計費として計上されました。今後のスケジュールを示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 仲谷委員の筒井小学校校舎等の改築工事のスケジュールについての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、平成28年度から筒井小学校校舎等改築事業を進めており、平成28年度は校舎及び屋内運動場の耐力度調査を実施し、平成29年度は設計及び建設工事の基礎資料となる地質調査を実施したところです。平成30年度は、校舎及び屋内運動場の平面計画、学校施設全体の配置計画の基本設計を実施することとしております。また、今後の改築工事のスケジュールにつきましては、平成31年度は、校舎改築工事の実設計、次年度以降の2カ年で校舎改築工事を予定しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 そうすると、平成33年度に完成するということになります。平成34年度に子どもたちが学校に入れるということですね。老朽化に伴っての要望がこれまでも数々あったと思います。ようやく完成に向けてスケジュールが示されました。現在の校庭に建設ということだそうですが、広くない学校の敷地ですので、設計等も工夫して、子どもたちが遊べる校庭を確保してくださるように要望いたします。それともう1点の要望ですが、これまでも質問してきました県産材の活用は、予算が許す限り使用していただきたいとお願いしたいと思います。

それからもう1点ちょっとお聞きしたいんですが、どこの学校も何か本当に老朽化して古くなってしまって、建てかえというふうになって、それまでの間、例えば屋根が赤さびでいっぱいだとか、さまざまそういうこともあるんですけども、この学校のメンテナンスはどのようなふうになっているんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

学校のメンテナンスですけれども、まずは法的に、基準的なものに引っかかるもの、あと子どもさんたちの生命とかに危険なものというのは最優先でやっておりま

す。今お話しにあった屋根ですが、屋根の改修は現在ですと、屋根の部分部分を直すというよりも、例えばどこで雨漏りとか、そういうのをしているかわからないので、屋根全体にまた屋根を覆うという工法を使いますので、1つの学校に、面積によって違いますけれども大体1億数千万円かかります。そういう意味でかなり金額も大きくなります。今回一般質問のほうでもお話ししましたがけれども、中規模改修というものを今後考えております。その中ではその屋根の部分ですとか、あとトイレですとか、いろんな外壁ですとか、そういうものもやりながら延命もしていきたいなと思っておりますけれども、なかなか金額がかかりますので、ある程度状況を見ながら優先順位をつけてやっているというのが実情です。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 今、屋根ということでは言いましたけれども、普通のうちだったら何年かで屋根にペンキを塗りますよね。それによって、トタンを維持していくということになるんですけれども、そういうことではなくて、雨漏りした段階で屋根をかぶせるということになると、相当な金額になるということですからけれども、あれはペンキとかを塗るということとはしないんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど屋根のさびとか、そういうお話をされたので、今、屋根の部分の説明をしましたけれども、今後、当然一斉に建てかえることはできませんので、かなり年数がたっている学校が多くなっておりますので、そういう意味では長寿命化ということも考えながら、今、仲谷委員お話しにあったことも含めて、計画的に全体の中で見てやっていこうと思っております。今の段階で、じゃあどの部分を、例えばペンキでやるとかというお答えはちょっとできませんけれども、トータルで中規模の改修であれば、例えば今回はトイレの部分もかなり皆さんの御要望もありましたし、生活習慣も変わってきたので、トイレにある程度特化してここ四、五年でやっていこうということもありますので、全体の中で今言われたところを含めて、今後検討していくことになると思っております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 わかりました。以上でこの項は終わります。

次に、部活動の指導員について質疑いたします。

一般質問で教職員の長時間労働についての答弁で、学校事務に関して統合型校務支援システム導入により緩和されていくものと思っておりますが、部活動については課題がたくさんあると考えます。

今年度から国で進めている部活動指導員についてですが、国の平成30年度の予算要求額15億円、配置人数約7100人で、国・県・市3分の1の補助割合、1校当

たり3人程度の事業内容となっておりますが、教職員の負担軽減を図るためにも、部活動指導員を配置すべきと考えますが、市教育委員会の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 仲谷委員の部活動の指導員についての御質疑にお答えいたします。

平成29年12月に出示されました学校における働き方改革に関する総合的な方策についての中間まとめの中で、部活動につきましては、部活動指導員を初めとした外部人材の活用を積極的に検討すべきであるとしております。

部活動指導員につきましては、平成29年4月1日、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が施行され、学校における部活動の指導体制の充実が図られるよう、名称及び職務内容等が明らかとなったところです。

これに伴い、文部科学省においては、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）を策定することとしておまして、青森県教育委員会におきましても、国のガイドラインを踏まえ、平成30年度、部活動指導員導入に係る留意事項等も含めたスポーツ活動の指針を策定することとしております。

教育委員会では、部活動指導員の任用、職務、勤務形態、報酬等のあり方について、国及び県の動向を注視するとともに、学校支援地域本部事業等を通して、部活動における外部指導者等の確保に努めているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 県が今、平成30年度でスポーツ活動の指針を定めるということですが、部活動指導員の配置については、課題はどんなことが考えられますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 部活動指導員配置の課題ということでの御質疑をいただきましたけれども、本市には中学校は19校ありまして、その中で299の運動部があります。そういったことから、やはり指導員になる人材を確保することが大きな課題となっております。そしてもう1つは、部活動に対してはやはり子どもの思い、あるいは保護者の願いというのが非常に多様にありまして、そういった思いや願いに答えていく指導者となるためには、やはり教育活動についての理解、あるいは子どもへの教育的愛情ですとか、そういったものが非常に大切になってくるかと思っておりますので、そういう指導員を育成していくための研修等、こういったことも必要になってくるだろうと思っております。そこについても課題と考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 部活動は教育の一環だとお考えになりますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 部活動は教育の一環であるのかという御質疑でしたけれども、部活動は教育の一環であると考えております。そしてまた、そのことにつきましては学習指導要領でも触れられておりますし、今、青森市の子どもたちも部活動でさまざまなことを学んでいると認識しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 この教育の一環ということでもさまざまな考えがあるので、教職員は部活動の指導に当たってはしなくてもいいんだと考えている先生もいらっしゃいます。だから顧問をやってくれと言っても、私はやれませんかとお断りしている先生も中にはあるんです。なかなかこれでいくと、部活動指導員の導入についても、今おっしゃられました課題があるとなれば、ちょっと多忙化に関しては、なかなか解決が難しいのではないかと私は考えるんです。

現在、学校支援地域本部事業等を通して、外部指導者の確保ということに努めているということをお聞きしましたけれども、外部指導者の活用状況はどのようになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 外部指導者の活用状況についての御質疑でしたけれども、これにつきましては小学校、中学校ともに活用しております。小学校は、45校中19校で52名の外部指導者を主にミニバスケットボール、野球、バレーボール等で活用しております。中学校につきましては、19校中18校で72名の外部指導者を活用しております。主にソフトテニス、バレーボール、バスケットボール等で活用しているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 外部指導者が全国で現在3万人を超えているということですが、ホームページに青森県が724人という数値が出ておりました。0.41%だということなんです。中学校は随分と多く72名ということでありますから、もう大分浸透していて、外部のボランティアでやってくださっていると思うんですけども、私はずっとこの外部指導者で続けていくのかなど。今、部活の指導員の配置は大変難しいということになっていけば、この外部指導者で今後も青森市はいくのか、それともまた教育委員会が今その指針を出した後に、それを考えて別な部活動指導員の配置に取り組んでいく方向もまた考えているのか、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 部活動に関する多忙化の解消についての御質疑と思ってお答えしますが、現在、部活動につきましては、各学校で複数の顧問を部につけるということとか、それから先ほど来話題にも出ております外部指導者を活用するとか、それから、県のスポーツ活動の指針に合わせて、教師、子ど

もがともに活動日あるいは活動時間をきちっと押さえて、ゆとりを持った生活ができるようにということで、おおむねその3点で対応しているところです。

前回、仲谷委員から御質疑いただいた多忙化解消検討委員会がありますけれども、ここでも2回ほど部活動についての話題が出ておまして、その中で先ほどお話ししました3点について確認をしたところです。あわせて今この部活動指導員についても話題に出して、今後可能性について検討していくということで、県のほうでの指針が出てからまたと考えておりますので、そういうことで御了承いただければと思います。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 この部活動指導員は、その自治体の非常勤の嘱託職員となるんですよね。そして、先生がついて行かなくても土日の試合にもこの方がついて行けると。それでその方が責任者になるということで、先生たちの土日の部活動に関しての時間が少なくなる。時間がとられないことがないということのよさが書かれています。

ホームページでも出ていましたけれども、やっぱり課題はその自治体の財政的なもので、国で出しているもので、国はその自治体で決めろということで、日当はこれこれとかというものは別に何にもないわけです。ですから、自治体の財政力によって取り入れることができるかどうかということに、私はなってくるんだろうかなと思います。これはやっぱり国に対して——15億円の予算を組んでも、県も市も3分の1ずつ出さなきゃいけないということで、やっぱり体力がないところは、なかなか導入できないようになっていくと思います。

全国で部活動の指導員を配置している自治体は、教育委員会事務局理事のほうでは把握しておりますでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 部活動指導員を活用している自治体についての御質疑でしたけれども、山口県の宇部市が特に先進的な事例としてよく出されますけれども、宇部市では平成29年度から国の委託事業で、12校ある中学校のうち希望があった7校に10名の部活動指導員を配置しているということでした。あと内訳はテニス2名、吹奏楽1名、バスケットボール3名、バレーボール2名、剣道1名、卓球1名ということで、指導員の職種ですけれども会社員、教員OB、中学校等の非常勤講師ということ。そして、活動時間については1カ月20時間程度、そして報酬につきましては月額2万4000円ということでした。宇部市のほうでは、中学校からも継続してほしいという要望があって、平成30年度についても、先ほど仲谷委員のほうでおっしゃいました国の事業を用いて補助割合が国3分の1、県3分の1、自治体が3分の1という形で6名を派遣するというところで聞いております。そのほか、北九州等でも5月から15名の派遣をするということなど聞いておりま

す。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 そうですね、私もどういうところで、もう導入しているんだろうということで、ホームページを見てみたんですけども、これは岡山県の教育委員会が文部科学省で部活の指導員を定める前に、先取りのような形で運動部活動支援員派遣事業ということで何か決めたみたいなんです。そして非常勤職員として雇用するというので、県のほうでそれは決めたみたいなんです。報酬を1時間2740円、学校が顧問の教員を置いていない部活動の単独指導や試合の引率もできるとなっています。こういうことからして、各自治体が自分たちのほうで決めていくというか、そういうふうに県が音頭をとって、やっぱりやらせるというか、そういうことになっているところもあります。

先ほど言いました横浜市も2時間程度で報酬は3000円、勤務は月5回までというふうになっています。世田谷区ですか、あそこは20歳の大学生も指導しているということで一般人もそうですけれども、今後課題を解決した後で、もし導入するとしたら、大学でスポーツをやっていた方での部活の指導員でもいいのではないかなと、世田谷区の例を見て私は考えたんです。

3月6日の新聞なんですけど、名古屋市議会で市立小学校の部活動を2021年度に全面廃止をすると明らかにしたということで、小学校ですから4・5・6年生あたりからだと思います。やっぱり、職員の多忙化のためと言うんですけども、保護者からやっぱり存続を求めるという御意見もあるということでもあります。市は部活動以外の形式で、教員がかかわらずに活動を継続できないか検討しているということがありました。今やっぱり、教職員の多忙化が非常に問題になっているということで、どうしたらそれを緩和できるかということが全国的に考えられているということでもあります。ぜひ、市教育委員会としても今後それらも含めて考えていただければと思います。この質疑はこれで終わりますので、ありがとうございました。

次に、最後ですけども、まちまちプラザについて質疑します。

新町通りにあったまちまちプラザについて、待ち合わせなどで利用してとても好評だったと市民から聞かされていましたが、2月末で閉鎖され残念な声も多くあります。これまで、まちまちプラザの運営について、市はどのようにかかわってきたのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 まちまちプラザについて、これまで市がどのようにかかわってきたかとの御質疑です。

まちまちプラザは、中心商店街の商店街同士が連携した取り組みを促進するため、空き店舗を活用いたしまして、中心商店街に所在する6つの商店街等で構成する中心市街地懇話会が主体となって、平成11年10月から運営してきたものです。

これに関する市のかかわりですが、同プラザが、商店街同士が連携して行う共同事業や学生等の活動の拠点として、また、商店街を訪れる買い物客の休憩スペースとしても利用されており、市といたしましては、来街者の回遊性を高めるとともに、これらの連携した取り組みを促進するため、同プラザの借りに係る賃借料の一部を負担するという形で、その運営を支援してきたところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 賃借料の一部を負担して、これまで運営をしてきたということですが、この運営を終了した理由をお示しいただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 まちまちプラザの運営を終了した理由のお尋ねです。

このプラザを運営してきました運営主体であるところの青森市中心商店街懇話会にお聞きしましたところ、今後運営費を負担することが難しい財政状況となってきたと。懇話会を構成する各商店街の意見も聞いたところ、運営を終了することはやむを得ないという判断に至ったということでした。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 そうすると、市が賃借料を一部負担していたけれども、財政状況が大変厳しいということで、やめざるを得ないということでもありますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 先ほども申し上げましたように、運営費の一部を市が負担すると。賃借料の一部ということですので、そのほかの部分は懇話会においても負担している部分があります。それについての負担が今後難しいということと聞いております。

先ほど、私の答弁で実施主体について中心市街地懇話会と申し上げたのがあったようですが、中心商店街懇話会でありますので、謹んでおわびして訂正させていただきます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 今後、まちまちプラザのような場所を設置する考えはありますか。商店街等に働きかけることになるとおもいますけれども、お考えを示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 今後、まちまちプラザのような施設を設置する考えはないかという御質疑です。

まちまちプラザは関係者が連携いたしまして、来街者の回遊性を高めるさまざまなサービスを提供しながら、多様なコミュニティー活動の場として利用されてきたところですが、先ほど申し上げましたように費用負担ですとか、設置場所についてさまざまな課題がありますことから、今後、青森商工会議所等の関係者と協

議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 そうですね、財政的に大変厳しいことが一番の大きな原因なんだと思います。先ほども言いましたけれども、本当に気軽にそこで休憩できるとか、待ち合わせによく使うという声が私にも届いております。あのような場所がまたあったらいいなということなんですけれども、新町に市民の方に来ていただくような、来街者をふやす——経済部長もおっしゃいましたけれども、商店街や関係機関と協議して検討してほしいと要望して質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 ただいま総務部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 答弁の訂正をさせていただきたいと存じます。

先ほど、職員の被災地派遣についての答弁の中で、庁内公募に対して応募者ゼロ名と答弁いたしました。1名の応募がありましたので、謹んでおわびし訂正させていただきます。宮城県名取市の派遣について今、当該応募者も含めて選考をしており1名派遣できるよう調整しているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 次に、大矢保委員。

○大矢保委員 自由民主党会派の大矢です。総括表に基づいて質疑させていただきます。

まず初めに、浅虫ダム道路整備事業についてであります。

この事業についての進捗率は約84%と聞いておりますけれども、草刈り作業を初めとした維持管理はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 大矢委員の市道浅虫ダム線の維持管理についての御質疑にお答えいたします。

本市が管理している市道におきましては、日常の道路パトロール等によりまして、路面補修や清掃、構造物の修繕、草刈り等の状況に応じた維持管理を行っているところです。

委員お尋ねの市道浅虫ダム線は、青森市久栗坂字山辺から浅虫字内野までの延長約5キロメートル、幅員約6メートルの道路であり、草刈り作業につきましては、年1回7月末ころまでに業者委託により実施しているところです。

今後におきましても、日常の道路パトロールや市民からの情報提供などをもとに、現場の状況に応じた適切な維持管理を実施してまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 今聞くと年1回となっていますけれども、相馬水道部長、水道部は年2回やっていますよね、6月末と9月末。多分、夏のときが一番草が多く茂ると思うんで、できれば年2回ぐらい、全部やれとは言いませんけれども、ところどころは——何と言うんですか、あれはサシトリと言うんですか。あれがすごいというので浅虫の住民から電話が来ました。

せっかくですから、私、これは通告しておりませんが、ことし岡田橋の調査費として1120万円、多分ついたと思いますけれども、この事業はことしは何の内容で着手するのかちょっと……。わかっていることはないですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 岡田橋の事業ということでした。再度の質疑にお答えをいたします。来年度、平成30年度の予定ということでお答えをさせていただきます。

岡田橋につきましては、来年度橋梁の形をどういう形にするのかを決めるための設計を発注する予定としております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 いずれにしても、二十何年も前から問題ですので、やるやると言いながら来年度ということで、ついに予算がつかまりましたのでやってほしいなど、そのようにも思います。

それから、2番目は危険空き家についてであります。

今年度、市民からの情報提供のあった危険な空き家及びその中で立入調査を行った件数、また今年度、撤去や修繕を助言、指導、勧告、命令した件数について、また今年度、助言等により撤去された件数及び市が強制撤去した件数、そして市は、情報提供のあった空き家の持ち主を全て把握しているのか示していただきたいと思っております。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 大矢委員の危険空き家についての数点のお尋ねに順次お答えいたします。

まず最初に、危険空き家に関する情報提供等についてのお尋ねにお答えいたします。

本市では、これまで空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきます特定空き家の認定に至ったケースはありませんものの、そのまま放置すると倒壊または建材等が飛散するような危険空き家につきましては、今年度の情報提供件数が3月7日現在で107件となっております。そのうち、新規に把握した件数は69件となっております。残りの38件については以前から把握している危険空き家であります。

危険空き家に関する情報提供があった場合には、特別措置法に基づいて、その都度全ての空き家について、その敷地に立入調査を行っております。

次に、危険空き家に関する助言等についてのお尋ねにお答えいたします。

今年度、特別措置法に基づきます指導、勧告、命令の実績はありませんものの、情報提供があった107件全ての危険空き家の所有者等に対しましては、助言を行っているところです。

続きまして、危険空き家の撤去件数についてのお尋ねであります。

今年度、市からの助言等により所有者等が解体した空き家は18件となっており、そのうち7件が今年度新規に把握した空き家であります。市が強制撤去した空き家はありません。なお、解体ではなく、所有者等の修繕対応等によって危険性が解消された空き家については9件ありまして、そのうち7件が今年度新規に把握した空き家となっております。

最後に危険空き家の持ち主の把握についてですが、危険空き家に関する情報提供があった場合、その都度、所有者等を調査しておりますが、その中には調査期間を要するものもありますが、当該空き家の所有者、相続人等の関係者は把握できている状況にあります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 わかりました。ありがとうございます。

今、危険空き家と、青森市ではそうなっているんですが、国では特定空き家と呼ばれておりますので、青森市も危険空き家ではなくて特定空き家と呼ぶようにしていただければいいなど、そのように思います。

次に、浪岡病院について。浪岡病院では、今、救急救命受け入れ体制をしておりますけれども、過去3年間の受け入れ状況について、お伺いをしたいと思います。また、新しく建設される浪岡病院においても、引き続き受け入れ体制を継続していくのかお伺いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 大矢委員の救急搬送された患者の受け入れ件数及び転送件数についてのお尋ねにお答えいたします。

浪岡病院は、救急告示病院として、365日24時間体制で救急患者の受け入れを行っております。平成28年度の救急搬送された患者の受け入れ件数は191件であり、このうち当院での治療が困難と判断し他医療機関へ転送した件数は18件、率にして9.4%となっております。

今後におきましても、浪岡地区の地域住民の皆様が安心して暮らせるよう、救急告示病院としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 済みません。答弁漏れしていませんか。新しくつくる病院も救急救命受け入れ体制をとるのかと言っています。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○**木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。大変失礼いたしました。

新しい病院におきましても、救急体制はとっていききたいなと思っております。(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

○**山本武朝委員長** 大矢委員。

○**大矢保委員** 今、浪岡病院は精神病棟を解体して、他に転院させるということになっていますけれども、これはいつまでに転院させる予定ですか。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○**木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。

精神病棟につきましては、ことしの10月までに転院の手続を進めまして、10月1日から廃止と想定しております。

以上でございます。

○**山本武朝委員長** 大矢委員。

○**大矢保委員** この精神患者については、やっぱり強制的に出してもらおうというのは、長年住みついた人でありますので、十分に気をつけていただきたいと思います。強制撤去させるのかどうなのか、それはわかりませんが、十分な配慮は必要じゃないかなとそのように思いますので、よろしくお願いします。

次、社会人枠の技術職の年齢制限緩和について質疑します。

一般質問において中田議員に対して、本市の職員採用試験について、年齢要件の撤廃、県と同様に社会人枠の年齢制限の緩和をすることは現在において困難であるとの答弁がありました。技術職の確保や首都圏からの職員採用のための将来的な可能性を検討し、実施に移行すべきと思いますがお考えをお聞かせください。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 社会人枠の技術職の年齢制限緩和についてのお尋ねにお答えいたします。

技術職や医療職のうち、管理監督職員が中途退職してその補充が困難となる場合や、さまざまな市民ニーズや課題、新たな行政需要により生じる職務の性質等によっては、民間企業等の経験者の中でも40歳代、50歳代の人材が適任であることなども想定されます。

このことから、企業等職務経験者を対象とした試験以外でも職種ごとの年齢要件の緩和に努めており、高等看護学院の専任教員にあっては59歳まで、看護師にあっては45歳まで、それから薬剤師、保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士にあっては40歳まで、また、行政職の事務のうち社会福祉士、精神保健福祉士、診療情報管理士にあっては40歳まで年齢要件を緩和し試験を実施したところです。今後とも、対象職種や配置ポストの絞り込み、的確な年齢要件の設定、任期つき職員の活用など、職員採用の内容については、常に最善・最適なものを取り入

れることを念頭に、柔軟かつ臨機応変に取り組むための検討を続けてまいりたいと存じます。

なお、企業等職務経験者の職員採用に関しましては、首都圏において広くPRすることにより、有為な人材の確保につながるものと考えますことから、「広報あおもり」や市ホームページのみならず、各種就職支援サイトへの情報掲出や市民政策部・経済部・総務部が連携して、東京で開催されます移住フェアや就活フォーラムに参加するなど各種媒体を活用した情報提供を行い、より多くの皆さんに受験していただけるよう力を注いでいるところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 今回の答弁は、中田議員に答弁したものとそっくりそのままでしたが、変わらずに緩和して取り組むという姿勢だけは評価したいと思いますので、よろしくをお願いします。

次は要望ですが、除排雪について要望しておきますけれども、私は、1月の陸上自衛隊の第9通信大隊の新年会に招かれたときに、特にあそこの浪館、陸上自衛隊の周辺については、雪を盛り上げないでほしい、小まめに除排雪をしてほしいと。なぜならば、不審者が侵入する事態を招くということもあるので、これからも——今でもあったそうですので、まめにやってくださいという要望がありました。

それから2番目は、雪が解けてまいりました。至るところで凹凸を皆様も見られると思いますが、早めの補修をお願いしたいと思います。特に、私が住んでいる高田、野沢地区の農業集落排水事業に伴うマンホールの周辺がかなり傷んでおります。あそこは県道でありますので、市の道路維持課が来ないのかもしれませんが、随分傷んでおりますのでその補修をよろしくお願いして質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、舘山善也委員。

○舘山善也委員 自民清風会、舘山善也です。

緊張感を持って質疑したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2款総務費、平和都市関連事業から戦没者慰霊祭について御質疑させていただきます。

この戦没者慰霊祭は、過去にスクラップ事業の対象となりまして、市役所玄関前でとり行われた経緯があります。当時参列した方々がかなり高齢ということに配慮いたしまして、夏場7月の末ですので、暑いということもあり簡素化した形で行ったんですが、逆にその思いが伝わらず、参列した市民の方々からは、適当にやられたという悔しい思いがあったということをお聞きしまして、過去にもこの予算特別委員会等で質疑させていただきました。その後、室内——この委員会室で2年ほど行いまして、ようやく市民ホールなど一般のホールのほうに移りまして、現在に至っているところです。今現在は、中学生の合唱も含めまして、非常に手厚くしている

ことを評価いたしますが、来年度開催のこの戦没者慰霊祭について、どのような計画なのかお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 市の戦没者慰霊祭の開催についてのお尋ねにお答えいたします。

戦没者慰霊祭につきましては、戦後 50 周年記念事業の一環として、平成 7 年に開催して以来、以後毎年、青森空襲のあった 7 月 28 日、青森市平和の日を開催しております。今年度は、昨年度に引き続きまして、市民の平和意識を喚起し、次世代に平和の大切さを引き継ぐという思いから、平和祈念式典として、第 1 部では戦没者慰霊祭を行い、第 2 部では中学生による平和学習発表会や、戦争や平和に関連した作品の朗読を行ったところです。

市としては、昭和 20 年 7 月 28 日に青森空襲があったという歴史的事実を継承し、平和への思いを未来を担う子どもたちに引き継いでいく取り組みの一つとして、さきの大戦で亡くなられた方々に追悼の意を表するため、戦没者慰霊祭は引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。

引き続き、今年度同様、来年度も同じような経過でお願いしたいことを要望させていただきます。

続きまして、今年度になりますが、条例化されたことによりまして、青森市平和の日について、どのような普及活動を行っているのかお尋ねしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 青森市平和の日の普及についてのお尋ねにお答えいたします。

市では、過去に戦火にさらされた悲惨な戦争を忘れず、また空襲があったという歴史的事実を重く受けとめ、後世に語り伝え、二度と戦争の惨禍を繰り返さないことを誓い、あわせて世界の恒久平和を願い平和施策を推進するため、青森市平和の日条例を制定し、青森空襲のあった 7 月 28 日を青森市平和の日と定めているところです。

お尋ねの青森市平和の日の普及のための取り組みですが、1 つには、青森市平和の日条例を平和記念式典において配付するパンフレットに掲載すること。2 つに、「広報あおもり」7 月 1 日号に、7 月 28 日は青森市平和の日と題した平和特集を毎年掲載していること。3 つに、青森市ホームページに、青森空襲のあった 7 月 28 日は、青森市平和の日と題しました条例制定の背景などを掲載しているところです。折に触れて普及活動を図っているところです。

このように市では、7 月 28 日が青森市平和の日であることについて、さまざまな

形で周知を図っており、今後も引き続き普及を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

やはり条例化しただけでは意味がありませんので、いかに普及させるかが今後の課題かと思えます。

きのうは3月11日ということで、東日本大震災が起こってから丸7年ということで、テレビなどでも当時の映像を流しておりました。たった7年前なんですけれども、私も当時のことを思い出しはするものの、改めてこの映像を見ると、やはり緊張が走る思いでした。さまざまな場所があると思うんですが、例えばそういった短編でもいいので、当時の戦争の映像などを少し流して伝えるということも説得力があるのではないかなと思いますので、これは要望とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、一次救命処置について御質疑させていただきます。

救命技能普及啓発活動について、どのような活動を行っているのかお尋ねしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 館山委員の応急手当の普及啓発の取り組みと実績についての御質疑にお答えいたします。

青森地域広域事務組合消防本部――以下、消防本部と言わせていただきます――では、地域住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的に応急手当の普及活動に関する実施要綱を定め、応急手当の必要性等の周知を初め、救命率の向上に向けた各種救命講習を実施しているところです。

応急手当の普及啓発の取り組みの概要につきましては、地域住民に対して、応急手当の必要性や関心を持っていただくため、消防本部ホームページに心肺蘇生法の手順やAEDの使用方法について紹介しているほか、消防ふれあい広場等の各種イベントにおきまして、消防職員による応急手当の実演や体験コーナーなどを実施しているところです。

また、救命講習につきましては、各事業所、町会、PTAなどからの要望によるもののほか、消防本部におきましても各種救命講習を実施しており、その中には、個人だけでも気兼ねなく参加できる機会として、消防合同庁舎におきましては毎月1回第2水曜日に、浪岡消防署におきましては奇数月の第3日曜日に、それぞれ定期的な普通救命講習を実施しております。これら各種救命講習につきましては、定期的に消防本部ホームページや「広報あおもり」等に掲載し、広く案内しているところです。

救命講習の実績についてですが、これまでの本市における過去3年間の救命講習の実施状況といたしましては、平成27年が282回の6642人、平成28年が256回

の6226人、平成29年が244回の6637人となっております。

消防本部といたしましては、今後におきましても、地域における救命率向上に向けて、さまざまな機会を利用し、応急手当の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございました。

私も議員になってから、このAEDの普及に努めてまいりました。個人的には水泳関係でもあることから、小学校の大会時におきまして、少し15分程度お時間をいただきまして、消防本部の皆様を招いて、その場で一次救命処置からAEDの講習を行っております。やはり1年生、2年生の子もいますので、少し緊張感が長続きしないんですが、やはり本格的な隊員に来ていただくことによりまして、緊張感も高まり、当初、足で水辺をバシバシやっていた子どもたちも、最終的にはもう食い入るように見ているのが印象的です。

さまざまな普及活動が必要だと思いますが、先般タクシーに乗るボディーのところに、救命技能取得乗務員というステッカーが張っておりました。調べていただいたところ、これはタクシー協会ではなく、タクシーの一会社が自発的にステッカーを張っているということをお聞きいたしました。救命講習の中には、30分コースと3時間コースがありまして、それでもやはり2年から3年ごとには、技能の復習ということで、定期的な講習をお願いしているということもお聞きして、安心しているところです。こういったタクシーを含めて、民間の方がそういったAEDの講習を受けているということが、市民にわかるということは、市民も非常に安心につながると思いますし、不測の事態にはそういった方々もお手伝いしてくれるのではないかなと思うところです。

こういった流れから、例えば青森市であれば市営バスなども、やっぱり市民の方が多く乗車するということからお尋ねしたいんですが、市営バスの運転手さんは、こういった技能講習のほうは受けているのかお尋ねしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 館山委員の質疑にお答えいたします。

市営バスの救急救命講習の受講状況についてですけれども、交通部では平成23年度から消防本部から講師を派遣いただきまして、順次運転士に救命入門コースというものを受講させております。現在、運転士が168名おりますけれども、そのうち128名、率としては76%が受講済みとなっております。今後もこの救命講習につきましては、運転士に受講させることとしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 済みません、24%が受けていない理由は何かあるんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 やはり運転士は毎日運転していますので、空き時間にということで、なかなか全員が毎年受けるということではできませんでして、その都度、毎年毎年、例えば東部営業所、西部営業所の乗務員の方に受講してもらっているというところで、現在その結果、76%まで高まっているという状況です。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

先ほど消防本部のお話ですと、気兼ねなく参加できる機会を広くしているということでもありますので、できるだけ100%にさせていただきたいことを要望させていただきたいと思います。

さまざまな責任とかいろんなルールがあるようで、このタクシー会社みたいにステッカーを掲示していくということは難しいようではありますが、運転士さんがせっかく受けた講習ですので、こういったAEDを含む一次救命処置の講習を受けていますということをしてできるだけ市民の方に発信することは、市民にとっての安心につながると私は思います。何らかの方法を工夫して、ぜひ考えてもらいたいと思うところと、あと、やはりバス停——私も市営バスを使うんですけども、冬の間どうしてもバス待ちの時間が10分、15分という、かなり寒いんですね。一般のビルの前もありますが、店舗の前のバス停もありますので、バス停付近の店舗の方にはできるだけAEDの講習を一緒に受けてもらって、できればそういったバス停付近には、こういった講習をする方が大勢いますよというようなまちづくりも考えていただきたいことを要望して、この項は終わりたいと思います。ありがとうございました。

最後に、総務部危機管理課のほうにお尋ねいたします。

今定例会の予算の中に、中学校の防災資機材一式の配置が提案されておりますが、その配置内容についてお尋ねしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 館山委員の中学校への防災資機材の配備についてのお尋ねにお答えいたします。

市では、小学校等53の防災活動拠点施設や市民センター等12の防災活動拠点施設のバックアップ施設に食料や生活必需物資等の防災資機材を配備し、災害の発生に備えてきたところですが、中学校には、防災資機材を備蓄していない状況でした。

このような中、今年度実施いたしましたタウンミーティングのほか、中学校の近隣町会の方々から中学校への防災資機材の配備に関する要望がありましたことから、改めて配備箇所について検討を行ったところです。

検討に当たりましては、無線機等避難所との連絡用通信機器の整備を行っている施設であること。避難所の収容能力等を踏まえ、開設の優先度が高い施設であるこ

と。保管場所が容易に確保できる施設であることを考慮しまして、中学校及び浅虫地区におけます唯一の指定避難所であるユーサ浅虫を含め、計 20 施設を新たに防災活動拠点施設のバックアップ施設として位置づけまして、防災資機材を配備することとしたものであり、この内容につきましては、本年 2 月に開催いたしました青森市防災会議において了承いただいたところです。

これら中学校等 20 施設には、既に発電機、コードリール、発電機用缶詰ガソリンを備蓄しており、これらに加えまして、粉ミルクや哺乳瓶、簡易便所、ラジオ、ストーブなどを配備するほか、防災活動拠点施設のバックアップ施設には、全てにアルファ化米や高齢者や乳児のための飲料水を配備するものです。配備時期につきましては、防災倉庫の移設など、防災資機材を備蓄するスペースを確保した上で、来年度上半期を目標に防災資機材の配備を行う予定としております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

上半期をとということで安心しました。9月1日が御存じのとおり防災の日になっておりますので、それ以降、やはり防災訓練等行う自治体もふえてくるかと思えます。この自主防災組織率もそうですが、実際に配置された資機材をやはり一度は使うべきだと思います。実際に私の地域、古川中学校地区でも、きょう御列席の成田教育長がいらっしゃったときに結成しました、子どもたちを中心とした防災教室というものを行っております。その際に思ったのが、資機材の中にある簡易プールというんですか、丸い円のプールをつくるのがあるんです。ビニールの小さいプールですね。そのプールをつくるのに、ちょっとやはり手間取りました。新しいということもあって、なかなか塩ビ管がうまく連結しないということもありましたし、また、つくる工程も絵を見ながらつくるという形があって、一度やっぱりやらないと、その機材自体もきれいにはまらなかつたりとか手順も違ってくると思いますので、さまざまな組織がこういったことを考えながら、単に配置して終わりではなく活用することが必要だと思います。

また、先ほど言ったアルファ化米等も配置するということです。こういった消費期限というんですか。賞味じゃなく、消費期限が5年ないし何年かあると思うんですけれども、その辺の管理体制は今どのようになっているのか、わかる範囲で結構ですのでお尋ねいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 備蓄食料等の消費期限等の管理についてのお尋ねにお答えいたします。

備蓄のうち食料、それから水の類いについては当然消費期限があります。ただし備蓄する際に、全ての箇所一律に導入するのではなく、段階的に導入しておりますので、それぞれの消費期限が来る年度ごとに、それらの食品等について更新して

いる状況です。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

確かにそうですよね。順番に入れかえていると思います。中学校地区に配置するということですので、小学校にはもう既に配置しておりますから、そちらのほうとかぶらないような形で、消費期限がせめて半年ぐらいは、ずれるような形をイメージしながら配置していただきたいと思います。

また、一般の食品メーカー、ハウス食品のほうでは、食品のほうでこの東日本大震災を皮切りにさまざまな研究がなされておりました、アレルギー27品目に対応した温めなくてもいいカレーライスとか、ハヤシライスなどをつくっていることをお聞きしました。私も実際に試食させていただきましたけれども、冷えていても油が分離してなくて、さらにおいしいという商品でした。そういった民間のものを使いながら、さまざまな手だてをもってこの配備に不足が出ないように要望して、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、館田瑠美子委員。

○館田瑠美子委員 日本共産党の館田瑠美子です。

最初の質疑は、岡田橋についてです。

今定例会に岡田橋橋梁整備事業費として1120万円の予算が計上されました。そこで岡田橋歩道橋設置の進捗状況についてお伺いたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 館田委員の岡田橋の歩道橋についての御質疑にお答えいたします。

岡田橋は、二級河川新城川にかかる市道森林軌道廃線通り線の橋梁であり、橋長約68メートル、幅員約6.5メートルで歩道が設置されていないことから、自転車及び歩行者が路肩部分を通行している状況となっております。

このため、市といたしましては、自転車及び歩行者の交通安全を確保する観点から、岡田橋に歩道橋を設置することが必要であると考えており、その整備に向けた事前調査といたしまして、昨年度は、同橋梁海手側の河川堤防両岸においてボーリングによる地質調査を行い、今年度は、同橋梁付近の河川測量を実施したところです。

今後、当該歩道橋の橋梁形式を選定する予備設計の実施を予定しており、これに必要な経費を平成30年度当初予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ありがとうございます。

今年度は河川測量をして、いよいよ来年度から予備設計に入るということです。長いこと——先ほど大矢委員からもありましたように、多くの議員がこの問題を取り上げてきて、一日も早くという地元や青森北高校生の声を届けてきたわけですが、ぜひ今後は滞ることなくスムーズに進めていただきたいと思います。

1つお聞きしますが、冬期間は、青森北高校生は自転車通学をやめますが、岡田地区の人はここを通りますので、雪が降っても歩道橋を利用できるようにロードヒーティングが必要ではないかなと思っておりませんが、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。歩道の上にロードヒーティングが必要なのでないかということです。

歩道融雪につきましては、冬季の安全確保という観点から必要となるものと考えておりますが、詳細については、今後行われます詳細設計の中でしっかり検討してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 よろしくお願いいたします。

それから、通勤で岡田橋を利用している方から、朝だけでなく帰宅時も、暗くなってから黒い学生服姿の自転車が大変見づらくて本当に危ないと。本当に一日も早く歩道橋を設置してほしいという声も、つい最近また寄せられておりますので、そのことを伝えて、ぜひ一日も早く歩道橋が設置できるよう強く求めて、岡田橋の質疑を終わりにいたします。

次は、水道料金の口座振替日についてです。

高齢化社会の進行で65歳以上の高齢者世帯がふえ続けています。平成27年度の統計では、本市のひとり暮らし世帯が1万4046世帯。夫婦2人世帯が1万3287世帯でした。今後も年金で生活を支えていく世帯が確実にふえていくと想定されますから、水道料金の口座振替日を年金支給日に合わせて15日に変更する考えはないかお伺いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○相馬政人水道部長 水道料金の口座振替日の変更についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、水道料金の口座振替日は、市内全ての水道メーターの検針、請求額等の確認、請求データの作成、各金融機関への請求データの送付、各金融機関における振替の準備、不測の事態への対応期間などこれらにそれぞれ要する期間を勘案し、青森市内にある全ての13の金融機関との契約に基づき、水道メーター検針日の属する月の翌月10日としているものです。

水道は、市内の家庭や事業所など多種多様なお客様の生活や事業活動に不可欠な

都市基盤でありまして、その対価であります水道料金のお支払いにつきましては、それぞれのお客様にそれぞれの御事情や御希望があるものと考えております。

したがって、館田委員のお尋ねの公的年金受給者の方々の年金支給日にのみ着目した、あるいはそのことに付度した現在の口座振替日を変更することについては、考えておりませんので御理解をお願いします。なお、この毎月 10 日の水道料金の口座振替日に預貯金残高不足により、振替ができなかった方々に対しましては、同月内の 25 日に再度の振替を行っております。

また、生活困窮等によるお支払いの困難事案につきましての御相談は、随時お受けし適切に対応しているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ただいま翌月の 10 日に口座振替をしているということでしたけれども、納入通知書による支払いの場合は、翌月の 15 日になっているわけです。それで、口座振替の場合は 10 日と 5 日も早くなるわけです。ですから、同じ 15 日にしたらいいのではないかと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○相馬政人水道部長 口座振替の場合と納入通知書による切符での納付について、支払いの時期が違うので同日にすべきとお尋ねですが、納付書で納付をしていた場合には、当部からそのデータをもとにして納付書を作成する期間と、そしてそれをお客様個人にそれぞれ郵送して、それでお支払いをいただくというタイムラグがある関係上、それはある程度やむを得ないものと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 それは水道部のそういう事務手続の事情なわけです。そのために翌月の 15 日になると。それで、口座振替の場合は事務手続がそんなにかからないから 10 日でもいいんだという理屈は私は合わないと思うんです。それは水道部の事務手続の理由であって、市民の皆さんには、ぜひ公平に 15 日に統一したらいいのではないかと思うんですけれども、もう一度お答えください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○相馬政人水道部長 お答えいたします。

大変恐縮ですが、先ほど申し述べましたように、水道料金の口座振替は、メーターの検針からそれをデータを作成して、そして全ての金融機関に送って、その契約に基づいて引き落としをしているという性格と、そして 25 日は再度の振替をしているということもあわせて、現在の環境を変えるという理由にはなかなか当たらないものと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 私は、市民の立場に立って物事を考えてほしいと思うんですけれども、松江市の場合は、昨年の6月から口座振替日を8日から15日に変更しています。また、口座振替日の変更に合わせて多くのお客様から要望があったということで、再振替日を月末にしています。本市の場合は、納付書制は納入期限が翌月の15日で督促状の送付が納入期限日からおおむね10営業日後になっていますから、大体25日あたりになります。それで、口座振替の場合は、振替日が翌月の10日で振替日から3営業日後の13日に再振替通知の督促状を出しているんです。ですから、納付書の支払いでは、口座振替より5日遅く払ってもいいし、督促状も口座振替より12日余裕があるということになります。これで公平と言えるんでしょうか。ぜひ変えていただきたいと思うんですけれども、別にこれで——どう考えますか、今、私が指摘したことについて。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○相馬政人水道部長 お答えいたします。

公平かと言われると、公平をどの視点からもって、尺度をもって図るかということで、考え方というのはそれぞれ相違があると思います。

私どもといたしましては、口座振替を利用されているお客様と、そして納付書によってお支払いいただくというお客様の意向によって、どちらかを選択している以上は、それはイコール公平だと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 市民の皆さんから、特に年金暮らしの人からこういう今私が指摘したような声が上がっているんです。私、15日の振替日にすれば、年金受給者の方は、口座の残金が少ない場合でも振替をすることができるわけです。そしてその分、督促状を出さずに済むことになるわけです。督促状を出すという労力と郵便料金が節約できます。市民の方に見れば、この督促状をもらわずに済みます。たった1日、2日のところで口座振替ができなくて督促状をもらうことになるわけです。ですから、実際に経験した方から振替日を15日にしてほしいという声が上がっているんです。私はその声を聞いて、これから高齢者世帯がどんどんふえていくことが想定されるわけですから、この口座振替日や税金の納付締め切り日とかそういうのは、年金支給日以降にするように配慮はあってしかるべきではないか、このように思うんです。

水道部の都合じゃなく、やっぱり市民の皆さんの都合に合わせてどうしたら快く払っていただけるか、そしてそういう無駄な労力を使ったりしなくても済むのか、そういうことをきちんと考えて対応していただきたいと思うんですけれども、どうですか。検討する余地はないですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○相馬政人水道部長 お答えいたします。

先ほど来、繰り返し申し上げて非常に恐縮なんですけれども、館田委員がお話しされている、例えば公的年金の受給者の方々のことのみの利便を考えてやるという考えはないということを再三お話しさせていただいております。その公的年金受給者の方々も毎月 15 日に年金が振り込みされているわけではなくて、偶数月に 2 月分振り込まれているわけですから、その一定の年金受給者の方々だけをおもんばかって、あるいは——例えば極端な話ですけれども、10 日の給料の支給日の人もあれば、20 日の人もいるだろうし月末の人もいるだろうし、あるいは事業資金として、いついつ決済が決まっているのでいついつのほうがいいなというお客様もいらっしゃるかと思います。ですから、ある意味、統一的に毎月一定の期日を定めて、この時期にお支払いいただくということをあらかじめ周知、お願いをしているわけですから、そのことで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 何回も言うようですけれども、高齢化社会になっていくわけですから。高齢者の人たち、年金だけの支給で生活していく人がふえていくわけだから、高齢者に対しての配慮があつてしかるべきじゃないですか。ぜひそういう市民の声が上がっていますから、検討をしていただくように再度強く要望して、いつまでたっても同じだと思つるので、次に移ります。

次は、母子父子寡婦福祉資金についてです。

母子父子寡婦福祉資金は、母子家庭、父子家庭や寡婦の方の経済的自立と子どもの健やかな成長を目的とした貸付制度です。返済時の負担軽減のために、貸付利率については無利子となっています。子どもの修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金については、保証人は要らないことになっていると思うがどうでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 母子父子寡婦福祉資金についての御質疑にお答えさせていただきます。

館田委員御紹介のとおり、母子父子寡婦福祉資金貸付制度は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するための資金を貸し付けする制度です。

貸付資金の種類といたしましても、子どもの高校や大学などへの進学に伴う授業料、書籍、通学費に充てるための修学資金を初め、子どもや親が就職するために必要な知識・技能を修得するための修業資金及び技能修得資金、就学等で必要な制服などを購入するための就学支度資金などがあります。

本事務につきましては、平成 18 年 10 月 1 日の中核市移行に伴いまして、県から本市に移譲されたものですが、県の取り扱いに準じて、青森市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付規則や青森市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取

扱要領を定めまして、貸し付け及び償還業務を実施しているところです。

貸し付けの際の連帯保証人の取り扱いにつきましては、国におきまして、平成21年6月5日に母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正して、福祉資金の貸付条件の見直しとして、1つに、連帯保証人の確保が困難な母子家庭の実情を考慮し、連帯保証人のない場合も貸し付けを認める。ただし、その場合は有利子貸し付けとする。2つには、修学資金、修業資金、就職支度資金——これはお子さんに係るものに限る——及び就学支度資金につきましては、親に貸し付ける場合は、現行どおり子を連帯債務者とする。それと、お子さんに貸し付ける場合は現行どおり親等の連帯保証人を必要とするなどにつきまして、都道府県、政令都市及び中核市に対して技術的助言として通知されたところですが、連帯保証人の有無につきましては、自治体の判断に委ねられているところでありまして、1つに、母子父子寡婦福祉資金貸付制度が当該資金を借りた方からの償還金を原資として運営されており、より確実な償還を確保する必要があること。また2つに、借り主である親が返済不能となった場合に、連帯借り主でありますお子さんだけに負担を抱えることになることなどから、多くの自治体におきまして、また青森県及び平成29年1月1日に中核市に移行しました八戸市においても、原則として連帯保証人を必要とする取り扱いをしているところです。

本市におきましても他の都市同様、連帯保証人を必要とする取り扱いとしており、今のところこの取り扱いを変更する考えはありません。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 何のために国が見直しをしたんでしょうか。今、福祉部長に語る説明していただきましたけれども、連帯保証人は要らないと、返済時の負担軽減のために貸付利率については無料にして、保証人も特に子どもの修学資金だとか就職資金とか、子どもにかかわるそういう子どもの自立を促す貸付金については、保証人も要らないという見直しを国がわざわざしているわけです。ですから、私は青森市も他市同様にとおっしゃっていますが、そうじゃなくて、青森市のホームページだとかリーフレットには、こういう就学資金、子どもの就職資金などについては、リーフレットに無利子と書いているんです。保証人のところは記載がないんです。ですから、国が示しているように保証人なしでも無利子でもいいと受け取れるわけです。ところが、窓口では修学資金の相談に訪れた親子にできれば保証人をつけるようにと求めているんです。国が保証人なしの無利子としているのに、国の基準を後退させることになるということは見逃せないと思います。

ぜひ相談に訪れたときに事情をよく聞いて、保証人がなくても借りられるようにしているという説明も受けていますけれども、そういうことではなく、きちんこの修学資金等の貸し付けについては国の基準を守って、保証人なし、無利子と明記すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 再度の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、国の基準ですけれども、基準としてなしとしたわけではなくて、修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金につきましては、それを親に貸し付ける場合には、「当該資金の貸付けにより修学をし、知識技能を取得し、就職し、又は入学し、若しくは入所する者が連帯債務を負担する借主として加わらなければならない」という規定、これは連帯借り主になるということなんですが、そういうふうにしたというところで、連帯保証人については規定がないところです。このことから、連帯保証人をつけるかつかないかにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたけれども、当該貸し付けを行う自治体の判断に委ねられているところです。

本市におきましては、先ほども御答弁しましたが、原則として保証人を必要とさせていただいているところですが、舘田委員からも御紹介のありました家族の状況、あるいは収入の状況など借り主の事情に応じて柔軟に対応しているところです。その際に、制度の周知の段階できちんと周知すべきというところですので、そこについては、きちんと周知できるようにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 舘田委員。

○舘田瑠美子委員 私、この制度を設けた目的からいっても、やっぱりきちんと必要な人たちがこの制度を活用して、そして勉学をしたりして自立をしていくというようなことを目的に、こういう母子父子寡婦福祉資金というのは設けられたわけですよ。それが、保証人がいなければ借りれないということになったらどうということになるのか。

私のところに相談にきた人は、おばあさん、祖父が60歳以上なので保証人になれないと言われて、この母子家庭の親子が修学資金を借りるのをあきらめて、希望校を変えて定時制高校に変更しなければならなくなったという相談を私が受けて、担当者に聞いたときは、保証人は60歳以下になっていて保証人は必要だという説明を受けたんですけれども、こういうことであれば、本当に生活困窮なこの母子家庭の子どもたちは、貧困から一生抜け出せないことになる。貧困の連鎖を断ち切ることにはならないということで、これは大変見逃せないということで、福祉部長のほうにもお話をし、事情をよく聞いて保証人なしでも借りれるようにしていると説明を受けて、この家庭は受けれるようになったわけですけれども、窓口で対応する人が誰であっても、また同じ——例えば、私のような議員だとか民生委員だとかそういう人たちが間に入らなくても、きちんとこういう必要な制度を利用できるようにしていただきたいということを強く求めて終わります。

次は、農業についてです。

本市のリンゴ生産量や生産額、販売額などの基礎的なデータを把握すべきと思うがどうでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 館田委員のリンゴの基礎的なデータの把握についての御質疑にお答えいたします。

本市のリンゴの生産量及び生産額につきましては、国が推計値として都道府県別にまとめて公表しております農林水産統計を、また販売額につきましては、県が推計値として公表している資料を活用し推計しております。

推計方法といたしましては、これら資料に公表されている県単位の数値をもとに、県全体のリンゴの結果樹面積に占める本市の結果樹面積の割合から算出する形で、本市のリンゴの生産量などの基礎的なデータを把握しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 それじゃあ、本市のリンゴの生産量をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

本市のリンゴの生産量ということの御質疑でしたけれども、平成 28 年産で申しますと、生産量——こちらは収穫量ということで整理しておりますけれども、約 3 万 4429 トンです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ぜひこの収穫量でもいいですので、ホームページにも掲載していただきたいなと思うんです。なぜかという、ホームページにリンゴ生産量が県内第 2 位、全国第 3 位だということをはっきり掲載しているんです。だけれども、その根拠が明らかではないわけです。どうでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ホームページの資料の出どころが明らかになっていないということに関する質疑かと思っておりますけれども、ホームページのほうは、確かに何年産ということでも書いてありませんし、出どころも書いてありません。それについては、単純に記載漏れというか説明が丁寧でなかったということですが、あそこに書かれている元データは、国の園芸作物統計というものがあまして、そちらのほうは、平成 18 年産までは市町村別に資料が公表されておりましたので、そのときの数値をあそこに記載させていただいたということです。

その後、園芸作物統計が市町村別の数値を出さなくなりまして、その後から別に農林水産統計の県レベルまでのものを利用して推計しているという状況です。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ぜひ掲載していただくように要望しておきます。

次は、青年新規就農給付金制度についてです。

政府は、農地の集約と連動して、法人経営体の数を 2023 年までに 5 万法人にふやすことを目標に法人経営に支援を集中する農政を続けています。その結果、この 5 年間で経営体の大半を占めている家族農業は 8.6%減り、法人経営は 25.5%増加しました。ただし、後継者の確保に悩む地域の要求に対して、農業次世代人材投資事業として 35 億円増の 175 億円を確保しています。しかし、先日の長谷川委員の質疑にもあったように給付要件を厳しくしています。私は、後継者をふやすために設けられた制度が要件を厳しくすることによって、制度の活用に戸惑いを感じて、思い切って就農しようとしている青年たちの意欲をそぐことになってしまっただけでは、制度の目的に反することになると思っています。長谷川委員の質疑には、国に意見を述べると答弁されていなかったので、ぜひそうしていただきたいと思いますが、なぜ要件を厳しくしたのか、その理由を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑ですけれども、なぜ要件を国が厳しくしたかというその理由ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その理由まではちょっとこちらのほうで押さえてはおりませんが……。国のほうで要件を厳しくした理由ということですよ。ちょっと、国のほうで示した理由までは押さえておりません。

○山本武朝委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 そうですか。職員の方は、やっぱりこの支援制度を利用して就農した人の中には、この補助期間が終わると農業をやめてしまうということがあったから、国は要件を厳しくしたと説明をしていただいたんですけれども、私は、若い人が農業を続けていけないのは、農業を取り巻く環境が厳しすぎるからだと考えています。飼料代にしても、燃料代、資材費用も物すごい高い上に、農産物の価格が余りにも低すぎて生活していけないからです。食料自給率が 4 割を切っているし、農家の高齢化が進んでいるわけですから、今思い切った支援を続けていくべきだと思っています。先日も言ったかも知れませんが、スイスや EU 諸国では、農業所得に占める補助金の割合は 9 割を超えています。それに対して日本は 4 割程度です。比べ物にもならないくらい少ないわけです。農業を志した人が農業を続けていけるような農業所得が必要だと思いますが、農林水産部長はどのように考えていますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑で、農業を続けていけるような農業所得が必要ではないかということの質疑かと思いますが、私もそう思います。農業を続けていけるようにさまざまな支援をして、農業所得を上げていくということで取り組んでおりまして、そのために今、攻めの農林水産業ということで、青森市の農林資源を積極的に販売して、所得を上げてもらうという取り組みもしておりますし、それから新規就農者が定着していけるように国の事業とあわせて、市単独事業でも

農地のリースとか機械の購入費とかそういうものを助成しながら、できるだけ新規就農者が定着していくような取り組みもしております。館田委員おっしゃるように、農業を続けていけるように我々も積極的に頑張っていきたいと思っております。

○山本武朝委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 ありがとうございます。

全くその通りなんです。本当に持続可能な農業にしていくためには、生産費に見合った農業所得、それと生活できる保障というものがなければ再生産は難しくなる。これは当たり前だと思うんです。青森市議会は、昨年、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書を採択しています。市としても、ぜひ国に意見を上げて求めていると思うんですが、どうでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 戸別所得補償制度の復活といいますか、それを市としても求めていくべきではないかという趣旨の質疑かと思えますけれども、戸別所得補償制度、こちらは国のほうで始めた事業ですけれども、その後、政府において見直しが図られてきたということです。その見直ししたかわりといいたまいますか、それにかわるものとして、さまざまな事業を行って直接お金を支給するというものから、生産面の活動を支援するという形で所得のほうを上げていただくという取り組みに変わってきております。その一つが収入保険制度であり、それから農地の大区画化という補助整備事業の推進ですとか、産地パワーアップ事業、こちらは機械の省力化・低コスト化のための取り組みの支援ということで、生産面でのまず強化を図りましょうという形で取り組んできておりますので、私どもとすれば、直接的な交付金といいたまいますか、そういう支援よりも、やはり農業者がみずから生産を積極的に行って所得を上げていく取り組みのほうが今後の農業の発展に寄与していくのではないかと考えておりますので、そういう取り組みをこれから国の取り組みとあわせて我々も実施していきたいと考えております。

○山本武朝委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 所得を上げる取り組みもそうなんですけれども、先ほども言ったように、日本の農業は他国から見れば、本当に支援が不十分なんです。どこもそうなんですけれども、農業は国民の命を守る大事な仕事をしているわけですから、こうして8割、9割も支援するというのが当たり前なんです。それは、日本の場合はすごく遅れているということですから、やっぱり考えられる全ての支援はしていくべきだと思うんです。市議会としても、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書を上げているわけですから、ぜひ市議会の総意をしっかりと受けとめていただきたいということをお願いして、私の質疑を終わります。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時20分からいたします。

午後 2 時 47 分休憩

午後 3 時 20 分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブの竹山美虎でございます。

きのう、東日本大震災からちょうど丸 7 年が経過いたしました。先ほどの執行部とのやりとりの中で、来年度も引き続き名取市に 1 名の応援職員を派遣するということがわかりました。東北の一員として、復興支援、それから避難されている方々の生活支援について継続をお願いしたいと思います。私も、きのうコンビニの駐車場で、午後 2 時 46 分に黙禱いたしましたけれども、今なお大変な事情を抱えて生活をしている人がたくさんいます。7 万人を超える人がそういう状況にあるということです。ぜひ、そういう人たちの心に、気持ちに沿った対応をしていただきたいと思います。

それから、きょうは大分天気がよくなりましたけれども、昨冬とその前の年は雪が少なかったということがありまして、それに比べて今冬の雪は断続的というよりも、降るときにどっと来たと。その回数が何回かあったということの中で、除排雪はしっかり——いろいろ意見はあると思いますが、私はしっかりやってもらったなというように思います。感謝を申し上げたいと思います。

今回の予算特別委員会では、持続可能なまちづくりという観点から、地域活性化に結びつく観光資源活用、それから橋の計画的修繕——耐震化も含めてですけれども橋の修繕、そして防災、この 3 点について質疑をしたいと思います。

1 点目は、青森港地方創生拠点整備事業についてであります。

先日の一般質問で、我が会派の工藤健議員とのやりとりの中で少しイメージはできました。県が平屋建てで整備を進めること。平成 31 年 3 月完成予定であること。そして、青森市は 10 分の 1 である 3988 万円を負担すること。物産の販売等も行うこと。市民イベントも平米 2.6 円の使用料を支払えば行えること。9 月 22 日、23 日のあおもり 10 市大祭典のメイン会場と考えていることなどだったと思います。

そこで、議案別冊平成 29 年度青森市一般会計・特別会計補正予算及び平成 30 年度青森市一般会計・特別会計予算第 8 款土木費第 3 項港湾費第 1 目港湾費に関連して、青森港地方創生拠点整備事業について伺います。ターミナルの整備後のクルーズ客船の歓迎、おもてなしについて、これからどのように進めていくのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 ターミナル整備後のクルーズ船のおもてなしについての御質疑にお答えいたします。

当該整備事業につきましては、青森県が整備主体となり、青森港新中央埠頭に、クルーズ乗船客の税関、出入国管理及び検疫——いわゆるC I Qに対応するターミナル機能や、地元商店街等の中小企業者による生産・加工品の物産販売やマルシェ等の開催などを想定し、平成31年3月の完成を予定しております。

このターミナル機能の整備により、これまでテントやプレハブ等の設置で対応していた観光案内業務を初めとした埠頭でのおもてなしにつきましては、天候に左右されずに実施可能となります。また、これまで悪天候時に屋外で実施できなかった琴の演奏や書道などの日本らしい文化体験なども可能となりますことから、新たなおもてなしについても検討を進めてまいります。さらに、物産販売につきましても、これまでは小規模での出店としておりましたが、新たに青森県産品のPRの場がふえ、観光消費の増加につながるものと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

これまで、建物が無いわけですから、プレハブを使ったり、あるいはテントなどで歓迎の催しをやってきたと。ターミナルができた後は、そこを活用してやるということと、それから文化体験なども考えるという話がありました。

まあ、ターミナルを埠頭のどの位置に建設するかというようなことも、実は考えましたけれども、このことについては、まだ市として答える状況ではないと。県が今進めているということなので——それでも、おおよそはあの辺だろうなということは予想はできますけれども、ぜひ——要はですね、クルーズ船が来ても、青森を素通りして弘前市とか十和田湖とかにすぐ行ってしまうということは、大変もったいない。地域の活性化にもつながらないし、青森市民のためにもならないと思います。ぜひ、青森の市内を歩きたいとか、あるいは観光地なども訪れてみたいとか、そのように思わせるような工夫も、一方でしっかりやってほしいと思います。

それで、先ほど工藤委員から、小・中学校の副読本のやりとりの中でもありました。日本らしい文化、もちろんそれも大切なんだけれども、私は、やはり青森の——先ほど、アイデンティティーとかオリジナリティーという話があったけれども、よそから来た人は、この町がどんな町なのかということが心に残るのがとても大切だと思うんです。そういう意味では、もちろん日本らしい文化体験もさせて、おもてなしの意をあらわすということも大切だけれども、青森らしいということをぜひ進めさせていただきたいと。そのことによって、人が歩くことによって、にぎわいが生まれて地域の経済にも一定の効果があると思いますし、できれば、そこから雇用にもつながるようなものになっていけばいいなと思います。ぜひ、そんなものも考えていただいて、これからしっかり対策をしていただきたいと思います。以上で、この項

を終わります。

2つ目は、橋梁長寿命化修繕事業についてであります。

同じく平成 29 年度一般会計・特別会計補正予算、平成 30 年度一般会計・特別会計予算の中で、第 8 款土木費第 2 項道路橋梁費第 2 目道路維持費に関連してお伺いしたいと思います。

平成 29 年度 3 月補正予算案の中で、3 億 2558 万 7000 円が減額されておりますけれども、この理由を示してください。また、「平成 30 年度 青森市当初予算（案）主な取組」で示されている対象工事が、「石森橋、晴雄橋、うとう橋ほか 4 橋」とありますけれども、この「ほか 4 橋」の橋の名前を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 竹山委員の橋梁長寿命化修繕事業についての御質疑にお答えいたします。

市では、長期的に橋梁を効率的・効果的に管理し、維持管理コストの最小化と平準化を図ることを目的として平成 25 年度に策定した青森市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、また、橋梁の定期点検結果も踏まえながら、老朽化した橋梁の補修を行っているところです。

橋梁長寿命化修繕事業は、国の補助金である社会資本整備総合交付金などを活用し進めているところですが、今回の補正予算案での減額につきましては、当該交付金の国の内示を反映させたことによるものです。また、平成 30 年度に補修を予定しているものは、当初予算案の主な取り組みで示されている石森橋、晴雄橋、うとう橋のほか、八ツ役牛館橋、福田橋、桜川橋、下筒井橋であります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 どうもありがとうございました。

平成 25 年度に策定した計画に基づいて補修を行っている。そして、今回の補正予算の減額は、国の交付金の内示を反映して減額しましたということだったと思います。それから、平成 30 年度に補修予定の「ほか 4 橋」については、八ツ役牛館橋、福田橋、桜川橋、下筒井橋ということがありました。

橋の工事は、その内容によっては結構工事期間が長くなったりということがあって、市民に不便をおかけするということも想定されます。そんなことを考えて、ちょっと再質疑したいと思います。

まず、橋梁長寿命化修繕事業と道路ストック修繕事業がありますけれども、それぞれ対象としている橋梁の数を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

平成 26 年 7 月の道路法改正により、橋長が 2 メートル以上の橋梁につきましては、近接目視による 5 年に 1 度の定期点検が義務づけられまして、最初の点検は平

成 30 年度まで実施することになったところです。このうち、道路ストック修繕事業での調査の対象となった橋梁——2メートル以上 15メートル未満の橋梁につきましては、青森地区においては 235 橋、浪岡地区においては 121 橋、合わせて 356 橋であります。これらにつきまして、平成 28 年度までに 156 橋の点検を実施いたしましたところ、2 橋が修繕の対象となったところです。

また、橋梁長寿命化修繕事業での調査の対象となった橋長 15メートル以上の橋梁数につきましては、青森地区においては 95 橋、浪岡地区においては 33 橋、合計で 128 橋であります。これらにつきまして、平成 28 年度までに 118 橋の点検を実施いたしましたところ、38 橋が修繕の対象となったところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 道路ストック修繕事業の対象、これが 356 橋ですね。それから、橋梁長寿命化修繕事業の対象が 128 橋で、合わせて 484 橋と。その中で、5 年間の調査のまだ途中ですけれども、274 橋を調査したと。それで、この調査をしたところ、40 の橋が修繕の対象になっているということだったと思います。

そこで、これまでの橋梁長寿命化修繕事業について、実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

橋梁長寿命化修繕事業につきましては、平成 27 年度から補修工事に着手しており、岡田橋、浜館跨線橋、旭橋の 3 橋につきましては、今年度末までに完了の見込みであります。また、現在補修中の橋梁は、東大橋、八甲橋、石森橋、晴雄橋、青柳橋の 5 橋となっております。

今後におきましても、市民の安全・安心な生活の確保を図るために、当該事業を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

現状についてはわかりました。あとは要望を述べて、この項を終わりたいと思います。

今年度末までに完了見込みのものが、岡田橋、浜館跨線橋、旭橋の 3 つの橋だということで、いずれも、工事の期間は結構長い期間だったと思います。私も、八甲橋をしょっちゅう使っているものですから、半年間使えないだけで結構不便なんですよ。なので、これらの橋の修繕は、もちろん計画的にやっていかないといけないということもあるけれども、市民生活には切り離せない——これから持続可能なまちづくりをするためには、やらないというわけにはいきません。そして、1 回かけた橋を壊すというのは、よほどのことがないと出てこないと思うんです。逆に、便利さを求めて橋を新しくつくとかということはあるかもしれません。そんなこと

を考えると、大変重要な事業だと思います。そういう意味で、関係する町会、それから市民にも御不便をおかけするので、その辺の説明やら、あるいはPRというのは、しっかり行ってほしいなということを要望して、この項は終わります。ありがとうございました。

最後に、新市庁舎の整備に伴う防災情報システムの整備について。これは当初予算でありますけれども、第2款総務費第1項総務管理費第3目財産管理費に関連してお伺いしたいと思います。通信施設等の整備事業の中身についてお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 竹山委員の通信施設・設備等整備事業の内容についてのお尋ねにお答えいたします。

市では、災害に強いまちづくりを進めるため、共助として自主防災活動促進事業を実施しているほか、公助として防災拠点機能整備事業や通信施設・設備等整備事業などを実施しております。

この中で、通信施設・設備等整備事業として、これまで取り組んでまいりました無線機による避難所との通信手段の確保に加え、平成30年度における主な取り組みといたしましては、新市庁舎の整備に伴う防災情報システムの整備に関する実施設計に着手するほか、本庁舎及び浪岡庁舎におけるJアラートの新型受信機への更新を行うことを予定しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございました。

新市庁舎建設に合わせて進めていくということだと思いますけれども、それでは再質疑いたします。

この市の防災情報システム整備に関して、現在の考え方について教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 新防災情報システム整備に関する現時点での考え方についてのお尋ねです。

市では、東日本大震災以降も各地で大規模な自然災害が発生している中で、災害による人的被害を最小限に抑え、被害情報を早期に確実に住民に伝達するため、可能な限り効率的に情報を収集、活用することのできるシステムの構築に向け、検討を進めているところであります。その中で、防災無線などの通信インフラとICTを連携させ、防災、減災の取り組みを推進する青森市型の防災情報システムに必要な機能について整理しているところであります。

今後、市では、「つよい街」を実現し、防災対策を万全とするよう、段階的にシステム整備に取り組むため、平成30年度以降も継続して検討を進めていくこととしております。まず、直近で整備に着手する短期的な取り組みといたしましては、新

市庁舎の竣工時に合わせまして、災害対策本部機能の強化等を図るため、システムの基本的な機能を整備するための検討を行うこととしております。次に、中長期的な取り組みといたしましては、新市庁舎竣工後におきまして、防災情報の収集・伝達の効率化・多重化や高度化などについて検討していくこととしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございました。

短期、中期、長期ということで、災害対策本部機能も含めて災害対策の強化を図っていくということだったと思います。

私も、もう古くなりますけれども、3年ほど前にまちづくり対策特別委員会で愛知県の一宮市を訪ねて、いろいろ見てきました。一宮市では、最新の防災対策機器などを整備して、当時は1期工事ということで新庁舎建設をしていましたけれども、国とか県の定点カメラというのかな——川の状況だったり、道路の状況だったりというものをたしか連携させて、どこの地点がどうなっているかということ災害本部でも見て、そして、すぐ指令というか、防災に役立っているということも見てきました。ぜひ、新しい庁舎建設を機会に、市民の安全ということを大前提に整備を進めていただければと思います。災害はいつ来るかわかりませんので、その備えをしっかりとこれからもやってほしいということを要望して、終わります。

○山本武朝委員長 本日の委員会はここまでで終了し、3月14日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時48分散会

3日目 平成30年3月14日（水曜日）午前10時開議

○山本武朝委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

初めに、私から御報告いたします。

本日、午前11時ころ、Jアラートの全国一斉情報伝達訓練のため、庁内放送試験が行われることになっております。このため、委員会の進行に支障がある場合は一時中断いたしますので、御協力お願いいたします。

本日の委員会は、3月12日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
新政無所属の会、中村美津緒でございます。

本日の質疑は、人工芝利用料について、続いてアリーナ建設について、アウガについての順番でお尋ねをしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

初めに、人工芝利用料についてお尋ねをしてみたいと思います。スポーツ広場多目的グラウンドの利用料改定について、積算方法についてお尋ねいたします。

議案第79号青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、青森市スポーツ広場の多目的グラウンド、天然芝から人工芝に張りかえられました。来月4月から児童・生徒から社会人、ラグビー、グラウンドゴルフ、サッカーなど市民に広く利用可能となりました。ありがとうございます。

平成27年第1回定例会、一般質問の答弁でした。維持管理費が150万円から40万円に減額となり、利用時間も430時間から2100時間へと大幅に拡大となると御答弁をいただいております。これまでの利用料、1時間当たり1000円から1600円へと改正が提案をされておりますが、給食費、放課後児童会負担金など、どうしてもやむを得ず値上げしなければいけないときは必ずどんなときでもありますが、そのときは利用者にきちんと説明し、御理解をいただく必要があります。今回もそうですが、このたびのスポーツ広場多目的グラウンドの利用料も同様、多くの利用者に対して利用料金改定の理由、これをしっかりと説明をして御理解をいただくためにも、お尋ねをしてみたいです。

初めに、人工芝グラウンド利用料の考え方として、利用料金1時間当たり1000円から1600円となった積算方法を御説明ください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村美津緒委員の人工芝の利用料についての御質疑にお答えいたします。

青森市スポーツ広場多目的グラウンドの使用料の改定に当たりましては、近隣自治体の使用料を参考とするとともに、維持管理費に係る費用や整備に係る一部費用から新たに算定し、入場料を徴収しない場合かつ営利を目的としない場合における1時間の使用料を、現行の1000円から1600円へ改定することとし、その他の区分についてもまた同様の割合で改定するものです。

また、新たに設置した照明設備につきましては、1時間の使用料を1100円とし、積算は多目的グラウンドと同様に、近隣自治体の使用料を参考とするとともに、維持管理に係る費用や整備に係る一部費用から算定したものです。

以上でございます。

○**山本武朝委員長** 中村美津緒委員。

○**中村美津緒委員** 御答弁ありがとうございました。

この算定式を教えてくださいませんか。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**横山克広教育委員会事務局教育部長** 再度の御質疑にお答えいたします。算定式であります。

人工芝のグラウンド、年間の維持管理費用、大体約1000万円ですけれども、それから人工芝の張りかえに伴ってかかる維持管理経費が大体約200万円ほど少なくなっておりますので、その分を引いて、それに人工芝のグラウンドの面積割合を掛けて、それを年間の利用時間2484時間でまず割るという部分と――それがあある意味、今の直接経費的な部分ですけれども、あと、人工芝のグラウンドの整備費用、これが一般財源ベースで約8200万円、これを耐用年数を15年といたしまして割って、それに先ほど言った年間利用時間の2484時間で割って、なおかつ受益者負担を50%に設定いたしましたので、2分の1を掛けて出したのが大体1100円ぐらいですので、それを合わせて、10円単位の端数を切り捨てして1600円として、これは人工芝のほうを考えております。

あともう1つ、照明設備のほうですけれども、これも年間の電気料が計算いたしますと約17万円ほどかかりますので、それを年間の照明利用時間数532時間で割ると、大体約321円ほど。これに、芝のほうと同じく資本的にかかる経費、照明設備の整備費用約6500万円を、これも耐用年数15年で割って、そして年間利用時間数2484時間で割って、これも同じく受益者負担を50%ということで2分の1を掛けて、大体874円。これを足し合わせますと千百九十数円になりますので、端数を切り捨てて1100円としたものです。

以上でございます。

○**山本武朝委員長** 中村美津緒委員。

○**中村美津緒委員** 詳しく教えていただきましてありがとうございました。

平成27年の3月に御答弁いただきました、まずその維持費、40万円から変わり、そして利用時間、これも2100時間から2484時間と大幅にまた上がったということ

がわかりました。

先ほどの御答弁で人工芝のグラウンドのみの整備費用を御答弁いただきましたが、今回の人工芝整備費用、青森市サッカー協会の協力のもと、日本サッカー協会プラススポーツ振興くじ t o t o の双方から助成金を得ておりますが、それぞれの助成金の金額を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

日本サッカー協会からの助成金額ですけれども、人工芝のグラウンド分として4500万円、照明設備分として500万円合わせて5000万円です。もう一方、スポーツ振興くじの助成金額ですけれども、人工芝グラウンド分として3840万円、照明設備分として1600万円合わせて5440万円です。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますと、もともとの人工芝の整備費用からその助成金を引いた金額を今回の算定式に当てはめたということでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど算定式で申し上げましたように、年間のかかる部分から、今回人工芝に張りかえることによって少なくなったそういう経費分も引いておりますので、その分はきちんと調整して計算しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

先ほど耐用年数15年と御答弁いただきましたが、国税庁はターフ面、つまり芝生状の起毛部分、これは10年と定められているのですが、この15年と耐用年数を定めた根拠というのは、どのような理由からでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今、中村美津緒委員からお話がありましたように、人工芝の耐用年数は一般に10年ですけれども、今回人工芝のメーカーに確認したところ、他自治体の実績とかも踏まえて、本市は積雪で4カ月ほど使えなくなるという部分も考慮すると、耐用年数を15年にしているのではないかというお話がありましたので、15年で計算させていただきます。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

耐用年数も 10 年から 15 年と大幅に長く使えるということがわかりましたので、非常にいいものが設置できたなと理解することができました。

そうしますと、この 1600 円となる根拠は理解することができましたが、この算定式で計算された利用料であります。これはいつ決めたのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今回御提案しております使用料ですけれども、基本的にことしの 4 月から人工芝のグラウンド、そして照明設備の利用を開始いたしますので、それに合わせて今回の平成 30 年第 1 回市議会定例会のほうに、利用料の改定を議案として出さなければいけないということで、そういう意味で今回、青森市都市公園条例の一部を改正する条例を上程するに当たって、大体 2 月上旬ぐらいまでには決めて、それで提案しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。2 月上旬ということがわかりました。

続きまして、先ほどの御答弁で年間施設管理料の経費から 200 万円を差し引いたという御答弁をいただきました。それは天然芝から人工芝にすることによって、維持管理費が圧縮される金額が 200 万円という御答弁でしたが、当初の 40 万円から 200 万円とまたかなり圧縮する金額が大幅にふえたということは、結果として人工芝のほうがかなり経費が抑えられるということがわかったのですが、それでは、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで指定管理者にお支払いする金額、これは 200 万円が圧縮されることになるので差し引いて計算されたと思うのですが、差し引いて契約したものでしょうか。教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

済みません、手元にちょっとそこら辺の部分の資料がありませんので、後ほど答えさせていただきます。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 金額的に 200 万円ぐらい計上して契約されていなかったような気がしたんですが、それでは、ことし契約する場合、この 200 万円が削除されていない場合、来年度はこの 200 万円を削除して契約し直すということは可能なんではないでしょうか。お答えできますでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今、正確な数字はありませんけれども、指定管理料の算定に当たった段階ではまだそこら辺の部分の、今の使用料の部分とかは含んでおりませんで、そこら辺の入

るお金は最終的には維持管理経費の部分が入っていきますので、その基準とする標準の指定管理料の金額の中で、もし大きな差異があるのであればそれは今後変更するかなと思いますけれども、今の段階ではそれは明確にはちょっとお答えできませんが、場合によっては、指定管理をするに当たっての考え方から大きく金額が変わるのであれば、それは見直しの可能性もあるということです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 この件に関しては私も聞き取りの段階でお話ししているのですが、御答弁をいただけるものだと思っていたんですが、この 200 万円が 5 年となると 1000 万円ぐらいの市の――要は浮くお金が発生すると思うんです。なので引いて当然であると思いましたが、人工芝にすることによって維持管理費が安くなる、圧縮できるというのは、これまで何度も答弁いただいておりますので、指定管理者に支払う分もこれは当然差し引かれるものだと思っておりました。これは 5 年間だと約 1000 万円ぐらいにもなると思うんです。なので、これはわかり次第で構いませんのでぜひ教えていただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

ちょっと誤解を招いたとすればあれなんです、使用料は市のほうに入りますので、そういう意味で人工芝をやることによって、かかる維持管理経費とかの部分がどうなっているのかという意味で最初受けとめたので、ちょっと今お話を聞くと合わないかと思うんですが、使用料については、別に指定管理者に入るわけではありません。ですから、今言ったようにお金が少なくなったからといって、その分で指定管理料にどうのこうのというのではなくて、人工芝を管理するに当たって、もし当初見込んでいたよりも経費とかが、指定管理者のほうで大幅にかからなかったり何だかんだするような差が発生するのであれば、それは見直しをしていかないとおかしくなるのでという意味で答弁したつもりなんです……。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 維持管理費であります。年間施設管理料から 200 万円を圧縮できるので差し引いたという御答弁をいただいたので、維持管理費ですので、指定管理者に支払う分が 200 万円差し引かれるというイメージなんですけれども、それは違うということでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 維持管理経費ですけども、先ほど言いましたように、今手元に今回指定管理をした積算がありませんので、そういう意味で一般的なお話をさせていただきましたので、詳細はわかり次第御答弁させていただきます。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 わかりました。じゃあ後ほど調べた結果を教えてくださいたいと思いました。

それでは次なんですけど、天然芝から人工芝の導入に向けて、これまでスポーツ関係団体に何度も御意見を聞き相談しながら、人工芝張りかえまで至った経緯がありました。そういった中で今回、利用料に関してなんですけど、これまで相談してきた各スポーツ関係団体には、相談しなかったのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

人工芝の使用等に関する部分につきましては、今、中村美津緒委員からお話がありましたように、それぞれの利用される関係団体の方から聞いてやっておりますけれども、この人工芝等の利用料の積算については、市のほうで裁量で決める部分ですので、市のほうの考え方、実情に応じて積算させていただいております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますと、この利用料の改定につきまして、初めて公開したのはいつごろで——それが市議会へ初めて知らせたものと思うんですけども、市議会に知らせたのはいつなのか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

市議会のほうには、本定例会の提出予定案件として、先月の2月13日に開催された都市建設常任委員協議会及び文教経済常任委員協議会において報告しております。

また、済みません、先ほどの維持管理経費のお話ですけども、減額分の200万円は指定管理料のほうに反映されている、引いているということですので、そういうことでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。何かすっきりしました。いつ告知したのかお聞きしました、ありがとうございます。

それでは最後、要望になりますが、最初の答弁で近隣自治体を参考としたという御答弁をいただきました。私もいろいろ近隣自治体等を調査しましたが、やはり1時間当たり4000円のところもあれば、1000円のところも確かにありました。ただそれは、比べることができないぐらいのしっかりとした設備、クラブハウスがあって、しっかりとスタンドがあって、その設備が整って人工芝に張りかえられて1時間当たり4000円のところもあれば、弘前市のように、青森市と全く同じく天然

芝を張りかえて人工芝にしたところは、使用料は変わらず 1000 円というところもありました。今回の青森市の 1600 円に金額が改定になったこと、私も利用する一人といたしまして、利用者にしっかりと説明してまいります。

ここで要望なんですけれども、この料金の改定をする場合、できるだけ早くまず教えていただきたいということと、今までこれまでのスポーツ関係団体ともいろいろ協議したこともありますので、そういったところにも事前に少しでも相談してほしかったなという要望をさせていただいて、この人工芝の利用料の改定については終わります。ありがとうございました。

続きまして、アリーナ建設についてお尋ねをしてみたいと思います。

青森市アリーナプロジェクトの整備手法の一つとして、昨年の都市公園法の改正により新たに創設されました公募設置管理制度——P a r k—P F I の活用を検討すると御答弁をいただいておりますが、本制度を活用するためには、青森市の所有している操車場跡地を都市公園の区域とする必要がありますが、今、建てようと計画している青森市の操車場跡地を都市公園の区域とした場合、病院を建設することは可能なのか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村美津緒委員から御質疑のありました都市公園の区域内における病院の建設についてお答えいたします。

都市公園の効用を全うするために都市公園に設けられる施設として、都市公園法及び都市公園法施行令に規定されております公園施設の中には、病院ということは記載をされていないところです。一方で、具体が決まっていない現時点では、仮定の御質疑にはお答えが難しいと考えているところです。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 わかりました。ということは、今の段階ではまだわからないという結論でよろしいんですね。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

まず一般質問でもお答えいたしましたとおり、P a r k—P F I を活用するとしてもどういった区域を都市公園にするかということもまだ決まっておりませんし、御指摘のありました病院がどのようなものかということも現時点でわかりませんので、現時点ではお答えが難しいものと考えております。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 わかりました。どうもありがとうございました。この件に関しては以上でございます。

最後に、アウガについてお尋ねをしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

アウガについて大きく 2 つ、特別清算についてと不動産の買い取り状況について

お尋ねしてまいります。

初めに、青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算の手続の現時点での進捗状況を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村美津緒委員のアウガの特別清算の手続の進捗状況についての御質疑にお答えいたします。

青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算につきましては、平成 29 年第 3 回定例会におけます権利の放棄についての御議決及び同社の債権者集会における債務の弁済方法などに係る協定の可決を経まして、平成 29 年 11 月 25 日に青森地方裁判所による協定認可の決定が確定したところです。これを受けまして、同社の清算人は、市に対するアウガ不動産の同社持ち分の代物弁済を行ったほか、同社が保有する債権を回収するなど、当該協定に基づきまして、財産の換価、弁済を進めてきたとのことです。

今後の手続については、同社清算人によりますと、現在、財産の換価、弁済の対象や額について、最終的な精査、確認を行った上で、青森地方裁判所に対しまして、特別清算終結決定の申し立て中であり、同裁判所による特別清算終結決定の確定及び登記によって、手続が終結するとのことです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 経済部長、御答弁ありがとうございました。

現在申し立て中という御答弁をいただきましたが、何かちょっと長くかかっているのかなという気がしておりますが、この特別清算ですが、いついつまでに終わらせなければいけないといった、そういった特別清算に対して期限というものがあるのかどうか、ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 特別清算について期限があるのかというお尋ねです。

青森駅前再開発ビル株式会社の清算人によりますと、会社法等におきまして特別清算終結について期限は特に定められてはいないということです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

期限は定められていないということでしたが、そうしますとこの特別清算ですが、いつを終結時期とするのかというのを市では把握できているのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 特別清算の終わる時期について市で把握できているかどうかという御質疑です。

特別清算そのものが裁判所の監督下で進められる手続でありますことから、終結時期を明確に市がお示しするということはできませんが、清算人とともに引き続き、現在進めている作業や手続を迅速かつ着実に進めながら、早期の終結を目指してまいるということです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。引き続き迅速かつ着実に手続を進めているという御答弁をいただきました。ありがとうございました。

この部分でちょっと要望ではありますが、特別清算が終結したとしても、青森駅前再開発ビル株式会社——今回のアウガ問題調査特別委員会で取締役会議事録等、重要な書類、資料がいろいろと出てきました。これは特別清算を終結したとしても破棄せず保存するように、市側から清算人に対して依頼をしていただきたいという要望をさせていただきたいと思えます。

続きまして、不動産の買い取りの件について御質疑させていただきます。

アウガの不動産の現時点での地権者からの買い取り状況を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 アウガの不動産の買い取りの進捗状況についてのお尋ねです。

市では、アウガを市役所庁舎として活用するに当たりまして、今年度、アウガの土地及び建物を共有する青森駅前再開発ビル株式会社を除く地権者 20 名と買い取りに向けた交渉を進めてきたところですが、本日現在におけるアウガ不動産の買い取り状況は、地権者 20 者のうち、取得済みが 15 者、未取得が 5 者となっております。買い取り対象持ち分に占める市が取得した持ち分の割合は、土地が約 72.5%、建物が約 74.5%となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

今の御答弁で地権者、店舗共有者 19 者、そして金融機関 1 者で 20 者でした。平成 29 年の予算では、売却意向を示した 17 者分、約 9 億 5000 万円を計上しておりましたが、先ほどの御答弁ですと 15 者ということで、2 者買い取りができていないということではありますが、その予算と買い取り金額の差額はどれぐらいになっているのか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 アウガ不動産買い取りの予算執行状況についてですけれども、アウガ不動産買取事業におきまして、不動産購入費については 9 億 5671 万 9000 円を予算措置しております。これまで約 75%に当たります約 7 億 2000 万円が執行済みとなっておりますので、予算の残額はその差額約 2 億 3000 万円です。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

2億 3000 万円の差額があるということがわかりましたが、それではその執行できなかつた予算は、今後どのような取り扱いになるのか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 現在の予算の残額についてですが、今後もあと買い取りがないとして、これがそのまま執行されないということになりますと、いわゆる決算上の不用額として処理されることになります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

私も今の駅前庁舎の謄本をとりまして、まだ5者の地権者が残っていることが確認できました。それでは今現在残っている5者の地権者であります、今年度はもうないとは思いますが、来年度以降もこの買い取り交渉を行っていくのかどうか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 アウガ不動産の来年度以降の買い取りについての御質疑ですが、市といたしましては、アウガ不動産の買い取りにつきましては、青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算の手續に伴いまして、今年度に限り、売却を希望する地権者からアウガ不動産を買い取りする方針で交渉を進めてきたところですので、来年度の買い取りは考えておりません。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 今年度に限り買い取り交渉を行ってきたということでしたが、それでは、くどいようですが、現時点では今後買い取り交渉は行わないということになるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 現時点では今後買い取りをしないのか、予定はないのかという御質疑です。

先ほど申し上げましたように、市は青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算の手續に伴いまして、また、アウガを市庁舎として活用するための取り組みを進めてきたところとして、現在既に庁舎として供用を開始しておりますので、現時点ではさらに買い取りを進めるという予定はありません。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

現時点では今後買い取り交渉は行わないということになりますと、現在残っている5者の地権者に対しましては、地代を支払っていくことになると思うんですが、現在払っている地代の積算方法、これは前と変わりがあるのかどうか教えていただけますでしょうか。地代の積算方法です。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）地権者に支払う地代の積算方法についてのお尋ねです。

アウガの地代は、現在も従前と同様の手法で算定されているものです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 それでは、これからもこの先、現在残っている5者の地権者に対しまして、従前と変わらぬ地代を払い続けるということがわかりました。

アウガに対しての要望になりますが、これまでのアウガ問題を調査していく過程の中で、地権者、市側、前は青森駅前再開発ビル株式会社がありましたが、ときには対立関係等々ありましていろいろな問題が生じましたが、現在、駅前庁舎として生まれ変わらして市民にも愛されているような状況であります。今残っている5者の地権者、これはずっと残り続けていくと思うんですが、残っている地権者と協力しながら、これからも市民に愛される駅前庁舎——アウガになりますよう、市側も地権者と協力しながらよろしくお願ひしたいと申し上げて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、秋村光男委員。

○秋村光男委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民クラブの秋村光男でございます。

私からは3点にわたって質疑したいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初は、民泊にかかわる質疑ですけれども、定例会の一般質問で、民泊にかかわる条例制定については今後検討していきたいとの答弁があったわけですけれども、翌日の、つまり3月2日の地元紙においては、青森市は「民泊営業届の受け付け事務や条例制定の是非を巡る判断も含めて都道府県に権利を委ねる」との、そういう記事が載っていました。これでは、私の一般質問に対する答弁と内容が相違しているということを言わざるを得ません。この点についての認識をお伺ひいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）秋村委員の民泊についての御質疑にお答えいたします。3月2日の新聞記事が、一般質問の答弁と内容が相違しているのではないかとの御質疑でありました。

住宅宿泊事業につきましては、国の所管部局である環境庁から住宅宿泊事業法の

施行に向けた体制整備等の検討状況と題して、都道府県知事にかわって住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を担う意向の有無等についての照会が本年1月9日付で、県を通じて本市にあったところです。

市はこの照会に対しまして、当時、県での担当部局や条例制定の方向性などが未定であったことから、県の動向を見据える必要があると判断し、その時点での意向はないと回答したものです。当該新聞記事は、この照会の結果に基づいたものと受けとめております。しかしこの後、県から担当部局が健康福祉部保健衛生課に決定したこと。また、行政事務処理について県と協議を進めてほしい旨の説明があったところです。保健所設置市は住宅宿泊事業等関係行政事務を処理しようとするときは、あらかじめ都道府県と協議をしなければならないとされております。

このような経緯を踏まえ、市では定例会において、まずは市としての対応についてどうするか関係部局とともに検討してまいりたいとお答えしたところです。市といたしましては、民泊事業の受け付け事務や条例制定の是非の判断などについて、現時点で県に委ねると決定しているものではありません。また、県でも委ねられているとの認識はしていないと確認していることから、答弁のとおり検討を進めてまいります。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 そうしますと、この3月2日の地元紙に書かれている内容ではないということに理解してよろしいですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

繰り返しになりますが、新聞記事は1月9日付で観光庁から照会があった際に、その時点におきまして、県での担当部局や条例制定の方向性などが未定であったことから、県の動向を見据える必要があると判断し、市がその時点での意向はないと回答したものを受けての新聞記事と受けとめております。市におきましては、定例会で申し上げましたとおり、まずは市としての対応をどうしていくかということ、現段階においては関係部局とともに検討してまいりたいとお答えしたとおりで、今後も検討を進めてまいります。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 そうしますと、3月1日の私の質問に対する答弁のとおりでよろしいと理解いたします。

それから、住宅宿泊事業法では「保健所設置市等及びその長は、当該保健所設置市等の区域内において、都道府県及び都道府県知事に代わって住宅宿泊事業等関係行政事務を処理することができる」となっていますけれども、青森市はこの業務を現在どのように考えているのかお伺いいたします。私とすれば、ぜひともこの条例化を進めるべきだと考えております。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えする前に、私は先ほどの答弁の中で、住宅宿泊事業の国の所管部局につきまして環境庁と申し上げましたが、正しくは観光庁でありましたので、謹んでおわびし、訂正させていただきたいと存じます。

それでは再度の御質疑にお答えいたします。県にかわって関係行政事務を行うのかどうか、その市の考えを示せということでした。

法第 68 条におきましては、「保健所設置市等及びその長は、当該保健所設置市等の区域内において、都道府県及び都道府県知事に代わって住宅宿泊事業等関係行政事務を処理することができる」とされており。また、この規定にある住宅宿泊事業等関係行政事務につきましては、住宅宿泊事業の届け出の受け付け業務を初め立入検査や業務改善命令のほか、条例による住宅宿泊事業の実施の制限などが関係業務とされており。

市が仮に県にかわって行うとした場合、これら一連の関係業務となることから、市といたしましては、まずもって市としてこの事務を行うかどうかということを経営の必要性ということも含めて、関係部局と慎重に検討してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今後、関係部局と検討してまいるといふ御答弁をいただきましたけれども、私はこの法律の施行に当たって、なぜ条例化が必要かと。青森市が条例化すべきだと。その理由はやっぱりこの法律を施行することによって、多少なりとも地域住民に、やっぱりこれは不安を与えることになるんですよ。確かに国は空き家の有効活用だと、地域の活性化だということを言っていますけれども、国としても 180 日以下と営業日数を決めたり、あるいは地域を指定することができるという中身にもなっていることから考えますと、国も多少のそういう不安材料を抱えているんですよ。しかし、それよりも空き家を有効活用させるということを優先させての法律なわけです。そういう点では、私は地域住民が不安を持ったままでこの法律を施行されるということに、私自身も大変不安を持っています。その不安を少しでも解消してやらなきゃならないのが、やっぱり保健所を設置している市だと思うんです。つまり、青森市だと思うんです。これを住民目線から見たときに、少しでも市民、住民の不安を解消してやるためには、じゃあこの法律化のもとにおいて具体的に何ができるのかということ、やはり営業日数の削減、それから区域の指定、この 2 つはぜひとも青森市としても条例化して、住民、市民の不安を少しでも解消するという立場に立つべきだと、私の考え方として市のほうにぜひとも検討していただきたいことをお願いしたいと思います。

また、日数を制定する場合に国は 180 日以下としているんですけども、その決め方もいろいろあって、また地域も中心街といいますか、あるいは子どもたちが学校に行くそういう地域は外してほしいとかという、いわゆるそれはあくまでも——法律で見ますと、生活環境の悪化の防止というところが入ってくるわけなん

です。ですから、私はこれにプラスして今青森市が進めている、取り組もうとしている浅虫地区、ここの地区も私はぜひとも対象の区域外にしてもらいたいと思っています。

現に、例えば静岡県熱海市であるとか、群馬県草津市であるとか、ああいう温泉地は指定されておまして、この法律の施行対象外の区域になっています。そういうことはできますので、ぜひとも市のほうにも含めて検討していただきたいとお願いをしておきたいと思います。

それから最後です。やっぱり何といっても闇民泊です。この闇民泊をどう取り締まるのかということが非常に大きな問題になっていると思います。それは行政としても、警察と協力して闇民泊というものをしっかりと取り締まっていたきたいなと思っています。この民泊というのは、世界 190 カ国を超える国で、もう既に実施されているんです。そして、この物件も何百件という物件があります。近場では韓国を見ると、韓国での民泊の 70%は闇民泊なんです。ですから、韓国も大変な状態になっているという状況も入ってきておりますので、ぜひとも浅虫地区を区域から外すということ。それから、この闇民泊の取り締まりを警察と一緒にやって取り締まっていたきたいということをお願いをして、この項は終わります。

次は、来年度予算に関連しまして、経営基盤の安全化のための一般会計からの支援という項に、市民病院の繰出金という項目があります。平成 29 年度 3 月補正及び平成 30 年度当初予算において、市民病院は一般会計から資金不足解消のために、2 億 5000 万円の基準外繰出金の支援を受けるようですが、これを受けて市民病院では経営改善に向け、どのような取り組みをするのかお伺いたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）秋村委員の市民病院の経営改善の取り組みについての御質疑にお答えいたします。

青森市民病院は、浪岡病院とともに持続可能な病院経営を目指すため、平成 29 年 5 月に青森市公立病院改革プラン 2016—2020 を策定し、さらにこの改革プランに掲げた取り組みの具体化・加速化を図るため、本市の地域医療に携わる有識者で構成いたします青森市地域医療に関する有識者会議を開催し、頂戴した御意見等を踏まえた「青森市公立病院改革プラン 2016—2020」の加速化に向けて策定したところ です。

本加速化プランにおける市民病院の具体の取り組みにつきましては、1 つには、危機管理体制の強化として、医療安全管理体制の充実及び業務継続計画、いわゆる B C P の策定。2 つには、院内スペースの有効活用として、現在休床しております 5 階西病棟の有効活用。3 つには、稼働病床の適正化として、現在の 538 床から 459 床へ 79 床を削減。4 つには、医療機能として、救急患者の効率的な受け入れ体制の検討及び受診環境向上につながる総合診療科の設置検討。5 つには、さらなる経営

改善に向けた取り組みとして、経営コンサルタントの有効活用と接遇向上。6つには、組織体制の見直しとして、がん診療支援室の設置を掲げたところです。

しかしながら、市民病院、浪岡病院を合算した病院事業会計におきましては、平成26年度から資金不足額が生じてきている中で、平成29年度決算見込みにおきましては、病院事業全体で資金不足比率が20%を超える見込みとなったところです。このことから、両病院が自立的に経営改善に向けた歩みを進めていくために、経営に伴う資金不足による医療の品質低下を招くことがないように、一般会計からの基準外繰入金により資金基盤の安定化を図っていくこととしたところです。

市民病院における基準外繰入額は、平成29年度3月補正において1億円、平成30年度当初予算において1億5000万円の計2億5000万円となっております。なお、浪岡病院も合わせた病院事業会計といたしましては、資金不足を解消するため平成35年度まで計画的な支援を受けることとしております。

今後は一般会計からの基準外繰り入れという後押しを受けながら、加速化プランに掲げた取り組みを着実に推進し、経営改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

私、今手元に改革プランの加速化という資料を持っているんですけども、平成29年の5月、つまり去年の5月にこのプランを立てております。その後に、有識者会議3回、それから分科会3回開催して、有識者会議や分科会で出されたさまざまな意見を改革プランに載せて、そして加速化プランというのを去年の11月につくっているんです。このプランというのは5年スパンです。5年スパンですけども、最初の改革プランが5月に発表。そして2回目の加速化プランというのは11月ですか。半年なんですよ、つまり5年のスパンの計画プランが半年で見直しかけられているんです。これは、やっぱり進め方がまずいんじゃないかと思っているんですよ。というのは、やっぱりプランの前に、最初に有識者会議を開くべきです。それで、その有識者会議あるいは分科会での意見をプランに盛るということをすれば、プランの加速化というものを何もする必要はないと私は思うんですが、その辺いかがですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

平成29年5月につくりました改革プランというのは、これが本体のほうになると考えていただいて結構です。11月に策定したのは、その本体で掲げた取り組みを、いわゆる具体化であったり、早期に進めなければならないものは何かということを議論するために、いわゆる取り組みを具体化したものを計画したものが加速化プランですので、その加速化プランにつきましては、後ほど平成29年5月に策定した本体の改革プランのほうに反映させると。いわゆる本体のほうは、随時見直し

を図って計画を策定していくと考えておりますので、5年というスパンの中でさまざまな取り組み、また新しい取り組みであったりとか、不要な取り組みも場合によっては出るかもしれませんので、そういったものを見直しして、5年の中でいわゆるプランを推進していくというものですので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 途中で随時見直しをしていくという項目もちゃんとありますので、それはもちろん必要だと思うんです。ただ、5月に出した改革プランというのは、これは出発点ですから。出発点にしっかりしたものをつくっておけば加速化プランというのは必要ない、私はそう思っています。

それからもう1つです。去年の5月に改革プランができました。そして、夏場に有識者会議、分科会も開催されました。そして、11月に加速化プランも立てました。この時点では、繰出金というのはまだ出ていないわけです。もちろん、意識してといいますか、当てにしたプランでもなかったはずなんです。ところが今現在、予算特別委員会にかかってくるんですけども、何億円という相当な資金が市民病院に繰り入れられるわけです。そうしますと、この最初の改革プランあるいはこの改革プランの加速化プラン。これの見直しをする必要が出てくるのではないかと私は思っているんです。というのは、それだけの繰出金がいただけるのであれば、本来であればもっとこういうことをやりたいんだよということが当然出てくると、私はそう思います。いかがですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁いたしましたとおり、いわゆる基準外の繰出金につきましては、病院の資金不足による医療の質の低下を招くことがないように、一般会計からの基準外に繰り出しにより、資金基盤の経営安全化を図っていくということを目的とした資金です。言いかえますと、基準外の繰入金は特に加速化プランを推進するために繰り入れた資金ということではありませんので、病院の運転資金、いわゆる病院を回していく資金に相当するものですので——そういう性格のものです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ちょっとその辺は認識が違うというのか、いずれにしても病院の運転が大変な状態になっていると。やっぱり先ほどの資金不足比率です。これが大きくなることによって、国の管理になるということだけは絶対避けたいんだという思いだと思うんです。ぜひとも、この2億5000万円の繰出金を使って資金不足比率が20%を超えるようなことのないように、ぜひとも頑張ってくださいということとで病院関係を終わります。

次は、来年度の事業に流・融雪溝整備事業という項目がありまして、2億8407万

2000 円が予算化されております。青森市の篠田地区もこの事業の対象になっているわけでありますけれども、来年度の事業の内容、これからのスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）秋村委員の流・融雪溝整備事業についての御質疑にお答えいたします。

市では、雪に強く住みよいまちづくりを推進するための取り組みの一つとして、流・融雪溝の整備を推進することとしており、整備に当たりましては、十分な水源が確保できること、地表勾配や流末が確保できることなどを条件としております。

篠田地区につきましては、当該地区に隣接する二級河川沖館川から取水できると考えておりますが、具体的にどこの場所からどの程度取水が可能なのかどうか、また、流末となる水路等が確保できるかどうか、来年度、調査・検討を進めることとしており、これらに必要となる経費を平成 30 年度当初予算案に計上し、本定例会で御審議いただいているところです。

具体のスケジュールについてですけれども、来年度は調査業務及びその後に、測量設計業務を行う必要がありまして、その結果に基づきまして事業計画を策定していくこととなるため、現時点においては具体的なスケジュールについてお示しできる状況にないものと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 答弁いただきましてありがとうございます。

私の住んでいる地域の隣の地域がやるという、これまたうれしいところですが、一般的にこれまでの流・融雪溝の進め方として、今やろうとしている篠田地区の水源というのは沖館川になると思うんですけれども、沖館地区といいますか、一丁目、二丁目、三丁目、この 3 丁であそこの地域はおよそ 40 万平米です。この 40 万平米全体を一緒にやるということは、これはできる話じゃないんですが、これまでの工事の進め方としては、水源に近いところから工事を進めるという形になりますか。お伺いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

水源地に近いところからというお尋ねでしたけれども、実際は測量とか調査とかしてみないと、どこのあたりからどの辺の水がとれるかというのはまだ現実にはわからないものですから、佃地区のように、ポンプ場からかなり上流のほうに圧送してそこから流すという手もありますので、一概に近いところというわけではないというところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 わかりました。水源に近いところからということに限るものじゃないということです。今現在、佃地区をやっていますけれども、この佃地区が終わらないと篠田地区の工事に入らないということではないですよ、そこをちょっと確認したいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

佃地区につきましては、平成35年度ころの完成を予定しております。平成32年度くらいになると、一部供用開始というところで先が見えてくるものだと考えておりますので、篠田地区につきましては、来年度、再来年度で調査・設計業務を行った上で、その次の年度にできることが可能であれば、その後の年度から早々に着手していきたいと考えているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

できるだけ早めに平成32年度、平成33年度あたりから工事が進捗しているという状態が地域の皆さんにもわかるような形で、ぜひとも進めていただければありがたいということで終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、小倉尚裕委員。

○小倉尚裕委員 新政無所属の会の小倉尚裕です。

私は、浪岡地区の教育環境について、そして青森市立浪岡病院の建てかえについて、一般質問の残った部分、この2点について、お尋ねしてまいります。

まず1点目として、浪岡地区の教育環境について。

きのう、青森市内の中学校の卒業式があり、皆さんいろいろ卒業式に出席されたと思います。私も浪岡地区で、私そして長谷川委員、天内委員と浪岡中学校の卒業式に出席させていただきました。その中で、やはり校長先生が葛西りまさんがこの場にいない、卒業できない、これは痛恨のきわみであるとお話がありました。本当に校長先生の挨拶の中でこのような個人名が出るというのは、まさしく異例のことであり、当然その言葉にはさまざまな思いがあったのだと思います。

まず1点目として、3月8日に開催されました第5回青森市いじめ防止対策審議会、この概要についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）小倉委員の浪岡地区の教育環境、第5回青森市いじめ防止対策審議会の概要についての御質疑にお答えいたします。

去る3月8日、東京都内において開催された第5回青森市いじめ防止対策審議会では、これまで行われた聞き取りを終え、聞き取った内容等の調査結果などについて

て情報共有し、今後のスケジュール等調査の進め方について話し合いを行ったところ
です。

なお、今後につきましては、3月31日に開催予定の第6回いじめ防止対策審議会
に向け追加の聞き取りを実施し、これまでの資料を十分に精査することとしており
ます。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 第6回の審議会が3月31日に予定されているというお話であり
ます。ちょうど、きょうが公立高校の合格発表の日であります。やはり、今現在の
3年生は葛西さんが同級生の年代ですので、当然進路についてはさまざま不安であ
り、そして、きょうを迎えているんだと思います。きのうの卒業式の3年生の答辞
の言葉を聞いても、やはりいろんな思いがあるという様子が言葉の中でいろいろ感
じ取ることができました。

東北町のいじめの問題においては、やはり今年度中に結論が出されました。した
がって、この浪岡中学校の今回のいじめの問題は、できれば年度内に結論が出る
というのが当然今の3年生の子どもたちにとっても、最もよい結果であったと思
います。この点について、もしお話ができる点がありましたらお願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 最終的な報告書が今年度中に出るべきではないのかとい
うお話でしたけれども、当初、そういう計画で進めてきたんだとは捉えておりますが、
いろいろ委員が決まるまでに長い時間を要した結果、12月からのスタートというこ
とに審議会がなりましたので、そこから拙速にならないように、慎重に審議を進め
ている中で、まだ年度中にはなかなか——期限をはっきりと申し上げることはでき
ませんけれども、もう少し調査が必要であるという状況であると捉えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 市長の委員の決定においても、やはり遺族側に寄り添うという
ので、委員等の任期満了をもって新たな委員を決定したという経緯もあります。い
ろいろ全国的なこのようないじめの問題が多々ある中で、やはり最後の報告書とい
うのは、どうしてもある一定の結論を出す必要がある。したがって、今回の東北町に
おいても学校側の対応に問題があった点もあるという表現もありました。果たして
誰が被害者であって誰が加害者なのか、私は本当に今回の問題で、さまざまな方と
接する中で感じられた思いがあります。

一例を挙げれば、やはり葛西さんが1年生であった担任の先生。一生懸命講師と
いう形で教職を目指して、ようやく平成27年4月1日より採用になって初めて担
任を持ちました。そして、一生懸命きつとやったんだと思います。一生懸命生徒の
話を聞きながら、そしてさまざまな思いでいろいろ相談するところは相談しながら

やってきた。しかし、どうしても自分の経験上、こういうふうな事件が起きたのではないか。その思いで、葛西さんが亡くなってから学校に来ていない、来れなくなった。私は被害者というのはいろんな意味で、加害者があるのか、被害者というのが本当に多い。ともすれば若い先生が教師を目指して、そして本採用になって先生になった。しかし、自分の中でなかなか学校に出て来れないというのは、本当に同じ子どもたち、生徒だけではなくて、齋藤校長先生初め、教頭先生そして全ての教員の先生が、いろいろ会う中でも本当に心を痛めている。きっと自分たちが教職をこれから進めるに当たって、この事件というのはい決して忘れることはできないのではないかと思います。

そういう面で、これから審議会のある一定の結論が出ていくんだと思います。したがって、今のいろいろな国の方針は、あくまで遺族、被害者のほうに寄り添うという判断が多い中で、ともすれば、何らかの形で誰かが悪いという表現になるのかもしれない。しかし私は、やはり今回の件で、果たして被害者は誰が被害者なのか、本当に全てが被害者ではないのかと思います。加害者といわれる、その家族の方は、本当にそういう面で心を痛めている。ともすれば今のSNSというのは、そういうのが名前だけではなくて顔まで全部出てしまう。そうすると、きのうの卒業式でも、いろいろな思いで見えていた方があったのではないかと思います。周りにはマスコミの方もいました。そういう方がどういう報道をするのか。マスコミという責任が本当に大きいものだと思います。

これから、また聞き取りというのが再開されるというお話も耳にします。やはり新たな進路が決まって希望を持っている子どもたち、当然自分たちの中で反省すべき点は反省している。でも、その表現がなかなか個々によっては反省しているんだけど、なかなか反省しているようには見えないので、全く反省していないと思われる子どもたちもいるかもしれません。しかし、誰が加害者、誰が被害者というのを考えれば、改めて私は——やはり葛西さんの御両親、御親族も当然、自分の娘、自分の姉が亡くなった。これはきつといつまでも忘れることはできない。これは間違いなく被害者です。でも、やはり被害者というのは全てが被害者なんだというのを改めて感じました。したがって、これからこのいじめ防止については、いろんな面を今回を教訓に行っていただきたいと思います。この点はこれで終わります。

今の浪岡地区において、平成 29 年度にプロジェクトチームをつくって対応してまいりました。浪岡地区教育環境の充実におけるプロジェクトチームの今後のあり方についてお考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 再度の御質疑にお答えいたします。

プロジェクトチームの今後についてということかと思いますが、現在浪岡地区では今年度、小・中学校7校が連携して心の教育推進プランというものを策定して教育活動に取り組んできているところです。

この心の教育推進プランの成果というのは、徐々にあらわれていると捉えておりますし、この心の教育推進プランの立ち上げ、そして実施さらには教職員の組織化ということについては、プロジェクトチームが大きくかかわってきたところですので、今後におきましても、今まで以上にこのプランを進めていくためにも、引き続きプロジェクトチームによる支援は継続してまいりたいと考えております。

なお、この心の教育推進プランをやってみての反省点ということですが、この教育環境の充実ということに関しては、学校関係者だけではなくて家庭や地域による協力が欠かせないということを強く認識しているところですので、これまで以上にこれら学校、保護者、地域の健全育成団体等とによる協働体制をより強めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず、プロジェクトチームは平成 30 年度も継続してやっていると。ぜひ、いろんな面でカウンセリング等を通じて、子どもたちの心の病というのが、改めて——昨日、卒業生の名簿を読み上げるときに、通常より欠席者が本当に多かった。卒業式に出てこれないという 3 年生がやはり多かったです。特に女性の生徒さんの欠席が多かった。名簿を読み上げられて、いなくてすぐ次の名前を呼んでいく——多分、それは浪岡区長も一緒にいて本当に感じたと思うんです。いつもより本当に多かったんです。いつも何名かはいます。しかしきのうは本当に多い。それを見ると、やはりまだまだ子どもたちの中で、乗り越えていない部分があるんだなというのを感じました。したがって、ぜひこのプロジェクトチームで行ってきたことを今の 2 年生——今度の 3 年生ですね——も当然、自分たちが 1 年生のときに起きた事件でした。したがって、まだまだそういう思いがある。継続していただきたいと思います。

再質疑、次は浪岡地区なんですけれども、これはきっと青森市全体でも言えると思うんですけれども、小規模校の教育環境についてであります。

浪岡地区は、6 つの小学校が全て 1 つの中学校に行く。きのうの 3 年生は 164 名でした。これは全ての 6 つの小学校から 1 つの中学校に行きます。したがって、校長会というの、中学校の校長先生と 6 つの校長先生がいろいろ話し合いの場を持っている。したがってさまざまな教育の面で連携している。これはやはり浪岡地区の特色であります。

そういう中で小規模校。私もある学校の様子を見に行きました。それは 5 年生が 1 名、6 年生が 5 名でした。したがって複式の学校です。5 年生の 1 名は国語の授業で、黒板に先生が書いているものを写している。そして、同じ教室の後ろのほうで、複式なので 6 年生が社会の勉強をしている。それでいろいろ先生が話をしている。当然、5 年生の子どもは写しながらもやっぱり気になる。果たして本当にこの環境がどうなのか、教育の環境としてどうなのかというのを感じました。今はない

んですけれども、二、三年前には、学年全てが男子だけである。女の子がいないという学年もありました。そしてまた、7名のうち1人が女の子で6名が男の子である。したがって、この1名は3クラスの学校に転校しました。この小規模校というのは当然いろいろな面もまた悪い面もあるんだと思います。しかし、環境としてどうなのか。1人という環境が、社会の第一歩である集団の生活を行う小学校という環境を考えれば、果たしてどうなのかというのをすごい痛感しました。

それで、浪岡地区でいえば今、中学校3年生が164名です。しかし、今の小学校1年生に入学する生徒は121名の予定です。したがって、この3年間と6年間の間で43名減っていく。これは、浪岡地区で言われる小規模校、この43名以内の学校というのが何校かあります。そう考えれば、いずれ100名を切るというのもそんな遠い時代ではないのではないか。ということを考えれば、やはり浪岡地区が41年前に行った6つの中学校を1つにして、そして小学校の学区を再編成して、そして小学校の今の学区には全て児童館を配置して、今の放課後児童会の形を41年前に浪岡地区ではつくりました。そして、1番の課題である通学の足というのはスクールバスを全て活用している。今現在でも冬期間等を含めて——また場所によって、浪岡地区では小学校と中学校が一緒の学校が40年前にもありました。したがって、その学校を統廃合するときは、中学生もそうですけれども小学生もスクールバスに乗って、今でも小学校に寄って次に中学校に送っている。これを40年以上やってきている。そういうのを考えれば、やはり環境という面で、単なる統廃合の議論ではなくて、教育の環境がどうなのかというのを議論する場面に来ているんだと思います。私も機会があれば、浪岡地域の方にお話をしています。決して統廃合を進めるのではないんだと。果たしてこのような教育の環境というのがどうなのか、皆さんにも考えていただきたい。1人の意見、ほかの人の意見というのをいろいろ話し合いをする場があってこそその教育だと思うんですけれども、それが先生だけでいいのか、また上級生、下級生だけでいいのか。やはり同年代の子どもといろいろな話し合いをして、考え方をお互い高めていくというのが教育ではないかと思います。

浪岡地区でいって、小規模校の教育環境の充実について教育委員会のお考え、取り組みをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 小規模校の教育環境の充実についての御質疑にお答えいたします。

小規模校のメリットということで、小規模校には人間関係が濃密だということのメリットは確かにありますけれども、反面、教育活動が大きく制限されるというデメリットもあるわけでして、そういう意味では今、小倉委員が御指摘になったように、教育委員会としても浪岡地区にも何校かの小規模校が存在いたしますけれども、地域の保護者または地域の住民を対象に話し合いは継続して行っているところです。

その中で、現在の置かれている環境の中でどのように教育環境を充実するかとい

うことにつきまして、まず1点は、小規模校から規模の大きい学校に行ったときの子どもたちの心理的な負担というものを解消する意味で、地域の小学校1校だけではなくて全部の小学校、6校の小学校全員による宿泊体験学習と。それは、たくさん的人数の中で生活するという経験させるためのものです。2点目といたしましては、これも委員から今御指摘がありましたけれども、子どもというのは必ずしも教員だけから物を学ぶわけではなくて、周囲にいる子どもたちから知らないうちに学んでいくものがかなり大きいものと考えております。そういう意味では、多様な同級生といいますか、子どもたちの集団の中で学ぶということの意味は大変大きいものと考えておりますので、そういう意味で、例えば体育デーというのが小学校にありますけれども、その前には全部の小学校の子どもたちが一堂に会して練習をします。また、芸術鑑賞さらには合同の音楽発表会というのがありますので、小規模校の子どもたちが規模の大きな小学校の合唱を聞くということで、どのような学びをするのかという機会をつくってきているところです。そして3点目として、何よりもこの小規模校は、特に今御指摘のあった複式学級の指導ということについては、極めて高度な指導技術が必要となります。単に学校の先生であれば簡単にできるというのではなくて、以前は県内にもたくさんの複式学級がありましたので経験者というのはいますけれども、今現在なかなか少なくなっておりまして、経験した先生も少ないという中で、どのようにして同じ時間の中で2つの学年を指導するかという、その指導技術を十分に身につけさせて教育効果を上げるためには、それ相応の研修が必要であります。そういう意味でも先ほどお話ししたプロジェクトチーム、こういうものも活用しながら先生の指導力、特に小規模校における先生の指導力の向上というのが急務であると考えて対応しているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 ぜひいろんな意味で、小規模校というのが——これは別に否定するわけではないんです。でも、その環境としてどうなのか、これをぜひ検討していただきたい。そして、例えば浪岡地区においても、中学校はもう42年たっています。小学校も最も大きい小学校はもう30年以上たっている。いずれ建てかえの議論が出てまいります。そのときに、果たして今現状の枠組みでいいのか。いろいろ教育の環境も変わってきている。英語の指導も中学校から小学校6年生、5年生においてきて、3年生、4年生はその準備段階に入る。したがって、教職員の配置のあり方等もいろいろ変わってくるんだと思います。そして、部活動等においても、例えばきょうの新聞にあった、部活は1日2時間、そして週休2日という形でさまざま変わっていく。今、教育長がお話ししたスポーツだけではなくて、例えば吹奏楽部等においてもある一定の規模がなければできない。中学校に入ったら、ぜひそういう吹奏楽をやりたいという思いがあっても、その規模によってはなかなか小学校の段階で入れないというのもある。そうするとスポーツだけではない。いろいろな

部活動においても、また教育においても環境が変わろうとしている。浪岡地区は、全ての小学校が1つの中学校に行くという、やはり特殊な事情があります。そういう面で今後検討していくものがあるんだろうと思います。

そういう面で、浪岡地区の教育力を活用していくという部分があります。浪岡地区は先般、浪岡ジュニアバドミントンクラブの祝勝会がありました。長谷川委員と天内委員と私と、そして里村議長も母校ということで浪岡高校のクラブチーム、全体なんですけれども、高校は浪岡高校ですので、中学校、そしてジュニアの小学校がいます。市長と工藤教育委員会事務局理事も出席なされました。非常に驚いたのは、本年度、浪岡高校から中央大学、そして日本体育大学、日本大学、京都の龍谷大学とバドミントンでこのような大学に進学すると。校長先生いわく、いや考えられませんということで、でも1つのものをきわめていけばこういう形になっていくので、今の2年生はU-19のメンバーにも入っている生徒もいる。そして、個人的には、奈良岡功大君というオリンピックのナショナルチームB代表指定の生徒もいる。したがって、ますますこれからそういう意味で活用していきたいというお話もありました。

この浪岡のバドミントンの歴史を考えれば、41年前、あすなろ国体がありました。バドミントンの会場として浪岡体育館が選ばれて、当時、選手そして関係者が当然泊まる場所がなくて民泊しました。今で言う民泊です。うちにも泊まりに来ました。それで、当時はそういう旅館、ホテルがないのでそういう形をお願いして、今で言う民泊なんですけれども家庭に泊まっていたというのも、私も小学校のころでしたので何か覚えています。いろいろ聞けば、昔、それこそ昭和20年代、浪岡八幡宮に相撲道場、土俵があつて、これに当時の双葉山とか鏡里が来て、これも相撲の巡業をやった。このときもやっぱり相撲の人はみんな民泊で泊まったんです。そのとき私は生まれていませんけれども、うちにもやっぱり泊まったんだそうです。やはりそういう歴史がある、土壌があつてバドミントンにおいても、会場になってそれで浪岡地区はバドミントンがすごい普及していきました。したがって、今だけでできたのではない。私は、それがあつた意味で浪岡地区の歴史であり、そして教育力になっているんだと思います。地域でクラブ活動を支えるというのがやはりその地域の力なんだと思います。

この葛西りまさんの一件があつて、みんな浪岡地区で何ができるのか、自分たちで何かできることはないのかというので、さまざま考えてやってきた思いがあります。この教育を含めて、浪岡地区の教育力の活用状況についてお考えをお示ください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 浪岡地区の教育力の活用という点についての御質疑にお答えいたします。

まず、学校教育はいろいろと御指摘をされているように、さまざま課題を抱えて

いるわけですが、これからこの先に向けて、いわゆる持続可能な学校教育というものを考えていく必要があるんだろうと考えております。そういう中で、浪岡地区はこれまでかなり以前から、学校を支援するという強固な組織があるということは認識しているところです。

現在、この強固な組織の支援を受けまして、一に例を挙げますと、具体的には、地域の住民による図画工作の小学校で、授業の先生としての役割を地域住民が担っているというケースもあります。また、小学生にリンゴの栽培からその販売まで、地域の協力を得て行っているという事例もありますし、例えば獅子踊り、さらには凧の会からの指導、そういう支援が多々あるわけです。中学校におきましても、現在 53 の事業所が協力して子どもたちのキャリア教育に資する取り組みをしているという状況です。

このような中で、昨年 8 月ですけれども、子どもの健全育成にかかわる団体が、思いやりの心を育てる映画上映会実行委員会というものを組織いたしまして、映画の上映会を行いました。これには、浪岡地区の子どもたちを地域全体で育てようという思いでこの取り組みがなされたわけで、私も映画を見させていただきましたが、大変心にしみ入るものであったと考えているところです。こういう強固な支援組織があるわけですので、これをさらにこれらの組織と協働いたしまして、この地域の教育資源を最大限に生かしていく教育活動をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 やはりいろんな意味で行政ができること、そして地域ができること、親ができること、きっとさまざまあるんだと思います。いろいろそういう面で協働で地域をつくっていききたい、そして子どもたちを見守っていききたいと思います。教育についてはこれで終わらせていただきます。

次は、浪岡病院についてであります。

今回、2 億 1497 万 7000 円という予算が計上されています。まず第 1 点目として、浪岡病院の建設に際して、どのようなコンセプトで臨むのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 小倉委員の病院のコンセプトについてのお尋ねにお答えいたします。

浪岡病院の建設に際しましては、「青森市公立病院改革プラン 2016—2020」の加速化に向けてに掲げる基本的な考え方であります地域住民の健康管理、疾病の治療や予防の機関となる病院、高齢者医療にも応えられる機能の維持、地域に密着した施設といった機能を持つ施設の整備に向けて、現在準備作業として新病院の基本構想を作成中でして、コンセプトのお示しにはもう少しお時間をいただければと思います。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 市民病院事務局長、コンセプトがまだお示しできないと。これは基本方針、基本構想があって、そしてこれは予算も計上しているわけです。したがって、コンセプトがなくてまだ今予算を計上して普通あり得ないです。これはもうちょっと後のほうでまた聞いていきます。まずわかりました。

それで、まずこの中で平成 30 年度に精神病棟を解体する、この予算が計上されています。アスベスト対策をどのように考えているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

アスベスト対策についてのお尋ねですけれども、病棟解体工事、建設工事業務におきまして、アスベストの含有調査を行いアスベストの含有が認められた場合、病棟解体工事の中でアスベスト除去工事を行うこととなります。今定例会に提案しております当初予算の中にもこれらの費用を見込んでおります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 私、今回このアスベストをちょっと今聞いていくんですけれども、なぜかといえば、弘前市で市営住宅を今改築しました。そして、その中でアスベストの封じ込め問題、これが平成 26 年 6 月 1 日から法的に定められている石綿障害予防規則——石綿則と言うんですけれども、この際には、事業発注者が事前調査を行わなければいけないとあります。事前調査を行わないで解体工事を発注した。今現在、弘前市の市営住宅の問題がここになっているんです。法的に改正になって明らかになっている。その中で当然、事業者、発注者はやらなければいけないとなっている。したがって、この点について今随時聞いていくんですけれども、このアスベストで言いますとこの議会棟もアスベストがありました。

まず、お尋ねします。議会棟の改修工事が終了した後に、アスベスト対策の工事が行われました。これはこの事前調査等を含めて、どういう経緯があったのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議会棟のアスベスト対応についてのお尋ねにお答えいたします。

議会棟につきましては、平成 27 年 12 月から平成 29 年 12 月までの間、耐震補強及び大規模改修工事を行ったところです。御指摘の議会棟のアスベストに関しましては、平成 28 年 11 月の総務企画常任委員協議会で御報告したとおり、本工事中にアスベストの含有が疑われる物質を発見しましたことから、アスベスト含有の有無を分析する定性分析、含有量を分析する定量分析の調査を行った結果、1 つに、議会事務局の床仕上げ材やバルコニーの天井仕上げ材などの建築資材に、2 つに、議会棟屋上の水槽室の天井下地材の断熱材に、それぞれアスベスト含有量の基準値を

超える箇所がありました。

この結果を受けまして、床仕上げ材などの建築資材につきましては、場所として本工事の対象範囲でありますことから、所要の手続を経ながら適正に撤去、処分工事を行い、一方、屋上の水槽室の断熱材につきましては、場所として本工事の対象範囲ではありませんでしたことから、別途撤去工事を発注することとしたものです。なお、この撤去工事につきましては、平成 29 年 10 月に発注して平成 30 年 2 月に完了したところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まずこの点で確認していきたいのは、弘前市の場合は、市営住宅の改築の際に事前調査を行っていなかった、解体してしまった。法的な処置をしなくて終わってしまった。したがって、この問題はどこにあるのかで今いろいろ議論している。

それで、この議会棟で整理したいのは、議会棟を改築するに当たって事前調査は行ったんですよね。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

議会棟はこれまでアスベストの存在を確認していた 1 階車庫部分、それは昭和 62 年ころの把握です。それから電気室、機械室、中央階段、これについては平成 3 年ころの把握及び北側階段室、これは平成 23 年の把握——について、それぞれ除去工事を行うとともに、毎年アスベスト浮遊濃度調査を行って状態の把握を行ってきたところです。このたびの議会棟耐震補強等の工事の設計につきましては、これまで行ってきたアスベスト浮遊濃度調査の状況を踏まえて行ったものです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 調査は行っていたと。これはわかりました。

それで、アスベストの対策としては、除去する、そして封じ込め——吹きつけ等をして固めてしまう、もう 1 つが囲い込み——囲んでしまうという 3 つの手法に分けられます。その中で、今回の 3 階から 4 階の上の部分というのは、議会棟の工事とはまた別の工事と理解していいんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

議会棟屋上の水槽室の天井材断熱材にアスベストが使われている状況を、工事の期間中に発見した経緯があります。当該場所につきましては、いわゆる耐震改修工事そのものの工事範囲外の場所にありましたので、そのまま進行中の工事に含めての除去ではなくて、別途発注したものです。ちなみに、耐震工事の対象範囲内の場所については、当該耐震工事の追加ということで、業者に追加した上で工事を行っ

た経緯があります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 そうしますと今回の経緯で、今の耐震改修の範囲ではなくて工事をする中でわかった部分があったという中で、当然場所によってはその処置の仕方
で除去をした場所、そしてまた囲い込みをした場所がきっとあると思うんです。今、
屋上のほうを含めて階段の部分をとめている。これは、そうすれば囲い込みという
手法で行ったんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議会棟屋上の水槽室の天井材に含まれているアスベストに
つきましては、今回除去という形で工事を行っています。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 やはり囲い込みとなれば、いつかまた解体するときに処置をしな
ければいけない。当然、割合でいって除去というのが1番高いはずです。それが100
とすれば、囲い込みというのは8割くらいとある程度少ないお金でできますけれど
も、いつかはこれは除去しなければいけない。したがって、そういうふう
に除去をしたというのであれば、それはよかったです。

私はこの点で聞きたかったのは、議会棟の耐震工事であると当然なんですけれど
も、耐震工事をするに当たってアスベストの調査をしている。したがって、以前か
らアスベストがあるのはわかっている。そうすればそれを適正に手順を踏んで行っ
たのかというのを確認したかった。今のお話の中でいきますと、調査は行って
場所もわかっていたと。ただ問題は、行った中でまた新たなものが発見されたとい
うのであれば、それは調査の段階からその部分も図面等があるのであればわかっ
ていたのではないかと思うんですけれども、それはその部分にアスベストがあるとい
うのは、やはり議会棟の改修工事という中ではわからなかったんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。耐震改修工事の発注・設計段階であら
かじめわかっていたかというお尋ねです。

工事の最中に発見したということの経緯からして、屋上にある水槽室の天井材に
ついてのアスベストの含有についてはあらかじめの把握はできていなかったもので
す。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 やはりこの点は指摘しておかなければいけないですね。この部分
というのは設計図があって、そして何年度の建物であれば当然アスベストというの
は予想される。今回はその中で、本来であれば当初の工事としてこれも見込んで行

うべきであったのではないかと思うんですけれども、総務部長も素直にその部分はやった中でわかったと。それでもその中で、弘前市のようにごまかすのではなくて、はっきり追加工事として出している。弘前市は大変なんですよ、8000万円、1億円のお金がどうなったかわからないんです。まして発注者側が法的なことをやっていなかったんですから。なかなかよその市のことなので——このアスベストの顛末はそうです。

そこで今度、木村市民病院事務局長にお尋ねします。済みません。

これからアスベストの工事を行う精神病棟。予算を計上している、見込んでいるとあるんですけれども、やはり今言ったみたいな事前調査をしなければわかりません。金額については特に。まだどの程度どのようなものが入っているのか、さっき言ったみたいな吹きつけのものと建材の部分であれば、全然処理のお金が変わってくる。したがって、まず精神病棟の予算は、これから行う事前調査の部分の予算を見ているんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

調査についての御質疑なんですけれども、先ほども御答弁いたしましたとおり、工事の設計業務におきましてアスベストの含有調査を行うということで、設計業務についての予算のほうも計上させていただいております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 設計のほうはまた後で聞くので、まず今回は……。

わかります。でも、アスベストを甘く見てはいけません。この議会棟はいいんです。改修してこれからも使うので、このような問題も出てきます。精神病棟は解体する。したがって、いかに適正に行うかの問題です。このアスベストは私も今回いろいろ調べさせてもらって、以前は石綿の魚焼きもあったんですよ。丸野委員いわく水道の管にもあったと。したがって、光っているのはアスベストであったんだよと。ふだん、アスベストを気にしないで食べたり飲んだりしていたんですね。でも、その問題が明らかになって、全体の重量の0.1%のアスベストがあれば処理しなければいけない。これは世界で最も厳しい基準です。アメリカは1%です。日本というのは、アスベストには世界で1番厳しい基準を持っています。私は、設計の部分で事前調査をして含有量がわかりました、それでどの処理をするかというので、やはり予算が決まっていくと思うんです。それも含めて設計と解体の予算を組んでいるとあるんですけれども、これからまたちょっと様子を見ていきます。なかなかこれ以上聞いても、きっと市民病院事務局長厳しそうですからね。

それでは、アスベストの処理についてです。

これは、中小企業振興基本条例等を考えれば、対応できるのであれば市内の業者にすべきと思いますがどうでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

市内業者におけるアスベスト処理についてのお尋ねですけれども、アスベスト除去工事につきましては、解体工事の元請業者が直接施工せずに他の業者と下請契約を結ぶ場合、市内業者におきましても実績のある業者がおりますので、それらの業者と下請契約を結ぶよう仕様書のほうで要請するなど適切に対応してまいりたいと考えております。また、除去工事後の廃石綿につきましても、市内の廃棄物処理法上の処分業の許可を有する業者を処分先とするよう、同様に仕様書のほうで要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 やはりアスベストの処理となれば、さまざまある中で、業種的に市内でできるものとできないものがきつとあるはずですが。問題は元請がどういう形でなっていくのか。当然アスベストの最終の処理とすれば、埋めてしまうか、もしくは八戸市にある東京鉄鋼株式会社さんの高炉で最後燃やすと。手段とすれば、高炉で燃やすのかもしれないか。埋めるにしても、当然それなりの最終処分場等を持っている資格者での処理になるはずですので、そういう点はできるものであれば対応していただきたい——まあ、対応するというお話でしたので。

それで、解体及び地質調査、この点をどう考えているのか。中小企業振興基本条例等を考えていく中で、やはり市内の業者という考えでいるのか、この点についてお尋ね申し上げます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 解体工事と地質調査業務の発注に関する御質疑ですので、浪岡地区の契約事務を所管しております浪岡事務所からお答えさせていただきます。

浪岡病院精神病棟の解体工事につきましては条件つき一般競争入札、それから地質調査業務につきましては指名競争入札の実施を予定しておりますが、青森市中小企業振興基本条例におきましては、市の責務として「工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者で本市に本店又は主たる事務所を有するものの受注の機会の増大に努めるものとする」と規定されております。

このことから、浪岡病院の精神病棟の解体工事の条件つき一般競争入札への参加資格につきましては、市内中小企業者、それから地質調査業務の指名業者につきましても市内中小企業者といたしたいと考えております。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 そうですね、やっぱり契約というのはこうでなければいけない。あの指定管理もこうであれば何も問題なかったんですよ。わかりました。一応、解

体工事、地質調査については市内で対応していきたいというお話です。

それで、問題は本設計です。これは病院という部分を考えれば、やはり特殊設計というのが出てきます。通常的设计とはまた違ってくると思うんです。この点の基本的な考え方についてお尋ね申し上げます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑についてお答えいたします。

設計についてのお尋ねですけれども、現在業者の選定に当たりましては、限られた期間内に迅速かつ円滑に業務を遂行するため、価格のみではなく技術力、体制及び実績等を総合的に勘案し設計事業者を選定できます公募型のプロポーザル方式を採用したいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まず今の部分で、プロポーザル方式で考えていきたいと。その前に、基本的にこの病院——私、一般質問で聞いたリンゴのCA冷蔵庫等は、ほとんどみんな全国農業協同組合中央会の中にある設計部門が担当します。例えばJRの工事となれば、やはりJRの設計部門が担当する。ある意味で、物によっては特殊性というのがある場合もきっとあると思うんです。今回の病院の設計というのはどうなのか。通常は、市内にもたくさん設計会社があります。当然できるのであれば市内でできればいいんですけれども、この病院の設計というのはどういう位置づけになるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

病院の設計ということなんですけれども、私どもが聞いたところによりますと、病院自体の設計自体が非常に特殊であると。と言いますのも、患者の動線であったりとか医療技術者の動線であったりとか、また部屋の配置であったりとか非常に専門性の高い特殊な設計が必要だと聞いておりますので、なかなかどの業者でもできるというような設計ではないとはお伺いしております。よって、これまで病院を手がけたことのある、実績のある設計事業者にやっていただくことになるのかなとは考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 設計も今のお話を聞けば、どうしても庁舎の設計等とは違うのかなと。市営住宅、学校の設計とは違うのかなという感じも受けました。これもいろいろと今度お話がまたあると思いますので注視していきたい。

プロポーザル方式でやっていきたいとありました。このプロポーザルの選考委員をどういう者を決定するのか。当然これは大きいと思います。この点、今言える範囲でどのようなお話ができるのか、お願いいたします。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○**木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。

プロポーザルの委員の選定ということなんですけれども、まだ具体的にどうい
方を選定するかというのはまだ決めておりませんので、この場ではちょっとお答え
できかねます。

以上でございます。

○**山本武朝委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 市民病院事務局長、やはりそうなれば1番初めのコンセプトにま
た戻っていくんです。基本方針があって基本構想がある、そしてそういう中でどう
いう設計をしていくのか。そしてまたどういう位置づけの病院にしていくのか。こ
れがやっぱり一番大きいんです。それに従って予算もある程度計上するんだと思い
ます。なので、今この23億円という金額が出ている以上は、あらあらの——大体の
建物の平米数とか、ある程度そういうものはあると思うんです。こういう点はどう
いう形になっているのでしょうか。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○**木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。

あらあらの病院の規模という再度のお尋ねですけれども、現在予定しております
のは、2階建ての延べ床面積約4000平米を予定しております。先ほどコンセプトは
まだ決まっていないということなんですけれども、当然にしてあらあらの基本的な
考えとか、そういったものは現在こちらのほうでも考えは持っております。

以上でございます。

○**山本武朝委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 何分、今回の浪岡病院の建てかえ事業は市長の判断、政治決断で
決まった部分ですので、どうしてもこういう部分は通常とはちょっとまたイレギュ
ラーな部分があるのかもしれない。それで私は、コンセプトは結構決まってい
ると思うんです。やっぱりあると思うんです。はっきりしているのは、在宅療養支援
病院になるんですと。これが一番のコンセプトになると思うんですよね。通常の病
院の中で、その性格でいくというのがやはり一番のコンセプトになっていくと私は
思うんです。

その中で、今現状医師が5人います。今度の建てかえで、医師は何名配置する予
定なんのでしょうか。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○**木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えします。

新しい病院になってからの医師の配置ということなんですけれども、基本的に今、小
倉委員がおっしゃいましたとおり、内科医3名、外科医1名、精神科医1名の5名
を配置するつもりでおります。さらに希望を言いますと、現在小児科医が1人欠員
となっておりますので、常勤の小児科医も確保したいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 その中でいきますと、現状の内科医3名、外科医そして精神科医の5名の配置であると。やはり内科医でも、循環器科もあれば消化器科もある。今現在いる3名の内科医の先生は消化器科系の先生です。いろいろな面で広く高齢者等にも対応できる医師の方がいる。そういう部分がコンセプトになっていくと思っはうんです。浪岡病院は、県の医療構想の中でも一般病棟の稼働率は37.6%でした。これは県内でも1番低かったんです。市民病院が13、町立の病院が13——県内は26の公立病院があるという中で、その中でも最も低い。したがって、この部分をどうするかというのがきっといろいろ課題で今進めていくと思っはうんです。

それで、浪岡病院における過去3年間の手術の件数はどうなっているのか。たしか前は高野院長がいた——院長が外科の先生でした。弘前大学病院で外科の先生を1名派遣してくれていました。やはり、手術は最低2名の外科の先生がいなければ手術というのはできない。したがって当時は、浪岡病院で手術ができたのは2人の外科医がいた関係でできたと思っはうんです。今の県の状況でも、浪岡病院は手術の件数が10件未満となっている。この10件未満というのは平内町、外ヶ浜町も同じように10件未満となっている。はっきりないというのは書けないので、きੱとこういふ表現になっているんだと思っはうんです。この過去3年間、手術というのは行われていたのかお尋ね申し上げます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

過去3年間の手術の状況ということですがけれども、過去3年間に手術を行ったという実績はありません。要因としては、平成25年度に外科医の常勤医が異動になりまして、手術を行わない総合診療科を行う医師が赴任したということに原因があるのかなと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 多分、弘前大学のほうで医師を派遣する際に、さまざまな考えがあつて派遣している。きੱとそれが大きいと思っはうんです。果たして手術を行うというのが——確かに局部麻酔は外科医を含めて医師であればできるとあるんですけども、今、いろいろな医療事故、そして医療のさまざまな裁判等において最も大きいのは、麻酔においてのさまざまな事故というのがあります。それを考えれば、麻酔科の先生がいて術後の経過を見ながらいろいろ指摘をする。これは最も必要だと思っはうんです。浪岡病院で1名の外科の先生がいて、仮にまた先生が来て手術を行うというのはどうなのか。私は総合的な面で、やはり総合病院というのは何が求められるのか。さまざまな症状が出て対応できる、それが総合病院である。したがって、みんな総合病院で手術をしていただきたい。さまざまな合併症等の問題がある

ので手術を行っていただきたいというのがあると思うんです。それを考えれば、浪岡病院を建てるに当たって、外科の先生の常勤と、皮膚科そして眼科等含めて診療科の関係で、恐らく浪岡病院も手術というのは――部屋はきっとできるんですね。でもそれはあくまでつくるに当たってですので、この点はあえて浪岡病院で手術をする必要はないのではないかと。条件として病院を建てる条件、そして医師の配置として病院の中に手術室を設けるのであって、ここで手術をするというのは過去3年間もない。そして平成25年度以降、5年間ないんです。地域として浪岡病院に何を求めるのかというのが一番の問題だと思うんです。この点、お考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡病院に何を求めるかということなんですけれども、小倉委員がおっしゃいますとおり、やはり総合病院と比べて機能・規模も違いますので、それぞれの役割に応じたその病院の役割を果たしていくというのが基本的な考えだと思っております。

浪岡病院では、そういった機能の追加といたしまして、浪岡病院の入院患者のうち65歳以上の患者数は90%以上ということもありまして、また今後も高齢者の増が見込まれる中、高齢者への医療サービスが非常に求められるというところです。

また、県の地域医療構想におきましても、浪岡病院の機能分化であったり、連携の方向性の一つとして在宅医療の充実が示されていること。また浪岡自治区地域協議会からも在宅医療を望む意見がありましたので、今回の加速化プランの取り組みの一つに、患者の居住地に医師や看護師等が訪問し24時間体制で医療行為を行う在宅療養支援病院の認定を掲げたところでありまして、現在その実施に向け取り組みを進めているといった高齢者医療について、求められている、取り組みが必要なのかなと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 県内の自治体病院において、在宅療養支援病院の届け出をしている病院というのはどういう病院なんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

在宅療養支援病院の届けを出している病院は県内であるのかというお尋ねですけれども、県内の自治体病院におきまして、在宅療養支援病院の届け出を出している病院は、これまで大間病院、平内中央病院の2病院でありましたけれども、新たに浪岡病院は、平成30年1月31日に届け出を提出いたしまして2月1日から算定できるということになりました。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 市民病院事務局長、たしか南部町の病院、あそこも入っていますよね。やっていると思います。あそこは患者が一番多いと思うんです。その点もぜひ——あります。

今、2月1日から在宅療養支援病院の届け出を出して算定になることとなったとあったんですけども、これは、そうすれば国の指定があると思うんですけども、指定に入ったということなんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

算定に入ったというのは、在宅療養支援病院という指定を受けることによりまして、医療報酬の加算、いわゆる高い報酬を獲得できるという病院に組み入れられたということです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 市民病院事務局長、それは指定になったと。算定になるということは、それは指定になったということなんです。指定を得たのでいろいろ医療報酬においてその部分で——当然規定はあります。みとりとか方針とかが年に何回あるとか、それはみんな何名とかあるんですけども、それには入ったということなんですね。わかりました。この点は算定に入った、指定になったということで、ぜひそれに向けた病院にしていきたい。これがコンセプトなんです。そうでしょう。国が指定しましたというのが基本方針であり基本構想、これがきっとコンセプトなので、ぜひこれに合った病院にしていきたいと思うんです。

最後2点。精神病棟について2点お伺いします。

まず、国の方針で入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療へ変更があって、今回の見直しで浪岡病院の入院病棟はつくしが丘病院に移行して、精神病棟を閉鎖するというにしました。それで、今いる入院患者についてはどのように対応していくのか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

病床閉鎖に向けた精神病棟の入院患者の対応についてということですが、患者さん及び御家族の理解を得ながら、福祉施設等の入所や民間病院への転院を基本に調整しているところです。もちろん強制的にということではなく、しっかりこちらのほうで情報提供させていただいて、御同意を得た上で転院していただくという形で進めております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 浪岡の施設にもやはりいろいろと問い合わせがあります。いろいろお話を聞く中であるのは、障害者という今までの精神病棟の入院の治療から、今

度施設に移行すれば介護保険の中での対応になるケースもある。そうすると、やはり自分たちの思っていたのとはちょっと違うんだなという思いが当然あります。この点は十分、今後——先般、大矢委員の質疑の中で10月で移行するとありましたので、4月1日からまた今も含めて相談、そして取り組みがあると思うんです。これについては十分対応していただきたいと思います。

最後です。外来診療科に精神科は残すんですよね。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○**木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。

外来診療科に精神神経科を残すのかという御質疑ですけれども、退院した患者さんであったり現在通院中の患者さんの治療を継続するため、引き続き精神神経外来を置きたいと考えております。

以上でございます。

○**山本武朝委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** この精神病棟の患者さんについては、そのように対応していただきたいと思います。終わります。

○**山本武朝委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時半からといたします。

午後0時21分休憩

午後1時30分再開

○**山本武朝委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、藤原浩平委員。

○**藤原浩平委員** 日本共産党の藤原浩平です。

情報公開請求について、初めにお尋ねいたします。

今定例会、私の一般質問中、市長が寄附申込書の情報開示を私がしているということを答弁の中で発言しました。その発言の中身は——紹介しますと、「実際には、寄附の申込書については、藤原議員から情報公開請求を受け取っておりますので、その所要手続に沿って公開してまいりますし、私もそれを踏まえて情報公開請求についてお話を伺いましたので、私のほうから御答弁申し上げます」云々。こういうふうに発言しました。私は、私が情報公開請求をしているということを市長が知っているというのびっくりしたんですけれども、そこまで早く情報が上がっていくのはさすがだなと——さすがだというか、びっくりしました。

それで、この発言は何も市長の答弁の前に情報公開請求をしていると私が言った

わけでもありません。市長のほうから突然持ち出した話です。青森市情報公開条例の第3条では——「解釈及び運用」というところの第3条ですが、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」。こう規定しています。誰がどのような情報を開示請求しているのかということを示すということは、この情報公開条例の第3条に抵触すると私は思いますけれども、市の見解について述べていただきたい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 藤原委員の情報公開請求に関するお尋ねにお答えいたします。

本定例会におけます藤原議員の一般質問に対しまして、市長の答弁中「藤原議員から情報公開請求を受け取っております」との発言があったところです。これについて、青森市情報公開条例第3条に抵触するのではないかとのお尋ねですが、青森市情報公開条例第3条では、この条例の「解釈及び運用」について、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重するものとする」と規定しておりまして、これはこの条例の基本方針が原則公開であり、不開示事項に該当するもの以外は行政文書の開示を請求する者の権利、いわゆる知る権利を十分に尊重するよう解釈・運用しなければならないことを定めたものです。また、同じく第3条の後段では「この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定しており、これは実施機関が情報公開請求に対する情報開示を行うに際し、原則公開のもとにあっても、個人情報については個人の尊厳を確保し基本的人権を尊重する観点から、プライバシーに関する情報は最大限保護されなければならないことを特に明らかにしたものであります。

今回の「情報公開請求を受け取っております」との発言は、行政事実を述べているに過ぎず、実施機関として情報開示を行っているものではないことから、青森市情報公開条例第3条に抵触するものではないと理解しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 最後のところもう1回聞きたいくらいですけれども、行政文書の……。もう1回、最後何としゃべったんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

最後のくだりです。今回の「情報公開請求を受け取っております」との発言は、行政事実を述べているに過ぎず、実施機関として情報開示を行っているものではないことから、青森市情報公開条例第3条に抵触するものではないと理解しておりま

す。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 行政事実を述べていると言いました。もう1回聞きますけれども、例えば情報公開を請求した——ある情報がある市民が開示請求したということ、その人の名前も明らかにして、どういう情報だったのかも公にするということは問題ないというお考えですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

ある特定の個人が情報開示請求をしているという事実は、いわゆる情報公開制度において先ほど第3条の解釈で御紹介したとおり、情報開示するに当たって、プライバシーに関する情報を最大限保護されなければならないというものではありませんので、情報開示するに当たって、プライバシーの保護については最大限保護されなければならないということを第3条で定めておりますということをお答えしたところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 理解できませんし、問題だと思えます。個人がどのような情報を見たいとか、開示してほしいと思っているかというのは内心の問題です。私の考え方や感情の問題です。思想の問題でもあります。そのことを明らかにすること、公にするということは、プライバシーの侵害というよりも、基本的、個人的な人権を侵害することになりませんか。そういうお考えはないんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

プライバシーについてですけれども、プライバシーにつきまして青森市情報公開条例の制度上定義しているものではありませんが、一般的に個人や家庭内の私事、私生活、個人の秘密などのことを指して、またプライバシー権とは、この私生活上の情報をみだりに公開されない権利であると承知しております。例えば、このプライバシー権を争点とした判例としては、小説に登場する人物のモデルとなった女性が、その小説の出版の差し止めを訴え差し止め決定となった事案とか、有名政治家の子の離婚を記事にした雑誌について出版差し止めの仮処分の申請が出され、その仮処分が認められた事案などがありますが、市としては一般質問時のやりとりからして、こうした私生活上の事柄ではなくて行政事実を述べているに過ぎず、プライバシーの侵害には当たらないと認識しているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 プライバシーという言葉に総務部長はこだわっていますけれど

も、そういうことを——例えば一般質問の場所でしたよね。テレビでも中継されている、ネットでも中継されている。そういう意味では不特定多数の人がそれを見ているという状況の中で、質問しているのが議員だからといって、その議員がこういう情報公開請求をしているということがあっていいわけがないですよ。そんなことをしたら、みんな情報公開するのをびびってしまうでしょう。そんなことをしゃべってもいいんだとなって、これは行政事実を述べているだけだから何も問題がないということになったら、情報公開請求なんておっかなくてできなくなってしまいますよ。やっぱり間違っていると思います。お答えください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。御質疑の趣旨は、個人情報の観点とプライバシーの観点について若干混じっていることから、個別に整理してお答えしたいと思います。

まず、青森市個人情報保護条例では、個人情報は「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と定めております。このように、個人情報は氏名、生年月日その他の記述等によって特定の個人を識別することができるものと定義しており、今回の「藤原議員から情報公開請求を受け取っております」との発言自体は、個人情報に該当する内容ではありません。一方、プライバシーとは、青森市情報公開条例の制度上、これについてはプライバシーを定義しているものではありませんが、一般的に個人や家庭内の私事、私生活、個人の秘密などのことを指して、またプライバシー権とは、この私生活上の情報をみだりに公開されない権利であると承知しております。今回の件につきましては、市としては一般質問のやりとりからして政務調査の行政事実を述べているに過ぎず、プライバシーの侵害にも当たらないと認識しています。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 納得できません。じゃあ、情報公開した人の名前は公開されても何も問題ないということですか。そんなふうに決めているんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

名前というのは、情報公開条例や個人情報保護条例で個人情報としての定義をされています。一方で、プライバシーの侵害という議論をする場合に、個人情報を明かすことが全てプライバシーの侵害になるかどうかという規定も一般常識もありませんということをお知らせしているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 私はプライバシーという切り口で物を言っているのではないん

ですよ。基本的人権の問題だということじゃべっているのであって、私生活のどうのこうのと中身を明らかにするということなど、私は一言も言っているわけではありません。

話をちょっと角度を変えますけれども、地方公務員法の守秘義務というのがあります。もちろんここでは、特別職としてある市長は地方公務員法の守秘義務の縛りは受けないものと理解されているようですが、それはそれでいいですか。ちょっと確認です。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

地方公務員法上、一般職と特別職がありますけれども、地方公務員法の適用があるのは一般職ですので、特別職たる市長については地方公務員法の適用はありません。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 やっぱり一般職で、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないと決められているのは、特別職は別だとしても特別職の方もそれに倣うと。一般職の職員が守らなければならない事柄をしっかりと守ることが前提になっていないといけないと思うんですよ。でないと、特別職だったらどこに行って何をしゃべってもいい。そんなことにならないでしょう。職務上知り得た秘密、これを漏らしてはならない、やめた後もそれはしゃべってはならないということはやっぱり特別職は——法的には問題ないかもしれない、罰せられないかもしれないけれども、道義的責任としてはしっかりと秘密を守る、個人の情報についてはしっかりと守るという立場をとるべきものではないかと思うんです。だから、総務部長の答弁というのはやっぱり問題だと思いますよ。答弁できますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

先ほどからプライバシーの話をしているのではないという藤原委員の御指摘ですが、プライバシー権というものについて社会一般的に保護されるべき個人の権利だと捉えています。プライバシーに当たるかどうかという観点で、今回の市長の発言についてはプライバシーではないというお答えをしております。したがって、特別職なので地方公務員法の適用がなくて、どこで何をしゃべってもいいという趣旨で答弁しているものではありません。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 いや、どこで何をしゃべってもいいというものではないって、それはそのとおりですよ。そうでなければ困りますよ。やっぱり本会議場での市長の答弁は、個人の内心の自由を侵すものだと私は思います。誰がどんな情報を開示請

求したかということ、よしとすることはできないと思います。

そこで、今定例会中に会議録からの削除と謝罪を求めたいと思いますが見解を求めます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

先ほど来の答弁によって、謝罪するもしくは会議録からの削除を求める根拠はありませんので、そのようなことを実施する予定はありません。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 強く抗議をするものです。こういう基本的人権に抵触するような発言をするようでは市民が困ります。改めていただきたいということを重ねて強く要求して、次に行きます。

20億円の寄附についてお聞きします。

寄附金の申込書が昨年12月26日に提出されたと、これまでも答弁されていますが、普通、寄附をしたいという場合に、例えば事前に市役所のほうに電話したり、どのようにしたらいいのでしょうかとか申し込みの仕方だとか、そういう問い合わせがあるのではないかとも思います。それから、寄附の申請用紙はどこにあって、どうしたら手に入るのかとか、そういうことなども寄附する側では知りたいことだろうと思いますが、それらの寄附の申込書が提出されるまでの市とのやりとり、経緯について、どういうことがあったのかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。（「何で教育部長が答弁するんだ」と呼ぶ者あり）

○横山克広教育委員会事務局教育部長 20億円の寄附の関連ということで、私からちょっと今お話しさせていただきます。

このたびの寄附につきましては、市長が一般質問でお答えしたとおり寄附者が匿名を希望しておられますので、その寄附者の具体的なやりとりについてお答えするのは、差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 ここでも中身を言わない、どういうやりとりがあったのかも言わない。じゃあ、寄附の申込書は市の窓口から直接いただいたものなのか、これも言わないんですか。教えてくださいませんか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今回の寄附者への申込書の関係ですけれども、これにつきましても先ほど申し上げましたとおり寄附者が匿名を希望しておりますので、具体的なやりとりについては差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 なぜ、そういうことが寄附者を特定できるというふうに言うんでしょうか。市役所の窓口から用紙をもらったのかということを知っているのに、それはそうですとか言ったり、そうでないとか言ったりすると寄附者を特定することにつながるんですか。どういう理屈でそういうふうになるんですか。教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

寄附の申込書自体はホームページでも手に入りますし、市役所の窓口に来ても当然手に入りますので、いろんな形がありますけれども、今回に当たりましては先ほどから申し上げておりますように、市長が一般質問でお答えしたとおり寄附者が匿名を希望しておりますので、具体的なやりとりについては差し控えさせていただきますということです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 これでは全然議論として前にも何も進まないじゃないですか。それでいて、寄附者と市長が意見交換などをしたということを一方向的に流されるわけでしょう。記者会見でかなり細かい話までする。そうして複数回会ったというのはいつなんだという、寄附者を特定することになるから答えられない。それから一般質問でも聞きましたけれども、「操車場跡地にアリーナをつくるなら思い切った支援をしますよ」、「幾らですか」、「20億円」、「びっくりした」とこんなやりとりまでしたとよそでしゃべっているわけでしょう、市長が。それくらいしゃべることは本人を特定することにつながらないで、申込書をどこからもらったんだということはつながらないのは、どう考えてもおかしいですよ。市長の話が作り話かもしれないじゃないですか、そうなってくると。全然答えないんだもの。

委員長、これで審議が進むと思いますか。

○山本武朝委員長 寄附者に配慮しての答弁であるという見解だと思います。藤原委員、質疑を進めることはできませんか。

○藤原浩平委員 あんまりですので、ちょっと理事会を開いていただきたい。議論できないじゃないですか、答えることを拒否されてしまうんだもの。

○山本武朝委員長 これまで寄附の目的とかさまざま伝えられておりますけれども、どうしても寄附者とのやりとりに関して必要なのでしょうか。寄附者の意向を踏まえて答えられないと理事者側は言っておりますが、それでも必要ですか。藤原委員。

○藤原浩平委員 必要ですよ。申込書をどこからどうやってもらったのかということ寄附者が言ってくれるなど、そこまで言っていることになってしまいますよ。

これだったらやっつけられない。

○山本武朝委員長 寄附の扱いでどなたか理事者で一般的な答えでも答弁できる方いますか。（「一般的な話だとだめだ」と呼ぶ者あり）いませんね。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）ここはお互い見解の違いもあると思います。寄附者の意向も踏まえてそうではないというところで。

わかりました。ただいまの取り扱い等について理事会で協議していただくため、この際、暫時休憩いたします。

午後 1 時 55 分休憩

午後 2 時 59 分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際、私から報告いたします。

先ほどの理事会において、藤原浩平委員の質疑に対する答弁内容について調整し協議が調いましたので、質疑を続行いたします。

藤原浩平委員。

○藤原浩平委員 何を聞いても寄附者が特定できるというような、そういう答弁には納得できないので、先ほど異議を申し立てたところです。答えられる部分は、しっかり答えていただきたいと思います。例えば、申込書をどこでもらったのかということなんかは、例えば市民協働推進課の窓口でもらった、あるいはインターネットで落とした、それだけで済む話でしょう。それを今度、者が特定できるという理屈をつけて、何を聞いてもそれで通そうという姿勢がやっぱり問題だと私は思います。

そこでもう 1 度聞きますけれども、寄附金の申込書はどのようにしてお渡ししたのかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。副市長。

○前多正博副市長 藤原委員の寄附金申込書に関します寄附者の入手経路につきまして、私からお答えさせていただきます。

先ほど教育委員会事務局教育部長からも御答弁申し上げましたが、入手経路といたしましては、市の窓口あるいはインターネット上から入手が可能です。今般の寄附金に関しましては、12 月 26 日に市側が寄附者のもとに持参してお届けしまして、寄附者のもとに寄附金申込書が渡ったものです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 そう答えてくれればいいわけですよ。なぜあんなふうにして、まさに市長じゃないけれども、同じ答弁をロボットのようには繰り返すというような形

でやってというのは本当に重大な問題だと思います。

それで、12月26日に市が持参したということでした。これは新しい事実として明らかになったわけです。ちょっともう1つ聞きますけれども、寄附金申込書——これは私が開示請求したものなんですけれども、ここの市民協働推進課の收受印、この文書を受け付けたという判こがありますけれども、ここに書かれているのが「29.12.27」と。平成29年12月27日に收受したという形になっているんです。それは、今の副市長の答弁と符合すると考えていいのか。つまり、前の日に持って行って届けたものを、次の日に市の窓口で受け付けになったと理解すればいいのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。副市長。

○前多正博副市長 12月26日にお届けしました寄附金申込書ですが、收受は12月27日になっておりまして、これは当日に寄附者から市に届いたか、または12月27日に寄附者から市に届いたかのいずれかです。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 いずれかといえばいずれかです。

これまで、事前に接触がなかったという趣旨の御答弁を繰り返していたように思いますが、今のお話ですと、12月26日に寄附金申込書を持参して書いてもらったということになるわけですね。そうすると事前に寄附者と会っている、接触しているということを認めたわけです。これが1点、今までと違っただけでも大変な話になるのではないかなと思います。つまり20億円の入った翌年、年が明けて市長は複数回会ったとお話ししているわけです。もちろん12月26日に市長が会ったかどうかはわかりませんが、市の誰かがお会いしているということになるわけです。そうすると、やっぱりその以前にもっと違う話があったのではないかと。つまり、12月26日に初めて20億円という金額を聞いたのか、あるいはアリーナを建てるという話もこの日にしたのかどうかよくわからなくなります。お答えできることを期待して聞くんですけれども、12月26日以前にアリーナを建てる、そのために20億円を寄附者が支援するという話があったのかどうか、もう1度確認したいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。副市長。

○前多正博副市長 このたびの寄附につきましては、市長が一般質問でお答えしたとおり寄附者が匿名を希望しておられますので、寄附者との具体的なやりとりについてお答えするのは差し控えますが、12月26日に寄附者の寄附の意向を受けまして、市側で寄附金申込書を寄附者にお届けしたものです。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 この先なかなか新しい答弁が出てこないと思いますけれども、この問題をやっぱり普通に考えて、20億円も寄附をするということはほとんどまれなことです。1万円寄附するとかだったら普通の市民でもよくあるかもしれません。

5000 円でも寄附する人がたくさんいらっしゃると思います。しかし、20 億円という金額を提供する、寄附するという話があったときに、窓口の課ではどういう対応をするんだろうかと普通思いますよ。初めて寄附をする方だったら、まずどういうふうにしたらいいのかと疑問に思うでしょうし——寄附が趣味の人がいれば別ですけども——本当に窓口でどういう対応をされたのだろうか、20 億円と書かれた申込書を見てどう思ったんだろうか。つまり、課長とか部長とかにこんながありました、初めて見たという形で言ったのかどうか。そういうことなんて、とても想像力をたくましくして考えるとどういうふうになっていたのだろうかと思うわけです。だから聞いているんですけども、さっきみたいな話になってしまうと。そういう意味では、本当に誠意を持って答えていただきたいと思います。

もう 1 点だけ。この寄附金申込書についてですけども、これは私がインターネットで落としたものなんです。それでこちらは開示請求したものなんですけども、寄附金申込書、それから寄附金額、寄附金の用途指定とか番号が通しでついていて、項目ごとに書いてある文字の字体が違うんですよね。なぜなのかということを知ったら教えていただきたいんですけども、こちらの私がダウンロードしたほうは文字が太文字になっている。こちらは細いんですよね。2 種類あるのかと。窓口で渡すのとインターネット用と別なのか。知ったら教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 質疑にお答えいたします。

ダウンロードする様式と窓口の様式の文字の太さが違うというお話は、内容的には同じですので、ファイルとして PDF とかに変換するとき、多分そういった違いが生じているものだと思います。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 事前に寄附者と接触があったということが、きょうの答弁の中で出されました。やっぱり普通に考えて、リアリズムで考えると、アリーナを建てると 20 億円を寄附する、支援するというお話があって、それがじゃあお願いしますということになって、12 月の末に寄附がされたんだと想定するほうが現実味があると私は考えています。やっぱり 20 億円ものお金ですから、例えばもっと早い時期に 10 月とか 11 月とかに寄附するとなると、お金を運用したりする際に運用の仕方として非常に問題がありますので、それで最も有効な時期を選んだのではないかと想定するわけです。いずれにしても、市のほうでは、寄附の振り込み以前に寄附者と会ったということ、このことがこれまでの答弁と全く違う点であるということをしっかり指摘しておきたいと思います。

次へ行きます。最後、除排雪の問題です。

これは地元紙東奥日報に載った記事ですけども、2 月 26 日午前 5 時半ごろ、青森市原別 2 丁目の市道にいた、近所に住む無職竹谷健彦さんが、同市野内浦島の除

雪ブルドーザーにはねられた、骨盤骨折などの重傷を負ったという事故の報道がされています。ここは私の自宅からも非常に近いところで、よく現場の様子や道路の様子などもわかるんですけども、この 26 日に発生した除雪車両の事故の概要について、まず示していただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 藤原委員の除雪車両の事故についての御質疑にお答えいたします。

事故の詳細につきましては、現在、青森警察署において調査中とのことですが、委託事業者を確認したところ、事故の発生は、平成 30 年 2 月 26 日午前 5 時 30 分ころ、自分の受け持ちの作業を終えたオペレーターが同僚の作業状況を確認するため、原別 2 丁目の市道を除雪車両で回送中に市民の方と接触し、骨盤骨折などの重傷を負わせたものです。

市では、除排雪作業時における安全管理について、まず、昨年 10 月に開催いたしました平成 29 年度除排雪事業に関する説明会において周知し、また、同じく 11 月及び 12 月に開催いたしました平成 29 年度除排雪作業安全管理講習会において、実地研修を行うなど周知したところです。さらに、本年 2 月 22 日には、文書によりまして改めて通知するなど、安全管理の徹底を図ってきたところですが、今回の人身事故を受けまして、再度、全委託事業者に対し通知文を送付し、一層の安全管理に努めるよう指導したところです。また、今月 3 月 5 日には、2 回目となります豪雪対策本部会議を開催し、各部局に対しまして雪対策に係る取り組みを進める際の安全管理の徹底について、改めて周知を図ったところです。なお、本案件につきましては、3 月 7 日開催の都市建設常任委員会においても報告させていただいたところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 この原別 2 丁目の事故が発生した工区で、市から委託を受けた事業者が除排雪作業をする際の安全対策は、どのようになっていたのかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。安全対策についてということです。

当時の除排雪作業における安全対策につきましては、先ほど答弁いたしました除排雪作業委託仕様書の規定及び除排雪作業安全管理マニュアルに基づきまして、当日の作業時間は交通量の少ない 21 時から開始し、翌日の 6 時 30 分に終了していること。また、当時の作業従事者に対しましてはアルコール検査を実施し、検出者はゼロ人だったこと。また、監督員 2 名、誘導員 2 名が配置されていたことなどについて作業日報から確認しており、マニュアルに基づき実施されていたものと考えて

おります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 確認しますが、事故を起こした車両の業者は委託工区の元請の業者でしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

元請ではなくて、元請から業務を委託しておりました下請業者です。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 こういうケースの場合は、もちろん今警察で事故の様子などを調査しているということになるんでしょうけれども、その責任の所在の問題になると、やっぱり元請の責任というのもそれなりに問われることになるんだろうと思います。それはどういうことが考えられますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

元請と下請の関係ですけれども、両者では委託契約という形で、市のほうにはその委託契約に当たって下請承認申請書というものが上がっております。当然、今回の事故につきましては、元請を初め保険に入っておりますので、そういった形で対応していく——元請あるいは下請のほうでお話しすることも含めて対応していくと思っているものです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 そのところは、元請責任もしっかり果たしてもらおうようにしていただかなければ困るだろうと思います。

それで、この事故が起こった当時、誘導員の配置などはどういうふうになっていたのかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

当日は、誘導員が2名配置されていたと報告が上がってきております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 2名配置されていたと。つまり事故現場に2名配置されていたということなんでしょうか。それとも——配置場所はどこだったんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

先ほども御説明いたしましたけれども、オペレーターは自分の工区が終わって、

仲間の工区のところに行こうとしておりました。その際の事故ですので、そこには誘導員は当然おりません。誘導員は別のエリアで実際に誘導活動していたところ です。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 別な場所に2名配置されていて、この事故現場にはいなかったと。この誘導員の配置ということは、これまでもたびたび取り上げられてきた問題でもあると思います。平成23年12月30日に青森市金沢のほうで、新聞配達中の女性が重機にひかれて死亡したという事故もありました。このときも誘導員の配置が不十分だったのではないかということが指摘されていたと思います。

誘導員の配置については、当時の都市整備部理事も除排雪の作業員や作業監督員などにも指示を行って遵守事項、誘導員の配置などについて、しっかりと安全確保のために配置させていきたいということもコメントしているところですが、その後、どのような改善策がとられて今日に至っているのかお話しくださいませんか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。近年の事故を受けまして取り組んだ安全対策ということです。

先ほどの誘導員の配置につきましては、藤原委員からお話がありました事故の後、作業場所によって配置すべき人数や位置がそれまで異なっておりましたことから、平成24年度の除排雪安全管理マニュアルにおきましては、作業中の配置例をイラストでわかりやすく表記するなど、除排雪事業者の誘導員の適正配置の徹底をしたところ です。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 誘導員の配置というのを——よく現場で出会ったりする例は、例えば朝早くだとか夜遅くだとかに、作業中の道路の入り口の部分に除雪作業中の看板があってそこに交通指導員のような方がいて、ここは今除雪作業中だから迂回してくれとかという指示を通行する車両に言ったりする人はいるんですけども、実際に重機のそばで誘導するというのを余り見たことがない。これは私だけではなくて、何人かの関係者の話を聞いてもそういう話になるんです。実際は、例えば重機が入ってくると、自分のうちの前に大きな雪の塊を置いていかれると困るので、一生懸命道路に出して、ブルドーザーに持って行ってもらおうと思って出てきたりする人たちもいます。そういう人たちとの関係では誘導員がいなければ、全く安全の確保ということでは本当に心配な部分になるのではないかと思うんですけども、そういうことへの対応のための誘導員の配置の仕方などということは、これまで手だてをとってきたのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

実際に重機のすぐそばでの誘導員の活動というお話でしたけれども、誘導員とはいえ大変危ないという状況にありますので、基本的には交差点と交差点の間の路線をやるときは、その交差点の両端のほうに誘導員を配置しているところです。

その中で雪出しをしている方がいらっしゃるということにつきましては、市としては事前に雪出ししないようにということで、これまでもPRしてきたところですので、誘導員が直接出かけていって声をかけてやめてくださいということは、現在はしていないという状況です。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 この新聞報道によると、けがをされた方もスノーダンプが置かれていたことから、除雪作業中だったのではないかと見られているというふうに報道されています。やっぱり重機は車体も大きいですし車高も高いですし、死角になる部分もあって、余りそばで雪を出されたりすると危険この上ないということがあるんだと思うんです。そういうことをさせないように誘導員の配置の仕方というのは、誘導員の安全も含めてどう配置がとれるのかということを検討するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。誘導員をそういった形でも配置すべきではないかとのことでした。

先ほども言ったように、基本的に誘導員は交差点交差点につけておきまして、その中の実際に重機で除雪をしているそばでは対応していないというのがこれまででしたし、今後もそういった形でやっていくべきものだろうと思います。先ほどもお話ししましたがけれども、重機はそれこそ死角もありまして、除雪の誘導員とはいえ危険な状況もこれまたありということです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 いずれにしても高齢者が多くなっていますし、朝の5時とかの時間帯でももう雪片づけを始めている市民の方がいっぱいいらっしゃいます。冬の暗いときでもいらっしゃいますし、そことぶつかるというか、除雪車の作業と重なったりすると非常に危険なわけですので、そういうときにしっかりと安全対策がとられるように御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

1つだけ。この事故の話ではないんですけれども、除雪作業の計画書というのを毎年市のほうで出すわけなんですけれども、この中に、排雪作業中あるいは作業車に必ず市の旗を掲揚するように、作業中の注意等と市の指定した標識板の表示がなされているか確認することとなっていて、青森市のマークがついた白い旗を——今はダンプにはつけていないみたいなんですけれども——重機などにもつけているとなってい

るんですけれども、これが余り徹底されていないという話で、これも青森市の委託でやっている、あるいは委託で仕事をしていることを示すため、また安全の確認のためにもこの市旗を掲げているのではないかと思いますけれども、この市旗の掲揚とその目的について、どういうふうにお考えなのかお答えください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。市旗ということです。

青森市の業者が除排雪作業を請け負うに当たりまして、市旗を掲揚することとしております。ですので、青森市から委託を受けて、しっかりと除排雪作業をしているんだよということを自分たちでも心に誓いながら作業していただきたいという思いです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 この市旗の掲揚は、当該事故を起こした車両にはついてたかどうか確認されていますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

市旗がついていたかどうかというのは、現時点では確認しておりません。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 契約の際には、市旗の掲揚というのはしっかりと業者との間で約束はさせられるようではございますけれども、今の場合、下請になっているということもあって、その辺の下請の場合、この市旗の掲揚というのは遵守されているのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

下請のほうにも市旗がちゃんと掲揚できるように遵守されているのかということですが、その部分についても今確認ができていないところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 この点も契約事項に含まれているものですし、仮にその旗を紛失したりすると、始末書も書かなければいけないということにもなっているみたいですので、その扱い、それから掲揚については徹底をされたいと思います。

最後に、誘導員の単価——賃金です。

平成 29 年度の除排雪車両の単価表というのを見ますと、誘導員及び交通整理員は夜間単価が 2902 円となっています。これは 1 時間当たりだと思いますが、下請の場合などは、この単価が保障されているのかどうか、幾ら払われているのか実態を調査されたことはあるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

時間単価が夜間で1時間当たり 2902 円、この金額が下請のほうにちゃんと金額として契約されているのかということだと思いますけれども、そこに関しましては、先ほどもちょっとお話ししましたが、委託業者が下請業者に委託する場合につきましては、市に下請承認書を出してもらうこととしておりますが、その際には下請金額の記載は必要としていないものですので、実際に幾らの単価でお互いに契約しているのかというのは承知していません。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 元請から下請に仕事が渡るときに、やっぱり除雪そのものにかかわる費用も、元請がもらった分よりも削られて下請に行くというのが常識的です。ですから、そういう中で誘導員の賃金もどれだけ減らされているのかということも考えてしかるべきではないかと思うわけです。それでなくても誘導員の確保が大変になっているという話も聞きますし、そういう点で安全対策としては、そこで働く誘導員の労働環境という面も、しっかりと改善していくことが必要になってきているんだということを指摘したいと思いますが、最後に一言、これについてお話を伺えればと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えいたします。

除排雪事業において誘導員は必ず必要なものと考えており、誘導員がいないまたは足りていない状況であれば日報を確認し、そういう状況とならないように指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 終わります。ありがとうございました。

○山本武朝委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、付託された議案を4つに分け、最初に議案第53号「平成29年度青森市一般会計補正予算」から議案第66号「平成29年度青森市八重菊第一財産区特別会計補正予算」までの計14件を一括してお諮りし、次に、議案第90号「平成29年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」をお諮りし、次に、議案第1号「平成30年度青森市一般会計予算」から議案第52号「平成30年度青森市郷山前財産区特別会計予算」までの計52件を一括してお諮りし、最後に、議案第87号「平成30年度青森市下水道事業特別会計に収入として繰り入れることについて」から議案第89号「平成30年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」までの計3件について一括してお諮りたいと

思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、最初に議案第 53 号「平成 29 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 66 号「平成 29 年度青森市八重菊第一財産区特別会計補正予算」までの計 14 件についてお諮りいたします。

議案第 53 号から議案第 66 号までの計 14 件については、原案のおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 天内慎也委員、何号に御異議がありますか。

○天内慎也委員 議案第 54 号に異議があります。

○山本武朝委員長 議案第 54 号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 54 号については、原案のおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本武朝委員長 起立多数であります。

よって、議案第 54 号については、原案のおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 54 号を除く各案件については、原案のおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号を除く各案件については、原案のおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 90 号「平成 29 年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」お諮りいたします。

議案第 90 号については、原案のおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 90 号については、原案のおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 1 号「平成 30 年度青森市一般会計予算」から議案第 52 号「平成 30 年度青森市郷山前財産区特別会計予算」までの計 52 件についてお諮りいたします。議案第 1 号から議案第 52 号までの計 52 件については、原案のおり可決すべきも

のと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 天内慎也委員、何号に御異議がありますか。

○天内慎也委員 議案第1号、議案第2号、議案第8号に異議があります。

○山本武朝委員長 ほかに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 それでは、まず議案第1号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本武朝委員長 起立多数であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本武朝委員長 起立多数であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本武朝委員長 起立多数であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第1号、議案第2号及び議案第8号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号及び議案第8号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「平成30年度青森市下水道事業特別会計に収入として繰り入れることについて」から議案第89号「平成30年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」までの計3件についてお諮りいたします。

議案第87号から議案第89号までの計3件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号から議案第 89 号までの計 3 件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、3 日間にわたり終始熱心に審査していただきまして、ありがとうございます。

また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後 3 時 40 分閉会